文京区地域防災計画

（平成３０年度修正）

【資料編】



文京区防災会議

文京区地域防災計画

（平成３０年度修正）

【資料編】



文京区防災会議

地域防災計画　資料編　目次

1　法令関係

第１　文京区防災対策条例 1
第２　文京区防災会議条例 7
第３　文京区防災会議運営規程 9
第４　文京区防災会議委員名簿 10
第５　文京区災害対策本部条例 11
第６　文京区災害対策本部条例施行規則 12
第７　文京区災害対策本部組織図 23
第８　文京区臨時災害対策本部要領 25
第９　文京区臨時水害対策本部要領 28
第10　文京区議会地震等災害対策本部設置要綱 31
第11　文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程 37
第12　文京区震災復興本部の設置に関する条例 39
第13　文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則 40
第14　東京都震災対策条例 43
第15　東京都震災対策条例施行規則 53
第16　東京都帰宅困難者対策条例 61
第17　事業所における帰宅困難者対策ガイドライン 65
第18　大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン 66
第19　一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン 67
第20　応急危険度判定実施本部組織図 68
第21　災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行規則） 69
第22　激甚災害指定基準 74
第23　局地激甚災害指定基準 76
第24　文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱 77

2　被害想定関係

第25　「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定 81
第26　「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定 98
第27　文京区地域危険度一覧表 102
第28　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表 104
第29　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 105
第30　東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 106
第31　文京区水害ハザードマップ 107
第32　神田川洪水ハザードマップ 109
第33　神田川洪水ハザードマップ【浸水継続時間】 111

第34　文京区土砂災害ハザードマップ 113

3　施設・設備関係

第35　耐震改修促進税制の内容 115
第36　危険物製造所等一覧表 116
第37　放射性物質関係施設 116
第38　毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表 116
第39　区設貯水槽一覧表 117
第40　区有井戸一覧表 118
第41　協定井戸一覧表
（東京都豆腐商工組合文京支部・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部） 118
第42　協定井戸一覧表（民間） 119
第43　区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表 120
第44　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置場所一覧表 121
第45　浸水想定区域内の要配慮者利用施設 125
第46　浸水想定区域内の地下街等 125

4　備蓄関係

第47　備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 127
第48　学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 134
第49　福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 154
第50　妊産婦・乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 158
第51　警察・消防資器材備蓄保有状況 161
第52　消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況 161
第53　災害用医療資器材の保有状況 162
第54　水防用備蓄資器材一覧表 163
第55　水害対策用土のう堆積場所一覧表 164

5　情報連絡体制等

第56　屋外スピーカー設置場所一覧表 165
第57　区災害対策本部を中心とする無線系統図 166
第58　広報文例 167
第59　区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表 169
第60　気象情報伝達系統図 170
第61　神田川洪水予報伝達系統図 171
第62　土砂災害警戒情報伝達系統図 172

６　協定関係

第63　文京区協定先一覧表 173
第63－１　災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定書 178
第63－２　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 179
第63－３　災害時における井戸水の確保に関する要綱 179
第63－４　災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定 180
第63－５　災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関する協定 180
第63－６　災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定 181
第63－７．８　災害時の医療救護活動についての協定書 181
第63－９．10　災害時の歯科医療救護活動についての協定書 183
第63－11　災害時における救護活動についての協定書 185
第63－12　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書 187
第63－13　災害時における医療機器等の供給に関する協定書 188
第63－14　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定書 189
第63－15　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 190
第63－16　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 192
第63－17　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 194
第63－18　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 196
第63－19　災害時における応急対策活動支援に関する協定書 198
第63－20　災害時における応急対策活動支援に関する協定書 199
第63－21　災害時における応急対策活動支援に関する協定書 201
第63－22　災害時における応急対策活動支援に関する協定書 201
第63－23　災害時における応急対策業務に関する協定書 202
第63－24　災害時における応急対策業務に関する協定書 203
第63－25　災害時における応急対策業務に関する協定書 205
第63－26　災害時における応急対策業務に関する協定書 206
第63－27　災害時における応急対策業務に関する協定書 208
第63－28　災害時における応急対策業務に関する協定書 209
第63－29　災害時における応急対策活動に関する協定書 210
第63－30　災害時における応急対策業務に関する協定書 211
第63－31　災害時における応急対策業務に関する協定書 212
第63－32　災害時における理容業務活動に関する協定書 213
第63－33　災害時における応急対策に関する協定書 214
第63－34　災害時における軽自動車運送の協力に関する協定書 215
第63－35　災害時における物流業務に関する協定書 215
第63－36　災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定書 217
第63－37　災害時における石油類等の供給に関する協定書 218
第63－38　災害時における石油類等の供給に関する協定書 220
第63－39　災害時における石油類等の供給に関する協定書 221

第63－40　文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との災害対策に係る
相互協力に関する覚書 222
第63－41　災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との
情報収集等の協力に関する協定 223
第63－42　災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定書 223
第63－43　災害時におけるボランティアの活動に関する協定書 225
第63－44　災害時における特別法律相談に関する協定書 226
第63－45　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 226
第63－46　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 229
第63－47　一時避難場所の施設利用に関する協定書 230
第63－48　一時集合場所の土地利用に関する協定書 231
第63－49　災害時における相互協力に関する協定書 232
第63－50　災害時における相互協力に関する協定書 233
第63－51　災害時における相互協力に関する協定書 234
第63－52　災害時における相互協力に関する協定書 235
第63－53　災害時における相互協力に関する協定書 236
第63－54　災害時における相互協力に関する協定書 237
第63－55　災害時における相互協力に関する協定書 238
第63－56　震災時における災害対策用物資の調達に関する協定書 239
第63－57　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 240
第63－58　災害時における相互応援に関する協定書 249
第63－59　災害時における相互応援に関する協定書 250
第63－60　「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書 251
第63－61　津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定書 252
第63－62　甲州市と文京区との相互協力に関する協定 253
第63－63　文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書 253
第63－64　上天草市と文京区との相互協力に関する協定 254
第63－65　福山市と文京区との相互協力に関する協定 254
第63－66　河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定書 255
第63－67　河川水位計の観測値の配信に関する協定書 256
第63－68　防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書 257
第63－69　避難所施設利用に関する協定書 258
第63－70　避難所施設利用に関する協定書 259
第63－71　避難所施設利用に関する協定書 260
第63－72　避難所施設利用に関する協定書 261
第63－73　災害時における動物救護活動に関する協定書 262
第63－74　災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定書 263
第63－75　災害時における母子救護所の提供に関する協定書 264
第63－76　災害時における母子救護所の提供に関する協定書 265

第63－77　災害時における母子救護所の提供に関する協定書 266
第63－78　災害時における母子救護所の提供に関する協定書 267
第63－79　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 268
第63－80　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 269
第63－81　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 270
第63－82　災害時における母乳育児支援に関する協定書 271
第63－83　災害に係る情報発信等に関する協定 272
第63－84　災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定書 273
第63－85　災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書 274
第63－86　災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書 275
第63－87　災害時における清涼飲料水の供給に関する協定書 276
第63－88　災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書 277
第63－89　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 280
第63－90　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 281
第63－91　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 282
第63－92　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 283
第63－93　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 284
第63－94　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 285
第63－95　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書 286
第63－96　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書 287
第63－97　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書 288
第63－98　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書 289
第63－99　災害時における相互協力に関する協定書 290
第63－100　災害時における相互協力に関する協定書 291
第63－101　災害時における相互協力に関する協定書 292
第63－102　災害時における相互協力に関する協定書 293
第63－103　災害時における相互協力に関する協定書 294
第63－104　災害時における相互協力に関する協定書 295
第63－105　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸与に関する協定書 296
第63－106　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 297
第63－107　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 298
第63－108　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 299
第63－109　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 300
第63－110　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 301
第63－111　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定 302

7　避難所・避難場所関係

第64　避難所における耐震補強工事進捗状況 303
第65　避難場所及び地区割当 304

第66　避難場所の町会別割当 305
第67　文京区防災地図 307
第68　避難所に充てる学校施設等一覧表 309
第69　二次的な避難所の候補施設一覧 311
第70　福祉避難所所在地一覧 313
第71　妊産婦・乳児救護所所在地一覧 314
第72　避難所運営協議会による避難所開設の流れ 315
第73　避難所運営本部組織図 316

8　関係機関の活動等

第74　災害時医療救護機関 317
第75　震災時における交通規制 318

9　輸送関係

第76　庁有車車種別配置一覧表 319
第77　緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 321

10　その他

第78　気象庁震度階級関連解説表 323
第79　気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表 327
第80　気象警報・通報指示系統図 328
第81　被災世帯（事業所）調査票 329
第82　水防活動報告書様式 335

資　料　編

1　法令関係

第１　文京区防災対策条例

（平成18年3月9日 条例第十三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、防災対策における区民、事業者及び区の責務並びに協働することの意義を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発等により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。

三　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

四　事業者　区内において事業活動を行うもの（学校を含む。第三十五条を除き、以下同じ。）をいう。

五　区民防災組織　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項に規定する町会、自治会等を単位として自主的に組織するものをいう。

六　防災関係機関　警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関（以下「都」という。）、法第二条第三号から第六号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

（基本理念）

第三条　区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成十六年十二月文京区条例第三十二号）の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

（区の責務）

第四条　区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。

２　区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

（地域防災計画の実施）

第五条　区は、法第四十二条第一項の規定により作成する文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策を適確かつ円滑に実施するものとする。

（区の職員の責務）

第六条　区の職員は、災害時に迅速な応急活動等が実施できるよう、あらかじめ防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

（区民の責務）

第七条　区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

２　区民は、三日分の飲料水及び食糧並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。

３　区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業（以下「防災対策事業」という。）に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

４　区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

（事業者の責務）

第八条　事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実に努めなければならない。

３　事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

４　事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

第二章　防災に関する組織

（区民防災組織）

第九条　区民は、区民防災組織を結成する。

（防災会議）

第十条　法第十六条第一項の規定により設置する文京区防災会議は、第三条に規定する基本理念を反映させて地域防災計画の作成又は修正を行うものとする。

（災害対策本部）

第十一条　法第二十三条の二第一項の規定により設置する文京区災害対策本部は、前条の地域防災計画の定めるところにより区内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施するものとする。

第三章　区民、事業者、区等の協働

（協働の推進）

第十二条　区は、防災対策を推進するに当たって、区民、事業者等と協働するものとする。

（区民防災組織の活動）

第十三条　区民防災組織は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき、次に掲げる事項を行うものとする。

一　初期消火活動、救助活動及び救護活動のために必要な資器材を備え付けること。

二　定期的に訓練を行い、初期消火活動、救助活動及び救護活動に関する技能を習得し、並びに当該技能の向上に努めること。

三　災害時に区、防災関係機関及び事業者と協働し、初期消火活動、救助活動、救護活動、避難誘導活動等を行うこと。

四　災害時に区、防災関係機関等と協働し、避難所を運営すること。

五　区、防災関係機関等と協働し、被災後の地域の防犯に努めること。

（区民防災組織の育成）

第十四条　区は、活動経費の助成、防災に関する研修の実施、防災意識の啓発その他の支援

により、区民防災組織の育成に努めなければならない。
2　区は、平常時から区民防災組織の活動の促進を図るため、防災リーダー（区民防災組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。
（ネットワークづくり）
第十五条　区は、区民防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が協働して効果的に活動を行えるよう、平常時からネットワークづくりの促進に努めなければならない。
（ボランティア活動）
第十六条　区民は、災害時にボランティア活動に参加するよう努めなければならない。
2　区は、ボランティアと協働して行う被災者に対する支援活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ活動の拠点の提供その他の体制の確立に努めなければならない。
3　区は、平常時に防災関係機関と連携を図り、ボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。
（要配慮者・避難行動要支援者対策）
第十七条　区民は、近隣に居住し、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難である、又は必要な情報を得ることができない高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の状況の把握及び救出に努めなければならない。
2　区は、防災対策を実施するときは、要配慮者の安全に配慮するよう努めなければならない。
3　区は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めなければならない。
4　区は、区民、区民防災組織及び事業者と協働し、避難行動要支援者の状況をあらかじめ把握するとともに、災害時の支援及び情報提供の体制を確立するよう努めなければならない。
第四章　予防対策
（都市基盤の整備）
第十八条　区民及び事業者は、安全な地域の整備に努めなければならない。
2　区は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備に関し防災関係機関と連携し、地球環境の変化を視野に入れた総合的な施策を推進するものとする。
（民間建築物等の安全の確保）
第十九条　区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の安全を確認するとともに、耐震性及び耐火性の確保並びに窓ガラス等の落下防止に努めなければならない。
2　区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。
（公共施設等の安全の確保）
第二十条　区は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を確保し、その安全を図るものとする。
（風水害対策）
第二十一条　区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の暴風、豪雨、洪水等による風水害に対する備えに努めなければならない。
2　区は、都と連携を図り、総合的な治水対策を実施するものとする。
3　区は、風水害が発生したときは、都と連携を図り、区民及び事業者にその情報を提供するものとする。
（鉄道、道路等の安全の確保）
第二十二条　鉄道事業を経営する者は、施設の耐震性及び耐火性を確保するとともに、利用者への情報提供、安全な避難誘導等の体制の確立に努めなければならない。

2　区民は、災害時の避難路を確保し、及び消防活動を促進するため、道路上に自転車を放置し、又はみだりに自動車を駐車しないよう努めなければならない。

3　道路を管理する者は、災害時の避難路及び延焼防止機能の確保並びに消防活動の促進のため、歩車道の分離・拡幅、細街路の整備等に努めなければならない。

（電気、都市ガス、水道施設等の安全の確保）

第二十三条　電気、都市ガス、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設（以下「ライフライン」という。）の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2　区民及び事業者は、ライフラインの供給停止時及び供給再開時の安全点検に努めなければならない。

（がけ・擁壁、ブロック塀等の安全の確保）

第二十四条　区民及び事業者は、その管理する土地に係るがけ・擁壁、ブロック塀、自動販売機等の安全の確保に努めなければならない。

2　区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

（家具の転倒・落下防止等）

第二十五条　区民及び事業者は、家具の転倒・落下及び窓ガラスの飛散の防止に努めなければならない。

（火災の防止等）

第二十六条　区民及び事業者は、火災の発生を防止するとともに、出火に備えて住宅用火災警報器、消火器等を設置し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

2　事業者は、自主的な防災組織の設置に努めなければならない。

3　区は、災害時の初期消火及び火災の延焼防止のため、都と連携を図り、消火器、消防水利の設置等の必要な施策を推進するものとする。

（消防団への支援）

第二十七条　区は、消防団が行う消防活動、救助活動、救護活動、訓練等の活動を支援するとともに、消防団員の確保について協力するものとする。

（知識の普及及び情報の提供）

第二十八条　区民は、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2　区は、平常時から防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育の推進）

第二十九条　区は、平常時から学校教育及び生涯学習を通じて防災教育の充実に努めるとともに、区民防災組織、事業所、消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

（防災訓練の実施）

第三十条　区民及び事業者は、防災訓練に自主的かつ継続的に参加し、災害時の行動力を向上させるよう努めなければならない。

2　区は、区民防災組織、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するものとする。

3　前項の防災訓練に参加した者が当該防災訓練により死亡し、又は負傷したときは、区は補償を行うものとする。

第五章　応急対策

（応急体制の確立）

第三十一条　区は、災害時の避難及び救援を円滑に行うため、医療救護体制その他の必要な体制を確立し、防災に関する施設及び設備を整備し、並びに必要な物資及び資器材を備蓄するものとする。

（情報連絡体制の確立）

第三十二条　区は、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を確立し、並びに災害時に適確な情報を迅速に区民に周知する方法を整備するものとする。

２　区は、要配慮者に対する情報提供に努めなければならない。

（活動の拠点）

第三十三条　避難所は、区立の小学校及び中学校その他の公共施設等に設置し、災害時における地域の避難及び救援の活動の拠点とする。

２　区は、あらかじめ前項に規定する施設の安全の確保、人員の確保、食糧及び生活必需品の備蓄、飲料水の確保等を行うものとする。

３　区民防災組織及び区は、災害時に避難及び救援活動並びに避難所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

４　区は、災害時に速やかに避難所に医療救護所を設置し、医療機関及び防災関係機関と協力して傷病者への医療措置等を行うものとする。

（避難誘導）

第三十四条　区は、都と連携を図り、災害時に区民が避難所及び東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第四十七条第一項に規定する避難場所に安全に避難するため、必要な避難路の確保に努めなければならない。

２　区は、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知するものとする。

３　区民及び事業者は、あらかじめ避難所及び避難場所の位置、避難の経路、避難の方法並びに家族との連絡手段の確認をするよう努めなければならない。

４　区民防災組織は、災害時に避難誘導に努めなければならない。

（帰宅困難者対策）

第三十五条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、一斉に帰宅の行動をとらないように努めなければならない。

２　帰宅困難者は、災害時において安全に帰宅するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他の準備を行うよう努めなければならない。

３　事業者、学校等は、あらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備に努めなければならない。

４　事業者、学校等は、従業員又は教職員、児童・生徒等のため、食糧及び生活必需品の備蓄並びに飲料水の確保に努めなければならない。

５　区は、あらかじめ他の地方公共団体、事業者及び区内に存する大学等教育機関と連携を図り、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を実施するよう努めなければならない。

６　区は、災害時に他の地方公共団体及び事業者と連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めなければならない。

７　区、事業者、学校等は、災害時に事業所、学校等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。

（防災に係る協定）

第三十六条　区は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

（他の地方公共団体への支援）

第三十七条　区は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策等に関する支援を行うことができる。

第六章　復興対策

（復興対策）

第三十八条　区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

２　区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関等と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。

（復興体制の確立等）

第三十九条　区は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ復興体制を確立するとともに、復興の計画を策定するものとする。

２　前項に規定する復興体制の確立は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号）第二条の規定により設置する文京区震災復興本部によって行う。

付　則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付　則（平成二四年一〇月二日条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。

第２　文京区防災会議条例

（昭和38年７月10日
条例第１０号）

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十六条第六項の規定により、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文京区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

四　前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第三条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、区長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

一　副区長、教育長及び区の職員

二　東京都の知事の部内の職員

三　東京都の経営する企業の職員

四　警視庁の警察官

五　東京消防庁の消防吏員

六　消防団長

七　陸上自衛隊第一師団の隊員

八　法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の職員

九　法第二条第五号に規定する指定公共機関又は同条第六号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員

十　法第五条第二項に規定する自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

十一　その他特に区長が必要があると認めた者

６　前項の委員の総数は、五十五人以内とする。

（専門委員）

第四条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、前条第五項に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第五条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和五一年三月三一日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成八年一二月一〇日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成一二年三月二三日条例第一一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付　則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付　則（平成一九年三月一日条例第四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付　則（平成二四年一〇月二日条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

第３　文京区防災会議運営規程

（趣旨）
第一条　この規程は、文京区防災会議条例（昭和38年７月10日条例第10号）第５条の規定に基づき、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（招集）
第二条　会議は、必要に応じ会長が招集する。
２　委員は必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。
３　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。
（議事手続）
第三条　会議の議事は、会長が主宰する。
２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。
（会議の記録）
第四条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。
２　議事録には、次の事項を記録しなければならない。
一　会議の日時及び場所
二　出席した委員の職名及び氏名
三　議事の件名及び概要並びに議決事項
四　その他必要と認める事項
（委　任）
第五条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。
２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。
（専門委員）
第六条　専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付　則
この規程は、昭和51年２月19日から施行する。
付　則
この規程は、平成15年４月１日から施行する。

第４　文京区防災会議委員名簿

（平成31年３月現在）

No.	所　　属
1	文京区長
2	文京副区長
3	文京区教育委員会教育長
4	文京区企画政策部長
5	文京区総務部長
6	文京区危機管理室長
7	文京区区民部長
8	文京区アカデミー推進部長
9	文京区福祉部長
10	文京区子ども家庭部長
11	文京区保健衛生部長
12	文京区都市計画部長
13	文京区土木部長
14	文京区資源環境部長
15	文京区施設管理部長
16	文京区会計管理者
17	文京区教育委員会教育推進部長
18	東京都建設局第六建設事務所長
19	東京都交通局上野御徒町駅務区長
20	東京都水道局中央支所長
21	東京都下水道局北部下水道事務所長
22	警視庁第五方面本部長
23	警視庁富坂警察署長
24	警視庁大塚警察署長
25	警視庁本富士警察署長
26	警視庁駒込警察署長

No.	所　　属
27	東京消防庁第五消防方面本部長
28	東京消防庁小石川消防署長
29	東京消防庁本郷消防署長
30	小石川消防団長
31	本郷消防団長
32	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長
33	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所万世橋出張所長
34	東日本電信電話株式会社 東京事業部東京東支店長
35	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
36	東京ガス株式会社東部支店長
37	首都高速道路株式会社 東京西局総務・管理部長
38	東京地下鉄株式会社後楽園駅務管区長
39	文京区議会議長
40	文京区議会総務区民委員会委員長
41	文京区議会災害対策調査特別委員会委員長
42	文京区町会連合会会長
43	一般社団法人小石川医師会会長
44	一般社団法人文京区医師会会長
45	一般社団法人 東京都文京区小石川歯科医師会会長
46	一般社団法人 東京都文京区歯科医師会会長
47	一般社団法人文京区薬剤師会会長
48	日本郵便株式会社小石川郵便局長
49	日本郵便株式会社本郷郵便局長
50	日本女子大学家政学部教授
51	文京区民生委員児童委員協議会長
52	順天堂大学医学部附属順天堂医院

第５　文京区災害対策本部条例

（昭和38年７月10日
条例第11号）

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基づき、文京区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第二条　本部に本部長室及び部を置く。

２　部に部長をおく。

３　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

（職務）

第三条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（委任）

第四条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成八年六月二六日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付　則（平成二四年一〇月二日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

第６　文京区災害対策本部条例施行規則

（昭和49年12月７日
規　則　第　３６号）

東京都文京区災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年十一月文京区規則第十四号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第一条　この規則は、文京区災害対策本部条例（昭和三十八年七月文京区条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第三項及び第四条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部長室の所掌事務）

第二条　本部長室は、次に掲げる文京区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議し、及び策定する。

一　本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

二　水防その他の応急措置に関すること。

三　重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。

四　警報の伝達及び警告に関すること。

五　避難所の開設及び閉鎖に関すること。

六　避難の勧告又は指示に関すること。

七　教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。

八　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の要請に関すること。

九　警戒区域の設定の要請に関すること。

十　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

十一　東京都知事に対する応援等の要請に関すること。

十二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。

十三　被災者の救出に関すること。

十四　応急公用負担等に関すること。

十五　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

十六　部長会議の招集に関すること。

十七　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成等）

第三条　本部長室は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもつて構成する。

２　本部長は、法第二十三条の二第二項の規定により区長をもつて充てる。

３　副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもつて充て、条例第三条第二項の規定による本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。

４　本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

一　文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長、担当部長及び危機管理室長、会計管理者、保健所長、監査事務局長、議会事務局長並びに文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長

二　企画政策部広報課長、総務部総務課長、総務部危機管理課長及び総務部防災課長

5　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

（分掌事務）

第四条　本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次に掲げる期間に応じて定める。

一　発災期　災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。

二　初動期　発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。

三　中期　発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。

四　後期　発生日から起算して八日目以後の期間をいう。

2　本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

一　発災期、初動期及び中期

ア　災対本部事務局

（1）本部の設置、庶務及び統括に関すること。

（2）災害情報の分析及び対策立案に関すること。

（3）本部の指示及び要請の発議に関すること。

（4）東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。

（5）他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。

（6）本部長室の庶務に関すること。

（7）各部との連絡及び調整に関すること。

（8）その他本部長が特に必要があると認めたこと。

イ　災対情報部

（1）区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関すること。

（2）災害情報の集約及び整理に関すること。

（3）防災行政無線の管理及び統制に関すること。

（4）本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。

（5）災害についての広報及び広聴に関すること。

（6）被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。

（7）報道機関への連絡に関すること。

（8）災害資料の収集及び記録に関すること。

（9）災害対策の予算に関すること。

(10) 災害救助法の適用による財政措置に関すること。

(11) 住民情報システムの被害調査及び復旧に関すること。

(12) 区報臨時号の発行に関すること。

ウ　災対総務部

（1）職員の動員数の把握に関すること。

（2）職員の服務及び食糧に関すること。

（3）シビックセンターの防災対策及び被害調査に関すること。

（4）シビックセンターの復旧及び整備に関すること。

（5）現金及び物品の出納及び保管に関すること。

（6）区有施設の被害調査の統括に関すること。

（7）区議会に対する災害情報の連絡に関すること。

（8）文京区議会地震等災害対策本部に関すること。

（9）男女平等施設の災害対策及び被害調査に関すること。

(10) 他の部に属さないこと。

エ　災対区民部

（1）地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。

（2）地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。

（3）帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。

（4）災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。

（5）災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。

（6）救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関すること。

（7）食品及び生活用品の配付に関すること。

（8）各種民間団体等との連絡及び調整に関すること。

（9）住民登録の管理に関すること。

(10) 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。

(11) 被災地の環境整備に関すること。

(12) ごみ、し尿等の処理に関すること。

(13) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。

(14) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

オ　避難所運営部

（1）避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。

（2）避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。

（3）被災者の安否等の情報収集に関すること。

（4）避難者の誘導及び収容に関すること。

（5）児童施設の災害対策及び被害調査に関すること。

（6）学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。

（7）区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。

（8）学校教育施設の再開準備に関すること。

カ　災対保育部

（1）保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。

（2）園児等の避難に関すること。

（3）被災した園児等の救援に関すること。

（4）保育所等の再開準備に関すること。

キ　医療救護部

（1）医療、助産及び応急救護に関すること。

（2）東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。

（3）医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。

（4）医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。

（5）医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。

（6）傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。

（7）被災者の健康管理に関すること。

（8）被災者の栄養管理指導に関すること。

（9）被災者のメンタルヘルスケアに関すること。

(10) 被災者の医療相談に関すること。

(11) 防疫及び衛生監視に関すること。

(12) 食品等の衛生に関すること。
(13) 飲み水の検査に関すること。
(14) 避難所の衛生管理に関すること。
(15) 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
(16) 遺体の身元確認に関すること。

ク　災対福祉部

（1）高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。
（2）福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。
（3）被災者の実態調査に関すること。
（4）応急仮設住宅の設置に関すること。
（5）生活必需品等の支給に関すること。
（6）社会福祉団体との連絡に関すること。
（7）福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
（8）遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。

ケ　災対建築部

（1）区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。
（2）応急危険度判定に関すること。
（3）建築被害判定調査に関すること。
（4）応急仮設住宅の設置に関すること。
（5）建築ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
（6）崖及び擁壁の応急対策に関すること。

コ　災対土木部

（1）倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
（2）水防に係る業務に関すること。
（3）緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。
（4）がれきの処理に関すること。
（5）道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。
（6）公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。
（7）飲料水の配送に関すること。
（8）備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
（9）車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

サ　災対教育部

（1）学校教育施設における避難所の開設に当たっての連絡及び調整に関すること。
（2）学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。
（3）児童及び生徒の避難計画に関すること。
（4）東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。
（5）被災した児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。
（6）教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

二　後期

ア　災対本部事務局

（1）本部の庶務及び統括に関すること。
（2）災害情報の分析及び対策立案に関すること。
（3）本部の指示及び要請の発議に関すること。
（4）東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。

（５）他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
（６）本部長室の庶務に関すること。
（７）各部との連絡及び調整に関すること。
（８）その他本部長が特に必要があると認めたこと。

イ　災対情報部
（１）区内の情報収集に関すること。
（２）災害情報の集約及び整理に関すること。
（３）防災行政無線の管理及び統制に関すること。
（４）本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。
（５）災害についての広報及び広聴に関すること。
（６）被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。
（７）報道機関への連絡に関すること。
（８）災害資料の収集及び記録に関すること。
（９）災害対策の予算に関すること。
(10) 災害救助法の適用による財政措置に関すること。
(11) 住民情報システムの復旧に関すること。
(12) 災害復旧及び復興計画の立案に関すること。
(13) 区報臨時号の発行に関すること。

ウ　災対総務部
（１）職員の動員数の把握に関すること。
（２）職員の服務及び食糧に関すること。
（３）シビックセンターの復旧及び整備に関すること。
（４）現金及び物品の出納及び保管に関すること。
（５）区有施設の被害調査の統括に関すること。
（６）区議会に対する災害情報の連絡に関すること。
（７）文京区議会地震等災害対策本部に関すること。
（８）男女平等施設の復旧及び整備に関すること。
（９）他の部に属さないこと。

エ　災対区民部
（１）帰宅困難者の支援に関すること。
（２）災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。
（３）災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。
（４）救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関すること。
（５）食品及び生活用品の配付に関すること。
（６）商工業関係の融資に関すること。
（７）各種民間団体等との連絡及び調整に関すること。
（８）被災度判定調査に関すること。
（９）り災証明書の発行に関すること。
(10) 義援金品等の受領に関すること。
(11) 災害り災見舞金の支給に関すること。
(12) 融資等の支援対策に関すること。
(13) 住民登録の管理に関すること。
(14) 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。
(15) 被災地の環境整備に関すること。

(16) ごみ、し尿等の処理に関すること。
(17) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。
(18) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の復旧及び整備に関すること。

オ　避難所運営部
（1）避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関すること。
（2）避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。
（3）国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関すること。
（4）国民年金保険料の免除に関すること。
（5）区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関すること。
（6）児童施設の復旧及び整備に関すること。
（7）学校教育施設の復旧及び整備に関すること。
（8）区立図書館の復旧及び整備に関すること。
（9）学校教育施設の再開準備に関すること。
(10) 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。

カ　災対保育部
（1）文京区事業継続計画に基づく保育所の運営管理に関すること。
（2）保育所等の復旧及び整備に関すること。
（3）保育所等の再開準備に関すること。

キ　医療救護部
（1）医療、助産及び応急救護に関すること。
（2）東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
（3）医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
（4）医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。
（5）被災者の健康管理に関すること。
（6）被災者の栄養管理指導に関すること。
（7）被災者のメンタルヘルスケアに関すること。
（8）被災者の医療相談に関すること。
（9）防疫及び衛生監視に関すること。
(10) 食品等の衛生に関すること。
(11) 飲み水の検査に関すること。
(12) 避難所の衛生管理に関すること。
(13) 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
(14) 遺体の身元確認に関すること。

ク　災対福祉部
（1）高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。
（2）福祉避難所の運営管理に関すること。
（3）被災者の実態調査に関すること。
（4）応急仮設住宅の運営管理に関すること。
（5）生活困窮者の保護に関すること。
（6）生活必需品等の支給に関すること。
（7）義援金品の配分に関すること。
（8）義援金の配付に関すること。
（9）災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害救助金に関すること。
(10) 社会福祉団体との連絡に関すること。

(11) 福祉部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
(12) 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。

ケ　災対復旧部
（1）災害街区の復興計画に関すること。
（2）復興に伴う防災都市づくりに関すること。
（3）災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関すること。
（4）応急仮設住宅の建設及び運営管理に関すること。
（5）応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。
（6）倒壊建物の解体及び処理に関すること。
（7）災害復旧工事に関すること。

コ　災対土木部
（1）障害物の除去に関すること。
（2）がれきの処理に関すること。
（3）道路、橋梁、公共溝渠等の復旧計画に関すること。
（4）道路、橋梁、公共溝渠等の復旧及び整備に関すること。
（5）公園、児童遊園等の復旧及び整備に関すること。
（6）飲料水の配送に関すること。
（7）備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
（8）車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

サ　災対教育部
（1）学校教育施設における避難所の運営管理に当たつての連絡及び調整に関すること。
（2）学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。
（3）東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。
（4）教育活動の再開に関すること。
（5）教育推進部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
（6）文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
（7）被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関すること。

3　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時分掌させることができる。
4　部に部長補佐を置く。
5　部長及び部長補佐は別表に定める職にある者をもつて充て、部は同表に定める通常の行政組織をもつて充て、部に属すべきその他の職員は同表に定める部に属する通常の行政組織における部又は課（行政機関等を含む。）の所属職員のうちから、部長が定める。
6　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。
7　部長に事故がある場合は、部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（部長会議）
第五条　本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めたときは、部長会議を招集することができる。

（職務権限）
第六条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（委任）
第七条　この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付　則

略

別表（第四条関係）

一　発災期、初動期及び中期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課 子ども家庭部幼児保育課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	福祉部高齢福祉課

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
			福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課
災対建築部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課 都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課 土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
	部長補佐	土木部管理課長	
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課 教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	

二　後期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課 総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課 企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課 総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課 区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課 福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課 子ども家庭部幼児保育課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課 保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課 福祉部高齢福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課 監査事務局
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	
災対復旧部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課 都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課 土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
	部長補佐	土木部管理課長	
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課 教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	

第７　文京区災害対策本部組織図

災害対策本部（勤務時間内）

本部長室

【本部長】
区長

【副本部長】
副区長
教育長

【本部員】
部長
広報課長
総務課長
危機管理課長
防災課長

警戒期シフト（発災前）

1 水害即応態勢

広報課
総務課
危機管理課
防災課
区民課
管理課
施設管理課
（都市計画部*1）

2 臨時水害対策本部

広報課
総務課
危機管理課
防災課
区民課
管理課
施設管理課
（福祉部）
（子ども家庭部）
（都市計画部*2）
（教育推進部*2）

*1土砂災害のおそれのある場合、都市計画部を加える。
*2土砂災害のおそれのある場合、福祉部、子ども家庭部、都市計画部及び教育推進部を加える。

発災期シフト（発災～3時間）／初動期シフト（3時間～72時間）／中期シフト（72時間～1週間）

1 災対本部事務局	
【部長】 危機管理室長、総務部長 【部長補佐】 危機管理課長、防災課長	総務課 危機管理課 防災課 選挙管理委員会事務局
2 災対情報部	
【部長】 企画政策部長 【部長補佐】 企画課長、広報課長	企画課 財政課 広報課 情報政策課
3 災対総務部	
【部長】 会計管理者 【部長補佐】 区議会事務局長 総務課長	総務課 職員課 施設管理課 保全技術課 会計管理室 区議会事務局
4 災対区民部	
【部長】 区民部長 【部長補佐】 アカデミー推進部長 資源環境部長	区民課 経済課 戸籍住民課 アカデミー推進課 スポーツ振興課 環境政策課 リサイクル清掃課 文京清掃事務所
5 避難所運営部	
【部長】 監査事務局長 【部長補佐】 税務課長 国保年金課長	税務課 国保年金課 子ども家庭支援センター 学務課 児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局（～中期）
6 災対保育部	
【部長】 子ども家庭部長 【部長補佐】 子育て支援課長	子育て支援課 幼児保育課
7 医療救護部	
【部長】 保健衛生部長 【部長補佐】 生活衛生課長 健康推進課長 予防対策課長	生活衛生課 健康推進課 予防対策課 保健サービスセンター
8 災対福祉部	
【部長】 福祉部長 【部長補佐】 福祉政策課長	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 介護保険課
9 災対建築部	
【部長】 都市計画部長 【部長補佐】 施設管理部長 都市計画課長	都市計画課 地域整備課 建築指導課 住環境課 整備技術課
10 災対土木部	
【部長】 土木部長 【部長補佐】 管理課長	契約管財課 管理課 道路課 みどり公園課
11 災対教育部	
【部長】 教育推進部長 【部長補佐】 教育総務課長	教育総務課 教育指導課 児童青少年課 教育センター

後期シフト（1週間～）

1 災対本部事務局	
【部長】 危機管理室長、総務部長 【部長補佐】 危機管理課長、防災課長	総務課 危機管理課 防災課 選挙管理委員会事務局
2 災対情報部	
【部長】 企画政策部長 【部長補佐】 企画課長、広報課長	企画課 財政課 広報課 情報政策課
3 災対総務部	
【部長】 会計管理者 【部長補佐】 区議会事務局長 総務課長	総務課 職員課 施設管理課 保全技術課 会計管理室 区議会事務局
4 災対区民部	
【部長】 区民部長 【部長補佐】 アカデミー推進部長 資源環境部長	区民課 経済課 戸籍住民課 アカデミー推進課 スポーツ振興課 環境政策課 リサイクル清掃課 文京清掃事務所
5 避難所運営部	
【部長】 監査事務局長 【部長補佐】 税務課長 国保年金課長	税務課 国保年金課 子ども家庭支援センター 学務課 児童青少年課 真砂中央図書館
6 災対保育部	
【部長】 子ども家庭部長 【部長補佐】 子育て支援課長	子育て支援課 幼児保育課
7 医療救護部	
【部長】 保健衛生部長 【部長補佐】 生活衛生課長 健康推進課長 予防対策課長	生活衛生課 健康推進課 予防対策課 保健サービスセンター
8 災対福祉部	
【部長】 福祉部長 【部長補佐】 福祉政策課長	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 介護保険課 監査事務局（後期～）
9 災対復旧部	
【部長】 都市計画部長 【部長補佐】 施設管理部長 都市計画課長	都市計画課 地域整備課 建築指導課 住環境課 整備技術課
10 災対土木部	
【部長】 土木部長 【部長補佐】 管理課長	契約管財課 管理課 道路課 みどり公園課
11 災対教育部	
【部長】 教育推進部長 【部長補佐】 教育総務課長	教育総務課 教育指導課 児童青少年課 教育センター

臨時災害対策本部（勤務時間外）

本部長室

【本部長】
区長

【副本部長】
区長があらかじめ指定する管理職

【本部員】
班長
副班長

発災期シフト（発災～3時間）／初動期シフト（3時間～72時間）

1 本部班	
管理職及び一般職員 本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員	
2 救護班	
同上	
3 地域活動センター班	
同上	
4 避難所開設班	
同上	

第８　文京区臨時災害対策本部要領

（目的）

第一条　この要領は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年４月文京区規則第２３号）に規定する執務時間外（以下「夜間等」という。）において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害で、かつ、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第１項各号に規定する災害の程度のものをいう。以下同じ。）により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（臨時災害対策本部の組織）

第二条　文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）に臨時災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

２　臨時災対本部に臨時災害対策本部長室並びに本部班、救護班、地域活動センター班及び避難所開設班を置く。

３　臨時災害対策本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

４　第２項に規定する班に班長及び副班長を置く。

（編成員）

第三条　臨時災対本部の編成員（以下「編成員」という。）は、本庁舎又は地域活動センターから５㎞以内の区域に居住する職員（病弱者その他区長が認めた職員を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、区長は、臨時災対本部の編成に当たり、特に必要があると認めたときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を編成員として指名することができる。

（職責）

第四条　本部長は、臨時災対本部の事務を総括し、臨時災対本部の編成員を指揮監督する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

４　副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　前各項に規定する者以外の編成員は、上司の命を受け、事務に従事する。

６　本部長は、区長をもって充てる。

７　副本部長及び班長は、前条第１項に規定する編成員であって、管理職である者のうちから、区長があらかじめ指定する。

（臨時災害対策本部長室の分掌事務）

第五条　臨時災害対策本部長室の分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。

⑵　前号の応急対策の方針に基づき、各班に指示を行うこと。

⑶　前２号に掲げるもののほか、臨時災対本部の班に属さないこと。

（班の分掌事務）

第六条　班の分掌事務は、次のとおりとする。

1　法令関係

⑴　本部班

ア　臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関すること。

イ　臨時災対本部の指示及び要請に関すること。

ウ　東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。

エ　他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。

オ　区内の情報収集に関すること。

カ　災害情報の集約及び整理に関すること。

キ　災害情報の分析及び対策立案に関すること。

ク　防災行政無線の管理及び統制に関すること。

ケ　災害についての広報に関すること。

コ　報道機関への連絡に関すること。

サ　職員の動員数の把握に関すること。

シ　職員の服務及び食糧に関すること。

ス　シビックセンターの防災対策及び被害調査に関すること。

セ　シビックセンターの復旧及び整備に関すること。

ソ　区議会に対する災害情報の連絡に関すること。

タ　文京区議会地震等災害対策本部に関すること。

チ　文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。

ツ　本部長室の庶務に関すること。

テ　各班との連絡及び調整に関すること。

ト　他の班に属さないこと。

⑵　救護班

ア　倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。

イ　医療、助産及び応急救護に関すること。

ウ　東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。

エ　医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。

オ　緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。

カ　備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。

キ　車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

ク　帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。

⑶　地域活動センター班

ア　地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。

イ　地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。

⑷　避難所開設班

ア　避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。

イ　被災者の安否等の情報収集に関すること。

ウ　避難者の誘導及び収容に関すること。

（編成員の義務）

第七条　編成員は、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに参集し、臨時災対本部の職務に従事しなければならない。

⑴　区で震度５弱以上の地震が発生したとき。

⑵　区で気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１３条の２第１項に規定する警報（以下「特別警報」という。）が発表されたとき。

⑶　前２号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から参集の指示があったとき。

２　前項の規定にかかわらず、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、編成員は、この要領による執務義務を解除される。

⑴　本部長が被害の状況等を勘案の上、臨時災対本部を設置する必要がないと認めたとき。

⑵　文京区災害対策本部が設置されたとき。

（編成員以外の職員の義務）

第八条　編成員以外の職員（病弱者その他区長が特に認めた者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災対本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

⑴　区で震度５強以上の地震が発生したとき。

⑵　区で特別警報が発表されたとき。

⑶　前２号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

（委任）

第九条　この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付　則

略

第９　文京区臨時水害対策本部要領

（目的）

第１条　この要領は、豪雨、洪水、土砂災害等により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（臨時水害対策本部の組織）

第２条　文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）に、臨時水害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時水害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

２　臨時水対本部に、臨時水害対策本部室（以下「臨時水対本部室」という。）を置く。

３　臨時水対本部室は、別表１に掲げる部及び課の管理職をもって構成する。

（編成員）

第３条　臨時水対本部の編成員は、管理職及び別表１に掲げる課の職員で、当該課の課長があらかじめ指定した者とする。

２　本部長は、前項の規定にかかわらず、臨時水対本部の編成に当たり、特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

（職責）

第４条　本部長は、臨時水対本部の事務を総括し、臨時水対本部の編成員を指揮監督する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　前２項に規定するもの以外の編成員は、本部長又は上司の命を受けて事務に従事する。

４　本部長及び副本部長は、管理職のうちから、区長があらかじめ指定する。

（臨時水対本部室の分掌事務）

第５条　臨時水対本部室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)別表１に掲げる課が収集した豪雨、洪水、土砂災害等に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。

(2)応急対策の方針に基づき、各部に指示を行うこと。

(3)文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。

（編成員の分掌事務）

第６条　編成員（管理職を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

(1)臨時水対本部室の庶務に関すること。

(2)編成員の服務に関すること。

(3)東京都及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(4)気象状況、豪雨、洪水、土砂災害等に関連する情報の収集及び発信に関すること。

(5)総務部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(6)区有施設以外の施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(7)区有施設以外の施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

区民部

(1)各地域活動センター等からの情報収集及び伝達に関すること。

(2)区民部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(3)区民部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関すること。

都市計画部

(1)土砂災害警戒区域等の状況把握に関すること。

土木部
(1)河川等の状況把握に関すること。
(2)土嚢の配備等水害の発生防御に関すること。
(3)災害現場における緊急措置に関すること。
(4)土木部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
(5)土木部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。
施設管理部
(1)災害対策に使用するシビックセンター内の各施設、設備の維持管理に関すること。
(2)別表１に掲げる部（施設管理部を除く。）並びに福祉部福祉政策課及び子ども家庭部幼児保育課が所管する施設以外の区有施設等の被害状況の収集に関すること。
教育推進部
(1)教育推進部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
(2)教育推進部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。
(3)教育推進部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関すること。
企画政策部広報課
(1)区民への情報伝達及び周知、区民からの問合せ等に関すること。
(2)報道機関との連絡調整に関すること。
福祉部福祉政策課
(1)福祉部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
(2)福祉部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。
子ども家庭部幼児保育課
(1)子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
(2)子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

（緊急配備）

第７条　編成員は、執務時間外において臨時水対本部室から登庁の指示があったときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、臨時水対本部の事務に従事しなければならない。

２　本部長は、執務時間外に豪雨、洪水等により被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められ、臨時水対本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区臨時災害対策本部要領（6文区防発第48号）第６条に規定する各班の全部又は一部の編成員に登庁を指示し、指定した事務に従事させることができる。

（応援対応）

第８条　本部長は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年4月文京区規則第23号）に規定する執務時間（以下「執務時間」という。）内において、河川及び降雨の状況により、避難所の開設等臨時水対本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区災害対策本部条例施行規則（昭和49年12月文京区規則第36号）の規定に準じて部又は班を編成し、当該部又は班の職員を指定した事務に従事させることができる。

（執務の解除）

第９条　編成員は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領による執務義務を解除される。
(1)臨時水対本部室が被害の状況等を勘案の上、臨時水対本部の設置を不要と認めたとき。
(2)文京区災害対策本部が設置されたとき。

（委任）

第10条　この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付　則

この要領は、平成21年６月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成29年　月　日から施行する。

別表１（第２条、第３条、第５条、第６条関係）

臨時水害対策本部室の構成員

部	総務部
	区民部
	都市計画部
	土木部
	施設管理部
	教育推進部
課	企画政策部　広報課
	総務部　総務課
	総務部　危機管理課
	総務部　防災課
	区民部　区民課
	福祉部　福祉政策課
	子ども家庭部　幼児保育課
	都市計画部　建築指導課
	土木部　管理課
	施設管理部　施設管理課
	教育推進部　教育総務課

第10　文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

（昭和60年３月30日
59文区議発第423号）

（趣旨）

第一条　この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条　文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会内に本部を設置する。

（本部）

第三条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

３　副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

４　本部員は、次の期間に応じて別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

一　発災期　災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。

二　初動期　発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。

三　中期　発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。

四　後期　発生日から起算して八日目以後の期間をいう。

５　本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（所掌事務）

第四条　本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

一　文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡を取ること。

二　区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。

三　被災地及び避難所等の状況調査を行うこと。

（職務代理）

第五条　議長が本部長の任に就けない場合若しくは副議長が副本部長の任に就けない場合又は本部長若しくは副本部長に欠員が生じたときは、別表第二の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

（議員の対応）

第六条　文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。第三項において同じ。）の所掌事務は、第三条第四項各号に掲げる期間に応じて定める。

２　発災期及び初動期において、文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長及び副本部長を除く。）は、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に報告し、連絡体制を確立するものとする。

３　文京区議会議員の所掌事務は、別表第三のとおりとする。

（班）

第七条　後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

２　各班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。

３　班長は、班を代表し、その事務を総括する。

４　副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

5　班長、副班長及び班員は、別表第四に掲げる職にある者をもって充てる。
6　各班の所掌事務は、別表第五のとおりとする。
（区議会事務局の対応）
第八条　区議会事務局長は、区対策本部の会議等に出席し、本部からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、本部に情報を提供する。
2　区議会事務局職員は、本部の事務を補助する。
（本部の場所）
第九条　本部は、文京シビックセンター23階議会会議室に置く。
2　前項の場所が使用できない場合は、区対策本部と協議し、本部長が別に定める。
（本部の廃止）
第十条　本部長は、次のいずれかに該当する場合に、本部を廃止することができる。
一　区対策本部が廃止されたとき。
二　定例議会又は臨時議会が開かれたとき。
三　本部の職務を常任委員会等に引き継ぐことが適当であると認められるとき。
（委任）
第十一条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。
付　則
略

別表第一（第三条関係）

期間	構成員
発災期 初動期	各会派幹事長
中期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長
後期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長

別表第二（第五条関係）

順位	議長（本部長）の職務を代理する者	副議長（副本部長）の職務を代理する者
第一位	副議長	議会運営委員会委員長
第二位	議会運営委員会委員長	総務区民委員会委員長
第三位	総務区民委員会委員長	厚生委員会委員長
第四位	厚生委員会委員長	建設委員会委員長
第五位	建設委員会委員長	文教委員会委員長
第六位	文教委員会委員長	—

別表第三（第六条関係）

期間	所掌事務
発災期 初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中期	一　本部及び区対策本部の情報交換に関すること。 二　被災地及び避難所等における調査に関すること。 三　被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 四　被災者に対する相談及び助言に関すること。
後期	第七条第六項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第四（第七条関係）

班名	班長	副班長	班員
総務区民班	総務区民委員会委員長	総務区民委員会副委員長	総務区民委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
厚生班	厚生委員会委員長	厚生委員会副委員長	厚生委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
建設班	建設委員会委員長	建設委員会副委員長	建設委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
文教班	文教委員会委員長	文教委員会副委員長	文教委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）

別表第五（第七条関係）

班名	所掌事務
総務区民班	区対策本部の災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部及び避難所運営部に関すること。
厚生班	区対策本部の医療救護部及び災対福祉部に関すること。
建設班	区対策本部の災対復旧部及び災対土木部に関すること。
文教班	区対策本部の災対保育部及び災対教育部に関すること。

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル（1）〕

災害時の行動	
発災期・初動期	【本部及び議員の対応】 （1）　議長、副議長、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、文京区において、震度５弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、速やかに文京シビックセンターに参集する。 （2）　議長は、文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置を確認し、これに協力するため必要があると認めたときは、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 （3）　文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長を除く。発災期・初動期において「議員」という。）は、文京区において、震度５弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、本部の設置状況を確認するとともに、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局（本部が設置された場合は、本部）に速やかに連絡する。連絡のない議員に対しては、区議会事務局から安否等の確認を行う。連絡方法は、電話、災害用伝言ダイヤル、メール及び文京シビックセンターへの参集等とする。 （4）　議員は、各地域における救助活動等を行う。 【本会議（委員会）中における議会の対応】 （1）　議長（委員長）は、会議（委員会）の継続が困難であると認めたときは、直ちに休憩又は延会（散会）を宣告する。 （2）　議長（委員長）は、議場（委員会室）から避難する必要があると認めたときは、傍聴人を安全な場所へ避難誘導するとともに、出席議員及び出席説明員に対し、速やかに避難するよう指示する。
中期	【本部及び議員の対応】 （1）　本部長、副本部長、本部員、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、原則として、各日、午前10時までに文京シビックセンターに参集する。 （2）　本部は、原則として午前10時から開催し、本部長及び区議会事務局長から区対策本部の情報等の報告を受けるとともに、今後の活動方針やスケジュールなどを協議する。 （3）　本部は、文京区議会議員（本部長、副本部長及び本部員を除く。中期において「議員」という。）に対し、随時、区対策本部からの正確で新しい情報を提供する。 （4）　議員は、本部の協議結果に基づき、担当する被災地及び避難所等に赴き、被災状況等の調査を行う。 （5）　議員は、担当する被災地及び避難所等での調査結果及び要請事項等を本部長に報告する。 （6）　本部長及び区議会事務局長は、議員の調査結果、要請事項等を取りまとめ、区議会事務局長が区対策本部に報告する。 （7）　議員は、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。

後 期	【本部の対応】 （１）　区対策本部と連携して、復旧及び復興に向けた区の取組等を検討する。 （２）　本部に、総務区民班、厚生班、建設班、文教班を置き、被災地の現地調査、区民との意見交換等を行い、文京区議会地震等災害対策本部設置要綱第７条第６項に規定する各班の所掌事務に係る復旧及び復興に必要な施策、国、東京都等の関係機関に対する要望等を取りまとめる。 【議会の対応】 （１）　全員協議会を開催する。 （２）　災害対策調査特別委員会を開催する。 （３）　被災地及び避難所等の視察を行う。 （４）　区へ要請を行う。 （５）　国、東京都等へ要望等を行う。 （６）　定例議会又は臨時議会を開く。

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル（２）〕

発災期・初動期／中期

文京区議会地震等災害対策本部組織

- 本　部　長　（議　長）
- 副 本 部 長　（副 議 長）
- 本　部　員　（各会派幹事長）
  ※中期においては、議会運営委員会委員長・災害対策調査特別委員会委員長も本部員となる。
- 地　域　活　動　員　（本部長・副本部長・本部員を除く全議員）

後期

文京区議会地震等災害対策本部組織

- 本　部　長　（議　長）
- 副 本 部 長　（副 議 長）
- 本　部　員　（各会派幹事長・議会運営委員会委員長・災害対策調査特別委員会委員長・各常任委員会委員長）

総務区民班	厚生班	建設班	文教班
班長 総務区民委員長	班長 厚生委員長	班長 建設委員長	班長 文教委員長
副班長 総務区民副委員長	副班長 厚生副委員長	副班長 建設副委員長	副班長 文教副委員長
班員 総務区民委員	班員 厚生委員	班員 建設委員	班員 文教委員

第11　文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程

（昭和56年４月１日
訓令甲第４号）

（目的）

第一条　この規程は、夜間、日曜日及び土曜日並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）第十条の規定により休日（以下「休日」という。）における災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）の実施について必要な事項を定め、もつて災害対策の円滑化を図ることを目的とする。

（職務）

第二条　警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、区長の指定する場所で輪番により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

一　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

二　災害対策本部の設置に関すること。

三　文京区臨時災害対策本部要領（六文区防発第四十八号）に基づき参集した職員の指揮監督に関すること。

四　その他災害対策に関すること。

（職責）

第三条　職員の範囲は、職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月文京区規則第十三号）第三条に規定する副参事又は専門副参事以上の職員とする。

（勤務時間）

第四条　職員の勤務時間は、別表のとおりとする。

（勤務の命令）

第五条　職員の勤務は、区長が命令する。

（事務の引継ぎ）

第六条　職員は、勤務時間が終了したときは、危機管理室長に事務を引き継がなければならない。ただし、日曜日及び土曜日並びに休日に勤務時間が終了したときは、当該職員に交替して勤務する職員に引き継がなければならない。

２　前項ただし書の事務の引継ぎを終わらない職員は、その引継ぎが終わるまでの間、なお、第二条に定める職務を行わなければならない。

（疾病等による勤務の交替）

第七条　職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなつたときは、当該職員の属する部（文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部並びに保健所及び教育局の部をいう。）の長は、当該部の職員のうちから代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属する（以下同じ。）ものとする。

２　職員が人事異動、退職等の理由により勤務できなくなつたときは、次の各号に定めるところにより、当該職員の属する部の長又は危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。

一　人事異動、退職等により職員が勤務することができなくなつたときは、前任者の勤務日を後任者の勤務日とする。この場合において、後任者が未定であるとき又は勤務す

るいとまがないときは、当該職員の属する部の長は、当該部の職員のうちから、代わつて勤務すべき職員を定めなければならない。

二　前号により職員を定めることができないときは、危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定めなければならない。

（事務の所管）

第八条　この規程の実施に関し必要な事項は、総務部防災課、総務部危機管理課及び総務部総務課が行う。

付　則

略

別表（第四条関係）

区分	勤務時間	
日曜日及び土曜日並びに休日	第一勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで
	第二勤務	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで
月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで	

第12　文京区震災復興本部の設置に関する条例

（平成18年３月31日
規　則　第　２３号）

（目的）

第一条　この条例は、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する施策を速やかに、かつ、計画的に実施するため、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　区長は、区が震災等により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めたときは、本部を設置する。

（所掌事務）

第三条　本部は、次の事務をつかさどる。

一　震災復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定

二　震災復興に係る重要な事業の進行管理

三　その他本部長が必要があると認めた事務

（組織）

第四条　本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

２　本部長は、区長をもって充てる。

３　本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

４　副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第五条　本部に規則で定めるところにより、部を置くことができる。

２　部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

３　部長は、部の事務を掌理する。

（廃止）

第六条　区長は、本部を設置した目的が達成されたと認めたときは、本部を廃止する。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

第13　文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

（平成18年３月31日
規　則　第　２３号）

（趣旨）

第一条　この規則は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第二条　条例第四条第一項に規定する副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。

（本部員）

第三条　条例第四条第一項に規定する本部員は、文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長、会計管理者、監査事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

２　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、前項に定める以外の区の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部員の職責）

第四条　本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業の企画立案を行うこと。

二　本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業を実施すること。

三　震災復興に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部に報告すること。

四　その他本部長の特命に関すること。

２　本部員は、前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、文京区役所組織規則（平成十二年三月文京区規則第三十一号）、文京区教育局処務規則その他の規則等に定める職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

（分掌事務）

第五条　条例第五条第一項の規定により本部に置く部（以下「部」という。）の名称及び分掌事務は別表のとおりとし、震災復興に係る事務事業を実施する。ただし、各部の分掌事務には、別表に定めるもののほか、別表に定める部に属する通常の行政組織における部（行政機関等を含み、会計管理部に属する通常の行政組織は会計管理室と、選挙管理部に属する通常の行政組織は選挙管理委員会事務局と、監査部に属する通常の行政組織は監査事務局と、区議会部に属する通常の行政組織は区議会事務局とする。第三項及び第七条において同じ。）の分掌事務のうち、震災復興に係るものを含むものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時的に分掌させることができる。

３　部に属すべき職員は、別表に定める部に属する通常の行政組織における部の所属職員のうちから部長が指名する。

４　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。

（復興本部事務局）

第六条　本部長は、震災復興事業を総合的に調整するため必要があると認めたときは、本部に復興本部事務局（以下「事務局」という。）を置くことができる。

2　事務局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都及び他の地方公共団体等との連絡に関すること。
二　震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。
三　震災復興事業の推進に係る用地利用その他重要事項に係る全庁的な調整に関すること。
四　その他本部に係る庶務に関すること。
3　事務局に事務局長を置き、企画政策部長をもって充てる。
4　事務局に属する職員は、区の職員のうちから本部長が指名する。

（職務権限）
第七条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における部の職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（委任）
第八条　この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付　則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付　則（平成一九年三月三〇日規則第一一号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付　則（平成二〇年三月二五日規則第一六号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付　則（平成二一年三月三一日規則第一八号）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付　則（平成二八年三月三一日規則第一七号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

名称	分掌事務
企画政策部	一　震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二　震災復興計画の策定及び進行管理に関すること。 三　情報システムの復旧に関すること。 四　震災復興に係る予算及び財政計画等経理に関すること。 五　復興に係る広報及び広聴に関すること。 六　被災者の相談業務に関すること。
総務部	一　震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二　用地の確保に関すること。 三　課税、減税等の措置に関すること。 四　人的資源の確保に関すること。 五　震災復興本部の業務と災害対策本部の業務の総合調整に関すること。 六　国、都及び関係行政機関との連絡に関すること。
区民部	一　被災者総合相談所の設置・運営に関すること。 二　町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。 三　区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関すること。 四　区内産業の再建支援全般に関すること。
アカデミー推進部	一　所管施設の被害状況等の把握に関すること。 二　所管施設の再建に関すること。

名称	分掌事務
	三　文化活動によるメンタルヘルスケアに関すること。
福祉部	一　被災者の生活実態調査兼地域福祉需要調査に関すること。 二　災害援護資金等の貸付けに関すること。 三　福祉サービスに関すること。 四　義援金品の配分に関すること。 五　被災者の相談業務（主に災害要援護者対応）に関すること。 六　介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。 七　国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。
子ども家庭部	一　被災児童の支援に関すること。 二　被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。
保健衛生部	一　医療機関の復旧状況に係る情報提供に関すること。 二　防疫活動の実施に関すること。 三　公衆浴場の被害状況の把握及び再開支援に関すること。 四　被災者等のメンタルヘルスケア及び健康管理に関すること。 五　食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関すること。
都市計画部	一　震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二　都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定・公表に関すること。 三　家屋・住家の被害調査に関すること。 四　宅地の応急危険度判定に関すること。 五　応急的な住宅の供給・管理に関すること。 六　応急仮設住宅の設置及び運営に関すること。 七　住宅の応急修理に関すること。
土木部	一　がれき等の処理に関すること。 二　道路等の復興事業に関すること。 三　区立公園等の復旧及び土地利用の調整に関すること。
資源環境部	一　がれき等の障害物の処理計画に関すること。 二　ごみ及びし尿の応急的収集及び処理に関すること。
施設管理部	一　区有施設等の被害把握等に関すること。 二　区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること。
会計管理部	一　復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること。
教育推進部	一　区立学校等の被害状況の調査に関すること。 二　区立学校等の再建に関すること。 三　被災児童及び生徒の健康の維持及び支援に関すること。 四　被災児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。 五　被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 六　文化財の復旧に関すること。
選挙管理部	一　他部との連絡調整に関すること。
監査部	一　他部との連絡調整に関すること。
区議会部	一　区議会との調整に関すること。

第14　東京都震災対策条例

平成12年12月22日
条 例 第 202 号

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則
第一節　目的(第一条)
第二節　知事の責務(第二条―第七条)
第三節　都民の責務(第八条)
第四節　事業者の責務(第九条―第十一条)
第二章　予防対策
第一節　震災に関する研究、公表等(第十二条)
第二節　防災都市づくりの推進(第十三条)
第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条―第二十三条)
第四節　火災の防止等(第二十四条―第三十一条)
第五節　防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)
第六節　防災組織(第三十四条―第三十七条)
第七節　地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)
第八節　ボランティアへの支援(第三十九条)
第九節　要援護者に対する施策(第四十条)
第十節　防災訓練(第四十一条・第四十二条)
第十一節　都民等の意見(第四十三条)
第三章　応急対策
第一節　応急体制等の整備(第四十四条―第四十六条)
第二節　避難(第四十七条―第五十一条)
第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)
第四節　帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)
第四章　復興対策
第一節　震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)
第二節　地域協働復興(第五十七条・第五十八条)
第五章　委任(第五十九条)
附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を

明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章　総則

第一節　目的

第一条　この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節　知事の責務

(基本的責務)

第二条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を

行わなければならない。

（都民等への助成）

第五条　知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）

第六条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

（協力要請）

第七条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節　都民の責務

第八条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二　家具の転倒防止

三　出火の防止

四　初期消火に必要な用具の準備

五　飲料水及び食糧の確保

六　避難の経路、場所及び方法についての確認

3　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

（平一五条例一二四・一部改正）

第四節　事業者の責務

（基本的責務）

第九条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（平一五条例一二四・一部改正）

（事業所防災計画の作成）

第十条　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地

域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章　予防対策

第一節　震災に関する研究、公表等

第十二条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節　防災都市づくりの推進

第十三条　知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　防災都市づくりに関する施策の指針

二　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三　重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条　知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条　知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第十七条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第十八条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第十九条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第二十条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第二十一条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第二十二条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第二十三条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節　火災の防止等

（火災の防止）

第二十四条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第二十五条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第二十六条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わな

ければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第二十七条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第二十八条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2　消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の整備）

第二十九条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第三十条　知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第三十一条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節　防災広報及び防災教育

（防災広報）

第三十二条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育）

第三十三条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節　防災組織

（防災市民組織）

第三十四条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第三十五条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）

第三十六条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

（防災リーダーの育成）

第三十七条　知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災

リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節　地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節　ボランティアへの支援

第三十九条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節　要援護者に対する施策

第四十条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節　防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条　第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3　知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節　都民等の意見

第四十三条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2　都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3　知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章　応急対策

第一節　応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

（情報連絡体制の整備等）

第四十五条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

（他団体への協力要請の方法）

第四十六条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節　避難

（避難場所の指定）

第四十七条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

（避難道路の指定）

第四十八条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）

第四十九条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立）

第五十条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

（車両による避難の禁止）

第五十一条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4　知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求め

るものとする。

（平二五条例一一四・一部改正）

第四節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第五十三条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第五十四条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章　復興対策

第一節　震災復興の推進

（平一五条例一二四・節名追加）

（震災復興体制の確立）

第五十五条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成十年東京都条例第七十七号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第五十六条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3　知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

（平一五条例一二四・一部改正）

第二節　地域協働復興

（平一五条例一二四・追加）

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第五十七条　知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（平一五条例一二四・追加）

（復興市民組織）

第五十八条　知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要

な支援を行うよう努めなければならない。

（平一五条例一二四・追加）

第五章　委任

第五十九条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

（平一五条例一二四・旧第五十七条繰下）

附　則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年条例第一二四号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年条例第一一四号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一〇月一日）

第15　東京都震災対策条例施行規則

（平成13年３月30日
規　則　第　５２号）

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第八十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この規則は、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業所防災計画に規定すべき事項）

第二条　条例第十条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第三条　条例第十一条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画の届出）

第四条　条例第十一条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

3　前二項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

（地域危険度の測定）

第五条　知事は、条例第十二条第一項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね五年ごとに実施しなければならない。

（強震計を設置する工作物）

第六条　条例第十二条第二項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

一　公立学校

二　公営共同住宅

三　庁舎及び公会堂

四　橋及び鉄道

五　ダム、堤防及び水門

六　岸壁及びさん橋

七　その他防災対策上特に重要な工作物

2　前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

（特殊建築物等の指定）

第七条　条例第十六条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）第十条の表の(い)欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

（重要建築物の種類）

第八条　条例第十七条第一号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

一　消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
二　建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
三　治水事務所
四　都立葬儀所
五　保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
六　防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
七　災害対策住宅及び職務住宅

2　条例第十七条第二号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。
一　東京都養護老人ホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十六号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十五号）に規定するナーシングホーム
二　都立の障害児者施設（平二〇規則一〇七・一部改正）

（落下危険物の安全性の基準）
第九条　条例第二十条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）
第十条　条例第二十一条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）
第十一条　条例第三十一条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十三条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）
第十二条　条例第四十一条第一項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。
一　東京都が主催するもの
二　警視庁又は警察署が主催するもの
三　東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）
第十三条　知事は、条例第四十一条第二項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）
第十四条　前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。
一　入院療養補償
二　通院療養補償
三　休業補償
四　後遺障害一時金
五　死亡一時金

（災害補償の金額）
第十五条　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第一の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院

療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、三十一万五千円を限度とする。

（後遺障害一時金）

第十六条　後遺障害一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して百八十日以内で、かつ、事故発生の日から起算して一年六箇月以内において、別表第二に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

2　事故発生の日から起算して一年六箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第二に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

3　前二項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

（死亡一時金）

第十七条　死亡一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）第十一条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、七百万円とする。

（訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償）

第十八条　知事は、第十二条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前三条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

（災害補償金計算の特例）

第十九条　正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

2　事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

3　知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

（防災訓練に係る災害補償の認定）

第二十条　第十二条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から七日以内に知事に報告しなければならない。

2　知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を経由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

（災害補償の請求及び決定）

第二十一条　災害補償を受けようとする者は、前条第二項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

一　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償　当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。

二　後遺障害一時金　当該後遺障害が固定したとき。

三　死亡一時金　災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2　知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

（災害補償に係る事項の委任）

第二十二条　第十三条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

（避難場所の指定基準）

第二十三条　条例第四十七条第一項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

一　周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。

二　避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

（避難道路の指定基準）

第二十四条　条例第四十八条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

2　前項に規定する避難道路は、幅員十五メートル以上のものとする。

（避難場所又は道路の指定等の告示）

第二十五条　知事は、条例第四十七条の避難場所又は条例第四十八条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

（土地及び家屋の利用計画）

第二十六条　条例第五十二条第二項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

一　救出及び救助活動

二　災害時におけるヘリコプター緊急離着陸

三　ボランティアの活動

四　生活物資の集積及び輸送

五　公営住宅等の建設

六　庁舎の建設

七　その他知事が必要と認める事項

（活動拠点の指定等の告示）

第二十七条　知事は、条例第五十二条第四項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附　則

1　この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練

に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条から第二十二条までの規定を適用する。

3　この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第十三条から第二十二条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附　則（平成二〇年規則第一〇七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一　災害補償の金額（第十五条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
一　入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	三千五百円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が九十日を超えるときは九十日とする。
二　通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	二千五百円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して九十日以内の通院に限る。
三　休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	三千円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後五時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が九十日を超えるときは九十日とする。

別表第二　災害補償後遺障害等級表（第十六条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第一級	七百万円	一　両眼が失明したもの 二　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三　両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 四　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの 五　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 六　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 七　両上肢を腕関節以上で失ったもの 八　両上肢の用を全廃したもの 九　両下肢を足関節以上で失ったもの 十　両下肢の用を全廃したもの
第二級	五百五十万円	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二　両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能を廃したもの 四　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 五　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 六　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

等級	金額	後遺障害の程度
		七　両耳の聴力を全く失ったもの 八　一上肢をひじ関節以上で失ったもの 九　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 十　両手の手指の全部を失ったもの 十一　両手の手指の全部の用を廃したもの 十二　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第三級	四百万円	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二　両眼の視力が〇・一以下になったもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの 六　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 七　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八　脊（せき）柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 九　一上肢を腕関節以上で失ったもの 十　一上肢の用を全廃したもの 十一　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十二　一下肢を足関節以上で失ったもの 十三　一下肢の用を全廃したもの 十四　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十五　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの 十六　両足の足指の全部を失ったもの
第四級	三百万円	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三　両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 四　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 五　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六　胸腹部臓器の機能に障害等を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 七　脊（せき）柱に運動障害を残すもの 八　一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 九　一手の母指を含み二の手指を失ったもの 十　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 十一　一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 十二　両足の足指の全部の用を廃したもの 十三　一足をリスフラン関節以上で失ったもの 十四　一上肢に仮関節を残すもの 十五　一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十六　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 十七　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの

等級	金額	後遺障害の程度
		十八　一下肢に仮関節を残すもの 十九　一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 二十　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 二十一　一足の足指の全部を失ったもの 二十二　女子の外貌に著しい醜状を残すもの 二十三　両側の睾丸を失ったもの 二十四　脾臓又は一側の腎臓を失ったもの
第五級	二百万円	一　両眼の視力が〇・六以下になったもの 二　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　一眼の視力が〇・一以下になったもの 五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 七　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八　一耳の聴力を全く失ったもの 九　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの 十　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 十一　十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 十二　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十三　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十四　一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの 十五　一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの 十六　一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 十七　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 十八　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 十九　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十一　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 二十二　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 二十三　一足の足指の全部の用を廃したもの 二十四　生殖器に著しい障害を残すもの
第六級	百三十万円	一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 四　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 六　七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 七　両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

等級	金額	後遺障害の程度
		八　一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 九　耳の耳殻の大部分を欠損したもの 十　胸腹部臓器に障害を残すもの 十一　脊柱に奇形を残すもの 十二　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 十三　長管骨に奇形を残すもの 十四　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 十五　一手の中指又は薬指を失ったもの 十六　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 十七　一手の中指又は薬指の用を廃したもの 十八　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 十九　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 二十　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 二十一　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 二十二　局部に頑固な神経症状を残すもの 二十三　男子の外貌に著しい醜状を残すもの 二十四　女子の外貌に醜状を残すもの
第七級	七十万円	一　一眼の視力が〇・六以下になったもの 二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 四　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 五　三歯以上に対して歯科補綴を加えたもの 六　一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 七　上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 八　一手の小指を失ったもの 九　一手の母指の指骨の一部を失ったもの 十　一手の示指の指骨の一部を失ったもの 十一　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 十二　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 十三　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 十四　一手の小指の用を廃したもの 十五　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 十六　下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 十七　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 十八　一足の第二の足指の用を廃したもの又は第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの若しくは第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 十九　一足の第三足指以下の一又は二足指の用を廃したもの 二十　局部に神経症状を残すもの 二十一　男子の外貌に醜状を残すもの

第16　東京都帰宅困難者対策条例

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第一章　総則（第一条－第六条）
第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条－第九条）
第三章　安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
第四章　一時滞在施設の確保（第十二条）
第五章　帰宅支援（第十三条）
第六章　雑則（第十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３　知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その社会的責任を認識して、事業者の安全並びに管理する施設及び設備

の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における事業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従事者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従事者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と関連し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及びその他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3　前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条　知事は、大規模災害の発生時において、安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章　帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び運送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章　雑則

（委任）

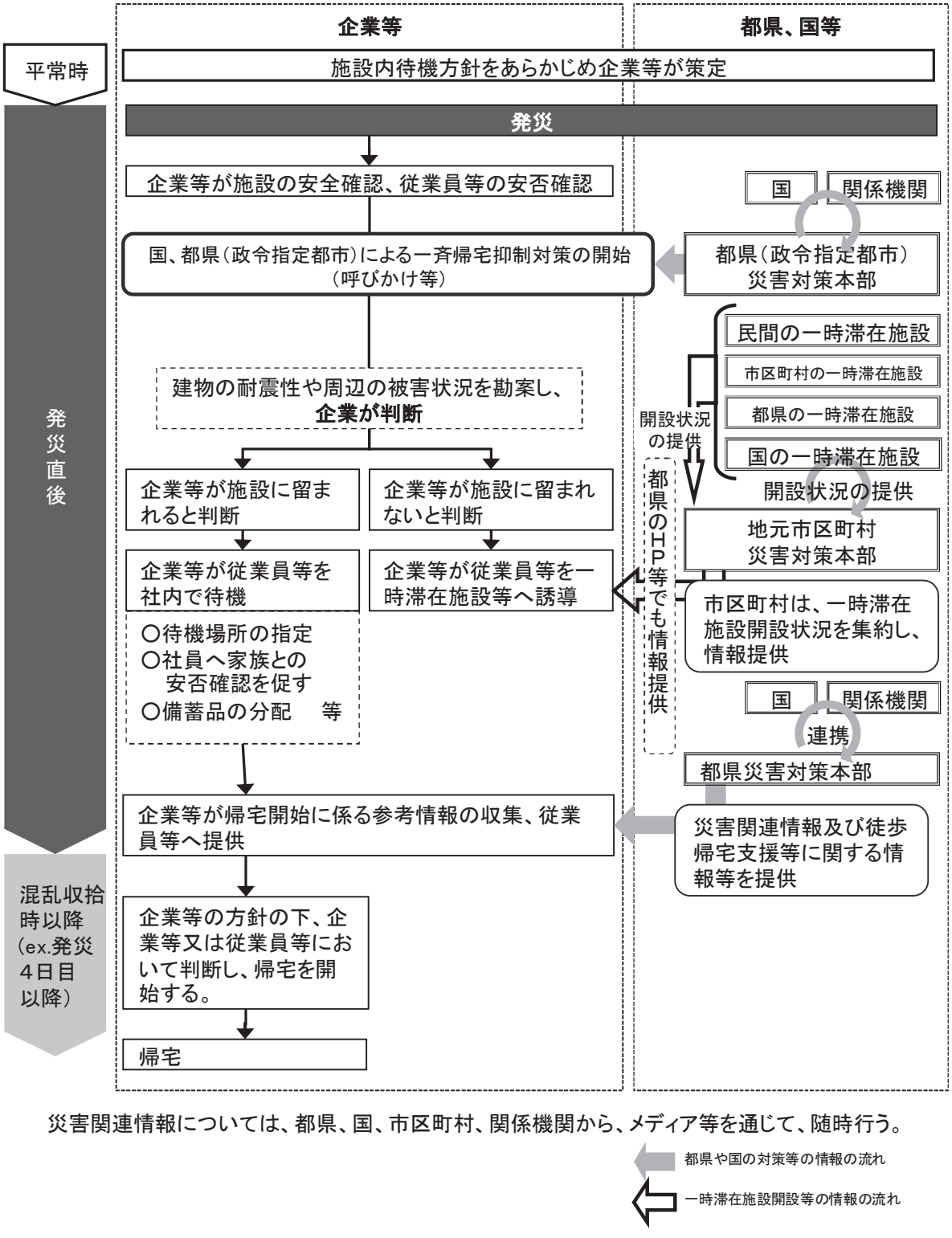
第十四条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第17　事業所における帰宅困難者対策ガイドライン

一斉帰宅抑制のフロー図

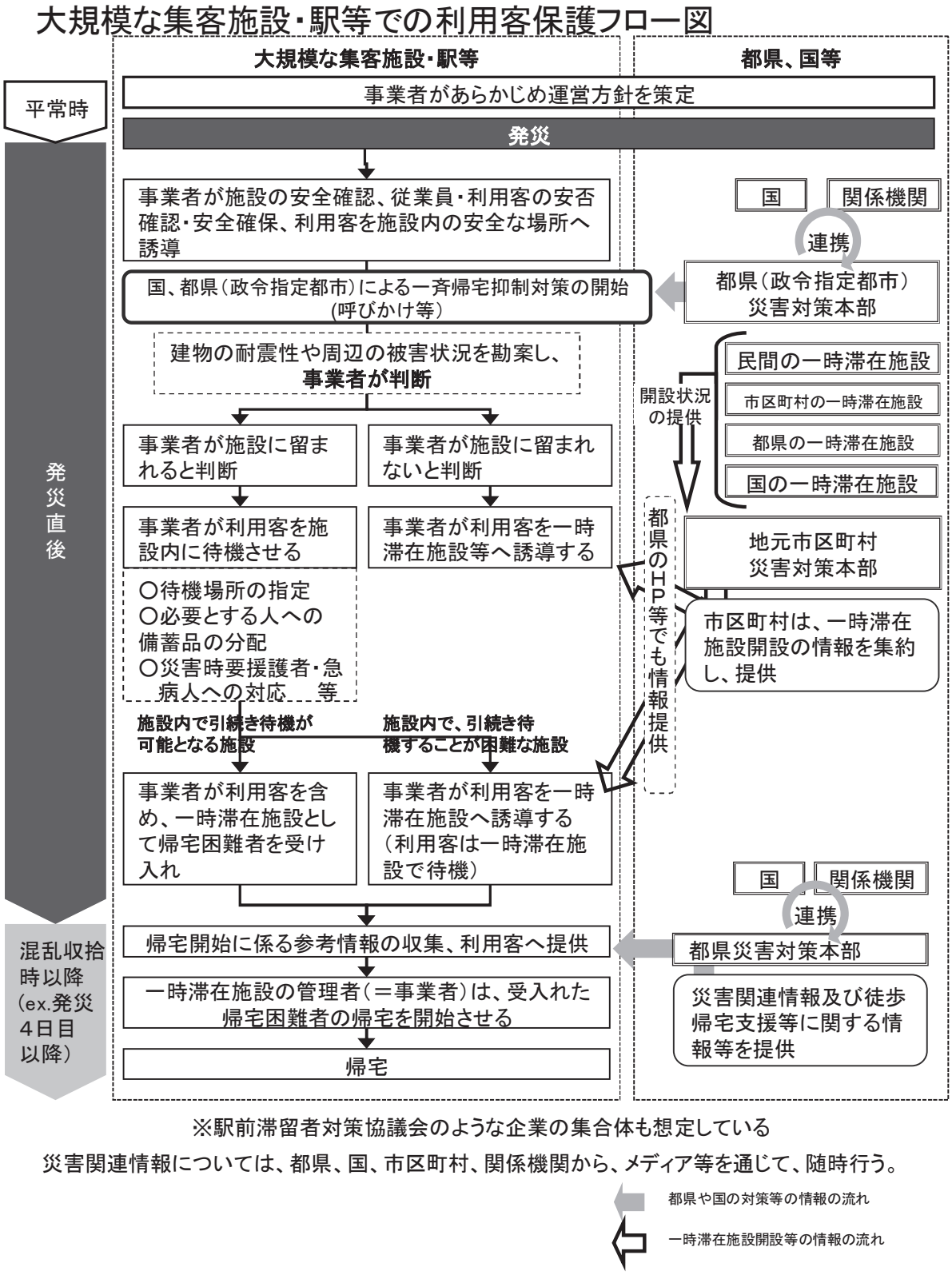


災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

第18　大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン



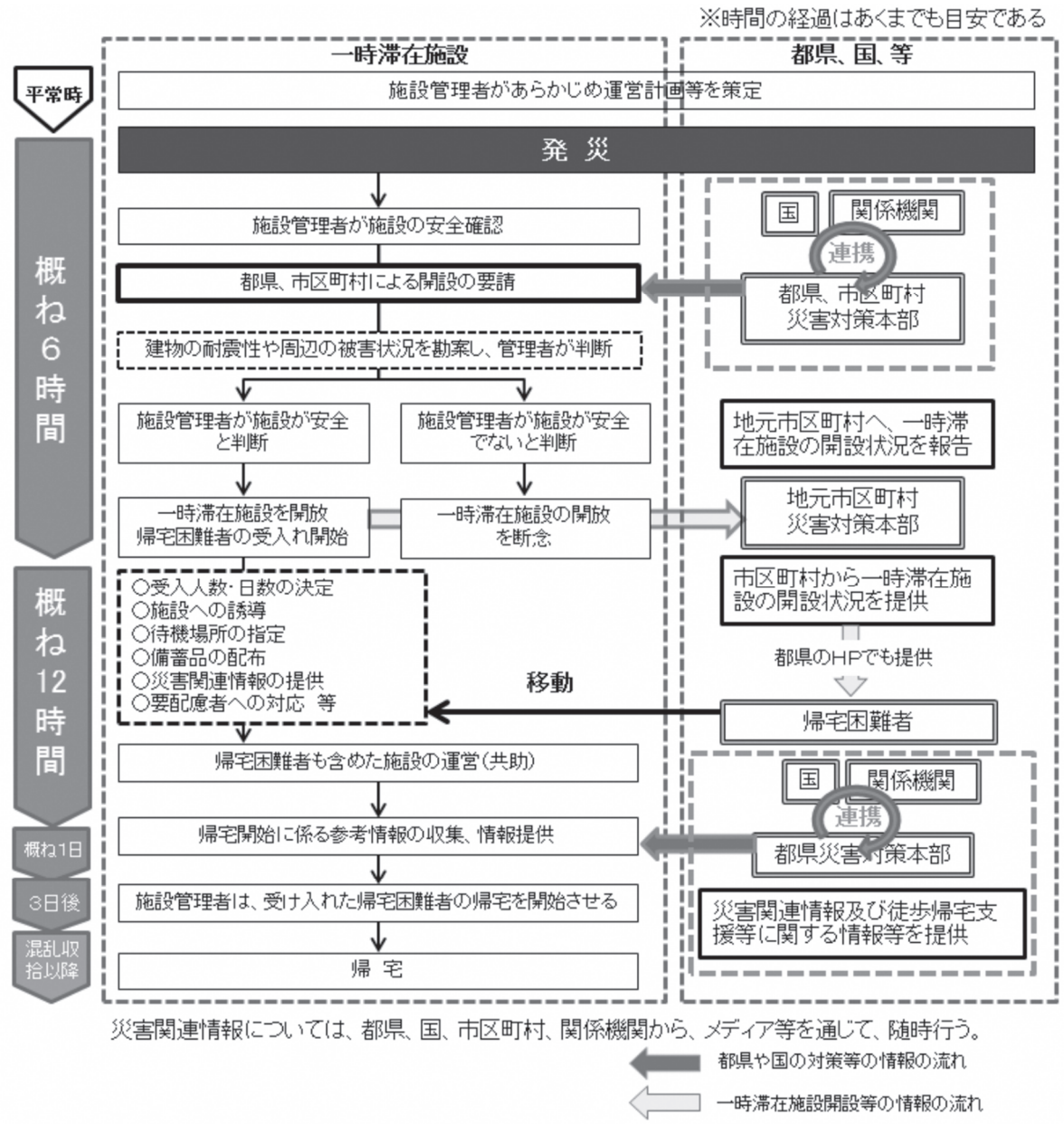
※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

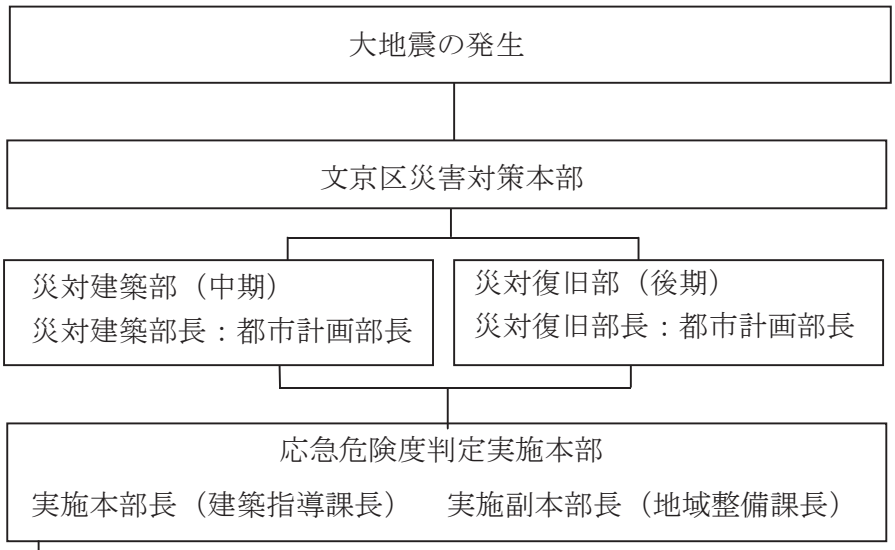
一時滞在施設開設等の情報の流れ

第19　一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン



一時滞在施設運営のフロー（例）

第20　応急危険度判定実施本部組織図



判定庶務班

班　長：建築指導課事務担当主査
副班長：地域整備課まちづくり担当主査

○災害対策本部、支援本部（東京都）との連絡・調整
○実施本部、判定拠点の設置
○判定実施計画の策定
○区民への実施の周知
○判定員の移動、宿泊等の手配
○判定実施結果の集計、資料整理

判定情報班

班　長：建築指導課調査担当主査
副班長：都市計画課開発担当主査

○被災・被害の情報収集
○判定実施区域、判定建築棟数の把握
○必要判定員、判定実施期間の把握
○判定員の参集要請、受付及び名簿作成
○判定員の補償制度に係る手続き

判定実施班

班　長：建築指導課構造担当主査
副班長：建築指導課構造担当係員

○判定実施に向けた準備
○判定員の受入れ、班・チームの編成
○判定員に対する技術指導、相談
○コーディネーターの連絡調整
○判定員へ被災地の状況等の説明
○判定資器材等の配布
○判定に関する問い合わせ窓口
○応急復旧、修繕等の相談窓口

第21　災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行規則）

（平成30年10月１日現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １日１人当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,610,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工 （ただし、内閣総理大臣の承認により着工期間の延長あり）	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設施設」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○　借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

1　法令関係

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額等</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,140円以内</td><td>災害発生の日から7日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水、又は炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他、生活必需品の供与、又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは破損等により使用することができず、、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏期（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 （出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送日は別途計上
被災者の救　　出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から１ヵ月以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
学用品の給　　与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人あたり次の金額以内 小学校児童　4,400円 中学校生徒　4,700円 高等学校生徒　5,100円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

1　法令関係

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者でも対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 一体当り3,400円以内 一時保存（既存建物借上費　通常の実費／既存建物以外　一体当り　5,300円以内） 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除　　去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

救助の種類	対　　象	費用の限度額等	期　　間	備　　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5　使用料及び賃貸料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 二　1億円超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第22　激甚災害指定基準

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5％を超える災害 （Ｂ基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2％を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25％をこえる災害 ２　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5％をこえる災害
法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2％を超える災害 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06％を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2％を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条・18条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 4,000戸以上の災害 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 １　滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 2,000戸以上 一市町村の区域内で 200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 ２　滅失住宅戸数が被災地全域で 1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で 400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置ついては法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど災害の実情に応じ個別に考慮

第23　局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費 1,000万円未満を除く）が１以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね１億円未満を除く。	１　法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置 ２　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第１項、第３項及び第４項の措置
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額 1,000万円未満を除く）が１以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置

第24　文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱

（目　的）

第一条　この要綱は、警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止を図るとともに、東海地震による被害を最小限にくいとめるため、文京区職員の非常配備態勢について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）東海地震注意情報　気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の２に定める気象庁長官の任務の遂行にあたり、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発する情報をいう。

（２）警戒宣言　大規模地震対策特別措置法第９条に基づき内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

（編成員）

第三条　非常配備態勢の編成員は全職員とする。ただし、病弱者並びに中学生以下の子ども、介助者の必要な高齢者、病弱者及び障害者をかかえている職員は編成員から除く。

（編成員の構成）

第四条　非常配備態勢の編成員の構成は次のとおりとする。

（１）課長相当職以上の職員

（２）文京区災害時における臨時非常配備態勢の編成員（以下「臨時非常配備態勢の編成員」という。）

（３）上記以外の職員（以下「一般職員」という。）

（職務）

第五条　この要綱に基づき非常配備態勢につく編成員の職務は、文京区地域防災計画「警戒宣言に伴う対応措置」に定めるところによる。

（非常配備態勢）

第六条　非常配備態勢は次のとおりとする。

（１）東海地震注意情報が発表された場合

	勤務時間内に発表の場合		勤務時間外に発表の場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	勤務時間終了後は、東海地震注意情報が解除されるまで全員準備活動に入る。	東海地震注意情報の発表を知ったときは、全員登庁して準備活動に入る。
一般職員	同　　上	同　　上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、第１班の職員は登庁して準備活動に入る。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	同　　上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、班長補佐以上の編成員は登庁して準備活動に入る。

（2）警戒宣言が発せられた場合

1）数時間以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に発せられた場合
	勤　務　時　間　内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同　　上	同　　上	1　第１班の職員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2　第２班及び第３班の職員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは、登庁して災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	同　　上	1　班長補佐以上の編成員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2　その他の編成員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは登庁して災害対策本部の業務に従事する。

2）２、３日以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に発せられた場合
	勤　務　時　間　内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同　　上	1　勤務時間終了後は、翌日の午前８時30分まで第１班の職員が災害対策本部の業務に従事する。 2　以後は順次、第２班、第３班の職員が災害対策本部の業務に従事する。	1　第１班の職員は、翌日の午前８時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2　以後は順次、第２班、第３班の職員が災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は自宅で待機する。	1　班長補佐以上の編成員は、翌日の午前８時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2　２日以後は、勤務時間終了後は全員自宅で待機する。

（解　除）

第７条　次の各号に掲げる場合は、非常配備態勢を解除する。

（１）東海地震注意情報が解除になった場合

（２）警戒解除宣言が発せられた場合

（委　任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　　則

この要綱は、昭和56年４月１日から適用する。

付　　則

この要綱は、平成15年４月１日から適用する。

付　　則

この要綱は、平成16年１月５日から適用する。

２　被害想定関係

第25 「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定

＜想定するシーン＞

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化すると考えられる。このため、本調査では、想定される被害が異なる３種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定する。

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝５時	・兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
	②冬、昼12時	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ・住宅内滞留者数は、１日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
	③冬、夕18時	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

＜東京湾北部地震（M7．3）の主な被害＞

条件	規模		東京湾北部地震					
	時期及び時刻		冬の朝５時		冬の昼１２時		冬の夕方１８時	
	風速		４m／秒	８m／秒	４m／秒	８m／秒	４m／秒	８m／秒
人的被害	死者		7,613 人	7,649 人	6,228 人	6,296 人	9,413 人	9,641 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	6,927 人	6,927 人	4,972 人	4,972 人	5,378 人	5,378 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	76 人	76 人	79 人	79 人	76 人	76 人
		地震火災	504 人	540 人	1,071 人	1,138 人	3,853 人	4,081 人
		ブロック塀	103 人	103 人	103 人	103 人	103 人	103 人
		落下物	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	負傷者		138,657 人	138,804 人	134,562 人	134,854 人	146,596 人	147,611 人
		（重傷者）	18,032 人	18,073 人	18,186 人	18,267 人	21,609 人	21,893 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	133,140 人	133,140 人	126,530 人	126,530 人	125,964 人	125,964 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	95 人	95 人	99 人	99 人	94 人	94 人
		地震火災	1,578 人	1,725 人	4,089 人	4,381 人	16,694 人	17,709 人
		ブロック塀	3,543 人	3,543 人	3,543 人	3,543 人	3,543 人	3,543 人
		落下物	301 人	301 人	301 人	301 人	301 人	301 人
物的被害	建物被害※２		134,974 棟	136,297 棟	163,604 棟	166,906 棟	293,153 棟	304,300 棟
	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟
		地震火災	19,842 棟	21,240 棟	50,904 棟	54,417 棟	189,406 棟	201,249 棟
	交通	道路	6.8 %	6.8 %	6.8 %	6.8 %	6.8 %	6.8 %
		鉄道※３	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
	ライフライン	電力施設	11.9 %	11.9 %	12.8 %	12.9 %	17.2 %	17.6 %
		通信施設	1.2 %	1.3 %	2.4 %	2.6 %	7.2 %	7.6 %
		ガス施設	26.8～74.2 %	26.8～74.2 %	26.8～74.2 %	26.8～74.2 %	26.8～74.2 %	26.8～74.2 %
		上水道施設	34.5 %	34.5 %	34.5 %	34.5 %	34.5 %	34.5 %
		下水道施設	23.0 %	23.0 %	23.0 %	23.0 %	23.0 %	23.0 %
その他	帰宅困難者				5,166,126		人	
	避難者		2,651,297 人	2,656,898 人	2,774,238 人	2,788,191 人	3,337,937 人	3,385,489 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		7,005 台	7,008 台	7,089 台	7,096 台	7,447 台	7,473 台
	災害要援護者死者数		3,638 人	3,654 人	2,894 人	2,934 人	4,786 人	4,921 人
	自力脱出困難者		60,844 人	60,844 人	56,531 人	56,531 人	56,666 人	56,666 人
	震災廃棄物		3,878 万t	3,882 万t	3,949 万t	3,957 万t	4,263 万t	4,289 万t

※１　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※２　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
※３　新幹線の被害を除く。

＜多摩直下地震（M7．3）の主な被害＞

条件	規模		多摩直下地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒
人的被害	死者		5,089 人	5,115 人	3,516 人	3,546 人	4,658 人	4,732 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	4,489 人	4,489 人	2,840 人	2,840 人	3,220 人	3,220 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	123 人	123 人	111 人	111 人	109 人	109 人
		地震火災	378 人	403 人	465 人	496 人	1,229 人	1,302 人
		ブロック塀	97 人	97 人	97 人	97 人	97 人	97 人
		落下物	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	負傷者		114,600 人	114,658 人	94,701 人	94,799 人	100,983 人	101,102 人
		（重傷者）	11,302 人	11,319 人	9,696 人	9,724 人	10,871 人	10,902 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	110,119 人	110,119 人	89,859 人	89,859 人	92,831 人	92,831 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	154 人	154 人	139 人	139 人	137 人	137 人
		地震火災	805 人	864 人	1,182 人	1,280 人	4,494 人	4,614 人
		ブロック塀	3,349 人	3,349 人	3,349 人	3,349 人	3,349 人	3,349 人
		落下物	172 人	172 人	172 人	172 人	172 人	172 人
物的被害	建物被害※2		89,976 棟	90,947 棟	98,230 棟	99,788 棟	135,118 棟	139,436 棟
	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	75,668 棟	75,668 棟	75,668 棟	75,668 棟	75,668 棟	75,668 棟
		地震火災	14,711 棟	15,707 棟	23,211 棟	24,811 棟	61,323 棟	65,770 棟
	交通	道路	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
		鉄道※3	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
	ライフライン	電力施設	7.3 %	7.3 %	7.6 %	7.6 %	8.7 %	8.8 %
		通信施設	0.7 %	0.7 %	0.9 %	1.0 %	1.9 %	2.0 %
		ガス施設	6.5～84.6 %	6.5～84.6 %	6.5～84.6 %	6.5～84.6 %	6.5～84.6 %	6.5～84.6 %
		上水道施設	36.9 %	36.9 %	36.9 %	36.9 %	36.9 %	36.9 %
		下水道施設	23.2 %	23.2 %	23.2 %	23.2 %	23.2 %	23.2 %
その他	帰宅困難者				5,166,126 人			
	避難者		2,556,330 人	2,560,236 人	2,589,796 人	2,596,041 人	2,739,518 人	2,756,681 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,047 台	5,048 台	5,063 台	5,066 台	5,123 台	5,130 台
	災害要援護者死者数		2,343 人	2,354 人	1,825 人	1,842 人	2,505 人	2,549 人
	自力脱出困難者		36,761 人	36,761 人	29,523 人	29,523 人	30,626 人	30,626 人
	震災廃棄物		3,005 万t	3,007 万t	3,024 万t	3,028 万t	3,111 万t	3,121 万t

※1　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
※3　新幹線の被害を除く。

＜元禄型関東地震（M8．2）の主な被害＞

条件	規模		元禄型関東地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒
人的被害	死者		5,099 人	5,125 人	3,694 人	3,736 人	5,732 人	5,875 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	4,552 人	4,552 人	2,955 人	2,955 人	3,330 人	3,330 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	113 人	113 人	103 人	103 人	101 人	101 人
		地震火災	345 人	371 人	547 人	589 人	2,212 人	2,355 人
		津波浸水※4（水門開放時）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		ブロック塀	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
		落下物	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	負傷者		113,420 人	113,511 人	98,036 人	98,198 人	107,723 人	108,341 人
	（重傷者）		11,664 人	11,690 人	10,511 人	10,556 人	12,774 人	12,946 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	109,307 人	109,307 人	92,898 人	92,898 人	95,256 人	95,256 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	141 人	141 人	129 人	129 人	127 人	127 人
		地震火災	824 人	914 人	1,862 人	2,023 人	9,192 人	9,811 人
		ブロック塀	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人
		落下物	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
物的被害	建物被害※2		89,838 棟	90,834 棟	101,835 棟	103,834 棟	177,845 棟	184,794 棟
	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟
		地震火災	13,697 棟	14,736 棟	26,455 棟	28,565 棟	107,194 棟	114,534 棟
		津波浸水（水門開放時）	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟
	交通	道路	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %
		鉄道※3	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %
	ライフライン	電力施設	8.6 %	8.6 %	9.0 %	9.1 %	11.6 %	11.8 %
		通信施設	2.8 %	2.8 %	3.2 %	3.2 %	5.8 %	6.1 %
		ガス施設	3.0～53.1 %	3.0～53.1 %	3.0～53.1 %	3.0～53.1 %	3.0～53.1 %	3.0～53.1 %
		上水道施設	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %
		下水道施設	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %
その他	帰宅困難者				5,166,126 人			
	避難者		2,807,568 人	2,811,542 人	2,855,698 人	2,863,681 人	3,172,713 人	3,200,981 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,673 台	5,676 台	5,710 台	5,716 台	5,971 台	5,991 台
	災害要援護者死者数		2,330 人	2,341 人	1,761 人	1,784 人	2,889 人	2,971 人
	自力脱出困難者		38,598 人	38,598 人	32,194 人	32,194 人	33,222 人	33,222 人
	震災廃棄物		2,892 万t	2,895 万t	2,921 万t	2,926 万t	3,104 万t	3,121 万t

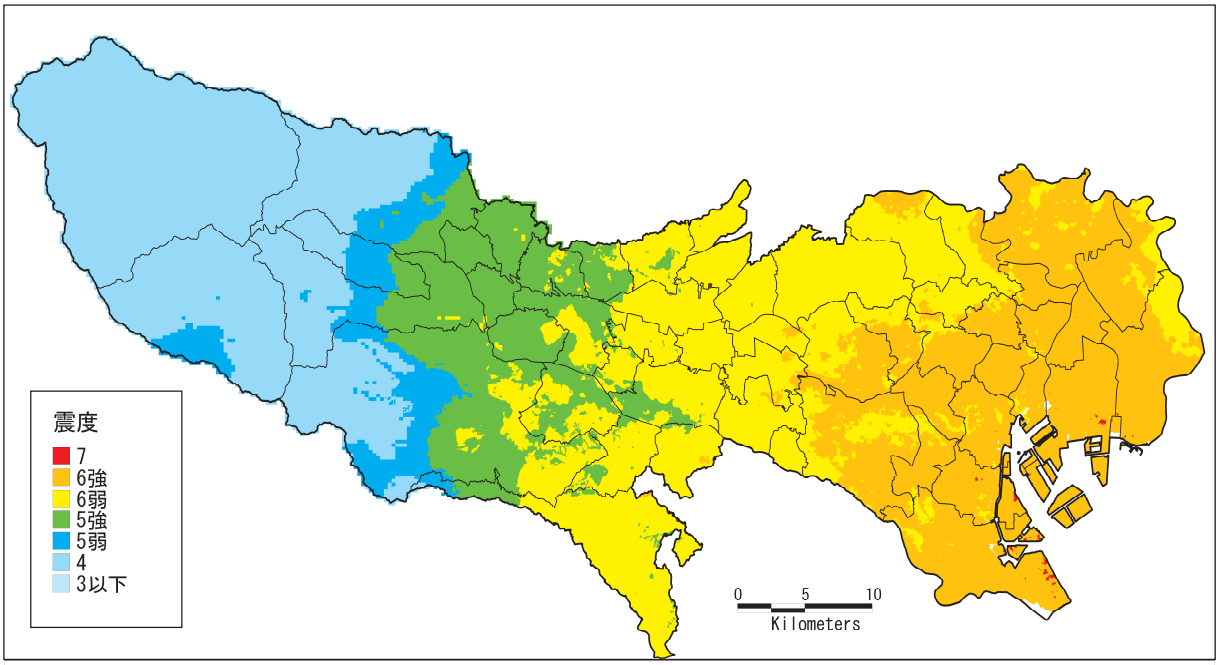
※1　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
※3　新幹線の被害を除く。
※4　津波死者は堤外地（河川敷含む）や浸水域の地下空間にいる人口は考慮していない。

＜立川断層帯地震（M7．4）の主な被害＞

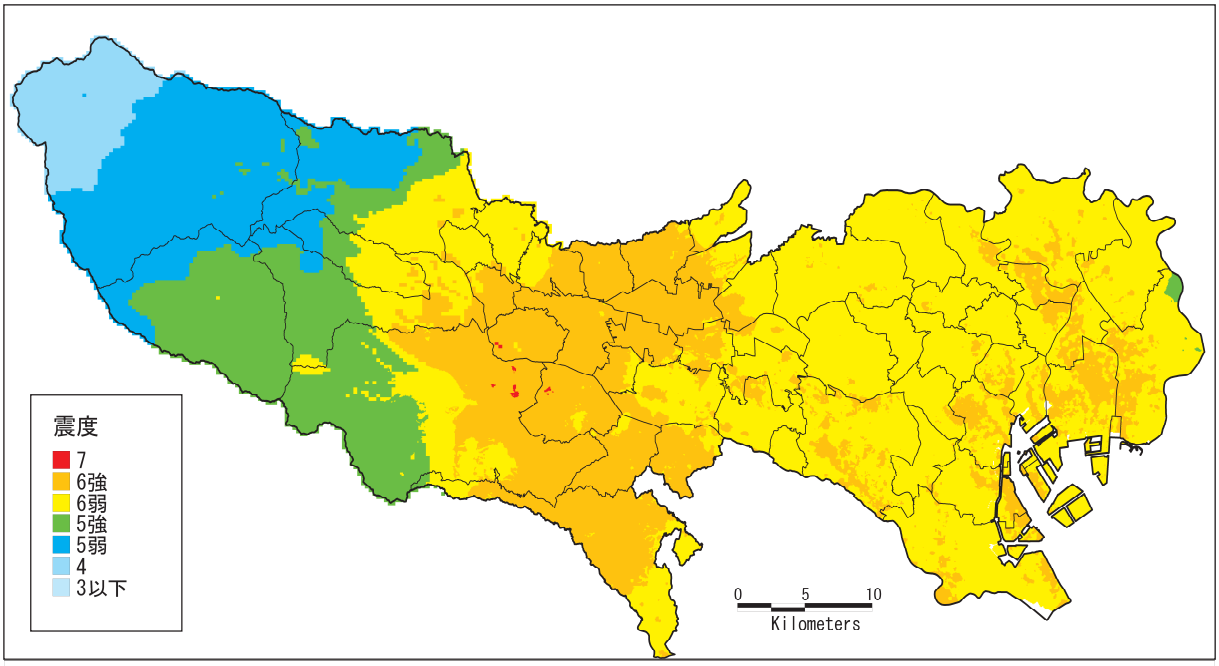
条件	規模		立川断層帯地震					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒	4m／秒	8m／秒
人的被害	死者		2,427 人	2,442 人	1,658 人	1,681 人	2,512 人	2,582 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	2,083 人	2,083 人	1,193 人	1,193 人	1,417 人	1,417 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	83 人	83 人	64 人	64 人	66 人	66 人
		地震火災	219 人	233 人	358 人	381 人	986 人	1,056 人
		ブロック塀	42 人	42 人	42 人	42 人	42 人	42 人
		落下物	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	負傷者		36,966 人	36,987 人	27,168 人	27,243 人	31,399 人	31,690 人
	（重傷者）		4,731 人	4,737 人	3,630 人	3,651 人	4,586 人	4,668 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	34,965 人	34,965 人	24,645 人	24,645 人	26,183 人	26,183 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	103 人	103 人	80 人	80 人	82 人	82 人
		地震火災	396 人	417 人	941 人	1,016 人	3,631 人	3,922 人
		ブロック塀	1,453 人	1,453 人	1,453 人	1,453 人	1,453 人	1,453 人
		落下物	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
物的被害	建物被害※2		43,575 棟	44,127 棟	52,368 棟	53,482 棟	82,342 棟	85,735 棟
	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	35,407 棟	35,407 棟	35,407 棟	35,407 棟	35,407 棟	35,407 棟
		地震火災	8,565 棟	9,147 棟	17,907 棟	19,089 棟	49,689 棟	53,302 棟
	交通	道路	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %
		鉄道※3	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %
	ライフライン	電力施設	2.8 %	2.8 %	3.1 %	3.1 %	3.9 %	4.0 %
		通信施設	0.3 %	0.3 %	0.5 %	0.5 %	1.3 %	1.4 %
		ガス施設	0.8～11.3 %	0.8～11.3 %	0.8～11.3 %	0.8～11.3 %	0.8～11.3 %	0.8～11.3 %
		上水道施設	13.3 %	13.3 %	13.3 %	13.3 %	13.3 %	13.3 %
		下水道施設	18.8 %	18.8 %	18.8 %	18.8 %	18.8 %	18.8 %
その他	帰宅困難者				5,166,126			人
	避難者		850,596 人	852,491 人	882,979 人	886,785 人	995,083 人	1,007,138 人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		2,253 台	2,253 台	2,264 台	2,266 台	2,304 台	2,308 台
	災害要援護者死者数		1,050 人	1,056 人	911 人	923 人	1,373 人	1,412 人
	自力脱出困難者		15,364 人	15,364 人	10,528 人	10,528 人	11,320 人	11,320 人
	震災廃棄物		1,065 万t	1,066 万t	1,086 万t	1,089 万t	1,158 万t	1,166 万t

※1　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
※3　新幹線の被害を除く。

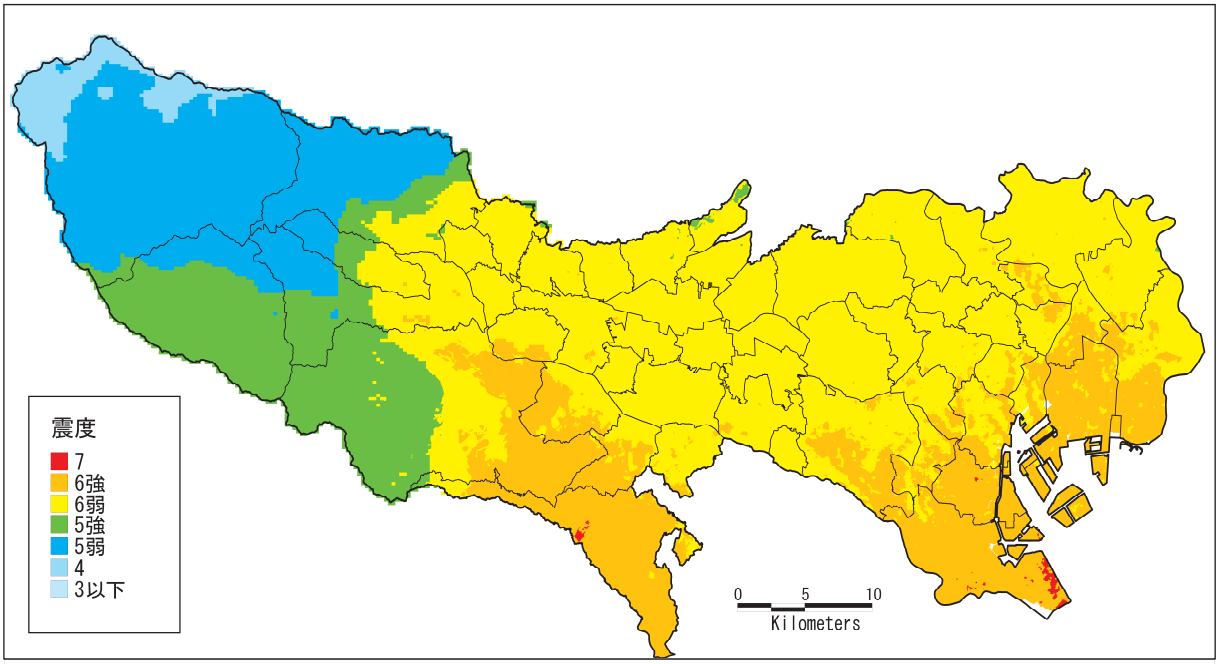
＜東京湾北部地震（M7.3）の地震動分布＞



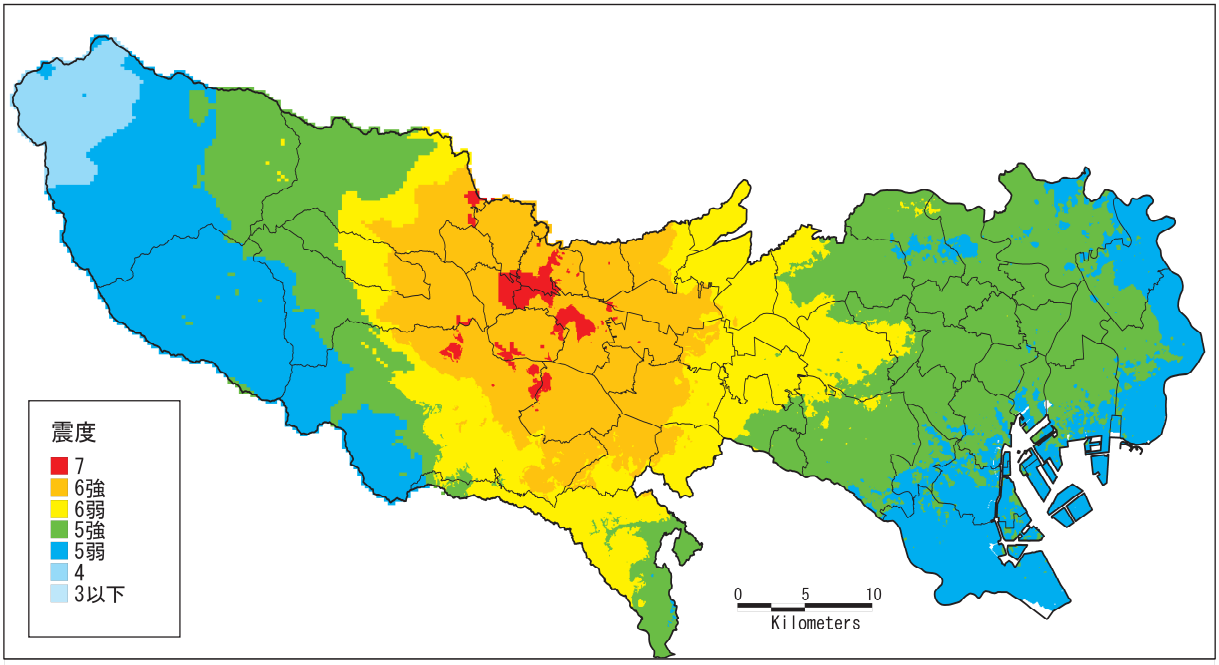
＜多摩直下地震（M7.3）の地震動分布＞



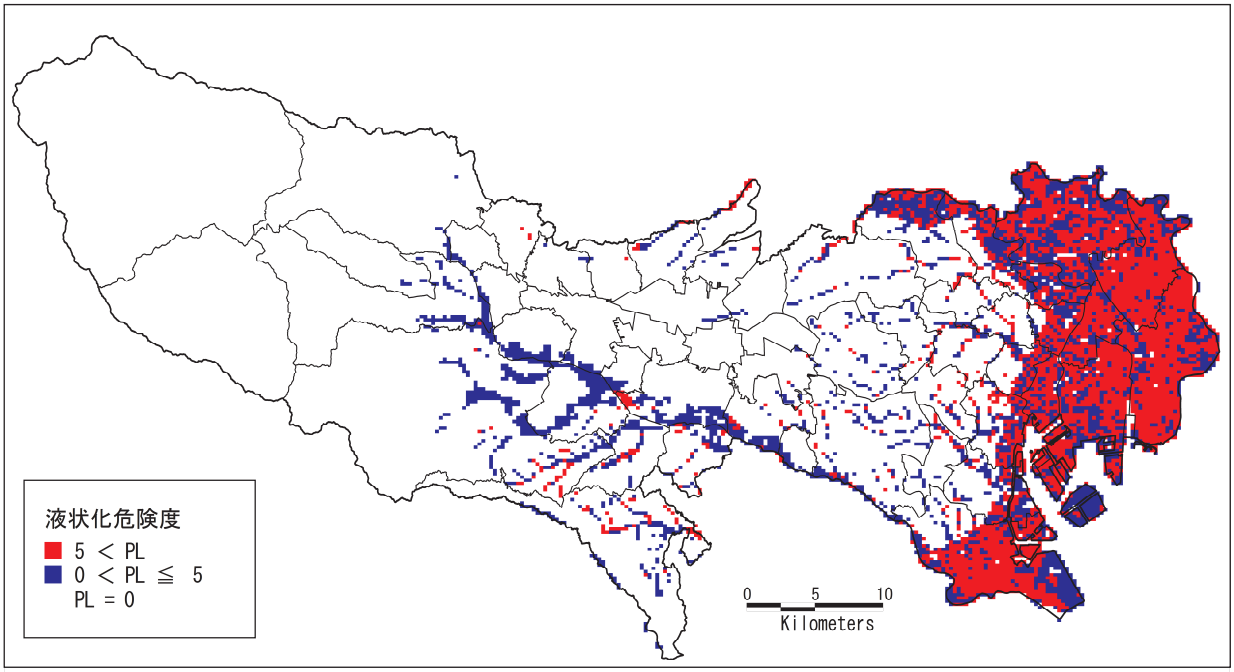
＜元禄型関東地震（M8.2）の地震動分布＞



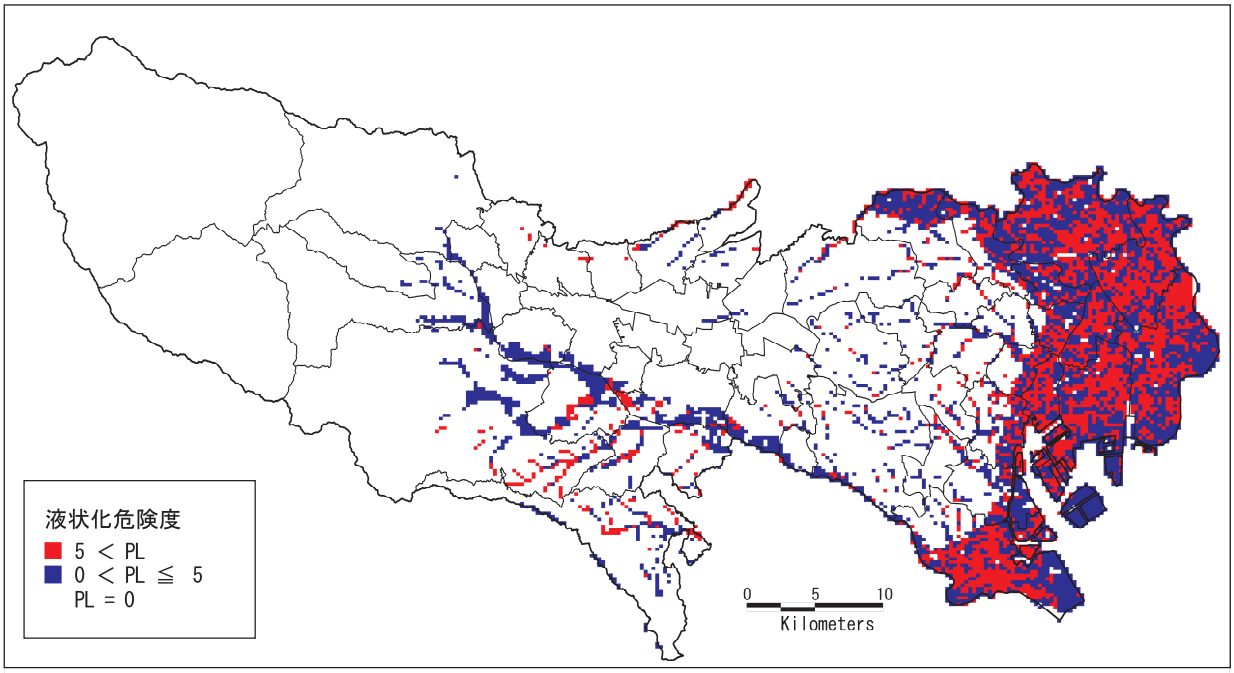
＜立川断層帯地震（M7.4）の地震動分布＞



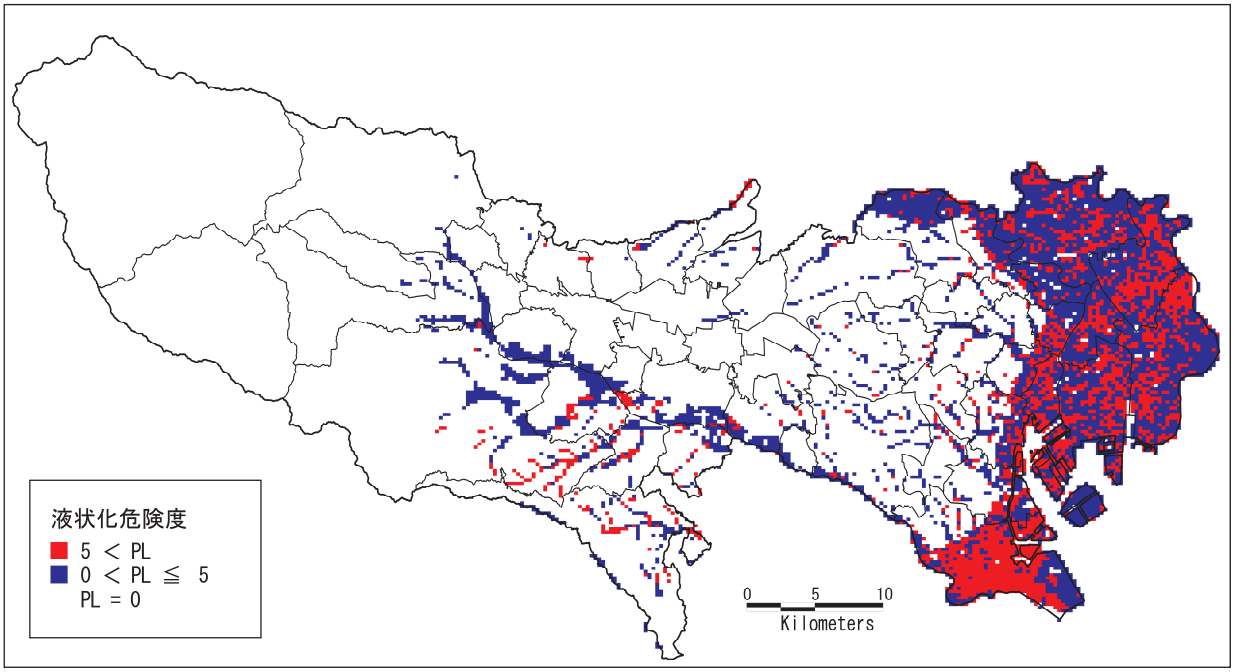
＜東京湾北部地震（M7.3）の液状化危険度分布＞



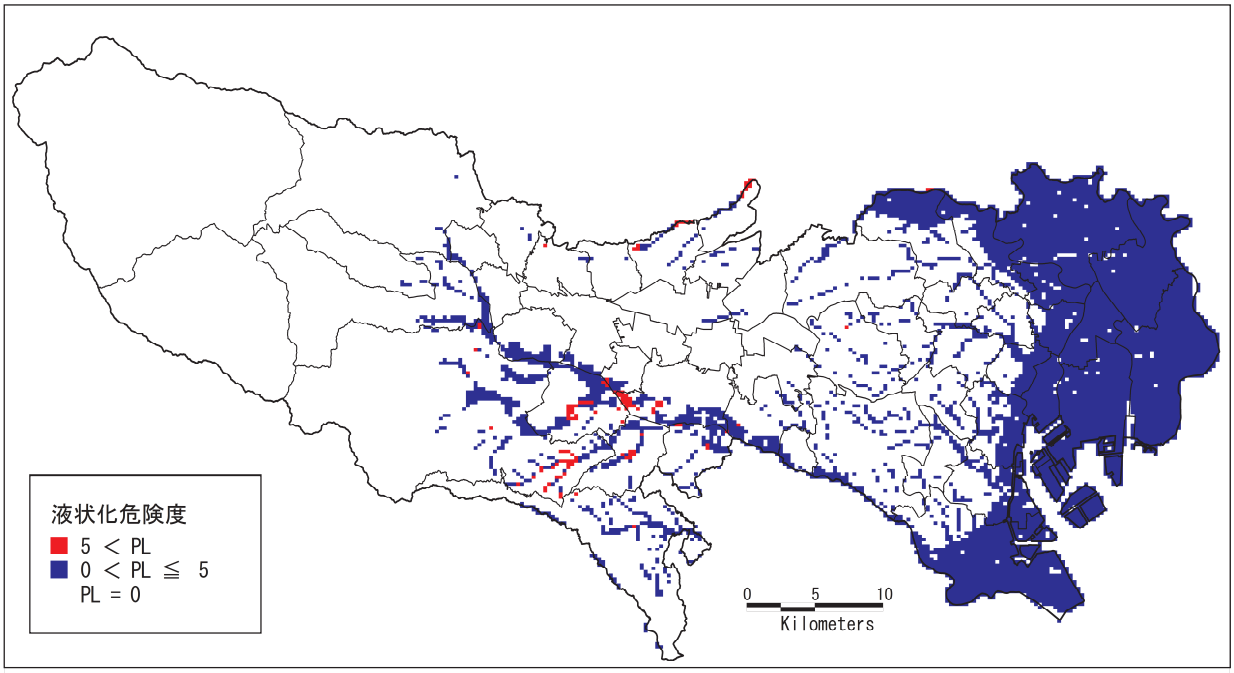
＜多摩直下地震（M7.3）の液状化危険度分布＞



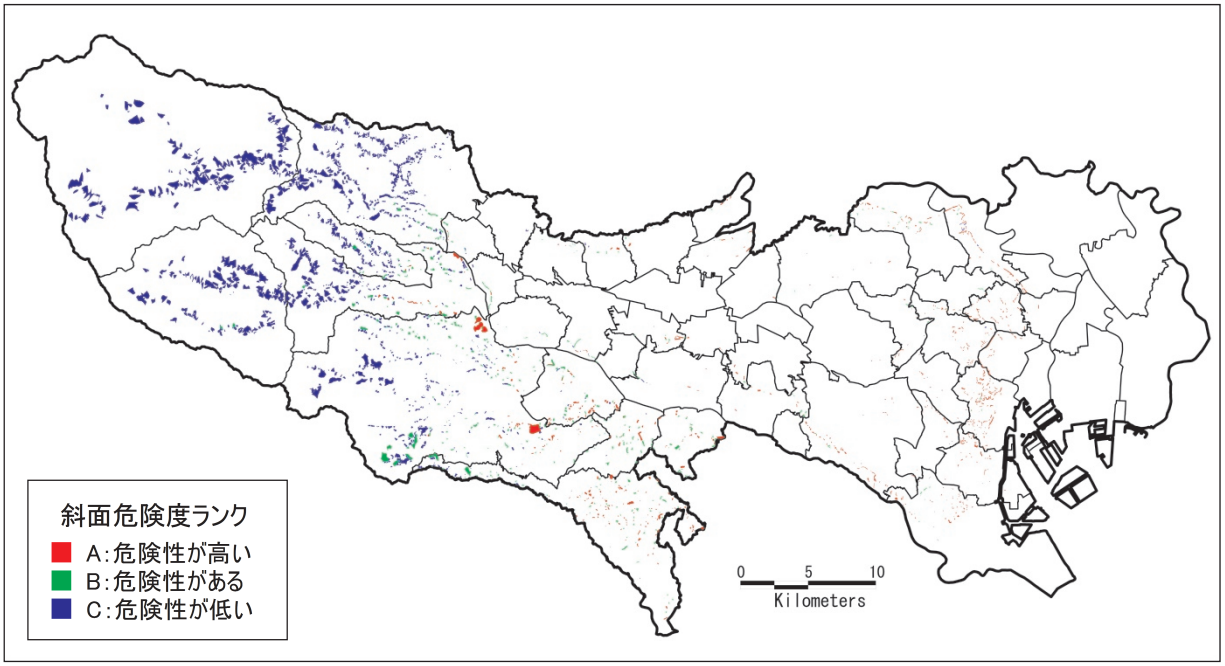
＜元禄型関東地震（M8.2）の液状化危険度分布＞



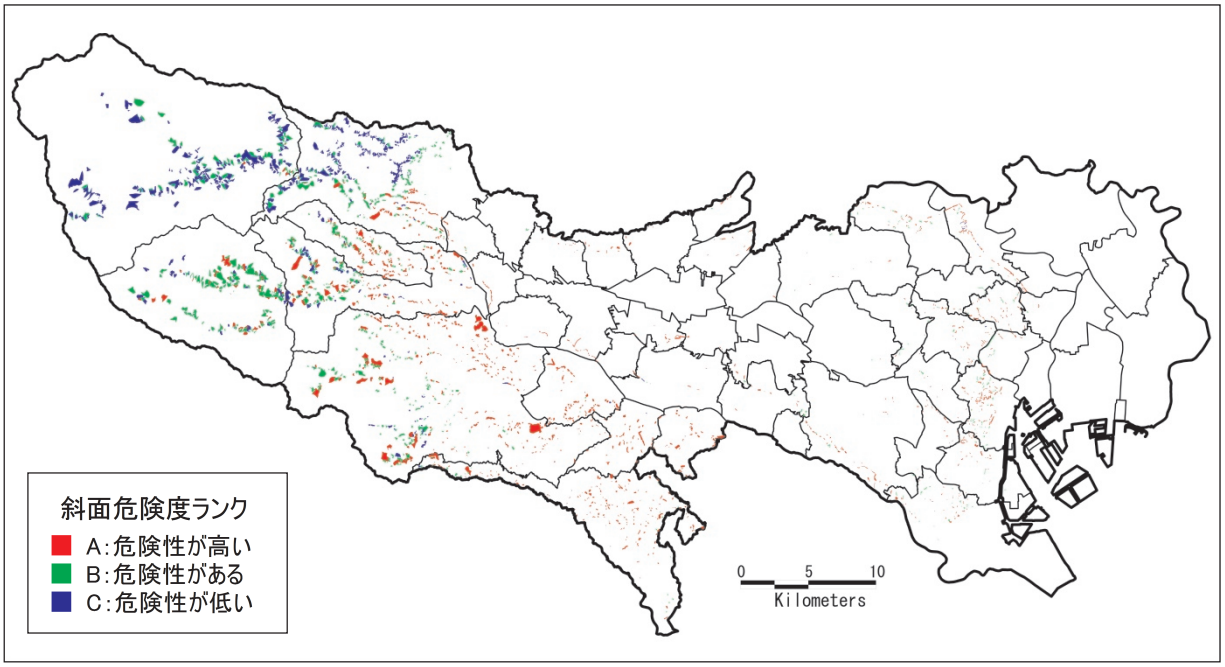
＜立川断層帯地震（M7.4）の液状化危険度分布＞



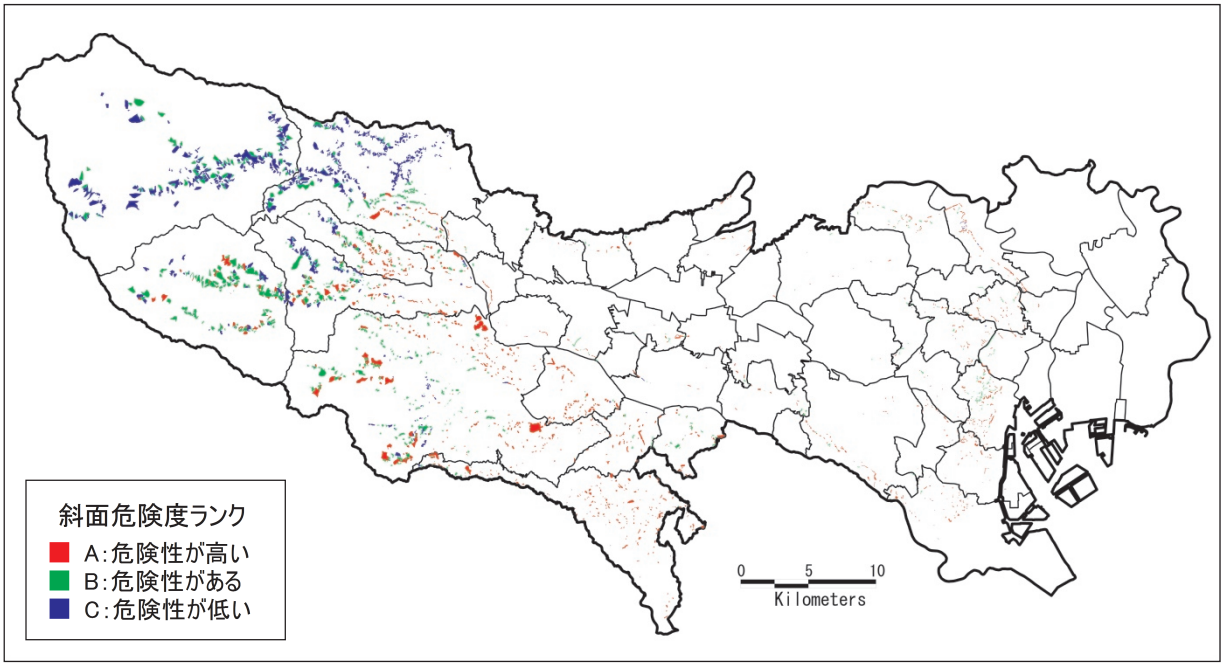
＜東京湾北部地震（M7.3）の急傾斜地崩壊危険箇所＞



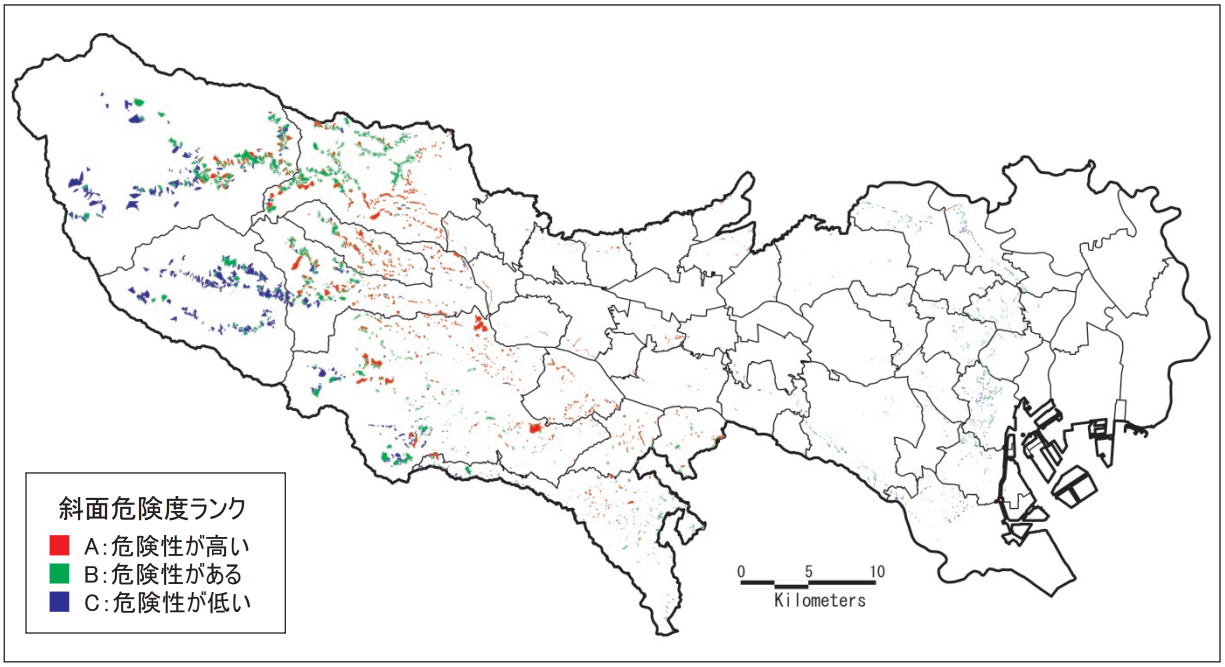
＜多摩直下地震（M7.3）の急傾斜地崩壊危険箇所＞



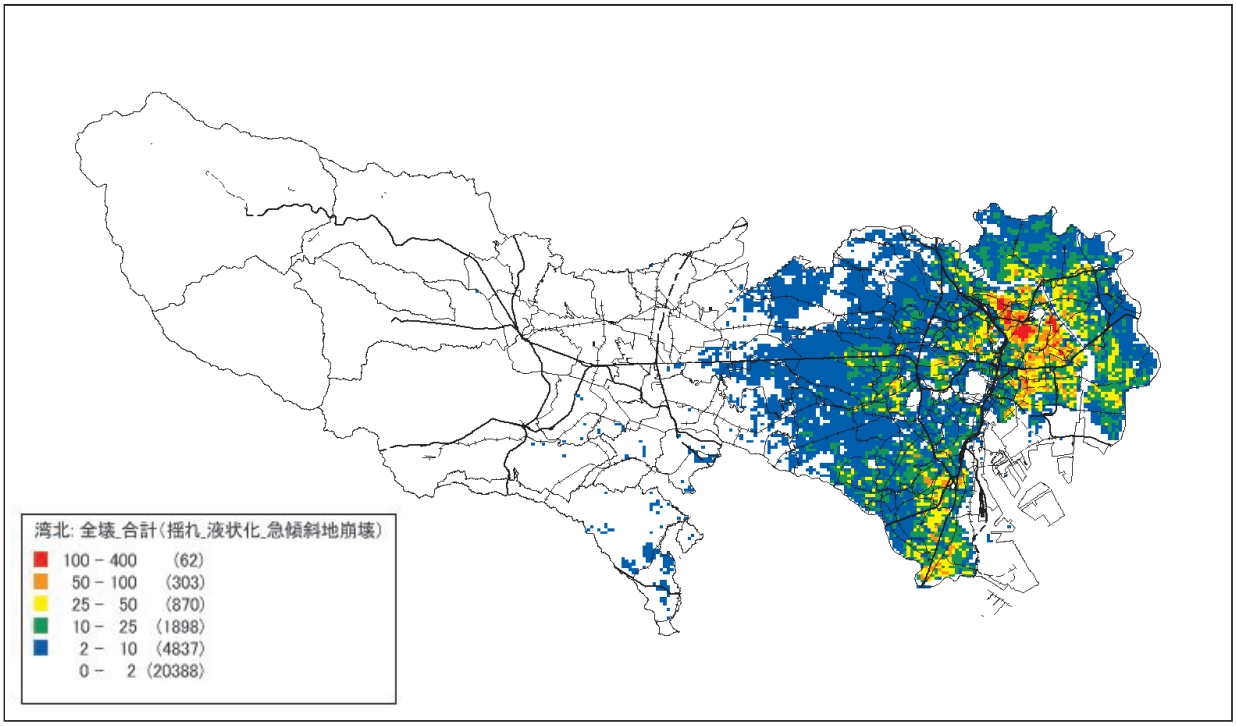
＜元禄型関東地震（M8.2）の急傾斜地崩壊危険箇所＞



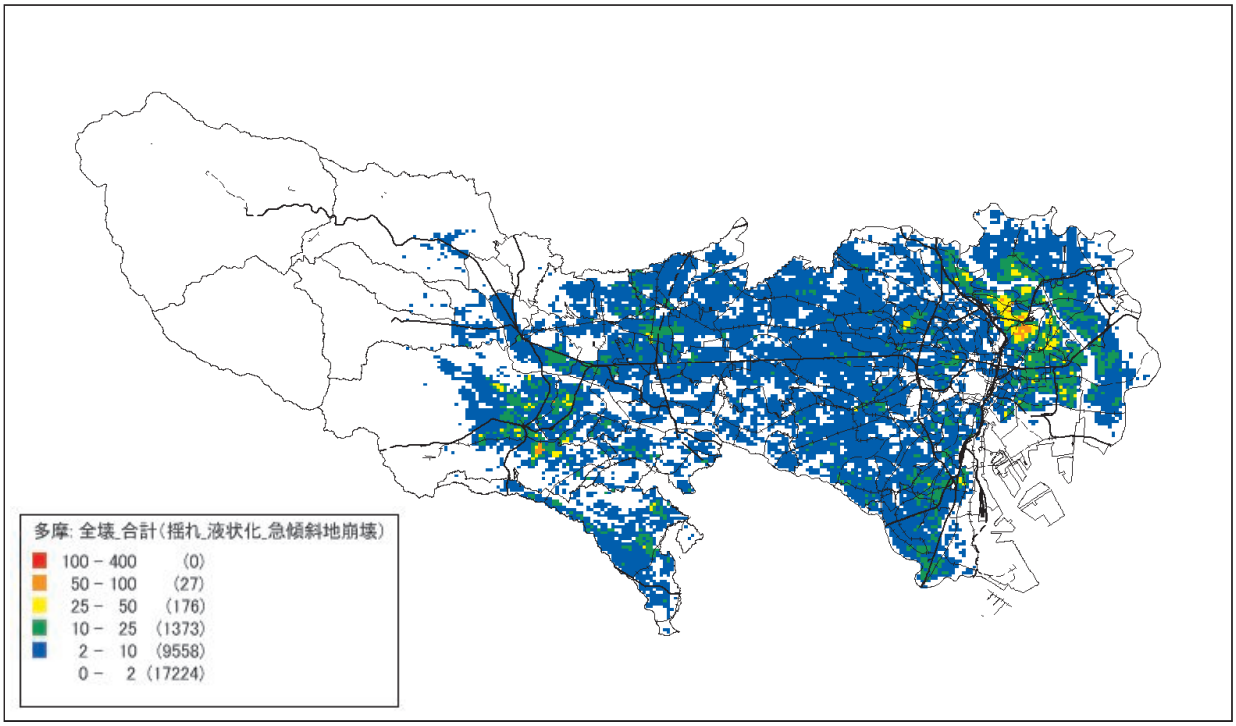
＜立川断層帯地震（M7.4）の急傾斜地崩壊危険箇所＞



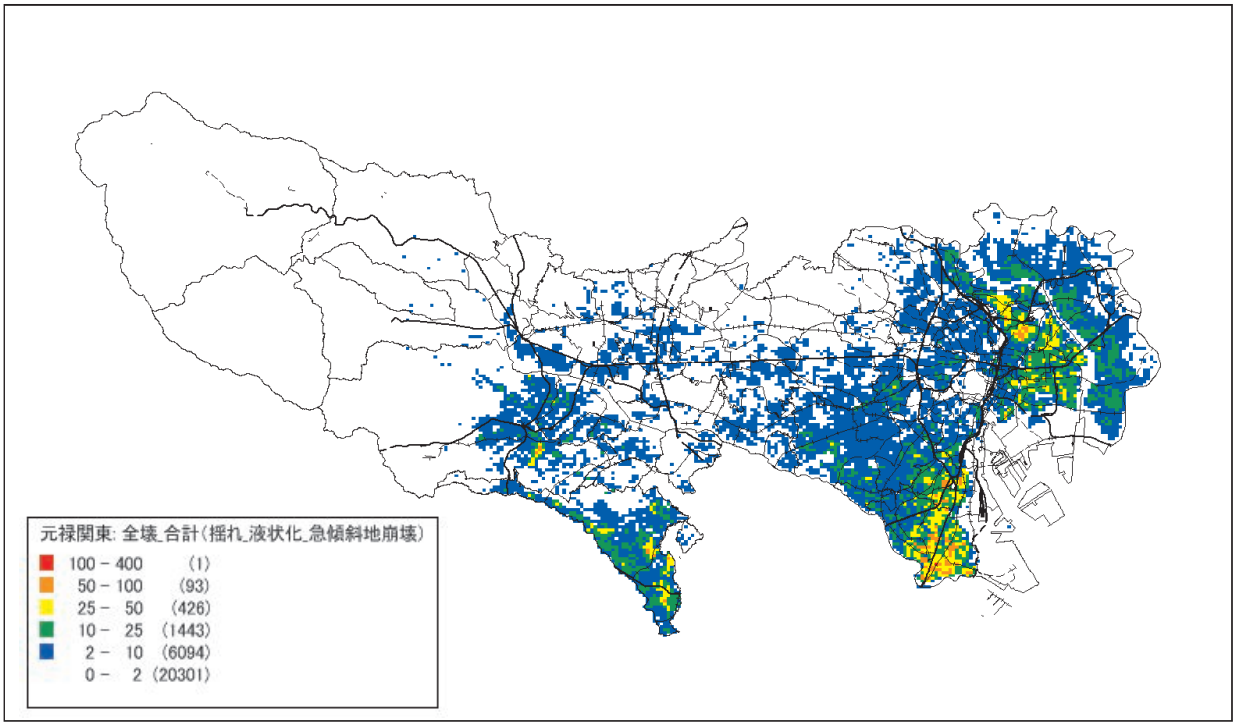
＜東京湾北部地震（M7.3）の全壊建物棟数分布＞



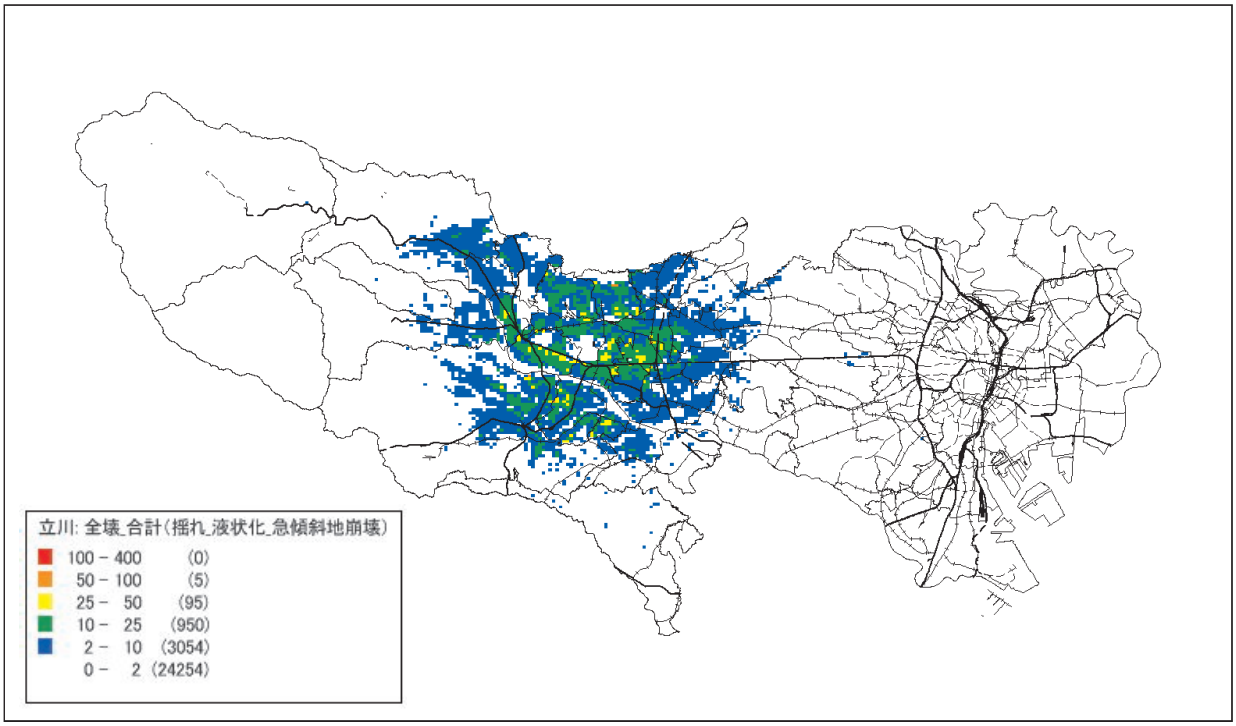
＜多摩直下地震（M7.3）の全壊建物棟数分布＞



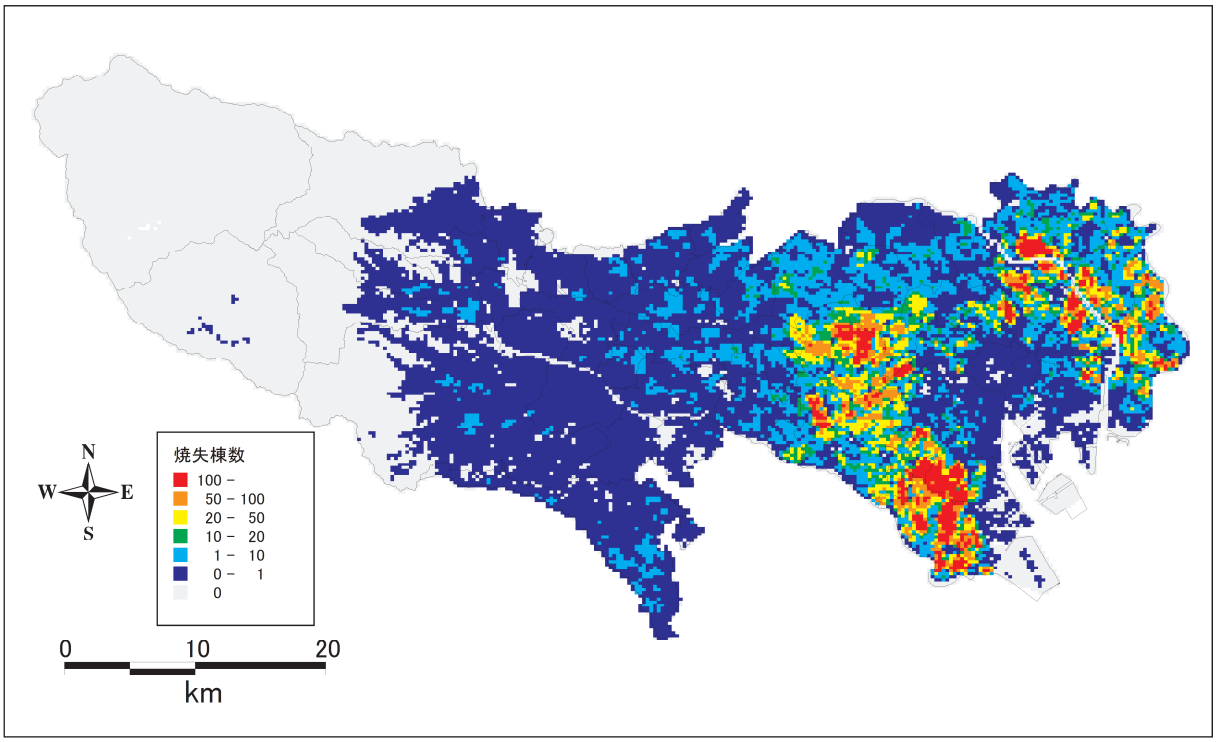
＜元禄型関東地震（M8.2）の全壊建物棟数分布＞



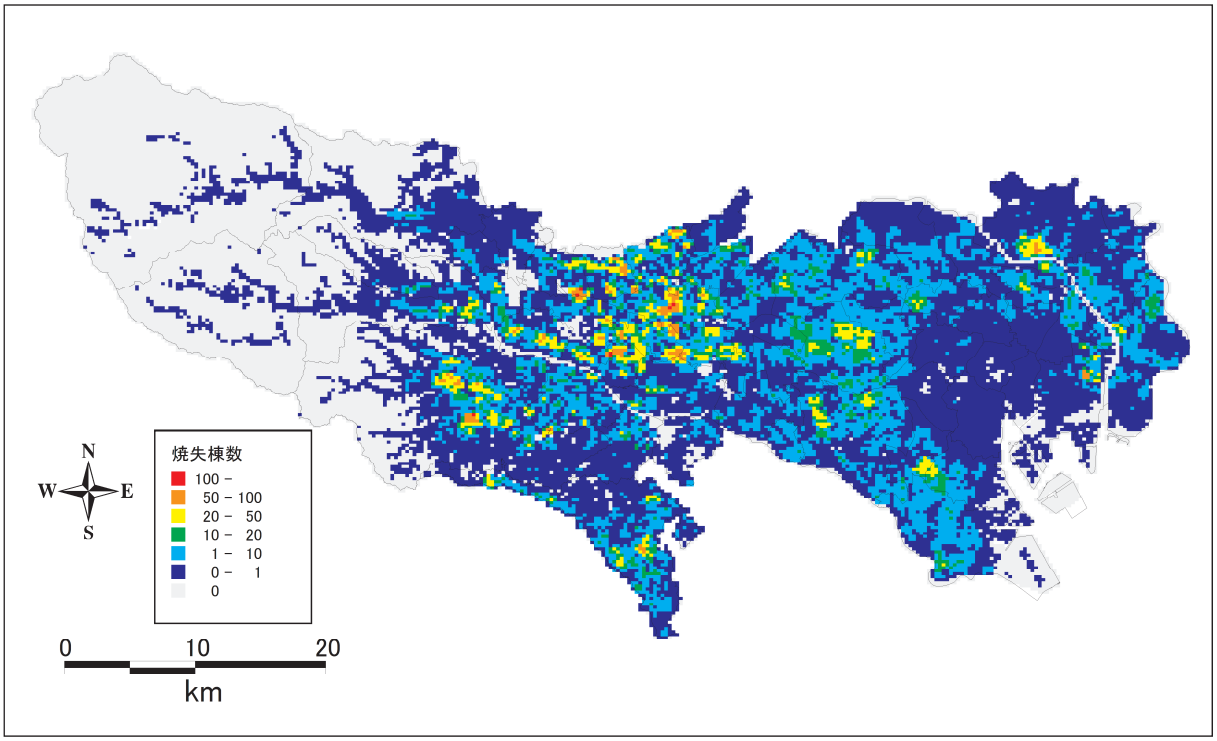
＜立川断層帯地震（M7.4）の全壊建物棟数分布＞



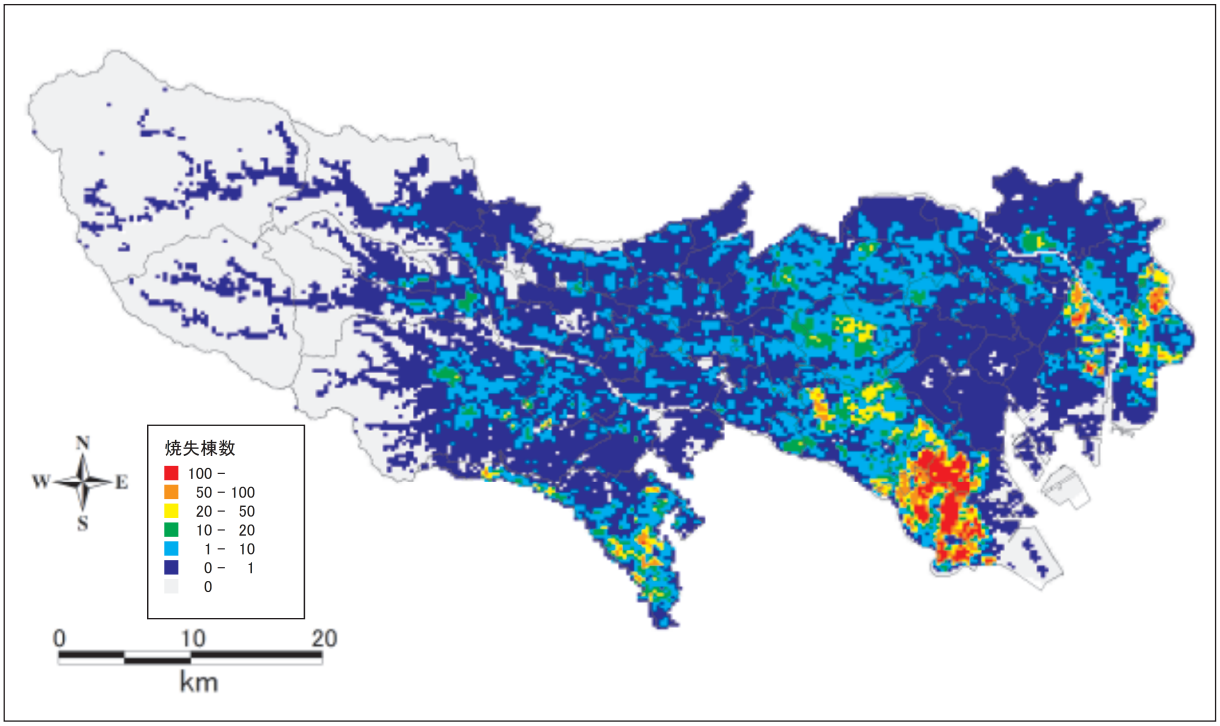
＜東京湾北部地震（M7.3）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



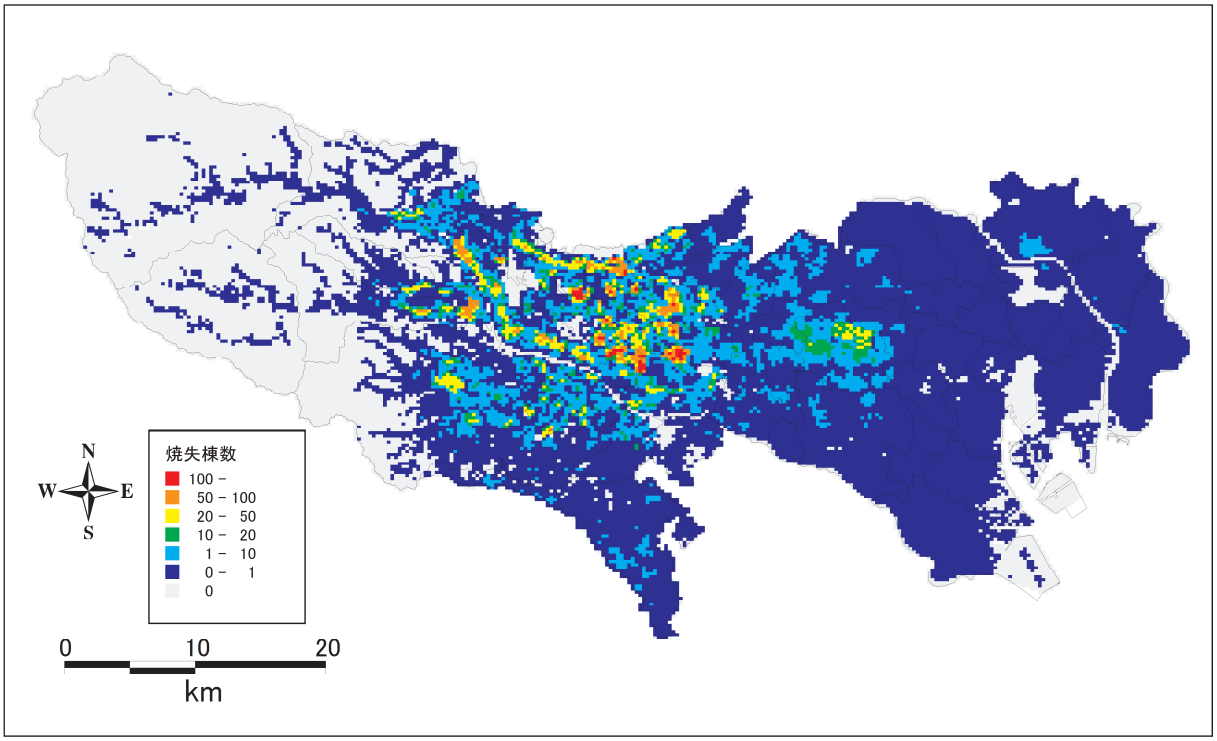
＜多摩直下地震（M7.3）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



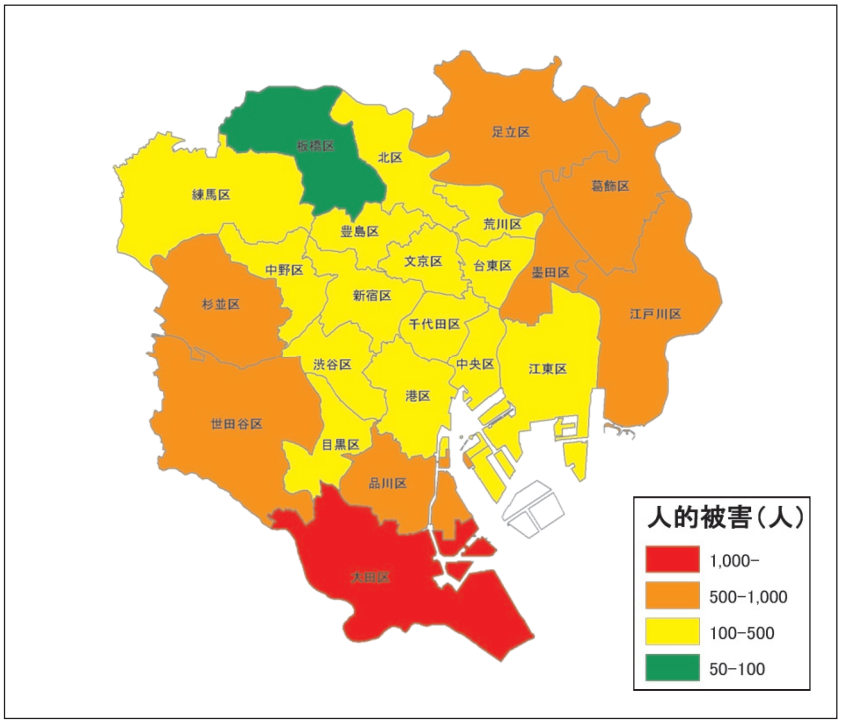
＜元禄型関東地震（M8.2）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



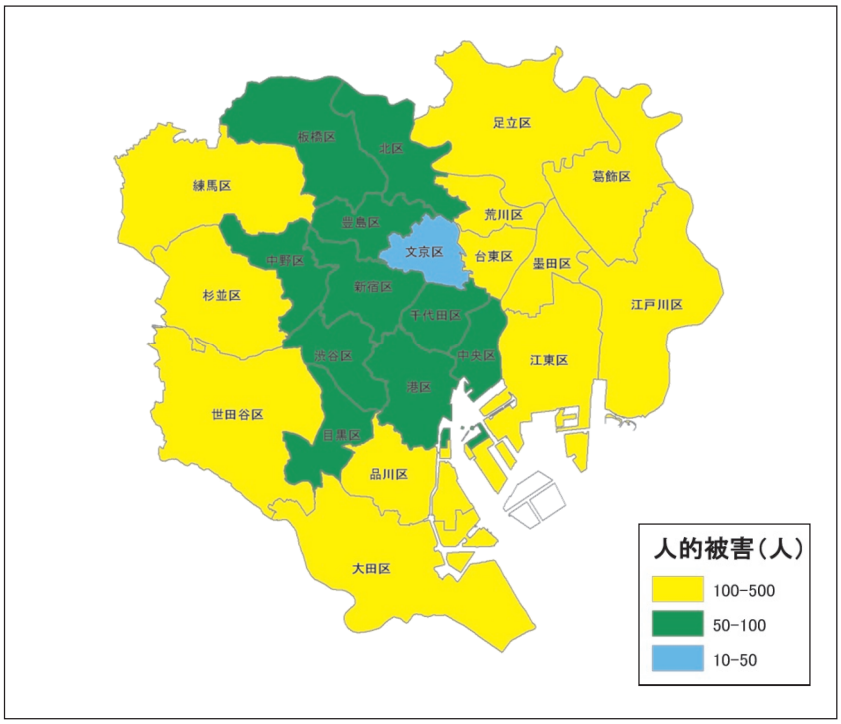
＜立川断層帯地震（M7.4）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



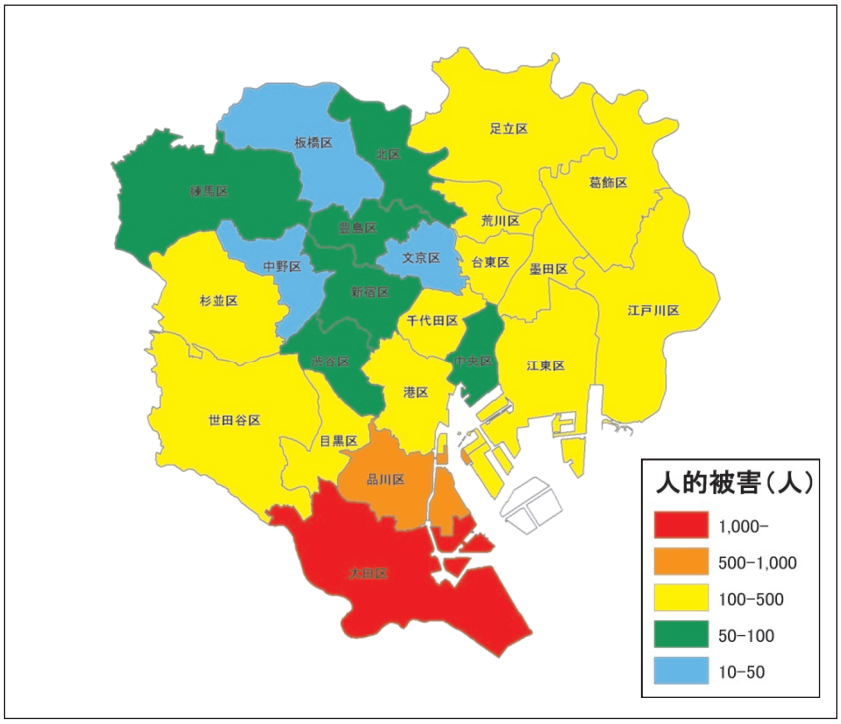
＜東京湾北部地震（M7.3）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



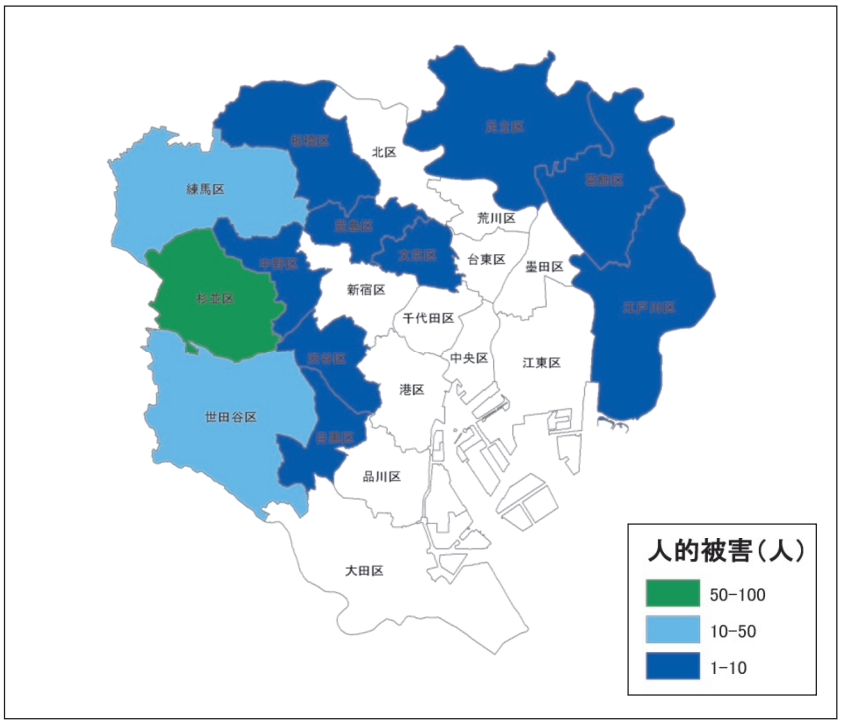
＜多摩直下地震（M7.3）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



＜元禄型関東地震（M8.2）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



＜立川断層帯地震（M7.4）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



第26 「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定

＜東京湾北部地震（M7.3）の主な被害＞

条件	時期及び時刻	冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速	4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
震度別面積率	震度5弱以下	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度5強	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度6弱	11.9	%	11.9	%	11.9	%	11.9	%	11.9	%	11.9	%
	震度6強	88.1	%	88.1	%	88.1	%	88.1	%	88.1	%	88.1	%
	震度7	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
人的被害	死者	226	人	226	人	222	人	223	人	253	人	253	人
	ゆれ/液状化/建物被害	216	人	216	人	197	人	197	人	185	人	185	人
	急傾斜地崩壊	4	人	4	人	5	人	5	人	4	人	4	人
	火災	2	人	2	人	16	人	16	人	59	人	59	人
	ブロック塀等	4	人	4	人	4	人	4	人	4	人	4	人
	落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	負傷者	3,920	人	3,920	人	4,547	人	4,547	人	4,214	人	4,217	人
	（内　重傷者）	550	人	550	人	613	人	613	人	607	人	608	人
	ゆれ/液状化/建物被害	3,743	人	3,743	人	4,343	人	4,343	人	3,815	人	3,815	人
	（内　重傷者）	488	人	488	人	543	人	543	人	482	人	482	人
	急傾斜地崩壊	5	人	5	人	7	人	7	人	6	人	6	人
	（内　重傷者）	2	人	2	人	3	人	3	人	3	人	3	人
	火災	7	人	7	人	32	人	32	人	229	人	232	人
	（内　重傷者）	2	人	2	人	9	人	9	人	64	人	65	人
	ブロック塀等	141	人	141	人	141	人	141	人	141	人	141	人
	（内　重傷者）	55	人	55	人	55	人	55	人	55	人	55	人
	落下物	24	人	24	人	24	人	24	人	24	人	24	人
	（内　重傷者）	3	人	3	人	3	人	3	人	3	人	3	人
建物被害	建物全壊	3,602	棟	3,602	棟	3,602	棟	3,602	棟	3,602	棟	3,602	棟
	ゆれ	3,543	棟	3,543	棟	3,543	棟	3,543	棟	3,543	棟	3,543	棟
	木造	3,141	棟	3,141	棟	3,141	棟	3,141	棟	3,141	棟	3,141	棟
	非木造	402	棟	402	棟	402	棟	402	棟	402	棟	402	棟
	液状化	5	棟	5	棟	5	棟	5	棟	5	棟	5	棟
	急傾斜地崩壊	54	棟	54	棟	54	棟	54	棟	54	棟	54	棟
	火災件数	7	件	7	件	13	件	13	件	22	件	22	件
	焼失棟数（全壊建物含む）	124	棟	126	棟	504	棟	507	棟	2,415	棟	2,443	棟
	焼失棟数（全壊建物含まず）	114	棟	116	棟	466	棟	469	棟	2,234	棟	2,259	棟
ライフライン	電力（停電率）	24.7	%	24.7	%	26.0	%	26.0	%	30.1	%	30.2	%
	通信（不通率）	1.3	%	1.3	%	2.6	%	2.6	%	7.5	%	7.6	%
	ガス（供給停止率）	2.3～100.0	%	2.3～100.0	%	2.3～100.0	%	2.3～100.0	%	2.3～100.0	%	2.3～100.0	%
	上水道（断水率）	38.5	%	38.5	%	38.5	%	38.5	%	38.5	%	38.5	%
	下水道（管きょ被害率）	29.6	%	29.6	%	29.6	%	29.6	%	29.6	%	29.6	%
その他被害	避難者発生数	52,895	人	52,902	人	54,366	人	54,378	人	61,758	人	61,865	人
	避難所生活者数	34,382	人	34,386	人	35,338	人	35,346	人	40,143	人	40,213	人
	帰宅困難者数	－	人	－	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人
	エレベータ停止台数	254	台	254	台	256	台	256	台	266	台	267	台
	災害時要援護者死者数	102	人	102	人	57	人	57	人	81	人	81	人
	自力脱出困難者発生数	1,605	人	1,605	人	1,795	人	1,795	人	1,592	人	1,592	人
	震災廃棄物	102	万t	102	万t	103	万t	103	万t	107	万t	107	万t

※1　小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

＜多摩直下地震（M7.3）の主な被害＞

条件	時期及び時刻	冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速	4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
震度別面積率	震度5弱以下	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度5強	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度6弱	99.5	%	99.5	%	99.5	%	99.5	%	99.5	%	99.5	%
	震度6強	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%
	震度7	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
人的被害	死者	42	人	42	人	41	人	41	人	40	人	39	人
	ゆれ/液状化/建物被害	36	人	36	人	33	人	33	人	31	人	31	人
	急傾斜地崩壊	3	人	3	人	4	人	4	人	3	人	3	人
	火災	0	人	0	人	1	人	1	人	3	人	2	人
	ブロック塀等	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人
	落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	負傷者	1,534	人	1,534	人	1,684	人	1,684	人	1,528	人	1,511	人
	（内　重傷者）	118	人	118	人	133	人	133	人	126	人	121	人
	ゆれ/液状化/建物被害	1,442	人	1,442	人	1,587	人	1,587	人	1,414	人	1,414	人
	（内　重傷者）	83	人	83	人	96	人	96	人	84	人	84	人
	急傾斜地崩壊	4	人	4	人	5	人	5	人	4	人	4	人
	（内　重傷者）	2	人	2	人	3	人	3	人	2	人	2	人
	火災	1	人	1	人	4	人	4	人	22	人	6	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	1	人	1	人	6	人	2	人
	ブロック塀等	83	人	83	人	83	人	83	人	83	人	83	人
	（内　重傷者）	32	人	32	人	32	人	32	人	32	人	32	人
	落下物	4	人	4	人	4	人	4	人	4	人	4	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
建物被害	建物全壊	649	棟	649	棟	649	棟	649	棟	649	棟	649	棟
	ゆれ	603	棟	603	棟	603	棟	603	棟	603	棟	603	棟
	木造	521	棟	521	棟	521	棟	521	棟	521	棟	521	棟
	非木造	81	棟	81	棟	81	棟	81	棟	81	棟	81	棟
	液状化	4	棟	4	棟	4	棟	4	棟	4	棟	4	棟
	急傾斜地崩壊	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟
	火災件数	1	件	1	件	2	件	2	件	4	件	4	件
	焼失棟数（全壊建物含む）	23	棟	23	棟	37	棟	38	棟	71	棟	73	棟
	焼失棟数（全壊建物含まず）	23	棟	23	棟	37	棟	38	棟	71	棟	73	棟
ライフライン	電力（停電率）	4.8	%	4.8	%	4.9	%	4.9	%	5.0	%	5.0	%
	通信（不通率）	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.4	%	0.4	%
	ガス（供給停止率）	0.0～2.3	%	0.0～100.0	%	0.0～2.3	%	0.0～100.0	%	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%
	上水道（断水率）	21.4	%	37.8	%	21.4	%	37.8	%	21.4	%	21.4	%
	下水道（管きょ被害率）	24.8	%	24.7	%	24.8	%	24.7	%	24.8	%	24.8	%
その他被害	避難者発生数	25,479	人	25,481	人	25,539	人	25,543	人	25,678	人	25,687	人
	避難所生活者数	16,561	人	16,563	人	16,600	人	16,603	人	16,691	人	16,696	人
	帰宅困難者数	－	人	－	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人
	エレベータ停止台数	134	台	134	台	134	台	134	台	134	台	134	台
	災害時要援護者死者数	19	人	19	人	11	人	11	人	13	人	13	人
	自力脱出困難者発生数	273	人	273	人	318	人	318	人	279	人	279	人
	震災廃棄物	37	万t	37	万t	37	万t	37	万t	37	万t	37	万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

＜元禄型関東地震（M8.2）の主な被害＞

条件	時期及び時刻	冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速	4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
震度別面積率	震度5弱以下	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度5強	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度6弱	99.7	%	99.7	%	99.7	%	99.7	%	99.7	%	99.7	%
	震度6強	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.3	%
	震度7	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
人的被害	死者	47	人	47	人	46	人	46	人	43	人	43	人
	ゆれ/液状化/建物被害	41	人	41	人	37	人	37	人	35	人	35	人
	急傾斜地崩壊	3	人	3	人	4	人	4	人	3	人	3	人
	火災	0	人	0	人	1	人	1	人	2	人	2	人
	ブロック塀等	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人
	落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	負傷者	1,676	人	1,676	人	1,828	人	1,828	人	1,643	人	1,643	人
	（内　重傷者）	130	人	130	人	145	人	145	人	132	人	132	人
	ゆれ/液状化/建物被害	1,581	人	1,581	人	1,729	人	1,729	人	1,543	人	1,543	人
	（内　重傷者）	94	人	94	人	107	人	107	人	95	人	95	人
	急傾斜地崩壊	4	人	4	人	5	人	5	人	4	人	4	人
	（内　重傷者）	2	人	2	人	3	人	3	人	2	人	2	人
	火災	1	人	1	人	4	人	4	人	6	人	6	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	1	人	1	人	2	人	2	人
	ブロック塀等	85	人	85	人	85	人	85	人	85	人	85	人
	（内　重傷者）	33	人	33	人	33	人	33	人	33	人	33	人
	落下物	5	人	5	人	5	人	5	人	5	人	5	人
	（内　重傷者）	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
建物被害	建物全壊	726	棟	726	棟	726	棟	726	棟	726	棟	726	棟
	ゆれ	681	棟	681	棟	681	棟	681	棟	681	棟	681	棟
	木造	593	棟	593	棟	593	棟	593	棟	593	棟	593	棟
	非木造	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟
	液状化	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟
	急傾斜地崩壊	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟	42	棟
	火災件数	1	件	1	件	2	件	2	件	4	件	4	件
	焼失棟数（全壊建物含む）	25	棟	25	棟	39	棟	40	棟	73	棟	75	棟
	焼失棟数（全壊建物含まず）	24	棟	25	棟	39	棟	40	棟	72	棟	74	棟
ライフライン	電力（停電率）	5.5	%	5.5	%	5.6	%	5.6	%	5.7	%	5.7	%
	通信（不通率）	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.3	%	0.4	%	0.4	%
	ガス（供給停止率）	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%	0.0～2.3	%
	上水道（断水率）	37.2	%	37.2	%	37.2	%	37.2	%	37.2	%	37.2	%
	下水道（管きょ被害率）	24.7	%	24.7	%	24.7	%	24.7	%	24.7	%	24.7	%
その他被害	避難者発生数	35,709	人	35,711	人	35,766	人	35,770	人	35,898	人	35,906	人
	避難所生活者数	23,211	人	23,212	人	23,248	人	23,250	人	23,334	人	23,339	人
	帰宅困難者数	－	人	－	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人
	エレベータ停止台数	136	台	136	台	137	台	137	台	137	台	137	台
	災害時要援護者死者数	21	人	21	人	11	人	11	人	14	人	14	人
	自力脱出困難者発生数	308	人	308	人	355	人	355	人	313	人	313	人
	震災廃棄物	39	万t	39	万t	39	万t	39	万t	39	万t	39	万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

＜立川断層帯地震（M7.4）の主な被害＞

条件	時期及び時刻	冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速	4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
震度別面積率	震度5弱以下	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度5強	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%
	震度6弱	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度6強	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	震度7	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
人的被害	死者	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	ゆれ/液状化/建物被害	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	火災	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	ブロック塀等	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	負傷者	75	人	75	人	92	人	92	人	82	人	82	人
	（内　重傷者）	10	人	10	人	10	人	10	人	10	人	10	人
	ゆれ/液状化/建物被害	50	人	50	人	67	人	67	人	57	人	57	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	火災	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	ブロック塀等	24	人	24	人	24	人	24	人	24	人	24	人
	（内　重傷者）	10	人	10	人	10	人	10	人	10	人	10	人
	落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	（内　重傷者）	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
建物被害	建物全壊	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟
	ゆれ	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	木造	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	非木造	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	液状化	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	急傾斜地崩壊	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟	3	棟
	火災件数	0	件	0	件	0	件	0	件	1	件	1	件
	焼失棟数（全壊建物含む）	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	3	棟	3	棟
	焼失棟数（全壊建物含まず）	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	3	棟	3	棟
ライフライン	電力（停電率）	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	通信（不通率）	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	ガス（供給停止率）	0.0～0.0	%	0.0～0.0	%	0.0～0.0	%	0.0～0.0	%	0.0～0.0	%	0.0～0.0	%
	上水道（断水率）	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%	0.5	%
	下水道（管きょ被害率）	19.6	%	19.6	%	19.6	%	19.6	%	19.6	%	19.6	%
その他被害	避難者発生数	742	人	742	人	745	人	745	人	752	人	753	人
	避難所生活者数	482	人	482	人	484	人	484	人	489	人	489	人
	帰宅困難者数	－	人	－	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人	131,632	人
	エレベータ停止台数	62	台	62	台	62	台	62	台	62	台	62	台
	災害時要援護者死者数	1	人	1	人	0	人	0	人	1	人	1	人
	自力脱出困難者発生数	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	震災廃棄物	2	万t	2	万t	2	万t	2	万t	2	万t	2	万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2　ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

第27　文京区地域危険度一覧表

（平成30年10月１日現在）

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
大　塚	一丁目	1	1	3	1
	二丁目	1	1	3	2
	三丁目	1	1	1	1
	四丁目	3	3	2	3
	五丁目	2	2	3	3
	六丁目	3	4	4	4
音　羽	一丁目	2	1	2	2
	二丁目	2	1	2	2
春　日	一丁目	1	1	1	1
	二丁目	1	1	2	2
小石川	一丁目	2	1	1	2
	二丁目	2	2	2	2
	三丁目	2	2	3	3
	四丁目	1	1	2	2
	五丁目	2	1	1	1
後　楽	一丁目	1	1	1	1
	二丁目	2	2	1	2
小日向	一丁目	2	1	4	2
	二丁目	2	2	4	3
	三丁目	3	2	5	4
	四丁目	2	1	2	2
水　道	一丁目	2	1	2	2
	二丁目	3	2	1	2
関　口	一丁目	2	1	1	2
	二丁目	1	1	3	1
	三丁目	1	1	2	1
千　石	一丁目	3	3	3	3
	二丁目	2	2	3	3
	三丁目	2	2	2	2
	四丁目	3	3	1	2
千駄木	一丁目	2	3	3	3
	二丁目	3	3	3	4
	三丁目	3	3	2	3
	四丁目	3	3	1	2
	五丁目	3	4	3	4
西　片	一丁目	2	1	2	2
	二丁目	2	2	3	3
根　津	一丁目	2	2	2	2
	二丁目	4	4	2	4
白　山	一丁目	3	2	2	3
	二丁目	2	2	2	3
	三丁目	3	2	3	3
	四丁目	2	3	4	3
	五丁目	2	1	2	2

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
本駒込	一丁目	2	2	2	3
	二丁目	2	2	3	3
	三丁目	2	2	2	3
	四丁目	2	2	1	1
	五丁目	2	2	1	1
	六丁目	1	1	1	1
本　郷	一丁目	1	1	1	1
	二丁目	2	1	1	1
	三丁目	1	1	1	1
	四丁目	2	2	1	2
	五丁目	2	2	2	3
	六丁目	2	2	2	3
	七丁目	1	1	2	1
向　丘	一丁目	2	2	2	3
	二丁目	2	2	2	2
目白台	一丁目	1	2	3	2
	二丁目	2	3	2	2
	三丁目	2	2	3	3
弥　生	一丁目	1	2	1	1
	二丁目	1	1	2	2
湯　島	一丁目	1	1	1	1
	二丁目	2	1	1	1
	三丁目	2	1	1	1
	四丁目	1	1	2	2

＜建物倒壊危険度＞

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したものである。

建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定している。

＜火災危険度＞

地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性がある。その危険性の度合いを測定したものである。

火災危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

＜災害時活動困難度＞

災害時の活動のしやすさ（困難さ）を、地域の道路網の稠密さや広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価したものである。

＜総合危険度＞

地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を１つの指標にまとめたものである。

第28　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表

（平成30年10月１日現在）

区域の所在地		土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	備考
文京区	大塚５丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
			○	○	
	大塚２丁目		○	×	所在地の一部は、音羽二丁目。
			○	○	所在地の一部は、大塚一丁目・音羽一丁目・音羽二丁目。
	大塚１丁目		○	○	所在地の一部は、大塚二丁目。
	目白台１丁目		○	○	
	関口２丁目		○	○	
			○	○	
			○	○	
	音羽１丁目		○	○	
	小日向１丁目		○	○	所在地の一部は、春日二丁目。
	千駄木３丁目		○	×	
	弥生２丁目		○	×	所在地の一部は、弥生一丁目。
	湯島３丁目		○	○	
	本郷１丁目		○	×	

※　○印は区域が存在することを表す。×印は区域が存在しないことを表す。

※　詳細については、第34　文京区土砂災害ハザードマップを参照

第29　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

（平成30年10月１日現在）

＜自然斜面＞　(12か所)

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾斜度 (度)	高さ (m)
1	大塚　5－40	90	50	7
2	〃　5－20	95	45	7
3	目白台　1－18	48	30	6
4	〃　1－20	83	35	11
5	関口　2－10	210	45	10
6	春日　2－8	75	45	6
7	白山　2－3	135	45	8
8	〃　5－7	276	35	5
9	西片　2－7	71	45	6
10	千駄木　1－11	194	35	8
11	弥生　2－20	174	45	8
12	〃　2－11	144	55	12

＜人工斜面＞　(36か所)

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾斜度 (度)	高さ (m)
1	西片　2－14	132	85	7
2	小日向　2－17	112	60	13
3	目白台　1－8	107	85	6
4	〃　3－26	41	80	7
5	関口　2－1	378	30	19
6	大塚　1－10	228	80	6
7	〃　2－3	129	70	11
8	〃　5－16	152	90	6
9	音羽　1－10	57	85	5
10	〃　1－6	132	80	6
11	小日向　2－22	99	85	7
12	〃　2－16	78	80	6
13	春日　1－9	137	85	7
14	〃　2－4	203	85	6
15	〃　2－21	117	85	7
16	〃　2－16	75	50	10
17	千石　2－16	261	80	10
18	小石川　2－19	81	60	10
19	〃　3－17	119	45	7
20	白山　1－34	216	85	6
21	〃　2－19～20	125	85	8
22	〃　5－24	125	85	5
23	本郷　1－1～3	113	85	6
24	〃　1－5	123	85	8
25	〃　1－33	176	85	7
26	本郷　6－12	110	85	6
27	西片　1－13～14	189	60	10
28	千駄木　2－19	201	85	8
29	〃　3－4	95	30	6
30	〃　3－11	113	85	8
31	湯島　3－5	189	80	8
32	〃　3－19	134	85	8
33	〃　3－28	41	85	5
34	春日　2－13	92	80	7
35	千駄木　3－2	39	80	5
36	大塚　一丁目	110	42	8

※危険箇所とは下記の条件（国土交通省基準）を満たす箇所で網羅的にリストアップしたものである。

①がけ地の傾斜度が30度以上であること。

②がけ地の高さが５m以上であること。

③周辺に人家が５戸以上または公共建物があること。

第30　東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所

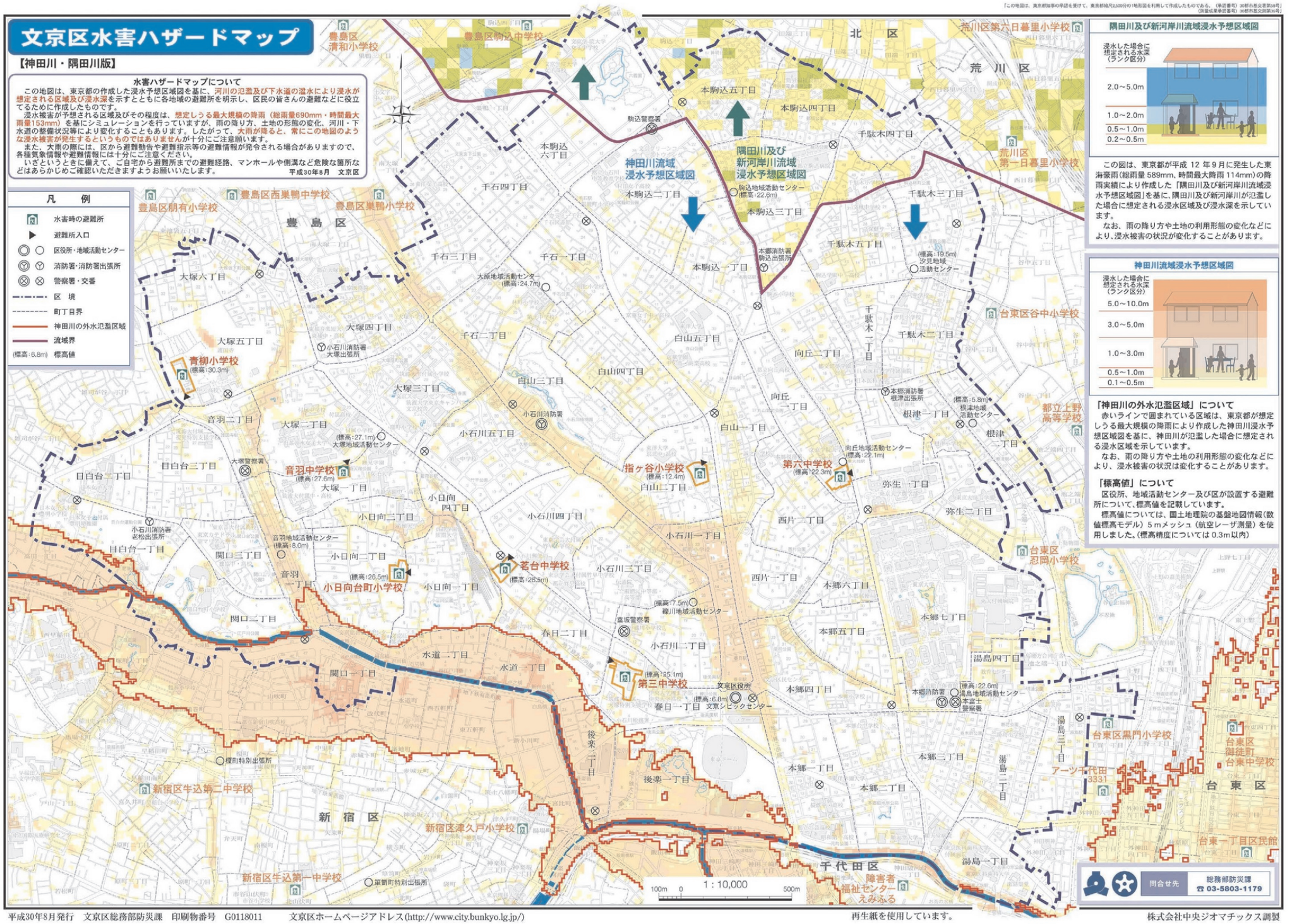
＜洪水、高潮、堤防・護岸の強さ＞

	河川名	左右岸	位　置（目標）	陸閘（m）	所管 事務所
1	神田川	右	新宿区新小川町～水道町 （隆慶橋～石切橋）	100 陸閘５箇所	東京都建設局 第三建設事務所
2	神田川	左	文京区後楽二丁目～水道二丁目 （隆慶橋～華水橋）	160 陸閘８箇所	東京都建設局 第六建設事務所
3	神田川	右	文京区関口一丁目 （古川橋～華水橋）	60 陸閘３箇所	東京都建設局 第六建設事務所

＜工事施工＞

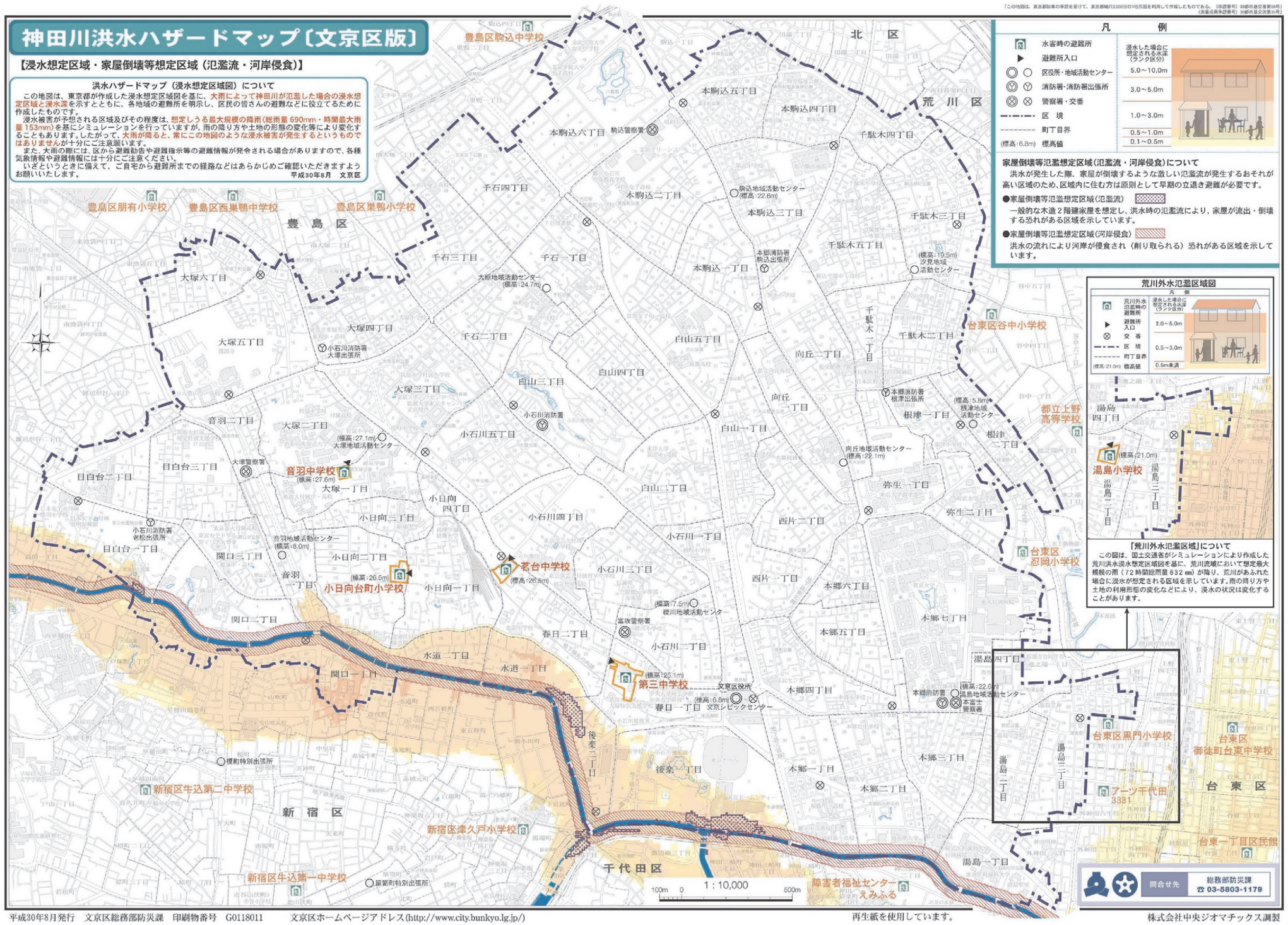
	河川名	左右岸	位　置（目標）	延長（m）	所管 事務所
1	神田川	右	新宿区新小川町（白鳥橋下流）	70	東京都建設局 第六建設事務所

第31　文京区水害ハザードマップ



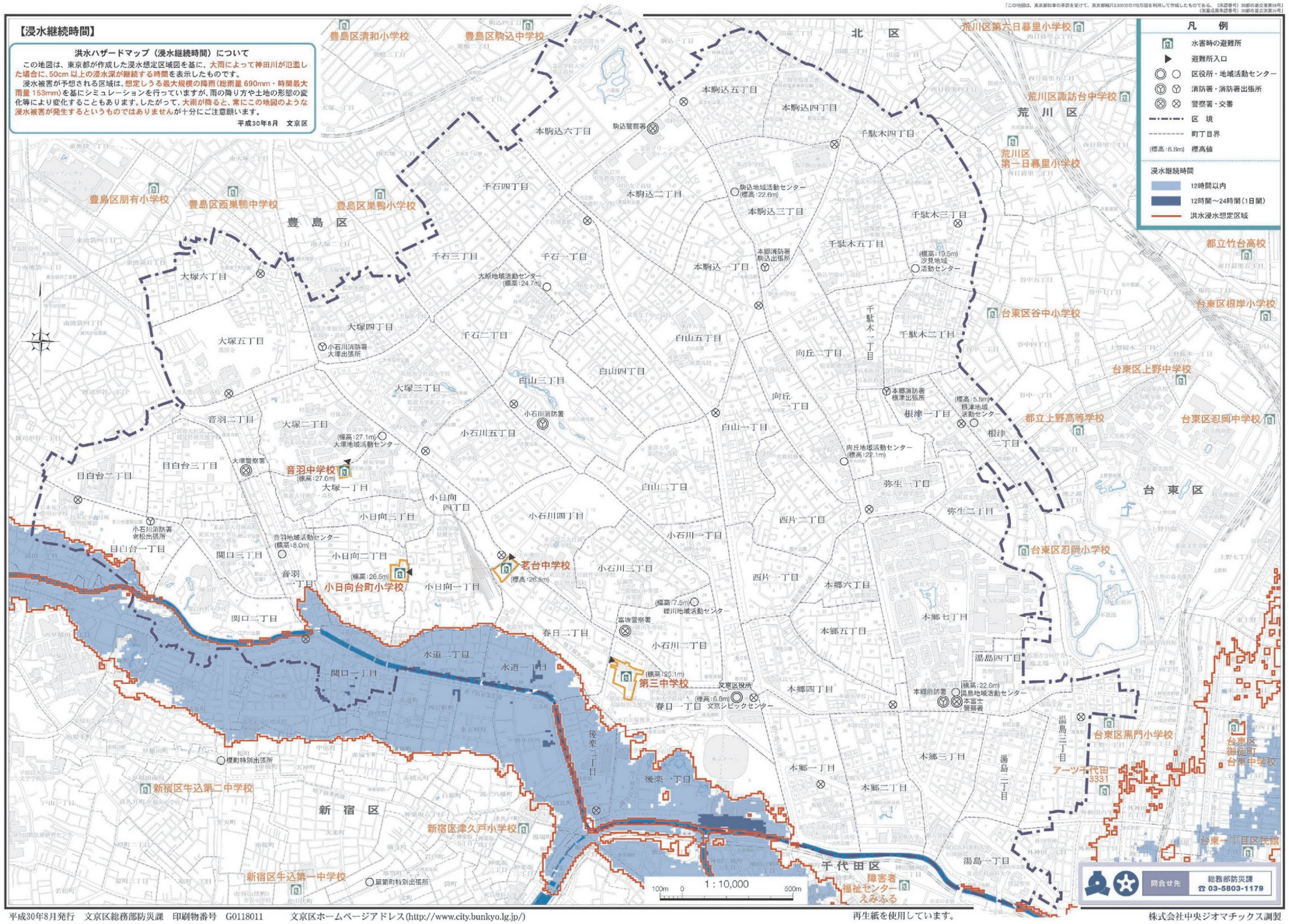
平成30年8月発行　文京区総務部防災課　印刷物番号　G0118011　　文京区ホームページアドレス(http://www.city.bunkyo.lg.jp/)
再生紙を使用しています。
株式会社中央ジオマチックス調製

第32　神田川洪水ハザードマップ



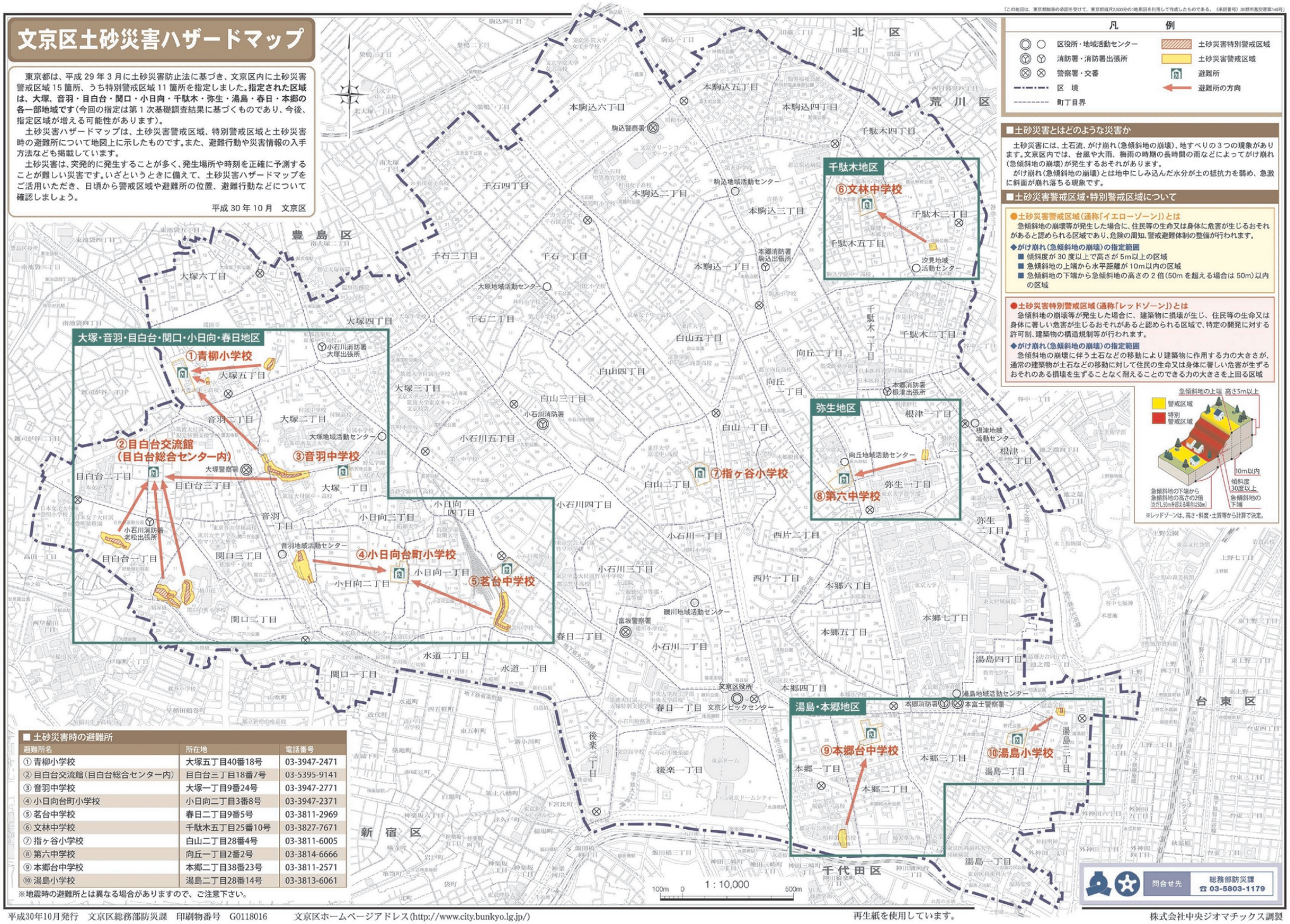
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1:2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（地図番号）30都市基交測第18号」
「（測量成果承認番号）30都市基交測第26号」
平成30年8月発行　文京区総務部防災課　印刷物番号　G0118011　　文京区ホームページアドレス(http://www.city.bunkyo.lg.jp/)
再生紙を使用しています。
株式会社中央ジオマチックス調製

第33　神田川洪水ハザードマップ【浸水継続時間】



平成30年8月発行　文京区総務部防災課　印刷物番号　G0118011　　文京区ホームページアドレス(http://www.city.bunkyo.lg.jp/)　　再生紙を使用しています。　　株式会社中央ジオマチックス調製

第34　文京区土砂災害ハザードマップ



平成30年10月発行　文京区総務部防災課　印刷物番号　G0118016　　文京区ホームページアドレス（http://www.city.bunkyo.lg.jp/）
再生紙を使用しています。
株式会社中央ジオマチックス調製

３　施設・設備関係

第35　耐震改修促進税制の内容

１　所得税の特別控除

条　件	平成33年12月31日までに自己の住宅を耐震改修した場合
控除の内容	耐震改修に係る耐震改修工事の標準的な費用の10％（上限25万円）を控除
控除を受けられる家屋の条件	・昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供するものであること ・耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手続き	証明書等を添付して税務署へ確定申告を行う

２　固定資産税の減額措置

条件	平成32年３月31日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	耐震改修が完了した日に応じ、当該完了日の属する翌年の１月１日（当該耐震改修が完了した日が１月１日の場合には、同日）を賦課期日とする年度から下記の年度分に限り固定資産税額の全額が減免される ・改修完了期間が平成20年１月２日～平成21年12月31日の場合は、減額期間3年間 ・改修完了期間が平成22年１月１日～平成24年12月31日の場合は、減額期間2年間 ・改修完了期間が平成25年１月１日～平成32年12月31日の場合は、減額期間１年間
減額を受けられる家屋の条件	・昭和57年１月１日以前から所在する住宅 ・平成20年１月２日から平成32年３月31日までの間に耐震改修が完了していること ・居住部分の割合が当該家屋の１／２以上あること ・耐震改修に要した費用が１戸あたり50万円を超えていること
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手続き	耐震改修が完了した日から３か月以内に、証明書等を添付して都税事務所に申請する

第36　危険物製造所等一覧表

（平成30年10月１日現在）

	製造所	貯蔵所							取扱所						製造所等合計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	給油取扱所				販売取扱所	一般取扱所	
									営業所	自家用					
										自動車	鉄道	船舶航空機			
小石川消防署	0	11	0	0	13	26	0	0	7	1	0	0	3	23	84
本郷消防署	0	24	0	0	5	29	0	0	6	2	0	0	2	29	97

第37　放射性物質関係施設

（平成30年10月１日現在）

区分／管轄	教育機関	研究機関	医療機関	その他の機関	計
小石川消防署	2	1	0	0	3
本郷消防署	9	8	8	0	25
計	11	9	8	0	28

第38　毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表

（平成30年10月１日現在）

区　分	製造業	輸入業	販売業	めっき業	計
小石川消防署	0	0	0	1	1
本郷消防署	0	0	0	0	0

第39　区設貯水槽一覧表

（平成30年10月１日現在）

	名　　称	所　在　地	容量	備　考
1	須藤公園	千駄木３－４	20t	
2	本郷五丁目児童遊園	本郷５－22	40t	
3	千駄木三丁目第二児童遊園	千駄木３－12	40t	
4	千石四丁目児童遊園	千石４－40	40t	
5	白山五丁目児童遊園	白山５－12	40t	
6	西片二丁目児童遊園	西片２－19	40t	
7	白山一丁目児童遊園	白山１－29	40t	
8	本駒込一丁目第二児童遊園	本駒込１－16	40t	
9	根津二丁目児童遊園	根津２－22	40t	
10	丸山新町公園	白山１－27	40t	
11	白山二丁目第二児童遊園	白山２－25	40t	
12	根津二丁目第二児童遊園	根津２－13	40t	
13	千駄木児童遊園	千駄木５－17	40t	
14	森川町児童遊園	本郷６－10	40t	
15	水道一丁目児童遊園	水道１－６	40t	
16	関口三丁目公園	関口３－２	40t	
17	向丘一丁目児童遊園	向丘１－10	40t	
18	千石一丁目児童遊園	千石１－24	40t	
19	後楽公園	後楽１－６	40t	水道水循環式
20	六義公園	本駒込６－16	40t	水道水循環式
21	神明都電車庫跡公園	本駒込４－35	40t	
22	大塚公園	大塚４－49	40t	水道水循環式
23	肥後細川庭園	目白台１－１	40t	井戸水循環式
24	駒込公園	本駒込３－18	40t	
25	文京宮下公園	千石４－23	40t	
26	新大塚公園	大塚１－８	40t	
27	林町児童遊園	千石１－６	40t	
28	小石川四丁目児童遊園	小石川４－13	40t	
29	江戸川公園	関口２－１	40t	井戸水循環式
30	千駄木公園	千駄木５－43	40t	
31	白山二丁目児童遊園	白山２－７	40t	
32	関口一丁目児童遊園	関口１－９	40t	
33	目白台運動公園	目白台１－20	100t	井戸水循環式
34	教育の森公園	大塚３－29	350t	

第40　区有井戸一覧表

（平成30年10月１日現在）

番号	場　所	住　所
1	大塚公園	大塚４－49
2	ポポー広場	大塚５－13
3	大塚五丁目児童遊園	大塚５－16
4	えのき広場	大塚６－19
5	ひょうたん広場	大塚６－33
6	江戸川公園	関口２－１
7	肥後細川庭園	目白台１－１
8	目白台運動公園	目白台１－20

番号	場　所	住　所
9	清和公園	本郷４－22
10	本郷五丁目児童遊園	本郷５－22
11	須藤公園	千駄木３－４
12	団子坂上広場	千駄木５－４
13	駕籠町公園	本駒込２－10
14	神明都電車庫跡公園	本駒込４－35
15	六義公園	本駒込６－16
16	新大塚公園	大塚１－８

第41　協定井戸一覧表

（東京都豆腐商工組合文京支部・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部）

（平成30年10月１日現在）

＜東京都豆腐商工組合　文京支部＞

No	屋号	所有者名	住所
1	美乃屋豆腐店	野沢　嘉一郎	本駒込５－24－１

＜東京都公衆浴場生活衛生同業組合　文京支部＞

No	屋号	所有者名	住所
1	歌舞伎湯	飯島　政男	小石川３－12－１
2	富士見湯	浦西　康友	白山１－３－５
3	白山浴場	戸波　恵之助	白山２－７－１
4	大黒湯	岡嶋　武夫	大塚３－８－６
5	豊川浴場	岡嶋　三郎	目白台１－13－１
6	ふくの湯	村西　彰	千駄木５－41－５

第42　協定井戸一覧表（民間）

（平成30年10月１日現在）

番号	名称	所有者名	井戸所在地
1	龍閑寺	今井　正昭	春日２－６－12
2		北詰　三郎	春日２－12－６
3		三井　依子	春日２－26－３
4		丸山　しげ子	小石川３－６－12
5		石井　道彦	小石川３－７－４
6	真珠院	宮田　広昭	小石川３－17－８
7	善光寺	広瀬　泰正	小石川３－26－10
8		河合　君枝	小石川４－６－３
9		佐々木　惟雄	小石川４－７－９
10	慈照院	村瀬　道仙	小石川４－12－６
11	宮沢宅裏	光円寺	小石川４－12－８
12	奈良宅裏	青山　昌雄	小石川４－13－19
13	善仁寺	〃	〃
14		〃	〃
15	宗慶寺	本多　浄道	小石川４－15－17
16		神谷　英子	小石川４－16－24
17	森ビル		後楽１－４
18		渡辺　昭典	白山１－９－３
19		滝沢　直助	白山２－17－３
20		野村　恵一	白山２－29－１
21		橘高　智光	白山２－38－14
22	小石川植物園		白山３－７
23		板倉　勝己	白山４－16－９
24	心光寺	清水　龍光	白山５－36－５
25	一行院	八木　季生	千石１－14－11
26		藪下　守	千石１－19－18
27		志村　喜美子	千石１－24－23
28		森　美智子	千石２－８－18
29		伊藤　忠雄	千石２－31－９
30		江澤　竹治	千石４－42－13
31	日輪寺	土蔵　利考	小日向１－４－18
32	大円寺	吉田　俊光	小日向２－９－20
33	藤寺（伝明寺）	佐武　宣邦	小日向４－３－11
34		金子　庄一	大塚１－１－13
35		大谷　文尚	大塚１－１－20
36		濱野　昭二	大塚２－10－９
37		松田　　智	大塚４－17－10
38		井上　和子	大塚４－19－10
39	善心寺	鈴木　昭吾	大塚５－２－７
40		杉山　元一	大塚５－15－６
41		関根　かつ枝	大塚５－15－７
42		〃	〃
43		梅田　清美	大塚５－19－13
44		松本　長次	大塚５－18－26
45		重信　慰子	大塚５－21－１
46		五木田　明	大塚６－３－２
47		尾崎　郁次	関口１－６－10
48		山中　晃一	目白台１－５－１
49		堀井　隆造	目白台２－５－17
50		駒　周一	目白台２－７－18
51		戸張　謙二	目白台２－10－15
52		永島　仁	目白台３－13－14
53	今宮神社	菊池　岩男	音羽１－４－４
54		島村　勝之	本郷１－20－６
55		木村　幸一郎	本郷４－23－18
56		楠　富子	本郷４－31－９
57		永瀬　智江子（連絡人） 永瀬　邦子 板倉　トシ子 吉岡　尉登 神谷　弘和	本郷５－９－５
58		松岡　博一	本郷５－28－５
59	喜福寺	今井　一路	本郷５－29－13
60		堀江　忠	湯島３－13－５
61	心城院	醍醐　賢隆	湯島３－32－４
62	願行寺	羽田　芳隆	向丘２－１－５
63	西教寺	村松　賢雄	向丘２－１－10
64	光源寺	島田　昭博	向丘２－38－22
65		長谷部　光延	千駄木４－２－４
66		和田　清司	千駄木４－５－10
67		長谷川　昭洋	千駄木４－９－６
68	養昌寺	高木　隆孝	本駒込１－20－17
69	南谷寺	森岡　玄生	本駒込１－20－20
70		中村　修	本駒込２－10－９
71	大運寺	高木　誘道	本駒込２－18－12
72	円通禅寺	来山　泰龍	本駒込２－19－８
73	江岸寺	来馬　輝雄	本駒込２－26－15
74	常徳寺	長谷川　輝昭	本駒込３－７－16
75		三澤　泰勝	本駒込６－８－５
76		穴原　光興	本駒込６－17－21
77	住友不動産飯田橋ファストタワー	ラ・トゥール飯田橋管理組合	後楽２－６－１
78		板寺　一太郎	小日向２－１－６
79		伊豆山　健夫	千駄木４－２－19
80		嶺岸　光	小石川４－13－７
81		光山　大亮	小石川２－22－２
82		川上　清一	大塚６－10－９
83		伊藤　公一	小日向２－10－10
84		松本　宏	大塚５－21－２
85		古川　博	本郷４－28－12
86	蓮久寺	三國　正隆	白山５－30－６
87	ラテル後楽ビル	ラテルテクノサービス株式会社	後楽２－３－27
88		川井秀夫	白山２－１－５
89	文京ひかりの里	医療法人創健会	本駒込５－66－５
90		佐藤　ヨキ	千駄木３－29－５

第43　区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表

（平成30年10月１日現在）

	名　称	所在地	水量(㎥)
1	本郷給水所	文京区本郷２－７－29	20,000
2	区立教育の森公園	文京区大塚３－29	1,500
3	区立東郷元帥記念公園	千代田区三番町18	1,500
4	都立日比谷公園	千代田区日比谷公園１	1,500
5	都立一橋高等学校	千代田区東神田１－12－13	100
6	淀橋給水所	新宿区西新宿２－10－１	24,000
7	区立鶴巻南公園	新宿区早稲田鶴巻町507	1,500
8	区立百人町ふれあい公園	新宿区百人町３－28	1,500
9	都立上野恩賜公園	台東区上野公園８－51	1,500
10	区立隅田公園山谷堀広場	台東区浅草７－１	100
11	区立西池袋公園	豊島区西池袋３－20－１	1,500
12	都立文京高等学校	豊島区西巣鴨１－１－５	100
13	区立桐ケ丘中央公園	北区桐ケ丘１－８	1,500
14	区立滝野川公園	北区西ケ原２－１	1,500
15	区立北運動公園	北区神谷２－47－６	1,500
16	南千住給水所	荒川区南千住８－２－６	33,300
17	区立日暮里南公園	荒川区東日暮里５－19－１	1,500

第44　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置場所一覧表

（平成30年10月１日現在）

No	施設名	設置場所	住所	設置台数
1	文京シビックセンター	１階大ホール入口	春日一丁目16番21号	1
		１階ロビー高層用エレベーター横		1
		２階小ホール入口		1
		２階戸籍住民課(公衆電話付近)		1
		３階障害者会館		1
		３階健康センター トレーニング室		1
		９階南側　高齢福祉課 エレベーター正面の柱(執務室側)		1
		11階南側　国保年金課 待合ロビー壁側		1
		13階食堂内		1
		15階防災課		4
		15階防災課		4
		25Ｆ　展望ラウンジ		1
		地下１階アカデミー文京ロビー		1
2	礫川地域活動センター	事務室	小石川二丁目18番18号	1
3	大原地域活動センター	事務室	千石一丁目４番３号	1
4	大塚地域活動センター	事務室	大塚一丁目５番17号	1
5	音羽地域活動センター	事務室	目白台三丁目４番11号	1
6	湯島地域活動センター	事務室	本郷七丁目１番２号	1
7	向丘地域活動センター	事務室	向丘一丁目20番８号	1
8	根津地域活動センター （不忍通りふれあい館）	１階受付	根津二丁目20番７号	1
9	汐見地域活動センター	事務室	千駄木三丁目２番６号	1
10	駒込地域活動センター	事務室	本駒込三丁目22番４号	1
11	保健サービスセンター本郷支所	１階ロビー	千駄木五丁目20番18	1
12	文京清掃事務所	事務室	後楽一丁目７番29号	1
13	文京清掃事務所本郷分室	事務室	湯島四丁目１番14号	1
14	播磨坂清掃事業所	事務室	小石川五丁目40番21号	1
15	勤労福祉会館	１階事務室	本駒込四丁目35番15号	1
16	男女平等センター	事務室	本郷四丁目８番３号	1
17	湯島小学校育成室	育成室内	湯島二丁目28番14号	1
18	大塚小学校育成室	育成室内	大塚四丁目１番７号	1
19	駕籠町小学校育成室	育成室内	本駒込二丁目29番６号	1
20	神明育成室	育成室内	本駒込四丁目35番15号	1
21	窪町育成室	育成室内	大塚三丁目２番３号	1
22	駒本育成室	育成室内	向丘二丁目37番５号	1
23	汐見育成室	育成室内	千駄木二丁目19番23号	1
24	千駄木育成室	育成室内	千駄木五丁目44番２号	1
25	文林中学校育成室	育成室内	千駄木五丁目44番12号	1
26	本郷第三育成室	育成室内	本郷四丁目５番15号	1
27	本郷第二育成室	育成室内	本郷四丁目５番15号	1
28	誠之育成室	育成室内	向丘二丁目５番７号	1
29	茗台育成室	育成室内	春日二丁目９番５号	1

No	施設名	設置場所	住所	設置台数
30	向丘育成室	育成室内	向丘一丁目３番13号	1
31	柳町第二育成室	育成室内	小石川一丁目23番16号	1
32	指ヶ谷育成室	育成室内	白山二丁目28番４号	1
33	柳町第三育成室	育成室内	小石川一丁目23番16号	1
34	大塚児童館	事務室	大塚六丁目22番19号	1
35	小日向台町児童館	事務室	小日向二丁目２番２号	1
36	しおみ児童館	事務室	千駄木二丁目27番８号	1
37	水道児童館	事務室	水道一丁目３番26号	1
38	千石児童館	事務室	千石一丁目４番３号	1
39	千石西児童館	事務室	千石三丁目15番15号	1
40	根津児童館	事務室	根津一丁目14番３号	1
41	久堅児童館	事務室	小石川五丁目27番７号	1
42	本駒込児童館	事務室	本駒込五丁目63番２番	1
43	本駒込南児童館	事務室	本駒込三丁目11番14号	1
44	目白台児童館	事務室	目白台一丁目５番１号	1
45	目白台第二児童館	事務室	目白台三丁目18番７号	1
46	柳町児童館	事務室	小石川一丁目23番９号	1
47	湯島児童館	事務室	本郷三丁目10番18号	1
48	藍染保育園	事務所	根津二丁目34番15号	1
49	久堅保育園	玄関内壁	小石川五丁目27番７号	1
50	青柳保育園	事務所	水道二丁目９番６号	1
51	さしがや保育園	事務室カウンター	白山二丁目32番６号	1
52	駒込保育園	事務室医療戸棚横	千駄木三丁目19番17号	1
53	こひなた保育園	事務所	小日向一丁目21番１号	1
54	本郷保育園	事務室医療戸棚	本郷一丁目28番12号	1
55	大塚保育園	事務所カウンター	大塚六丁目22番19号	1
56	しおみ保育園	事務所棚	千駄木二丁目27番８号	1
57	千石保育園	事務所棚	千石一丁目４番３号	1
58	向丘保育園	玄関子ども靴箱	向丘一丁目３番11号	1
59	水道保育園	事務所	水道一丁目３番26号	1
60	本駒込保育園	事務所	本駒込五丁目63番２号	1
61	本駒込南保育園	事務室	本駒込三丁目11番14号	1
62	千石西保育園	事務所カウンター	千石三丁目15番15号	1
63	本駒込西保育園	事務所医療戸棚	本駒込二丁目９番16号	1
64	目白台保育園	事務所カウンター	目白台一丁目５番１号	1
65	小石川福祉作業所	医務室	小石川三丁目30番６号	1
66	大塚福祉作業所	医務室	大塚四丁目50番１号	1
67	シルバーピア千石	１階エントランス	千石三丁目36番11号	1
68	シルバーピア根津	１階エントランス	根津一丁目15番12号	1
69	シルバーピアはくさん	１階エントランス	白山二丁目17番３号	1
70	シルバーピアはくさん台	２階エントランス	白山四丁目31番４号	1
71	シルバーピア坂下通り	１階エントランス	大塚五丁目14番２号	1
72	シルバーピア千石二丁目	１階エントランス	千石二丁目26番３号	1
73	シルバーピア湯島	１階エントランス	湯島三丁目２番３号	1
74	本郷福祉センター若駒の里	２階ロビー	本駒込四丁目35番15号	1
75	福祉センター江戸川橋	４階事務室	小日向二丁目16番15号	1
76	高齢者あんしん相談センター富坂	白山の郷１階事務所カウンター	白山五丁目16番3号	1

No	施設名	設置場所	住所	設置台数
77	高齢者あんしん相談センター富坂分室	センター事務室出入口ドア横	小石川二丁目11番11号	1
78	高齢者あんしん相談センター大塚	センター事務室出入口ドア横	大塚四丁目50番１号	1
79	高齢者あんしん相談センター大塚分室	相談用個室内（内側）	音羽一丁目15番12号	1
80	高齢者あんしん相談センター本富士	事務スペース	湯島四丁目９番８号	1
81	高齢者あんしん相談センター本富士分室	事務スペース入り口横の壁面	本郷二丁目21番３号	1
82	肥後細川庭園	松聲閣　事務所	目白台一丁目１番22号	1
83	目白台運動公園	管理棟	目白台一丁目20番２号	1
84	白山東会館	事務室内	白山一丁目29番10号	1
85	かるた記念大塚会館	事務室内	大塚四丁目13番５号	1
86	駕籠町会館	事務室内	本駒込六丁目２番５号	1
87	大塚北会館	事務室内	大塚六丁目15番３号	1
88	本郷会館	事務室内	本郷二丁目21番７号	1
89	動坂会館	事務室内	千駄木四丁目８番14号	1
90	白山交流館	事務室	白山四丁目27番11号	1
91	千駄木交流館	事務室	千駄木三丁目42番20号	1
92	根津総合センター	１階事務室	根津一丁目14番3号	1
93	目白台総合センター	１階事務室	目白台三丁目18番7号	1
94	文京区民センター	事務室	本郷四丁目15番14号	1
95	第一幼稚園	玄関	西片二丁目17番６号	1
96	柳町こどもの森	玄関	小石川一丁目23番６号	1
97	明化幼稚園	１階廊下（職員室前）	千石一丁目13番９号	1
98	青柳幼稚園	１階職員室	大塚五丁目40番18号	1
99	根津幼稚園	玄関を入って左手の廊下	根津一丁目14番２号	1
100	小日向台町幼稚園	玄関正面の壁	小日向二丁目２番２号	1
101	本駒込幼稚園	玄関に入って左側の壁	本駒込四丁目35番15号	1
102	千駄木幼稚園	玄関	千駄木五丁目43番３号	1
103	後楽幼稚園	職員室前廊下書棚の上	後楽一丁目７番７号	1
104	湯島幼稚園	昇降口近くの壁面	本郷三丁目10番18号	1
105	礫川小学校	校舎１階保健室前廊下	小石川二丁目13番２号	2
106	柳町小学校	玄関	小石川一丁目23番16号	2
107	指ケ谷小学校	玄関	白山二丁目28番４号	2
108	林町小学校	玄関	千石二丁目36番３号	2
109	明化小学校	正面玄関受付地点	千石一丁目13番９号	2
110	青柳小学校	１階玄関ホール壁面	大塚五丁目40番18号	2
111	関口台町小学校	正面玄関	関口二丁目６番１号	2
112	小日向台町小学校	児童玄関・受付入口付近	小日向二丁目３番８号	2
113	金富小学校	正面玄関内	春日二丁目６番15号	2
114		第二校庭体育倉庫内壁		1
115	窪町小学校	１階昇降口	大塚三丁目２番３号	2
116	大塚小学校	１階階段登り口	大塚四丁目１番７号	2
117	湯島小学校	１階　玄関ホール壁に固定	湯島二丁目28番14号	2
118	誠之小学校	仮設校舎第一昇降口 電子錠付近壁面	西片二丁目14番６号	2
119	根津小学校	玄関ホールの壁面	根津一丁目14番３号	2
120	本郷小学校	玄関	本郷四丁目５番15号	2
121	千駄木小学校	玄関の柱に設置	千駄木五丁目44番２号	2
122	汐見小学校	玄関正面、保健室横	千駄木二丁目19番23号	2

No	施設名	設置場所	住所	設置台数
123	昭和小学校	主事室前壁面	本駒込二丁目28番31号	2
124	駒本小学校	１階　昇降口	向丘二丁目37番５号	2
125	駕籠町小学校	玄関	本駒込二丁目29番６号	2
126	第一中学校	正面玄関入口ホール	小石川五丁目８番９号	2
127	第三中学校	玄関入口	春日一丁目９番31号	2
128	第六中学校	体育館入口前	向丘一丁目２番２号	2
129	第八中学校	正面玄関受付前廊下	千駄木二丁目19番22号	2
130	第九中学校	１階主事室受付間	本駒込三丁目28番９号	2
131	第十中学校	玄関主事室の横	千石二丁目40番17号	2
132	文林中学校	正面玄関の壁	千駄木五丁目25番10号	2
133	茗台中学校	玄関	春日二丁目９番５号	2
134	本郷台中学校	昇降口横の壁	本郷二丁目38番23号	2
135	音羽中学校	~~職~~保健室前	大塚一丁目９番24号	2
136	音羽中学校運動場	管理棟前	大塚二丁目２番２号	1
137	アカデミー湯島	５階事務室	湯島二丁目28番14号	1
138	アカデミー音羽	２階事務室	大塚五丁目40番15号	1
139	アカデミー茗台	７階事務室	春日二丁目９番５号	1
140	文京ふるさと歴史館	１階受付横	本郷四丁目９番29号	1
141	六義公園運動場	管理棟	本駒込六丁目16番10号	1
142	後楽公園少年野球場	管理棟	後楽一丁目６番25号	1
143	竹早テニスコート	管理棟	小石川五丁目９番１号	1
144	小石川運動場	１階エントランス	後楽一丁目８番23号	1
145	文京総合体育館	地下１階受付 １階事務室	本郷七丁目１番２号	1
146	文京スポーツセンター	２階事務室	大塚三丁目29番2号	1
		３階トレーニングルーム		1
147	文京江戸川橋体育館	１階受付	小日向一丁目７番４号	1
148	教育センター	北側ロビー	湯島四丁目７番10号	1
149		ふれあい学級 エレベータ前掲示板左側		1
150	真砂中央図書館	１階カウンター	本郷四丁目８番15号	1
151	本郷図書館	１階カウンター	千駄木三丁目２番６号	1
152	小石川図書館	１階カウンター	小石川五丁目９番20号	1
153	本駒込図書館	カウンター	本駒込四丁目35番15号	1
154	水道端図書館	１階カウンター	水道二丁目16番14号	1
155	目白台図書館	１階総合カウンター	関口三丁目17番９号	1
156	千石図書館	１階カウンター	千石一丁目25番３号	1
157	湯島図書館	カウンター	本郷三丁目10番18号	1
158	大塚公園みどりの図書室	１階カウンター	大塚四丁目49番２号	1
159	旧元町小学校	受付	本郷一丁目１番19号	1
160	ローソン　本郷三丁目メトロピア店	倉庫内	本郷二丁目39番１号	1
161	ふくの湯		千駄木五丁目41番５号	1
162	君の湯		大塚六丁目10番９号	1
163	大黒湯		大塚三丁目８番６号	1
164	白山浴場		白山二丁目７番１号	1
165	富士見湯		白山一丁目３番５号	1
166	豊川浴場		目白台一丁目13番１号	1

第45　浸水想定区域内の要配慮者利用施設

（平成30年10月１日現在）

施設種類	施設名	所在地	電話番号
保育園	水道保育園	水道１－３－26	03-3812-2237
	目白台保育園	目白台１－５－１	03-3945-4220
	グローバルキッズ後楽二丁目園分園	後楽２－６－１	03-5684-1020
	損保ジャパン日本興亜 スマイルキッズ江戸川橋保育園	関口１－45－15	03-5229-3007
児童館	水道児童館	水道１－３－26	03-3812-2238
	目白台児童館	目白台１－５－１	03-3941-8837
子育てひろば	子育てひろば水道	水道１－３－26	03-3812-2345

第46　浸水想定区域内の地下街等

（平成30年10月１日現在）

施設種類	施設名	所在地	電話番号
駅	都営地下鉄大江戸線飯田橋駅	後楽１－９－５	03-5689-4264
	東京メトロ有楽町線江戸川橋駅	関口１－19－６	03-3267-2636
	東京メトロ千代田線湯島駅	湯島３－47－10	03-3832-0841

４　備蓄関係

第47　備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表

（平成30年10月１日現在）

拠点倉庫備蓄物資

倉庫名			駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
所在地			本駒込	大塚	千駄木	目白台	大塚	小石川
			6-2-5	3-29-2	3-42-4	3-18-7	5-40-15	5-40-21
面積		㎡	210.64	269.15	81.20	83.73	189.30	94.27
完成年月日			S58.2	S61.10	S61.8	H3.5	H5.5	H12.4
物資名		単位						
サバイバルクラッカー		箱				10	134	
（1箱=6缶×20食）		食				1,200	16,080	
リッツクラッカー		箱		172				
（1箱=140食）		食		24,080				
わかめご飯		箱		25				
（1箱50食）		食		1,250				
おかゆ		箱		8				
（1箱50食）		食		400				
シチュー（野菜）		箱			15	15	94	15
1箱＝6缶×20食		食			1,800	1,800	11,280	1,800
シチュー（チキン）		箱			15	15	93	15
1箱＝6缶×20食		食			1,800	1,800	11,160	1,800
水（1.5ℓ）		本						
水（500mℓ） 1箱=24本		箱	85	160	85	85	85	85
		本	2,040	3,840	2,040	2,040	2,040	2,040
梅干（10kg）		樽		2			3	2
食塩（1kg）		kg	25	56			5	
安全キャンドル		箱	13		9	4	114	10
（1箱12個入）		個	156		108	48	1,368	120
安全ローソク		箱					4	
（1箱60本入）		本					240	
ローソク		本	550				100	
哺乳びん		本		824				
替え乳首		個		720				
ラジオ付ライト		個	3	17	3			
ヘッドランプ		個	15	90				
乾電池（単3）		本	88		28			
マッチ		箱	40	30	100	40	180	40
毛布		※都（枚）						150
		区（枚）	707	40	1,470	520	1,120	400
床敷物	ゴザ	枚	83	65			210	265
	マット	枚		150	1,500		700	320
	カーペット	※都（枚）						
		区（枚）						1,500
保温衣具		枚		3,000				
タオル		枚	2,460	4,000	1,000	2,000	22,500	3,000
ポリバケツ		個	59	144			20	
給水袋（3ℓ）		袋		3,550	1,800		900	800
給水袋（10ℓ）		袋		2,465				
給水袋（20ℓ）		袋	50	400		150	400	300
給水 1t 槽タンク		基	5	4			12	1
車載式 2t 給水槽		基						

倉庫名			駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
エンジンポンプ浄水器		台	1	1	1	1	1	1
五徳セット（はさみ等）		個		52			12	15
ティッシュペーパー		箱		290	1	170	60	30
紙コップ		個	8,000	58,000	8,000	8,000	40,000	20,000
紙皿		枚				600	1,000	1,000
スプーン		本		10,000		3,000		
割り箸		膳	10,000	25,000	10,000	10,000	10,000	20,000
ラップ		箱		30				
ごみ袋（90ℓ）		枚	200	100	200	100	200	100
簡易便器		個	20				12	
便器用収納袋		袋	200		60,480		1,800	10,080
サニターⅡ（簡易トイレ）		個		99			2	
サニターⅡ用スペア袋		袋	55,080	16,680		600	8,100	
マンホール型トイレ		台					7	
マンホール型トイレ・テントセット（中）		組						
マンホール型トイレ・テントセット（大）		組						
組立式便器（小）		台		3		2	4	
組立式便器（大）		台		4		1	7	
簡易便器（障）		台		2			2	
簡易トイレ用テント		張						
トイレットペーパー		箱		5				
（1箱48ロール）		ロール		240				
テント		張					3	
テント		張		5				
テント用台車		台		2				
ワンタッチ式テント		張		5				
エアードームテント		張						
軽量折畳式車椅子		台	2			2	2	2
リヤカー		台	1	10	2	1	9	3
レスキューカー		台	6	8	1	2	3	
投光機（バルーン）		台		2				
投光機（ハンディ）		台		1				
投光機（卓上）		台		5				
投光機（卓上・三脚付き）		台		5				
投光器用発電機		台		5				
投光器用発電機燃料（カセットボンベ）		本		40				
投光機一式	発電機	式	1			1		
	三脚			2		1	2	
	ハロゲン		1	1		1	1	
	コードリール		1	1		1	1	2
炊出し用バーナーセット	バーナー	組	3	1		3	1	
	発電機		1			2	2	
	灯油（10ℓ）		1					
	コードリール		4	1				2
釜		式	2			2		
炊き出し用プレート		台		4				
調理レンジセット		台	1	2			1	
炊出し用PP袋		袋		13,400	36,000		36,000	32,000
ネジリッコ		箱		613				20
ガソリン安全缶（1ℓ）		缶			30	30	30	30
オイル（1ℓ）		缶	39	5	2	2	2	2
携行ガスコンロ		個	20	68		40		20
コンロ用ボンベ		本	60	96		120		60
三角巾		枚		2,560				
さらし		反		32	12	60	180	60
子供用おむつ		枚		3,584		500		

倉庫名		駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
大人用おむつ	枚		500				
生理用品	個	2,000	15,080				
担架	架	1	4	2		2	
遺体収納袋	袋						
折畳式ベッド	台				7	3	10
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	14
軍手	双		156				
ケブラー手袋	双		220		100		
防塵マスク	個						
防水シート	枚	200	365	200	100	350	200
拡声器	個	2	9	2			2
ジャッキ(7t)	台					1	
ジャッキ(4t)	台		4				
バール	本		6				5
スコップ	本		7				5
のこぎり(替刃式)	本		7				3
のこぎり(折込式)	本						2
ボルトクリッパー	本		6				5
ロープ(20m)	本	10	28	10	10		10
ロープ(10m)	本	10	26	10	10		10
小弁慶(万能斧)	個						2
台車	台	2	9	2	1	9	2
掃除機	台		15			2	
洗面器	個	100	969	200	200	300	200
ホーロー式洗面器	個		30				
ビニール袋	枚		200				
ビニール手袋	組						500
腕章(文京区)	個	50	12				
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組		10				
パレット	枚		10				
かご台車	台		9				
ハンドリフト	台		2				
カナテコ	本						
※帰宅困難者食料(ショートブレッド)(100 食)	箱						191
※帰宅困難者食料(五目)(100 食)	箱				200		
※帰宅困難者食料(白米)(50 食)	箱						
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(50 食)	箱		12				
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(100 食)	箱						
※帰宅困難者食料(白粥)(50 食)	箱		20				
※帰宅困難者食料(白米タンパク制限用)(50 食)	箱		12				
※ビックテント	張					2	
※男性肌着(M)	着		400				
※男性肌着(L)	着		430				
※女性肌着(M)	着		200				
※女性肌着(L)	着		200				
●釜	台				9		7
●災害救助天幕	張		3				
●折りたたみ寝台	台						
●テント	張		7				2

※物資は、都からの委託物資　　●物資は、日赤からの委託物資

4　備蓄関係

倉庫名			目白台運動公園	音羽中グラウンド	区役所	駒込	区民センター	合計
所在地			目白台 1-19,20	大塚 2-2	春日 1-16-21	本駒込 5-7-19	本郷 4-15-14	計11か所
面積		㎡	164.00	140.00	108.13	87.48	88.96	1,516.86
完成年月日			H21.4	H21.9	H11.10	H27.3	H28.4	
物資名		単位						
サバイバルクラッカー		箱						144
(1箱=6缶×20食)		食						17,280
リッツクラッカー		箱						172
(1箱=140食)		食						24,080
わかめご飯		箱						25
(1箱50食)		食						1,250
おかゆ		箱						8
(1箱50食)		食						400
シチュー(野菜)		箱						139
1箱＝6缶×20食		食						16,680
シチュー(チキン)		箱						138
1箱＝6缶×20食		食						16,560
水(1.5ℓ)		本			24			24
水(500mℓ) 1箱=24本		箱	85	85	85	336		1,176
		本	2,040	2,040	2,040	8,064		28,224
梅干(10kg)		樽			2			9
食塩(1kg)		kg			72			158
安全キャンドル		箱						150
(1箱12個入)		個						1,800
安全ローソク		箱						4
(1箱60本入)		本						240
ローソク		本						650
哺乳びん		本						824
替え乳首		個						720
ラジオ付ライト		個						23
ヘッドランプ		個						105
乾電池(単3)		本			180			296
マッチ		箱			36			466
毛布		※都(枚)					330	480
		区(枚)	2,000	3,350	130		280	10,017
床敷物	ゴザ	枚			65		100	788
	マット	枚					60	2,730
	カーペット	※都(枚)		1,500				1,500
		区(枚)	1,250	2,760				5,510
保温衣具		枚						3,000
タオル		枚						34,960
ポリバケツ		個					157	380
給水袋(3ℓ)		袋			120			7,170
給水袋(10ℓ)		袋						2,465
給水袋(20ℓ)		袋			12			1,312
給水1t槽タンク		基						22
車載式2t給水槽		基			11			11
エンジンポンプ浄水器		台		1			1	8
五徳セット(はさみ等)		個						79
ティッシュペーパー		箱						551
紙コップ		個			2,000			144,000
紙皿		枚			2,000			4,600

倉庫名			目白台運動公園	音羽中グラウンド	区役所	駒込	区民センター	合計
スプーン		本			1,500			14,500
割り箸		膳			5,000			90,000
ラップ		箱						30
ごみ袋(90ℓ)		枚						900
簡易便器		個			11			43
便器用収納袋		袋			500			73,060
サニターⅡ(簡易トイレ)		個						101
サニターⅡ用スペア袋		袋					30	80,490
マンホール型トイレ		台	12					19
マンホール型トイレ・テントセット(中)		組		6				6
マンホール型トイレ・テントセット(大)		組		1				1
組立式便器(小)		台						9
組立式便器(大)		台			1			13
簡易便器(障)		台						4
簡易トイレ用テント		張	16					16
トイレットペーパー		箱						5
(1箱48ロール)		ロール		120				360
テント		張						3
テント		張						5
テント用台車		台						2
ワンタッチ式テント		張	10					15
エアードームテント		張	100					100
軽量折畳式車椅子		台						8
リヤカー		台					1	27
レスキューカー		台					1	21
投光機(バルーン)		台			2			4
投光機(ハンディ)		台			2			3
投光機(卓上)		台			5			10
投光機(卓上・三脚付き)		台			5			10
投光器用発電機		台			6			11
投光器用発電機燃料(カセットボンベ)		本			40			80
投光機一式	発電機	式	10				7	19
	三脚		10		3			18
	ハロゲン		10		3			17
	コードリール		10		6		10	32
炊出し用バーナーセット	バーナー	組			1			9
	発電機				1			6
	灯油(10ℓ)				1			2
	コードリール				1			8
釜		式			1			5
炊き出し用プレート		台			1			5
調理レンジセット		台	2		4			10
炊出し用PP袋		袋			18,000			135,400
ネジリッコ		箱						633
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	30	30				180
オイル(1ℓ)		缶			18			70
携行ガスコンロ		個			14			162
コンロ用ボンベ		本			60			396
三角巾		枚			445			3,005
さらし		反			50			394
子供用おむつ		枚						4,084
大人用おむつ		枚						500
生理用品		個						17,080
担架		架			4			13
遺体収納袋		袋					22	22
折畳式ベッド		台			8			28

4　備蓄関係

倉庫名		目白台運動公園	音羽中グラウンド	区役所	駒込	区民センター	合計
ヘルメット	個			15			104
軍手	双			80			236
ケブラー手袋	双						320
防塵マスク	個					2,000	2,000
防水シート	枚					80	1,495
拡声器	個						15
ジャッキ(7t)	台						1
ジャッキ(4t)	台					6	10
バール	本						11
スコップ	本			6			18
のこぎり(替刃式)	本						10
のこぎり(折込式)	本						2
ボルトクリッパー	本						11
ロープ(20m)	本			4			72
ロープ(10m)	本			5			71
小弁慶(万能斧)	個					60	62
台車	台			4			29
掃除機	台			2			19
洗面器	個						1,969
ホーロー式洗面器	個						30
ビニール袋	枚						200
ビニール手袋	組						500
腕章(文京区)	個			671			733
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組						10
パレット	枚						10
かご台車	台						9
ハンドリフト	台						2
カナテコ	本					60	60
※帰宅困難者食料(ショートブレッド)(100食)	箱				30	30	251
※帰宅困難者食料(五目)(100食)	箱	200					400
※帰宅困難者食料(白米)(50食)	箱					20	20
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(50食)	箱	50					62
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(100食)	箱	50					50
※帰宅困難者食料(白粥)(50食)	箱	80					100
※帰宅困難者食料(白米タンパク制限用)(50食)	箱						12
※ビックテント	張						2
※男性肌着(M)	着						400
※男性肌着(L)	着						430
※女性肌着(M)	着						200
※女性肌着(L)	着						200
●釜	台						16
●災害救助天幕	張						3
●折りたたみ寝台	台					8	8
●テント	張						9

※物資は、都からの委託物資　　●物資は、日赤からの委託物資

地域活動センター保管備蓄物資

地域活動センター名			礫川	大原	大塚	音羽	湯島	向丘	根津	汐見	駒込	合計
所在地			小石川 2-18-18	千石 1-4-3	大塚 1-5-17	目白台 3-4-11	本郷 7-1-2	向丘 1-20-8	根津 2-20-7	千駄木 3-2-6	本駒込 3-22-4	計 9か所
物資名		単位										
わかめごはん 1 箱=50 食		箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
		食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	900
シチュー 1 箱＝6 缶×20 食		箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		食	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,080
水(1.5L)		本	40	40	40	40	40	40	40	40	40	360
ラジオライト		台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
LED 非常灯		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
乾電池(単三)		本	100	100	100	100	100	100	100	100	100	900
投光機一式	発電機	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	三脚		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	ハロゲン		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	コードリール		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
LED 投光器一式	本体	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
ガソリン安全缶(10ℓ)		缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	2	2	2	3	2	2	2	2	3	20
オイル(1ℓ)		台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
ガソリン携行缶(空)		缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
トイレ	簡易トイレセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	便袋	枚	140	140	140	140	140	140	140	140	140	1,260
	収納袋	枚	15	15	15	15	15	15	15	15	15	135
毛布		枚	5	5	5	5	5	5	5	5	5	45
ヘルメット		個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	90
拡声器		台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
バール		本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
スコップ		本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
救助セット	軍手	双	12	12	12	12	12	12	12	12	12	108
	のこぎり(折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	のこぎり(替刃式)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	斧	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	ボルトクリッパ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

第48　学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

（平成30年10月１日現在）

学校名		礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
所在地		小石川	小石川	白山	千石	千石	大塚	関口
		2-13-2	1-23-16	2-28-4	2-36-3	1-13-9	5-40-18	2-60-1
面積	㎡	64.00	59.04	26.95	10.37	47.48	44.30	63.73
	階	１階	１階	１階	外倉庫	地階、外倉庫	１階・外倉庫	4階、外倉庫
エレベーターの有無		無	無	無	無	無	無	無
物資名	単位							
サバイバルクラッカー（1 箱=6 缶×20 食）	箱	0	0	0	0	0	23	28
	食	0	0	0	0	0	2,760	3,360
リッツクラッカー（1 箱=140 食）	箱	18	18	18	18	18		
	食	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	0	0
わかめご飯（1 箱=50 食）	箱	25	25	25	27	25	13	24
	食	1,250	1,250	1,250	1,350	1,250	650	1,200
おかゆ（1 箱=50 食）	箱	7	7	7	5	7	5	5
	食	350	350	350	250	350	250	250
チキンシチュー 1 箱＝6 缶(120 食)（オレゴンフリーズドライ社）	箱							
	缶							
野菜シチュー 1 箱＝6 缶(120 食)（オレゴンフリーズドライ社）	箱						22	22
	缶						132	132
チリソースシチュー 1 箱＝6 缶(120 食)（オレゴンフリーズドライ社）	箱						15	21
	缶						90	126
クリーミー・チキン・シチュー 1 箱＝6 缶(160 食)　（アルパインエア社）	箱				7			
	缶				42			
野菜シチュー 1 箱＝6 缶(160 食)　（アルパインエア社）	箱				8			
	缶				48			
ホワイトシチュー　アルファフーズ株式会社（レトルトタイプ）（1 箱=50 食）	箱	49	49	49	49	49	49	49
	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9 ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ)　1 箱=8 本	箱	6	6	6	4	6	4	
	本	48	48	48	32	48	32	
水(500mℓ)　1 箱=24 本	箱							
	本							
梅干(10 kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1 kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル（1 箱 12 個入）	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク（1 箱 60 本入）	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	180	180	180	180	180	180	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6

学校名			礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
LED ライト用電池		個	20	20	20	20	20	20	20
乾電池（単 3）		本	200	200	200	200	200	200	200
マッチ		箱	20	900	20	20	20		20
毛布		※都（枚）	1,000				1,000		1,000
		区（枚）			1,000	150		1,000	
床敷物	ゴザ	枚		1,000	1,000	160	1,000	1,000	
	マット	枚							
	カーペット	※都（枚）	1,005						1,005
		区（枚）							
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	200
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8	8
保温衣具		枚	200	350	1,000	1,000	650	200	150
女性用肌着セット		枚	70	80	70	80	70	80	80
タオル		枚	1,960	2,000	2,000	1,500	1,960	1,940	1,960
ポリバケツ		個	10	10	10	10	10	10	10
給水袋（3ℓ）		袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
給水袋（10ℓ）		袋	32	32	32	32	32	32	32
給水コック		個	15	15	15	15	15	15	15
給水 1t 槽タンク		基	1	2	2		2	1	2
手動式浄水器		台	2	2	2	2	2	2	2
五徳セット（はさみ等）		個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り		個	10	10	10	10	10	38	10
ティッシュペーパー		箱	30	27	30	30	30	30	30
紙コップ		個	8,000	8,000	8,000		8,000	8,000	8,000
紙皿		枚	1,000	1,200	1,200	1,000	1,200		1,000
スプーン		本							
フォークスプーン		本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
ラップ		箱	56	86	56	60	56	90	56
ごみ袋（90ℓ）		枚	80	100	100	100	100	400	100
簡易便器		個		30		30	30	30	
便器用収納袋		袋		600		600	600	600	
サニターⅡ（簡易トイレ）		個	30	30	30	15	30	30	30
サニターⅡ用スペア袋		袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マンホール型トイレ		台	1	1	1	1	1	1	1
マンホールシューター		個	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレテントセット		組	3	3	3	2	2	3	3
組立式便器（大）		台	2	2	2		2		2
スペア便槽		個	2	2			2		2
簡易トイレ用テント		張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（本体）		台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（消耗品）（1箱5セット）		箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレットペーパー（1 箱 12 ロール）		箱							
		ロール							
トイレットペーパー（1 箱 48 ロール）		箱	4	4	4	4	4	2	4
		ロール	192	192	192	192	192	96	192
テント		張	1	1	2	1	1	1	
大型テント		張	1	1	1		1	1	1
プライベートテント（中）		張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント（大）		張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子		台	2	2	3	1	2	2	2
リヤカー		台	2	2	1		2	2	2
レスキューカー		台	1	1	1		1	1	1

学校名			礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
投光器一式	発電機	式	2	2	2	2	2	2	2
	発電機		3	3	3	3	3	3	3
	発電機		2	2	2		2		
	三脚		3	3	3	3	3	3	3
	ハロゲン		3	3	3	3	3	3	3
	LED		8	8	8		8		
	コードリール		3	3	3	3	3	3	3
炊出し用バーナーセット	バーナー	組	1	1	1		1	2	1
	発電機		1	2	1		1	1	1
	灯油(1ℓ×8 缶)		1	1	1	1	1	1	1
	コードリール		1	1	1	1	1		1
灯油(1ℓ)		個							
釜		式	2	2	2		2	2	2
炊き出し用プレート		台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット		台	1	1	1	1	1	3	1
炊出し用 PP 袋		袋	16,000	16,000	16,000	16,000	12,000	16,000	16,000
ネジリッコ		箱	80	80	60	80	80	80	78
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)		缶							
オイル(1ℓ)		缶	2	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ		個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ		本	60	60	60	60	60	60	60
鍋セット		組	1	1	1	1	1	1	1
三角巾		枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1 袋 10 巻)		袋							
包帯(1 袋 40 巻)		袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1 袋 12 巻)		袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし		反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品		個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架		架	4	4	7	4	4	4	4
遺体収納袋		袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド		台	7	7	7		7		7
ヘルメット		個	16	16	16	16	16	16	16
軍手		双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋		双	10	10	10	10	10	10	10
防塵マスク		個	50	50	50	40	50	50	60
防水シート		枚	100	100	100	100	110	100	100
拡声器		個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)		台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)		台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)		台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ		丁	1	1	1	1	1	1	1
バール		本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ		本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)		本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)		本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー		本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)		本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)		本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
台車		台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機		台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ		枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260

学校名		礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器	個	100	100	100	100	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	10	10	10
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	300	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章（文京区）	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章（文京区・ボランティア）	個	50	50	50	50	50	50	50
ゼッケン（白・赤・青・黄）	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	6	8	8	10	10	8	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗（運営本部用）	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料（五目）（100食）	箱							
公衆無線 LAN 機器（USB 給電・AC アダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	3

4　備蓄関係

学校名		小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小
所在地		小日向 2-3-8	春日 2-6-15	大塚 3-2-3	大塚 4-1-7	大塚小物資	湯島 2-28-14	西片 2-14-6
面積	㎡	58.80	87.34	61.76	5.91		37.28	46.63
	階	1階、外倉庫	地階	地階	外倉庫		地階	外倉庫
エレベーターの有無		無	無	有	無	無	有	有
物資名	単位							
サバイバルクラッカー	箱	0	0	0	0	0	0	0
(1箱=6缶×20食)	食	0	0	0	0	0	0	0
リッツクラッカー	箱	18	20	18	18		18	18
(1箱=140食)	食	2,520	2,800	2,520	2,520	0	2,520	2,520
わかめご飯	箱	24	25	25	35		25	23
(1箱=50食)	食	1,200	1,250	1,250	1,750		1,250	1,150
おかゆ	箱	5	5	7	2		7	5
(1箱=50食)	食	250	250	350	100		350	250
チキンシチュー	箱	24	24					
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	144	144					
野菜シチュー	箱	18	21					
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	108	126					
チリソースシチュー	箱	21	22					
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	126	132					
クリーミー・チキン・シチュー	箱				7			7
1箱＝6缶(160食)　（アルパインエア社）	缶				42			42
野菜シチュー	箱				8			8
1箱＝6缶(160食)　（アルパインエア社）	缶				48			48
ホワイトシチュー　アルファフーズ株式会社	箱	49	49	49	49		49	49
(レトルトタイプ)　(1箱=50食)	食	2,450	2,450	2,450	2,450		2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40		40	40
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350		350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132		132	132
水(1.5ℓ)　1箱=8本	箱		4	6			6	4
	本		32	48			48	32
水(500mℓ)　1箱=24本	箱				170			
	本				4,080			
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1		1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5		8	5
安全キャンドル	箱	4	4	4	4		6	4
(1箱12個入)	個	48	48	48	48		72	48
安全ローソク	箱	3	2	2	3		5	3
(1箱60本入)	本	180	120	160	180		300	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13		13	13
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13		13	13
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3		3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15		23	15
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5		5	5
LED ライト	個	6	6	6	6		6	6
LED ライト用電池	個	20	20	20	20		20	20
乾電池(単3)	本	200	200	200	200		200	200
マッチ	箱	20	20	20	20	20	30	20

学校名			小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小
毛布		※都（枚）						900	
		区（枚）	1,000	920	1,000	150	850	600	1,000
床敷物	ゴザ	枚	1,000	1,000	1,010	160	840	1,500	1,000
	マット	枚					160		
	カーペット	※都（枚）							
		区（枚）							
	エアマット	枚	200	200	200	200		200	200
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8		8	8
保温衣具		枚	150	600	600		350	615	200
女性用肌着セット		枚	70	70	70	50		80	70
タオル		枚	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	3,000	2,000
ポリバケツ		個	10	10	10		10	15	10
給水袋（3ℓ）		袋	1,250	1,250	1,250	1,250		1,250	1,250
給水袋（10ℓ）		袋	32	32	32	32		32	32
給水コック		個	15	15	15	15		15	15
給水 1t 槽タンク		基	2	2	2		1	3	2
手動式浄水器		台	2	2	2		2	2	2
五徳セット（はさみ等）		個	6	6	6	6		13	6
缶切り		個	10	20	10		10	20	10
ティッシュペーパー		箱	30	30	30	20		45	30
紙コップ		個	8,000	8,000	7,992		8,000	12,000	8,000
紙皿		枚	1,000	1,000	1,000		1,000	2,200	1,000
スプーン		本							
フォークスプーン		本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
ラップ		箱	48	56	56	56		84	56
ごみ袋（90ℓ）		枚	100	100	200		100	200	100
簡易便器		個	30		30	30		30	30
便器用収納袋		袋	600		600	600		600	600
サニターⅡ（簡易トイレ）		個	30	30	18		30	30	30
サニターⅡ用スペア袋		袋	1,200	1,200	1,200		1,200	1,200	1,200
マンホール型トイレ		台	1	1	1		1	1	1
マンホールシューター		個	1	1	1		1	1	1
マンホールトイレテントセット		組	3	2	3	2		3	3
組立式便器（大）		台	2	2	2		2	3	2
スペア便槽		個						3	
簡易トイレ用テント		張	2		2	2		3	2
自動ラップ式トイレ（本体）		台	2	2	2		2	2	2
自動ラップ式トイレ（消耗品）（1箱5セット）		箱	2	2	2		2	2	2
トイレットペーパー（1 箱 12 ロール）		箱							
		ロール							
トイレットペーパー（1 箱 48 ロール）		箱	4	5	5	3	1	10	4
		ロール	192	240	240	144	48	480	192
テント		張	1	1				1	1
大型テント		張	1	1	1		1	1	1
プライベートテント（中）		張	3	3	3		3	3	3
プライベートテント（大）		張	2	2	2		2	2	2
軽量折畳式車椅子		台	2	2	2		2	1	2
リヤカー		台	2	2	2			2	2
レスキューカー		台	1	2	1			1	1
投光器一式	発電機	式	2	2	2	2		2	2
	発電機		3	3	3	3		3	3
	発電機				2			2	

学校名			小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小
	三脚		3	3	3	3		3	3
	ハロゲン		3	3	3	3		3	3
	LED				8			8	
	コードリール		3	3	3	3		3	3
炊出し用バーナーセット	バーナー	組	1		1			2	1
	発電機		1	1	2			1	1
	灯油(1ℓ×8 缶)		1	1	1		1	1	1
	コードリール		1					1	1
灯油(1ℓ)		個							
釜		式	2	2	2			2	1
炊き出し用プレート		台	1	1	1		1	1	1
調理レンジセット		台	1	1	1	1			1
炊出し用 PP 袋		袋	16,000	16,000	16,000	10,000		24,000	16,000
ネジリッコ		箱	80	80	100	10		120	80
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	10	10	10	10		10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)		缶							
オイル(1ℓ)		缶	1	1	1	1		1	1
携行ガスコンロ		個	20	20	20	20		30	20
コンロ用ボンベ		本	60	60	60	60		90	60
鍋セット		組	1	1	1	1		1	1
三角巾		枚	100	70	100	100		150	100
包帯(1 袋 10 巻)		袋							
包帯(1 袋 40 巻)		袋	3	3	3	3		6	3
ガーゼ(1 袋 12 巻)		袋	1	1	1	1		1	1
さらし		反	30	30	30	30		55	30
子供用おむつ		枚	300	300	300	300		400	300
大人用おむつ		枚	300	300	300	300		300	300
生理用品		個	1,000	1,000	1,000	1,000		2,000	1,000
担架		架	4	4	4	4		4	4
遺体収納袋		袋	4	4	4		4	4	4
折畳式ベッド		台	7	5	7		2	9	7
ヘルメット		個	16	16	16	16		16	16
軍手		双	50	50	50	50	50	100	50
ケブラー手袋		双	10	10	10	10		10	10
防塵マスク		個	50	50	60	10	50	50	50
防水シート		枚	100	100	100	100		160	100
拡声器		個	5	5	5	2	3	6	5
ジャッキ(7t)		台	1	1	1	1		1	1
ジャッキ(4t)		台	1	1	1	1		2	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)		台	1	1	1	1		1	1
モンキーレンチ		丁	1	1	1	1		1	1
バール		本	5	5	5	5		7	5
スコップ		本	5	5	5	5		7	5
のこぎり(替刃式)		本	3	3	3	3		4	3
のこぎり(折込式)		本	2	2	2	2		3	2
ボルトクリッパー		本	5	5	5	5		7	5
ロープ(20m)		本	10	10	10	10		16	10
ロープ(10m)		本	10	10	10	10		16	10
弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2		3	2
小弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2		3	2
台車		台	1	2	2		2	2	2
掃除機		台	2	2	2	2		3	2
ウエットティッシュ		枚	1,260	1,260	1,260	1,260		1,260	1,260
清拭タオル		枚	3,660	3,660	3,660	3,660		3,660	3,660
洗面器		個	100	100	100		100	150	100
ホーロー式洗面器		個	10	10	10		10	15	10

学校名		小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小
メンディングテープ	箱	10	10	10	10		10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200		200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	500		500	250
旗	式	1	1	1	1		2	1
腕章（文京区・ボランティア）	個	50	50	50	50		50	
ゼッケン（白・赤・青・黄）	組	20	20	20	20		50	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	7	7	10	7		10	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150		150	150
工具セット	式	1	1	1	1		1	1
のぼり旗（運営本部用）	式	1	1	1	1		1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5		5	5
※帰宅困難者食料（五目）（100 食）	箱			20				
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	3

4　備蓄関係

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
所在地		根津 1-24-3	千駄木 5-44-2	千駄木 2-19-23	本駒込 2-28-31	向丘 2-37-5	本駒込 2-29-6	本郷 4-5-15
面積	㎡	60.90	59.76	69.27	59.96	84.75	57.52	76.86
	階	2 階	1 階	地階	地階	2 階、外倉庫	1階	地階
エレベーターの有無		無	無	有	有	無	無	有
物資名	単位							
サバイバルクラッカー	箱	29	0	0	0	18	0	24
(1 箱=6 缶×20 食)	食	3,480	0	0	0	2,160	0	2,880
リッツクラッカー	箱		18	18	18		18	
(1 箱=140 食)	食	0	2,520	2,520	2,520	0	2,520	0
わかめご飯	箱	25	25	25	25	25	24	24
(1 箱=50 食)	食	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200
おかゆ	箱	5	7	7	7	2	2	3
(1 箱=50 食)	食	250	350	350	350	100	100	150
チキンシチュー	箱	23					23	
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶	138					138	
野菜シチュー	箱	21					22	
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶	126					132	
チリソースシチュー	箱	22					22	
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶	132					132	
クリーミー・チキン・シチュー	箱					7		7
1 箱＝6 缶(160 食) (アルパインエア社)	缶					42		42
野菜シチュー	箱					8		8
1 箱＝6 缶(160 食) (アルパインエア社)	缶					48		48
ホワイトシチュー アルファフーズ株式会社	箱	49	49	49	49	49	49	49
(レトルトタイプ) (1 箱=50 食)	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9 ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ) 1 箱=8 本	箱	5	6	6	6		2	4
	本	40	48	48	48		16	32
水(500mℓ) 1 箱=24 本	箱							
	本							
梅干(10 kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1 kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル	箱	4	4	4	4	4	4	4
(1 箱 12 個入)	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク	箱	3	3	3	3	3	3	3
(1 箱 60 本入)	本	180	180	180	180	180	180	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	20	20
乾電池(単 3)	本	200	200	200	200	200	200	200
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20

学校名			根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
毛布		※都（枚）	1,000	1,000	600	1,000	950	1,000	1,000
		区（枚）			400				
床敷物	ゴザ	枚		1,000	1,000	1,000	460		1,000
	マット	枚	1,000				560	1,000	
	カーペット	※都（枚）							
		区（枚）							
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	200
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8	8
保温衣具		枚	150	350	400	300	400	350	1,000
女性用肌着セット		枚	80	70	70	70	50	70	70
タオル		枚	2,000	2,000	2,000	1,960	2,000	2,000	2,000
ポリバケツ		個	10	10	10	10	10	10	9
給水袋（3ℓ）		袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
給水袋（10ℓ）		袋	32	32	32	32	32	32	32
給水コック		個	15	15	15	15	15	15	15
給水 1t 槽タンク		基	2	1	2	2	2	2	1
手動式浄水器		台	2	2	2	2	2	2	2
五徳セット（はさみ等）		個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り		個	10	10	10	10	38	10	10
ティッシュペーパー		箱	30	30	30	30	30	30	30
紙コップ		個	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
紙皿		枚	1,000	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	979
スプーン		本							
フォークスプーン		本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
ラップ		箱	56	56	56	56	56	26	56
ごみ袋（90ℓ）		枚	100	100	100	90	100	100	95
簡易便器		個		30	30	30	30		
便器用収納袋		袋		600	600	600	600		
サニターⅡ（簡易トイレ）		個	30	30	30	30	30	30	30
サニターⅡ用スペア袋		袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マンホール型トイレ		台	1	1	1	1	1	1	1
マンホールシューター		個	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレテントセット		組	3	3	3	3	2	2	2
組立式便器（大）		台	2	2	2	2	2	2	2
スペア便槽		個	2	2		2	2		2
簡易トイレ用テント		張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（本体）		台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（消耗品）（1箱5セット）		箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレットペーパー（1 箱 12 ロール）		箱							
		ロール							
トイレットペーパー（1 箱 48 ロール）		箱	4	6	4	4	6	4	6
		ロール	192	288	192	192	288	192	288
テント		張	1	1	1	1	1	1	1
大型テント		張	1	1	1	1	1	1	1
プライベートテント（中）		張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント（大）		張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子		台	2	2	2	2	2	2	2
リヤカー		台	2	2	2	2	2	2	2
レスキューカー		台	1	1	1	1	1	1	1
投光器一式	発電機	式	2	2	2	2	2	2	2
	発電機		3	3	3	3	3	3	3
	発電機			2	2	2			

学校名			根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
	三脚		3	3	3	3	3	3	3
	ハロゲン		3	3	3	3	3	3	3
	LED			8	8	8			
	コードリール		3	3	3	3	3	3	3
炊出し用バーナーセット	バーナー	組	1	1	1	2	1	1	1
	発電機		1	2	1	2	1	1	2
	灯油(1ℓ×8 缶)		1	1	1	1	1	1	1
	コードリール		1	1	1	1	1	1	1
灯油(1ℓ)		個							
釜		式	2	2	2	2	2	2	2
炊き出し用プレート		台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット		台	1	1	1	1	1	1	1
炊出し用 PP 袋		袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
ネジリッコ		箱	80	80	80	60	80	80	80
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)		缶							
オイル(1ℓ)		缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ		個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ		本	60	60	60	60	60	60	60
鍋セット		組	1	1	1	1	1	1	1
三角巾		枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1 袋 10 巻)		袋							
包帯(1 袋 40 巻)		袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1 袋 12 巻)		袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし		反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品		個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架		架	4	4	4	4	4	4	4
遺体収納袋		袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド		台	7	7	7	7	7	7	7
ヘルメット		個	16	16	16	16	16	16	16
軍手		双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋		双	10	10	10	10	10	10	
防塵マスク		個	50	40	50	50	50	60	50
防水シート		枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器		個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)		台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)		台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)		台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ		丁	1	1	1	1	1	1	1
バール		本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ		本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)		本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)		本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー		本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)		本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)		本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
台車		台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機		台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ		枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
清拭タオル		枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器		個	100	100	100	100	100	100	100
ホーロー式洗面器		個	10	10	10	10	5	10	10

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	148	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	500	250	250	150
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章（文京区）	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章（文京区・ボランティア）	個	50	50	50	50	50	50	50
ゼッケン（白・赤・青・黄）	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	8	11	10	8	8	8	9
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗（運営本部用）	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料（五目）（100 食）	箱				50			50
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	3

4　備蓄関係

学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
所在地		本郷 1-1-19	小石川 5-8-9	春日 1-9-31	向丘 1-2-2	千駄木 2-19-22	本駒込 3-28-9	千石 2-40-17
面積	㎡	76.73	64.52	70.56	90.97	63.75	64.71	63.00
	階	地階、 外倉庫	1階	1階、 外倉庫	地階	1階	1階	1階
エレベーターの有無		無	無	無	有	有	無	無
物資名	単位							
サバイバルクラッカー	箱	0	0	23	0	0	0	20
(1 箱=6 缶×20 食)	食	0	0	2,760	0	0	0	2,400
リッツクラッカー	箱	18	18		18	18	18	
(1 箱=140 食)	食	2,520	2,520	0	2,520	2,520	2,520	0
わかめご飯	箱	25	25	24	25	25	24	25
(1 箱=50 食)	食	1,250	1,250	1,200	1,250	1,250	1,200	1,250
おかゆ	箱	7	7	5	7	7		5
(1 箱=50 食)	食	350	350	250	350	350		250
チキンシチュー	箱			23			22	23
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶			138			132	138
野菜シチュー	箱			22			23	22
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶			132			138	132
チリソースシチュー	箱			22			22	22
1 箱＝6 缶(120 食) (オレゴンフリーズドライ社)	缶			132			132	132
クリーミー・チキン・シチュー	箱							
1 箱＝6 缶(160 食)　(アルパインエア社)	缶							
野菜シチュー	箱							
1 箱＝6 缶(160 食)　(アルパインエア社)	缶							
ホワイトシチュー　アルファフーズ株式会社	箱	49	49	49	49	49	49	49
(レトルトタイプ)　(1 箱=50 食)	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9 ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ)　1 箱=8 本	箱	6	6		6	6		4
	本	48	48		48	48		32
水(500mℓ)　1 箱=24 本	箱				335			
	本				8,040			
梅干(10 kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1 kg)	kg	5	5	5	5	5	4	5
安全キャンドル	箱	4	4	4	4	4	4	4
(1 箱 12 個入)	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク	箱	3	3	3	3	3	3	3
(1 箱 60 本入)	本	180	180	180	180	180	180	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	20	20
乾電池(単 3)	本	200	200	200	200	200	200	200
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20
毛布	※都 (枚)		1,000	760	1,000		1,000	1,000

学校名			旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
		区（枚）	1,000		230		1,000		
床敷物	ゴザ	枚	550			1,000		1,000	
	マット	枚	450	1,000	1,000		1,000		1,000
	カーペット	※都（枚）							
		区（枚）							
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	200
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8	8
保温衣具		枚	200	150	200	550	200	350	150
女性用肌着セット		枚	50	50	70	70	50	70	50
タオル		枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,980	2,000
ポリバケツ		個	10	10	10	10	10	10	10
給水袋（3ℓ）		袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
給水袋（10ℓ）		袋	32	32	32	32	32	32	32
給水コック		個	15	15	15	15	15	15	15
給水 1t 槽タンク		基	2	1	2	1	2	1	2
手動式浄水器		台	2	2	2	2	2	2	2
五徳セット（はさみ等）		個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り		個	10	10	10	10	10	15	10
ティッシュペーパー		箱	30	30	30	30	30	30	30
紙コップ		個	8,000	7,840	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
紙皿		枚	1,000	1,000	1,000	1,200	1,000	950	1,200
スプーン		本							
フォークスプーン		本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
ラップ		箱	60	56	56	34	56	56	56
ごみ袋（90ℓ）		枚	100	100	120	100	100	100	100
簡易便器		個	30		30	30		30	
便器用収納袋		袋	600		600	600		600	
サニターⅡ（簡易トイレ）		個	30	30	30	30	30	30	30
サニターⅡ用スペア袋		袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マンホール型トイレ		台	1	1	1	1	1	1	1
マンホールシューター		個	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレテントセット		組	3	4	3	3	2	3	3
組立式便器（大）		台	2	2	2	2	2	2	2
スペア便槽		個		2		2	2		2
簡易トイレ用テント		張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（本体）		台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ（消耗品）（1箱5セット）		箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレットペーパー（1 箱 12 ロール）		箱							
		ロール							
トイレットペーパー（1 箱 48 ロール）		箱	4	4	5	5	5	5	5
		ロール	192	192	240	240	240	240	240
テント		張	1	1	1	1	1	1	
大型テント		張		1	1	1	1	1	1
プライベートテント（中）		張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント（大）		張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子		台	2	2	2	2	2	2	3
リヤカー		台	2	2	2	2	2	2	2
レスキューカー		台	1	1	1	1	1	1	1
投光器一式	発電機	式	2	2	2	2	2	2	2
	発電機		3	3	3	3	3	3	3
	発電機		2	2		2	2		
	三脚		3	3	3	3	3	3	3
	ハロゲン		3	3	3	3	3	3	3
	LED		8	8		8	8		

4　備蓄関係

学校名			旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
	コードリール		3	3	3	3	3	3	3
炊出しバーナーセット用	バーナー	組		1	2	1	1	1	1
	発電機		1	1	1	2	1	2	1
	灯油(1ℓ×8缶)		1	1	1	1	1	1	1
	コードリール		1	1	1	1	1		1
灯油(1ℓ)		個							
釜		式		2	2	2	2	2	2
炊き出し用プレート		台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット		台	1	1	1	1	1	1	1
炊出し用 PP 袋		袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
ネジリッコ		箱	80	80	80	80	80	80	80
ガソリン安全缶(1ℓ)		缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)		缶							
オイル(1ℓ)		缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ		個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ		本	60	60	60	60	60	54	60
鍋セット		組	1	1	1	1	1	1	1
三角巾		枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1袋10巻)		袋							
包帯(1袋40巻)		袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1袋12巻)		袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし		反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品		個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架		架	4	4	4	4	4	4	4
遺体収納袋		袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド		台		7	7	7	7	7	7
ヘルメット		個	16	16	16	16	16	16	16
軍手		双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋		双	10	10	10	10	10	10	10
防塵マスク		個	50	50	50	60	50	50	50
防水シート		枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器		個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)		台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)		台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)		台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ		丁	1	1	1	1	1	1	1
バール		本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ		本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)		本	2	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)		本	1	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー		本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)		本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)		本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)		個	2	2	2	2	2	2	2
台車		台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機		台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ		枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
清拭タオル		枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器		個	100	100	90	200	100	100	100
ホーロー式洗面器		個	10	10	10	10	10	10	10
メンディングテープ		箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋		枚	200	200	200	200	200	193	200
ビニール手袋		組	250	250	250	250	250	250	250
旗		式	1	1	1	1	1	1	1

学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
腕章（文京区）	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章（文京区・ボランティア）	個	50	50	50	50	50		50
ゼッケン（白・赤・青・黄）	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	9	10	10	10	8	10	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗（運営本部用）	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料（五目）（100 食）	箱		30					30
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	3

4　備蓄関係

学校名		文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋体育館	教育センター	合計
所在地		千駄木 5-25-10	春日 2-9-5	本郷 2-3-23	大塚 1-9-24	小日向 1-7-4	湯島 4-7-10	
面積	㎡	16.29	36.02	93.90	127.80	65.78	49.28	1,965.92
	階	1階、外倉庫	地階	1階	地階	地階、外倉庫	1階	
エレベーターの有無		無	有	有	有	有	有	
物資名	単位							
サバイバルクラッカー	箱	26	0	0	0	0	0	191
(1箱=6缶×20食)	食	3,120	0	0	0	0	0	22,920
リッツクラッカー	箱		16	18	18	24	18	456
(1箱=140食)	食	0	2,240	2,520	2,520	3,360	2,520	63,840
わかめご飯	箱	20	25	25	25	18	25	805
(1箱=50食)	食	1,000	1,250	1,250	1,250	900	1,250	40,250
おかゆ	箱	5	5	7	7	5	7	181
(1箱=50食)	食	250	250	350	350	250	350	9,050
チキンシチュー	箱	23						185
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	138						1,110
野菜シチュー	箱	22						215
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	132						1,290
チリソースシチュー	箱	22						211
1箱＝6缶(120食)（オレゴンフリーズドライ社）	缶	132						1,266
クリーミー・チキン・シチュー	箱		7			7		49
1箱＝6缶(160食)　（アルパインエア社）	缶		42			42		294
野菜シチュー	箱		8			8		56
1箱＝6缶(160食)　（アルパインエア社）	缶		48			48		336
ホワイトシチュー　アルファフーズ株式会社	箱	49	49	49	49	49	49	1,617
(レトルトタイプ)　(1箱=50食)	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	80,850
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	1,320
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	11,550
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	4,356
水(1.5ℓ)　1箱=8本	箱	1	4	6	6	21	6	153
	本	8	32	48	48	168	48	1,224
水(500mℓ)　1箱=24本	箱							505
	本							12,120
梅干(10kg)	樽	1	1	2	1	1		33
食塩(1kg)	kg	5	5	7	5	5		164
安全キャンドル	箱	4	4	7	4	4		133
(1箱12個入)	個	48	48	84	48	48		1,596
安全ローソク	箱	3	3	3	3	3	3	99
(1箱60本入)	本	180	180	180	180	180	180	5,980
ローソク	本			60			48	108
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	12	428
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	12	428
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	99
ヘッドランプ	個	15	15	22	15	15	15	510
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5		160
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	198
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	24	664
乾電池(単3)	本	200	200	200	200	200		6,400
マッチ	箱	20	20	30	20	20	20	1,560

学校名			文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋体育館	教育センター	合計
毛布		※都（枚）	1,000	380	1,100	1,000			18,690
		区（枚）		620	400		1,000	1,000	13,320
床敷物	ゴザ	枚	1,000	900	1,500	500	1,050		22,630
	マット	枚						1,000	8,170
	カーペット	※都（枚）							2,010
		区（枚）				500			500
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	6,600
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8		256
保温衣具		枚	300	150	700	150	800	200	13,115
女性用肌着セット		枚	70	70	70	80	80	70	2,270
タオル		枚	2,000	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	68,260
ポリバケツ		個	10	10	15	10	10	10	339
給水袋（3ℓ）		袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	41,250
給水袋（10ℓ）		袋	32	32	32	32	32	100	1,124
給水コック		個	15	15	15	15	15		480
給水 1t 槽タンク		基	3	1	1	2	2	2	56
手動式浄水器		台	2	2	2	2	2	2	66
五徳セット（はさみ等）		個	6	6	9	6	6	6	208
缶切り		個	10	13	15	10	10	10	419
ティッシュペーパー		箱	30	30	39	30	30	30	1,001
紙コップ		個	8,000	8,000	12,000	8,000	8,000	8,000	263,832
紙皿		枚	1,200	1,000	2,000	1,200	1,000	1,000	35,729
スプーン		本						2,000	2,000
フォークスプーン		本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		99,000
ラップ		箱	56	56	84	56	86	56	1,946
ごみ袋（90ℓ）		枚	100	100	150	100	100	100	3,835
簡易便器		個	30		30	30	30		630
便器用収納袋		袋	600		600	600	600		12,600
サニターⅡ（簡易トイレ）		個	30	30	30	30	30	30	963
サニターⅡ用スペア袋		袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	39,600
マンホール型トイレ		台	1	1	1	1	1		32
マンホールシューター		個	1	1	1	1	1		32
マンホールトイレテントセット		組	2	3	3	2	2	7	93
組立式便器（大）		台	2	2	3	2	2	2	64
スペア便槽		個	2	2	3	2			38
簡易トイレ用テント		張	2	2	3	1	2	2	65
自動ラップ式トイレ（本体）		台	2	2	2	2	2	2	66
自動ラップ式トイレ（消耗品）（1箱5セット）		箱	2	2	2	2	2	2	66
トイレットペーパー（1箱12ロール）		箱						16	16
		ロール						192	192
トイレットペーパー（1箱48ロール）		箱	5	5	10	5	5		155
		ロール	240	240	480	240	240		7,440
テント		張	1	1	1	1		1	29
大型テント		張	1	1	1	1	1	1	31
プライベートテント（中）		張	3	3	3	3	3	3	99
プライベートテント（大）		張	2	2	2	2	2	2	66
軽量折畳式車椅子		台	2	2	3	3	3	2	69
リヤカー		台	2	2	3	1	2	2	61
レスキューカー		台	1	1	1	1	1	1	32
一式 投光器	発電機	式	2	2	3	2	2	5	70
	発電機		3	3	3	3	3		96
	発電機				2	2		2	32

4　備蓄関係

学校名			文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋体育館	教育センター	合計
	三脚		3	3	4	3	3	3	100
	ハロゲン		3	3	4	3	3	3	100
	LED				8	8		8	128
	コードリール		3	3	4	3	3		97
炊出し用バーナーセット	バーナー	組	1	1	2	1		1	33
	発電機		2	1	2	2	1	1	41
	灯油（1ℓ×8 缶）		1	1	1	1	1	1	33
	コードリール		1	1	2	1		1	28
灯油（1ℓ）		個						8	8
釜		式	2	2	4	2			57
炊き出し用プレート		台	1	1	2	2	1		34
調理レンジセット		台	1	1	1	1	1	1	34
炊出し用 PP 袋		袋	20, 000	16, 000	24, 000	16, 000	16, 000	16, 000	538, 000
ネジリッコ		箱	80	80	130	81	80	80	2, 639
ガソリン安全缶（1ℓ）		缶	10	10	10	10	10		320
ガソリン安全缶（10ℓ）		缶						1	1
オイル（1ℓ）		缶	2	1	2	1	1	1	36
携行ガスコンロ		個	20	20	30	20	20	20	680
コンロ用ボンベ		本	60	60	90	60	60	180	2, 154
鍋セット		組	1	1	1	1	1		32
三角巾		枚	100	100	150	100	100	100	3, 370
包帯（1 袋 10 巻）		袋						12	12
包帯（1 袋 40 巻）		袋	3	3	3	3	3		99
ガーゼ（1 袋 12 巻）		袋	1	1	2	1	1	12	45
さらし		反	60	30	45	30	30	30	1, 060
子供用おむつ		枚	300	300	400	300	300	348	10, 148
大人用おむつ		枚	300	300	300	300	300	300	9, 900
生理用品		個	1, 000	1, 000	2, 000	1, 000	1, 000	1, 000	35, 000
担架		架	4	4	4	4	4	3	134
遺体収納袋		袋	4	4	4	4	4	4	132
折畳式ベッド		台	7	5	10	5	5		195
ヘルメット		個	16	16	16	16	16	15	527
軍手		双	100	50	150	50	50	50	1, 900
ケブラー手袋		双	10	10	10	10	10	10	320
防塵マスク		個	50	50	40	50	50	1	1, 621
防水シート		枚	100	100	150	100	100	100	3, 420
拡声器		個	5	5	6	5	5	5	167
ジャッキ（7t）		台	1	1	1	1	1		32
ジャッキ（4t）		台	1	1	1	1	1		33
油圧爪付ジャッキ（2.5t）		台	1	1	1	1	1		32
モンキーレンチ		丁	1	1	1	1	1	1	33
バール		本	5	5	8	5	5	5	170
スコップ		本	5	5	8	5	5	5	170
のこぎり（替刃式）		本	3	3	5	3	3	3	101
のこぎり（折込式）		本	2	2	3	2	2	2	67
ボルトクリッパー		本	5	5	8	5	5	5	170
ロープ（20m）		本	10	10	15	10	10	10	341
ロープ（10m）		本	10	10	15	10	10	10	341
弁慶（万能斧）		個	2	2	3	2	2	2	68
小弁慶（万能斧）		個	2	2	3	2	2	2	68
台車		台	2	2	3	2	2	4	68
掃除機		台	2	2	2	2	2	2	67
ウエットティッシュ		枚	1, 260	1, 260	1, 260	1, 260	1, 260	1, 000	41, 320
清拭タオル		枚	3, 660	3, 660	3, 660	3, 660	3, 660	3, 660	120, 780
洗面器		個	100	100	150	100	100	100	3, 490
ホーロー式洗面器		個	10	10	10	10	10	10	330

学校名		文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋体育館	教育センター	合計
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	330
ビニール袋	枚	200	88	300	200	200	200	6, 529
ビニール手袋	組	250	250	500	500	250	300	9, 500
ビニール手袋	組	250	250	500	500	250	300	9, 500
旗	式	1	1	1	1	1		33
腕章（文京区）	個	50	50	150	50	50		1, 800
腕章（文京区・ボランティア）	個	50	50			50		1, 400
ゼッケン（白・赤・青・黄）	組	20	20	30	20	20		680
カナテコ	本							0
災害特設公衆電話	台	10	10	8	8	10		286
トリアージタック	枚	150	180	150	150	150		4, 830
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	33
のぼり旗（運営本部用）	式	1	1	1	1	1		32
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	165
※帰宅困難者食料（五目）（100 食）	箱			50				230
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	102

第49　福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

（平成30年10月１日現在）

倉庫名		文京大塚みどりの郷	文京くすのきの郷	文京白山の郷	文京千駄木の郷	ゆしまの郷	小石川福祉作業所	大塚福祉作業所	福祉センター（リアン文京）
所在地		大塚 4-50-1	大塚 4-18-1	白山 5-16-3	千駄木 5-19-2	湯島 3-29-10	小石川 3-30-6	大塚 4-50-1	小日向 2-16-15
配置		H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H26
物資名	単位								
わかめごはん	食						123	324	816
おかゆ	食	108	243	123	195	180	123	324	816
水 1.5ℓ	本	72	162	82	130	120	164	390	1088
携行ガスコンロ	個	2	4	3	3	3	4	11	16
ボンベ（コンロ・発電機用）	本	30	36	33	33	33	36	51	144
鍋	個	4	4	4	4	4	4	4	
大人用おむつ	枚	324	729	369	585	540			630
紙おむつパット	枚								450
大人用おむつ（S）	枚								
大人用おむつ（M）	枚								
大人用おむつ（L）	枚								
紙おむつ子ども用	枚								256
ポータブルトイレ（介護用）	台								
簡易トイレ	個	2	4	3	3	3	4	11	16
簡易トイレ　スペア用	枚	100	100	100	100	100	100	100	400
トイレットペーパー	ロール								
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	4
発電機用オイル	本	1	1	1	1	1	1	1	1
コードリール	台								
LED投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	4
濃厚流動食 A	食	54	121	61	97	90			
濃厚流動食 B	食	54	122	62	98	90			
災害用食器セット	組	1	1	1	1	1	1	1	6
ラップ（30 ㎝×20m）	個	5	5	5	5	5	5	5	
ラップ（30 ㎝×75m）	個								20
毛布	枚	20	44	16	37	21	59	130	544
エアマットレス		20	44	16	37	21	59	130	544
エアマットレス用ポンプ	枚	2	5	2	4	3	6	13	28
アルミマット	枚								
ふとんマット	枚								
サバイバルブランケット	枚	16	37	25	28	39	23	86	
折りたたみ式ベット	台	3	3	3	3	3	3	3	12
タオル	枚	60	60	60	60	60	60	60	600
ボックスティッシュ	箱	15	15	15	15	15	15	15	60
ごみ袋（90ℓ）	枚	100	100	100	100	100	100	100	400
懐中電灯（LED）	個	2	2	2	2	2	2	2	8
ランタン（LED）	台								
ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	8
乾電池（単 1）	本								
乾電池（単 3）	本	56	56	56	56	56	56	56	192
折りたたみ式ポリタンク（10ℓ）	個	5	5	5	5	5	5	5	164
マスク	枚	150	150	150	150	150	150	150	600
ゴム手袋（S.M.L）	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200
口腔ケア　ウエットシート	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200
手指消毒剤	本	3	3	3	3	3	3	3	12
生理用品	枚	84	84	84	84	84	84	84	264

倉庫名		文京大塚みどりの郷	文京くすのきの郷	文京白山の郷	文京千駄木の郷	ゆしまの郷	小石川福祉作業所	大塚福祉作業所	福祉センター（リアン文京）
圧縮下着(女性・男性)	組	20	20	20	20	20	20	20	40
ウエットティッシュ	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200
応急セット	箱	1	1	1	1	1	1	1	4
ベスト（赤.青.黄）	枚								
携帯型酸素ボンベ	本								20
ストーマ用品袋（消化器系）	枚								150
ストーマ用品袋（尿路系）	枚								20
ストーマ用品袋（はさみ）	個								5
ストーマ用品袋（洗浄用品）	パック								170
ガーゼ	枚								900
4 点杖	本								5
杖	本								50
簡易筆談器	個								5
白杖	本								30
マンホールトイレセット	セット								10
ネブライザ	台								2
電気式たん吸引器	台								2
特殊マット	枚								10
担架	台								2
プライベートパーティション	セット								5
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	3	3	3	3

4　備蓄関係

倉庫名		あけぼし	向丘高齢者在宅サービスセンター	昭和高齢者在宅サービスセンター	湯島高齢者在宅サービスセンター	本郷高齢者在宅サービスセンター	音羽えびすの郷	洛和ヴィラ文京春日	合計
所在地		小石川5-11-8	向丘2-22-9	本駒込2-28-31	湯島2-28-14	本郷4-21-2	音羽1-22-14	春日1-9-21	計15か所
配置		H27	H28	H28	H28	H29	H29	H29	
物資名	単位								
わかめごはん	食		50	100	100	150	78	39	1,780
おかゆ	食	36	48	51	60	126	78	39	2,550
水 1.5ℓ	本	24	64	68	80	168	104	52	2,768
携行ガスコンロ	個	1	2	2	2	5	3	2	63
ボンベ(コンロ・発電機用)	本	37	30	30	30	39	33	30	625
鍋	個	4							32
大人用おむつ	枚	108							3,285
紙おむつパット	枚								450
大人用おむつ(S)	枚		34				68	34	136
大人用おむつ(M)	枚		60				90	60	210
大人用おむつ(L)	枚		52				78	26	156
紙おむつ子ども用	枚								256
ポータブルトイレ(介護用)	台		1	1	1		1	1	5
簡易トイレ	個	2							48
簡易トイレ　スペア用	枚	100	500	500	500	1,300	800	400	5,200
トイレットペーパー	ロール		60				60	60	180
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	18
発電機用オイル	本	1	1	1	1	1	1	1	15
コードリール	台		1	1	1	1	1	1	6
LED投光器	台		1	1	1	1	1	1	17
濃厚流動食 A	食	12							435
濃厚流動食 B	食	12							438
災害用食器セット	組	1	1						15
ラップ(30 ㎝×20m)	個	5	15				15	15	85
ラップ(30 ㎝×75m)	個								20
毛布	枚	8	32	34	40	84	52	26	1,147
エアマットレス		8	16	17	20	42	26	13	1,013
エアマットレス用ポンプ	枚	1	2	2	2	4	3	2	79
アルミマット	枚		16				26	13	55
ふとんマット	枚		16				26	13	55
サバイバルブランケット	枚	4	32	34	40	84	52	26	526
折りたたみ式ベット	台	3							36
タオル	枚	60	80				120	60	1,340
ボックスティッシュ	箱	15	15				15	15	225
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100	1,800
懐中電灯(LED)	個	2	5	5	5	5	5	5	54
ランタン(LED)	台		3	3	3	3	3	3	18
ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	36
乾電池(単 1)	本		28	28	28	28	28	28	168
乾電池(単 3)	本	56	56	56	56	56	56	56	976
折りたたみ式ポリタンク(10ℓ)	個	5	5	5	5	5	5	5	234
マスク	枚	150	150				150	150	2,250
ゴム手袋(S.M.L)	枚	300	300				300	300	4,500
口腔ケア　ウエットシート	枚	300	300				300	300	4,500
手指消毒剤	本	3	3				3	3	45
生理用品	枚	84	36	36		56	56	56	1,176
圧縮下着(女性・男性)	組	20	40	40	40	100	30	20	470
ウエットティッシュ	枚	300	1,000				1,000	1,000	6,600
応急セット	箱	1	1				1	1	15
ベスト(赤.青.黄)	枚		15	15	15	15	15	15	90

倉庫名		あけぼし	向丘高齢者在宅サービスセンター	昭和高齢者在宅サービスセンター	湯島高齢者在宅サービスセンター	本郷高齢者在宅サービスセンター	音羽えびすの郷	洛和ヴィラ文京春日	合計
携帯型酸素ボンベ	本								20
ストーマ用品袋（消化器系）	枚								150
ストーマ用品袋（尿路系）	枚								20
ストーマ用品袋（はさみ）	個								5
ストーマ用品袋（洗浄用品）	パック								170
ガーゼ	枚								900
4 点杖	本								5
杖	本								50
簡易筆談器	個								5
白杖	本								30
マンホールトイレセット	セット								10
ネブライザ	台								2
電気式たん吸引器	台								2
特殊マット	枚								10
担架	台								2
プライベートパーティション	セット								5
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3							27

第50　妊産婦・乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

（平成30年10月１日現在）

倉庫名		跡見学園女子大学	貞静学園短期大学	東洋学園大学	日本女子大学	合計
所在地		大塚 1-5-2	小日向 1-26-13	本郷 1-26-3	目白台 2-8-1	計4か所
物資名	単位					
粉ミルク（普通）	本	1,960	1,960	1,960	1,960	7,840
アレルギー対応粉ミルク（ミルフィーHP）	本	672	672	672	672	2,688
アレルギー対応粉ミルク（エレメンタルフォーミュラ）	本	90	90	90	90	360
水　1.5ℓ	本	1,140	1,140	1,140	1,140	4,560
一日セット	セット	480	480	480	480	1,920
紙おむつ（新生児用）	枚	816	816	816	816	3,264
紙おむつ（S サイズ）	枚	868	868	868	868	3,472
紙おむつ（M サイズ）	枚	850	850	850	850	3,400
おしりふき	枚	5,040	5,040	5,040	5,040	20,160
ウェットティッシュ	枚	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600
哺乳瓶	個	80	80	80	80	320
洗口液	本	10	10	10	10	40
毛布	枚	160	160	160	160	640
エアマット	枚	160	160	160	160	640
給水袋（3ℓ）	枚	160	160	160	160	640
トイレセット	箱	8	8	8	8	32
分娩セット A	セット	5	5	5	5	20
分娩シーツ （1 枚）						
胎盤受けシーツ （1 枚）						
ディスポ膿盆 （1 個）						
ガーゼ （10 枚）						
カット綿 （10 枚）						
臍帯クリップ （2 個）						
はさみ （1 本）						
手術手袋 （1 双）						
ディスポガウン （1 枚）						
ディスポ脚袋 （1 組）						
分娩セット B	セット	5	5	5	5	20
大人用おむつ （2 枚）						
オサンパット M （10 枚）						
オサンパット L （5 枚）						
生理用ナプキン夜用 （11 枚）						
生理用ナプキン普通用 （40 枚）						
アルコール綿 （25 包）						
新生児用肌着 （長袖・半袖各 2 枚）						
綿棒 （50 本）						
バスタオル （1 枚）						
フェイスタオル （1 枚）						
晒布 （1 反）						

倉庫名		跡見学園女子大学	貞静学園短期大学	東洋学園大学	日本女子大学	合計
処置器具 A	セット	1	1	1	1	4
羊水吸引カテーテル （5 本）						
導尿カテーテル （6 本）						
ヘルフクレンメ （5 個）						
アルコール消毒剤 （1 本）						
滅菌ゴム手袋 （100 双）						
滅菌ガーゼ （100 双）						
はさみ （1 本）						
ポアテープ （2 本）						
湯たんぽ（2 個）						
使い捨てマスク（5 箱）						
ラップ（5 本）						
アルコール綿 （5 箱）						
処置器具 B	セット	1	1	1	1	4
輸液セット （5 セット）						
三方活栓付延長チューブ （5 本）						
静脈留置針 （5 本）						
針固定用テープ （35 枚）						
針付注射器 （5 本）						
膣鏡 （5 本）						
セッシ （5 本）						
体重計	台	1	1	1	1	4
聴診器	台	1	1	1	1	4
血圧計	台	1	1	1	1	4
体温計	本	1	1	1	1	4
メジャー	本	1	1	1	1	4
超音波ドプラー	台	1	1	1	1	4
アンビューバック(成人用・新生児用)	台	1	1	1	1	4
酸素ボンベ	本	1	1	1	1	4
ボンベ架台	台	1	1	1	1	4
減圧弁	個	1	1	1	1	4
酸素マスク	セット	1	1	1	1	4
成人用 （5 個）						
新生児用 （5 個）						
薬剤等	セット	1	1	1	1	4
子宮収縮止血剤						
輸液用製剤						
新生児出血性疾患予防薬						
点眼用抗生剤						
鉄分補給用錠剤						
消毒剤						
ラジオライト	本	3	3	3	3	12
乾電池	本	100	100	100	100	400
やかん	個	4	4	4	4	16
両手鍋	個	4	4	4	4	16
カセットコンロ	台	8	8	8	8	32
カセットボンベ	本	96	96	96	96	384
紙コップ	個	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400
フォークスプーン	本	500	500	500	500	2,000
ペーパータオル	パック	15	15	15	15	60
ゴミ袋（90ℓ）	枚	50	50	50	50	200

４　備蓄関係

倉庫名		跡見学園女子大学	貞静学園短期大学	東洋学園大学	日本女子大学	合計
ゴミ袋（45ℓ）	枚	100	100	100	100	400
食器用洗剤	本	5	5	5	5	20
肌着	セット	160	160	160	160	640
新生児用肌着（2 枚組）	セット	80	80	80	80	320
公衆無線LAN機器（USB給電・ACアダプタ含む）	個	3	3	3	3	12

第51　警察・消防資器材備蓄保有状況

（平成30年10月１日現在）

倉　庫　名	所　在　地	麻　袋（枚）	ﾂﾙﾊｼ（丁）	ｽｺｯﾌﾟ（丁）	掛　矢（個）	鋸（個）	鉈（個）	ペンチ（個）
富坂警察署倉庫	小石川二丁目14番２号	50	10	10	6	5	3	2
大塚警察署倉庫	音羽二丁目12番26号	50	4	8	2	5	3	2
本富士警察署倉庫	本郷七丁目１番７号	50	5	18	5	6	4	4
駒込警察署倉庫	本駒込二丁目28番18号	10	10	20	6	10	2	4
小石川消防署倉庫	白山三丁目３番１号	1,200	20	147	12	5	0	3
本郷消防署倉庫	本郷七丁目１番11号	1,800	13	102	7	5	0	4
計		3,160	62	305	38	36	12	19

第52　消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況

（平成30年10月１日現在）

品　名		数　量	品　名	数　量
担架		20 基	巻軸包帯	0 個
三角巾		2,500 個	救急絆創膏	100 包
創面消毒剤		50 個	梯状副子	500 本
救急包帯	中	1,000 個	直剪刀	47 丁
	小	1,000 個	軽便洗眼器	110 個
滅菌ガーゼ		3,000 包	携行かん（ﾎﾟﾘﾀﾝｸ20ﾘｯﾄﾙ）	16 個

第53　災害用医療資器材の保有状況

１　災害用医療資器材セット

（１）セット１組内容品目数　　117

（２）整備組数　　33組

（３）保管場所

① 避難所備蓄倉庫　　25組
② 文京総合福祉センター備蓄倉庫（小日向２－16－15）　８組

２　歯科セット

（１）セット１組内容品目数　　60

（２）整備組数　　３組

（３）保管場所

文京シビックセンター健康センター（春日１－16－21）　３組

第54　水防用備蓄資器材一覧表

（平成30年10月１日現在）

品　　名	呼称	規　　格	道路課地下3Ｆ倉庫	同心町土木詰所	江戸川水防倉庫	千駄木土木詰所	音羽資材置場	合計
土のう袋	枚	480㎜×620㎜	5,400	0	1,000	4,000	5,000	15,400
トラロープ	巻	9㎜×200m	5	0	2	2	0	9
鉄　　線	kg	2.8㎜×25kg	1	0	2	1	0	4
釘	kg	9cm　　4kg	0	1	2	0	0	3
釘	kg	15cm　　4kg	0	1	2	0	0	3
スコップ	丁	大スコ	5	25	30	86	0	146
スコップ	丁	角スコ	50	86	35	192	0	363
スコップ	丁	剣スコ	20	145	30	189	0	384
斧	丁		5	0	4	5	0	14
とび口	本		3	2	2	2	0	9
つるはし	丁		2	10	38	44	0	94
排水ポンプ	両	台車付き	2	0	0	0	0	2
SPパイル	本		350	400	275	0	0	1,025
かけや	丁		1	8	7	14	0	30
のこぎり	丁		3	0	3	2	0	8
ペンチ	丁		5	0	4	0	0	9
鎌	丁		2	0	4	3	0	9
バール	本		6	0	8	1	0	15
ワイヤーカッター	丁		2	0	0	1	0	3
し　の	丁		5	0	5	0	0	10
げんのう	丁		20	0	56	13	0	89
ビニールシート	枚	ブルー　2.7m×2.7m	8	0	0	0	0	8
ビニールシート	枚	ブルー　3.6m×5.4m	10	0	2	2	0	14
土留鋼鉄	枚		50	10	60	50	0	170
な　た	丁		1	0	2	0	0	3
塩化カルシウム	袋		0	547	30	70	300	947
スノーダンプ	台		0	23	0	0	0	23
排水ポンプ	台	フレキ式	6	0	0	0	0	6
土留パイル	本		60	20	50	40	0	170
大ハンマー	丁		2	1	2	1	0	6
手　袋	双	軍手	360	0	120	24	0	504
手　袋	双	軍手　（滑り止め付き）	36	0	0	0	0	36
ゴム手袋	双		20	0	0	0	0	20
大バール	丁		0	0	2	0	0	2
投光機	台		5	0	0	0	1	6
発電機	台		5	0	0	0	1	6
鉄パイプ　アングル	個	固定	0	0	17	0	0	17
鉄パイプ　アングル	個	自在	0	0	7	0	0	7
鉄パイプ　アングル	個	固定ベース	0	0	18	0	0	18
鉄筋カッター	台		0	0	2	0	0	2
先細鉄パイル	本		0	0	20	0	0	20
道　板	枚		0	30	0	0	0	30
丸　太	本		0	30	0	0	0	30
コンクリート台座	個		0	15	0	0	0	15
水中ポンプ	台	電動	5	0	0	0	0	5

第55　水害対策用土のう堆積場所一覧表

（平成30年10月１日現在）

No.	設　置　場　所	袋数	備　考
1	関口一丁目23（江戸川橋バス停横）	80	土のうステーション
2	関口一丁目21（華水橋右岸下流）	80	土のうステーション
3	関口一丁目18（掃部橋右岸下流）	80	土のうステーション
4	関口一丁目18（古川橋右岸上流）	80	土のうステーション
5	水道二丁目５（石切橋左岸下流植込内）	80	土のうステーション
6	水道二丁目１（小桜橋左岸上流）	80	土のうステーション
7	水道一丁目３（中ノ橋左岸下流植込内）	80	土のうステーション
8	後楽二丁目16（新隆慶橋左岸上流）	160	土のうステーション
9	後楽二丁目３（隆慶橋脇左岸下流）	160	土のうステーション
10	後楽二丁目３（隆慶橋左岸下流）	80	土のうステーション
11	後楽一丁目１（後楽園歩道橋下）	80	土のうステーション
12	大塚四丁目２（健生病院前歩道）	160	土のうステーション
13	小石川五丁目41（播磨坂最下部）	80	土のうステーション
14	後楽一丁目８（小石川運動場内）	300	施錠あり（町会管理）
15	根津一丁目17（八重垣第一児童遊園内）	70	施錠あり（町会管理）
16	根津二丁目27（都道拡張予定地内）	300	施錠あり（町会管理）
17	本駒込四丁目35（勤労福祉会館）	160	土のうステーション
18	音羽一丁目18（首都高高架下）	80	土のうステーション
19	音羽一丁目19（関口台公園前）	80	土のうステーション
20	音羽一丁目23（第一自転車保管所横）	80	土のうステーション
21	音羽一丁目23（関口三丁目公園前）	80	土のうステーション
22	千駄木二丁目１（千駄木二丁目交差点）	80	
23	本駒込四丁目36（不忍通り歩道）	80	土のうステーション
24	本駒込四丁目40（道坂下交差点歩道）	240	土のうステーション
25	千駄木三丁目48（道潅山下交差点歩道）	80	土のうステーション
26	千駄木三丁37（団子坂下交差点歩道）	80	土のうステーション
27	音羽資材置き場	1,000	
28	千駄木土木詰所	300	
29	シビックセンター地下３階	80	
計		4,370	

５　情報連絡体制等

第56　屋外スピーカー設置場所一覧表

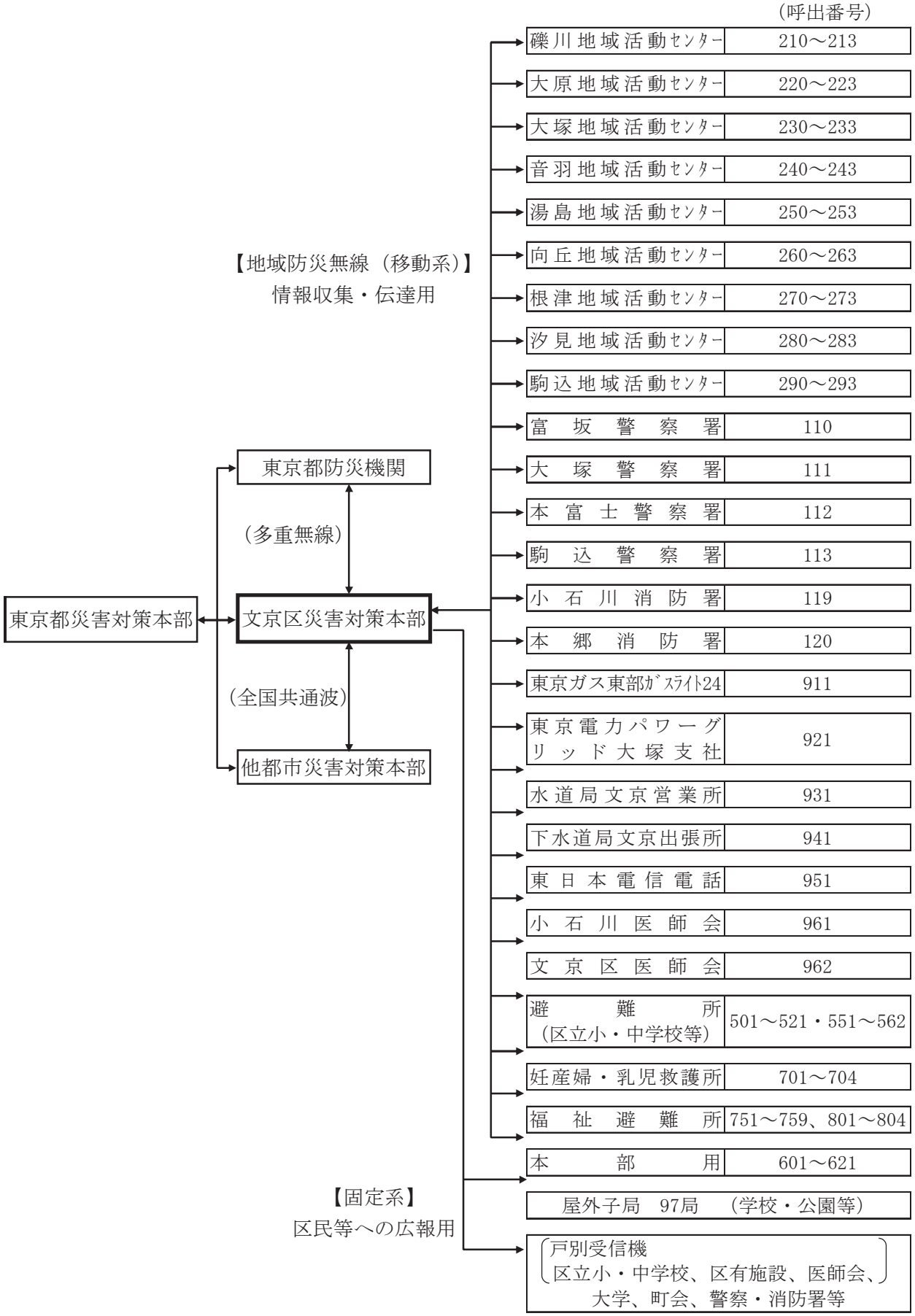
（平成30年10月１日現在）

NO	設置場所	住所
1	区役所庁舎	春　日１－16－21
2	後楽公園	後　楽１－６
3	小石川運動場	後　楽１－８－23
4	洛和ヴィラ文京春日	春　日１－９－21
5	柳町小学校	小石川１－23－16
6	礫川小学校	小石川２－13－２
7	防災課保管	―
8	指ケ谷小学校	白　山２－28－４
9	白山四丁目第２児童遊園	白　山４－４
10	白山公園	白　山５－31
11	明化小学校	千　石１－13－９
12	林町小学校	千　石２－36－３
13	千石にじの家	千　石４－１－２
14	宮下公園	千　石４－23
15	駕籠町小学校	本駒込２－29－６
16	金富小学校	春　日２－６－15
17	小石川四丁目児童遊園	小石川４－13
18	小石川図書館	小石川５－９－20
19	水道端図書館	水　道２－16－14
20	小日向台町小学校	小日向２－３－８
21	音羽中学校	大　塚１－９－24
22	音羽中学校校庭	大　塚２－２
23	窪町小学校	大　塚３－２－３
25	窪町東公園	大　塚３－30
26	大塚小学校	大　塚４－１－７
27	大塚公園	大　塚４－49
28	青柳小学校	大　塚５－40－18
29	大塚五丁目児童遊園	大　塚５－16－19
30	大塚児童館	大　塚６－22－19
31	水道交流館跡地	水　道２－９－６
32	関口一丁目児童遊園	関　口１－９－16
33	肥後細川庭園	目白台１－１
34	目白台１－１６遊び場	目白台１－16
35	関口台町小学校	関　口２－６－１
36	音羽地域活動センター	音　羽１－22－14
37	目白台三丁目児童遊園	目白台３－15
38	音羽地域活動センター跡地	目白台３－４－11
39	旧元町小学校	本　郷１－１－19
40	桜蔭学園	本　郷１－５－25
41	ＪＥＩ本郷ビル	本　郷２－38－16
42	ＪＦＡﾊｳｽ(日本ｻｯｶｰ協会)	本　郷３－10－15
43	台町児童遊園	本　郷５－13
44	本郷消防署	本　郷７－１－11
45	東京大学大講堂	本　郷７－３－１
46	お茶の水公園横	湯　島１－４
47	湯島小学校	湯　島２－28－14
49	湯島ハイタウン	湯　島４－６
50	医療法人社団同友会	西　片１－15－10
51	西片公園	西　片２－３

NO	設置場所	住所
52	誠之小学校	西　片２－14－６
53	向丘一丁目児童遊園	西　片１－10
54	アカデミー向丘	向　丘２－５－７
55	駒本小学校	向　丘２－37－５
56	東京大学情報基盤センター	弥　生２－11－６
57	根津小学校	根　津１－14－３
58	汐見小学校	千駄木２－19－23
59	須藤公園	千駄木３－４
60	千駄木児童遊園	千駄木５－17
61	千駄木小学校	千駄木５－44－２
62	本駒込一丁目第２児童遊園	本駒込１－16
63	本駒込南児童館	本駒込３－11－14
64	第九中学校	本駒込３－28－９
65	みずほ銀行動坂支店	千駄木４－７－８
66	富士前公園	本駒込５－17
67	神明北公園	本駒込５－67
68	六義公園運動場	本駒込６－16－10
69	白山五丁目児童遊園	白　山５－12
70	藍染保育園	根　津２－34－15
71	真砂中央図書館	本　郷４－８－15
73	神明公園	本駒込４－13
74	根津二丁目第２児童遊園	根　津２－13
75	筑波大学付属視覚特別支援学校	目白台３－27－３
76	江戸川公園	関　口２－１
77	向丘二丁目第２児童遊園	向　丘２－12
78	拓殖大学	小日向３－４－14
79	日本女子大学	目白台２－８－１
80	東都文京病院	湯　島３－５－７
81	東京大学工学部５号館	本　郷７－３－１
82	本駒込二丁目第２児童遊園	本駒込２－12
83	東京大学本部管理棟	本　郷７－３－１
84	古川橋	関　口１－18
85	小桜橋	水　道１－４
86	白鳥橋	後　楽２－23
87	隆慶橋	後　楽２－７
88	日火江戸川橋ビル	関　口１－45
89	小石川植物園管理棟	白　山３－７－１
90	小石川植物園	白　山３－７－１
91	グリーンコーポ第２	大　塚５－11－１
92	茗台中学校	春　日２－９－５
93	西原町児童遊園	千　石４－34
94	清和公園	本　郷４－22
95	江戸川橋体育館	小日向１－７－４
96	朝日信用金庫根津支店	千駄木２－44－３
97	文京学院大学女子高等学校	本駒込６－18－３
98	東洋女子高等学校	千　石３－29－８
99	ドン・キホーテ後楽園店	本　郷１－33－９
100	瀧野川信用金庫白山支店	白　山２－38－11
101	丸山町遊び場	千　石３－39

※設置子局数（屋外スピーカー）　97局（欠番24・48・72）、７は防災課保管

第57　区災害対策本部を中心とする無線系統図



第58　広報文例

１　警戒宣言が発せられたときの文京区長コメント案文

こちらは文京区災害対策本部長です。ただいま内閣総理大臣から、東海地震に係る警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の文京区の予想震度は、５強から５弱程度であり、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

ただいま区、警察、消防署などの防災機関は、災害対策本部を設置し、混乱の防止と被害を最小限にとどめるための対策に努力しています。

誤報にまどわされることなくラジオ、テレビ等の報道に注意し、落ち着いて行動するようにお願いします。

２　警戒宣言が発せられたときの東京都知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事○○○○です。

内閣総理大臣から、東海地震に係る「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、５強から５弱程度であると予想されています。

震度５強から５弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

３　警戒宣言及び国民に対する呼びかけ

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等の異常が発見され、２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度６弱以上、その隣接地域では震度５強程度の地震になると予想されます。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を

実施してください。

強化地域内の居住者、潜在者及び事業所は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ちついて行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

地震予知情報のくわしい内容については、気象庁長官に説明させますがラジオ、テレビに注意してください。

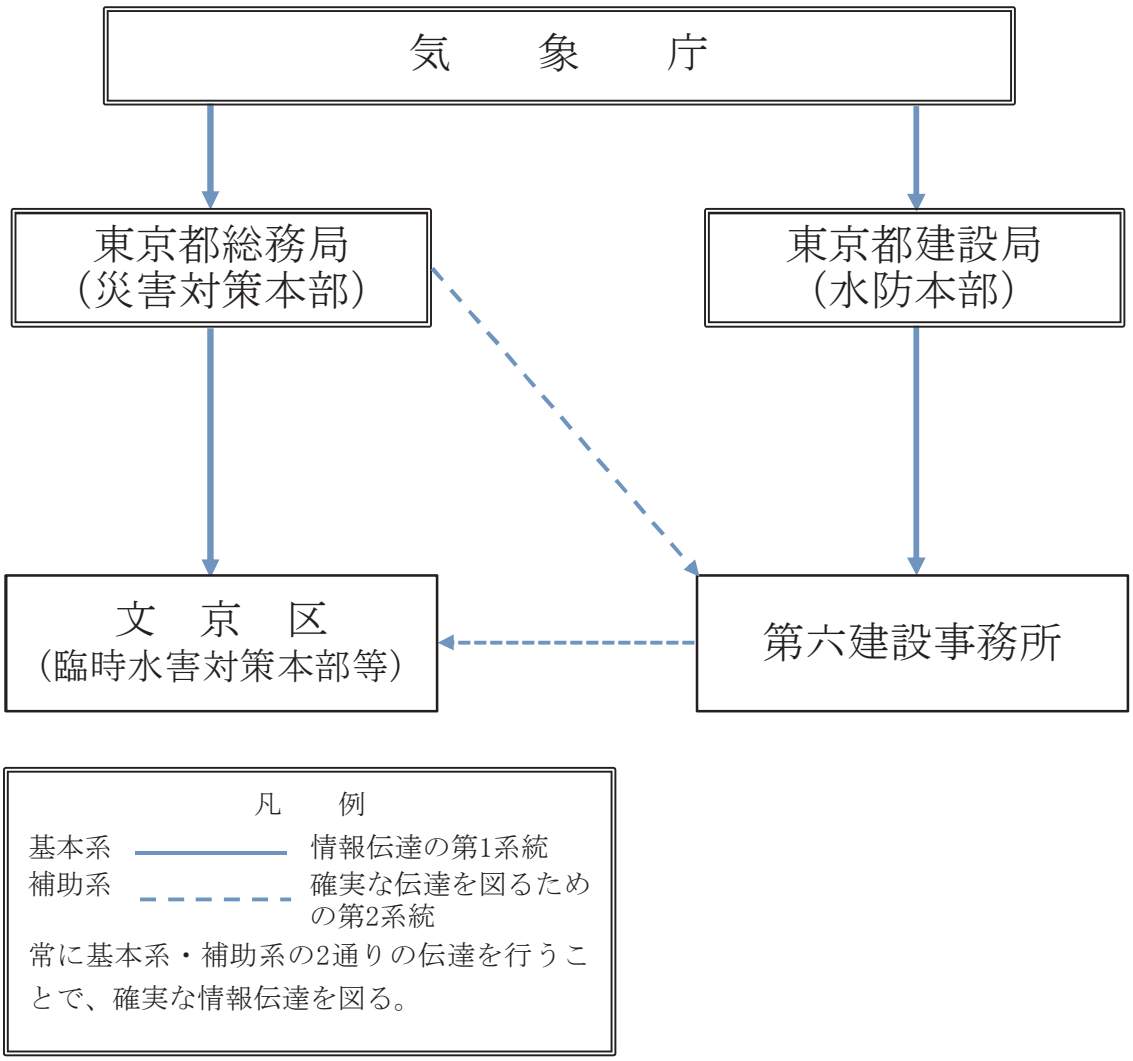
内閣総理大臣

第59　区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表

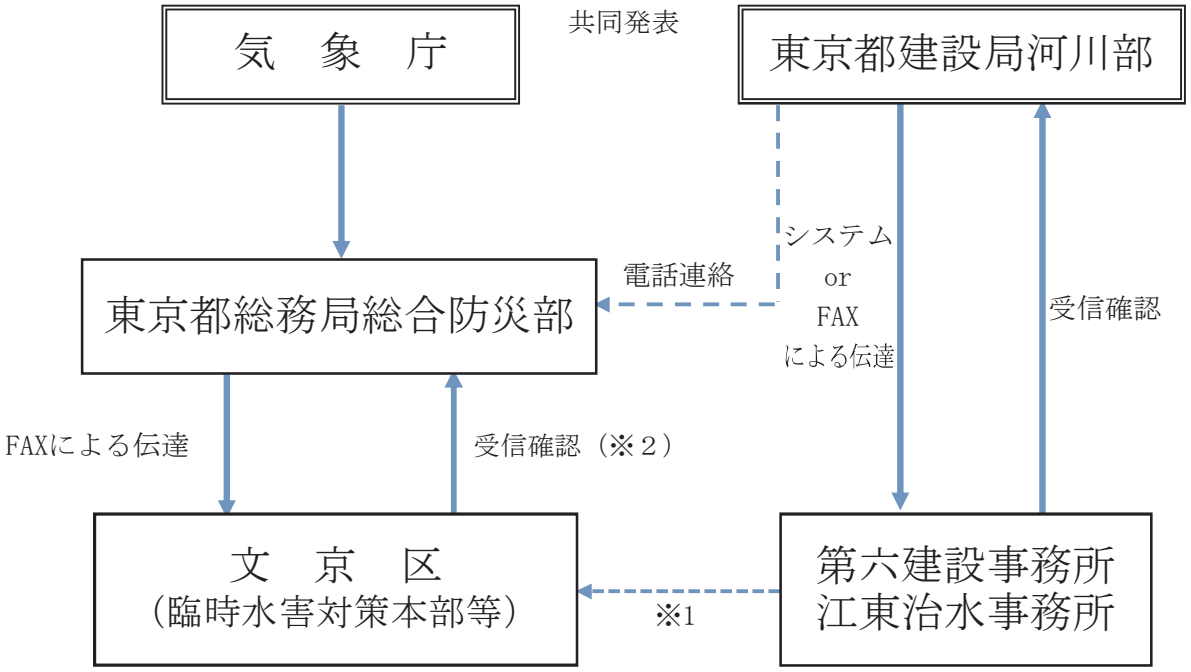
（平成30年10月現在）

機関名	代表電話	正連絡先 部課係名	正連絡先 電話	副連絡先 部課係名	副連絡先 電話	宿日直等の電話
文京区役所	(3812)7111	総務部防災課	(5689)6850	総務部防災課	(5803)1179	(3812)7111
文京区教育委員会	(3812)7111	教育総務課庶務係	(5803)1291			
保健サービスセンター本郷支所	(3821)5106	健康相談係	(3821)5106			
文京清掃事務所	(3813)6661	管理係	(3813)6661			
水道局文京営業所	(5840)8021	営業担当	(5840)8021			中央支所給水課(3256)6162
下水道局北部下水道事務所	(5820)4341	庶務課庶務係	(5820)4345	文京出張所	(5976)2516	
建設局第六建設事務所	－	工事課	(3882)4084	補修課	(3882)1156	
警視庁第五方面本部	(5840)0110		(5840)0110	庶務係	(5840)0110	(5840)0110
富坂警察署	(3817)0110	警備課	(3817)0110	警務課	(3817)0110	(3817)0110
大塚警察署	(3941)0110	警備課	(3941)0110	警務課	(3941)0110	(3941)0110
本富士警察署	(3818)0110	警備課	(3818)0110	警務課	(3818)0110	(3818)0110
駒込警察署	(3944)0110	警備課	(3944)0110	警務課	(3944)0110	(3944)0110
東京消防庁第五消防方面本部	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	指揮隊	(3590)0119	(3590)0119
小石川消防署	(3812)0119	警防課	(3812)0119	総務課	(3812)0119	(3812)0119
本郷消防署	(3815)0119	警防課	(3815)0119	総務課	(3815)0119	(3815)0119
陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊	(3933)1161					
東日本電信電話株式会社東京東支店設備部	(5846)8762	台東サービスセンター（運営）	(5846)8762			災害時等連絡先(3834)9331
東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社	(6375)5322	業務総括グループ	(6375)5322			(6375)5379
東京ガス株式会社東部支店	(3633)4993	総務広報部	(3633)4993			(0570)002211
交通局上野御徒町駅務区	(3834)6485		(3834)6485			
関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所	(3253)8361	管理係	(3253)8361	技術係	(3253)8364	(3253)8364
首都高速道路株式会社東京西局	(3264)8201	総務・経理課渉外担当課長	(3264)8283	総務・経理課課長代理	(3264)8201	(3264)2750交通管制室
東京地下鉄株式会社後楽園駅務区	(3812)1722					
日本郵便株式会社小石川郵便局	(3815)7153	総務課				
日本郵便株式会社本郷郵便局	(5689)0303	総務部				

第60　気象情報伝達系統図



第61　神田川洪水予報伝達系統図

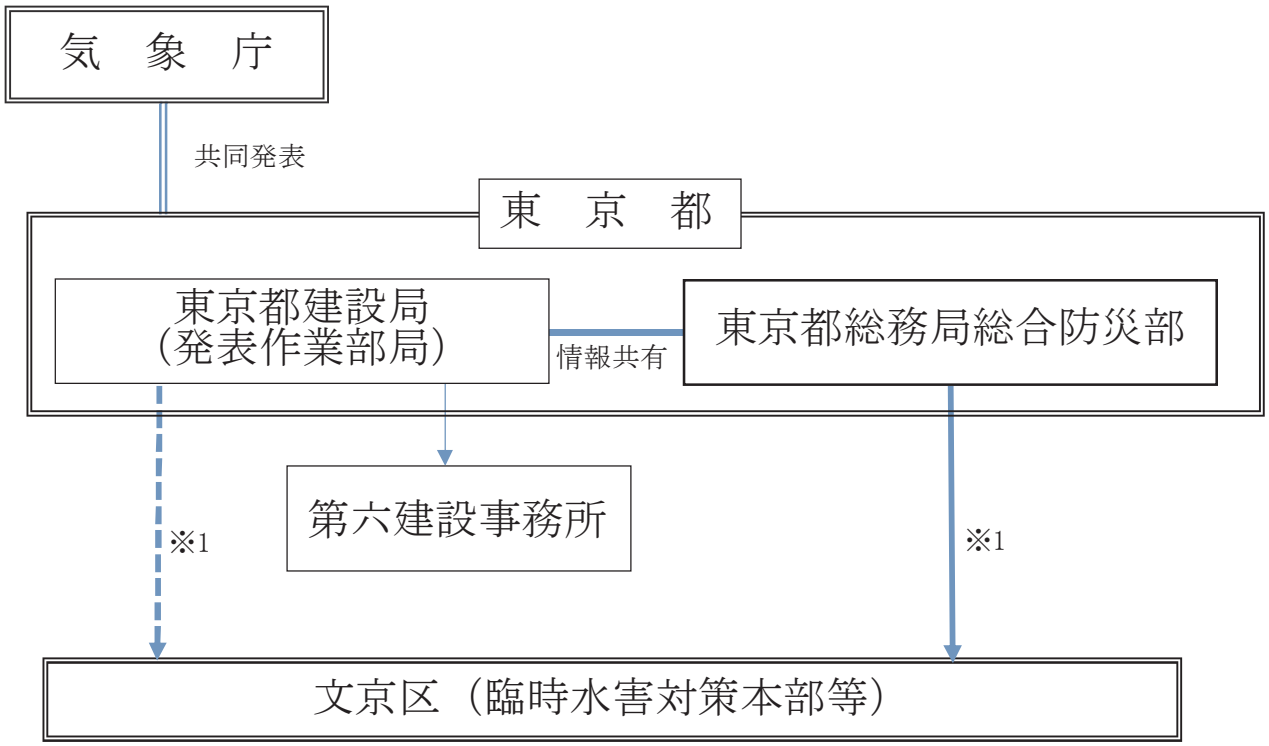


凡　例
基本系
補助系

※1　東京都総合防災部からの伝達が途絶えた場合、建設事務所は管内の区に情報伝達

※2　情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。

第62　土砂災害警戒情報伝達系統図



凡　例

基本系	大雨警報の伝達系統
補助系	基本系が途絶えたときの予備系統

※1　区は、情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。

６　協定関係

第63　文京区協定先一覧表

（平成31年３月６日現在）

種別	No	内容	協定先	締結年月日
食料	1	災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定＊	東京都麺類協同組合 小石川支部	平成25年３月22日
			東京都麺類協同組合　駒込支部	
水	2	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都水道局	昭和60年５月31日
	3	災害時における井戸水の確保に関する要綱	民間協定井戸所有者	昭和51年～
	4	災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定	東京大学大学院理学系研究科（小石川植物園）	平成20年２月29日
	5	災害時のおける豆腐商工組合所有井戸の使用に関する協定	東京都豆腐商工組合　文京支部	平成20年２月29日
	6	災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合　文京支部	平成20年２月29日
医療・保健	7	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人小石川医師会	昭和51年12月15日
	8		一般社団法人文京区医師会	
	9	災害時の歯科医療救護活動についての協定	一般社団法人 東京都文京区小石川歯科医師会	平成25年３月22日
	10		一般社団法人 東京都文京区歯科医師会	
	11	災害時における救護活動についての協定	一般社団法人 文京区薬剤師会	平成８年11月５日
	12	災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定	東京都柔道整復師会文京支部	平成25年３月15日
	13	災害時における医療機器等の供給に関する協定	商工組合日本医療機器協会	平成25年３月15日
	14	災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定	順天堂大学医学部附属 順天堂医院	平成29年４月１日
	15	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	㈱メディセオ文京支店	平成25年12月10日
	16		㈱スズケン文京支店	平成25年12月10日
	17		東邦薬品㈱新宿・千代田営業所	平成25年12月10日
	18		アルフレッサ㈱文京・豊島支店	平成25年12月10日
応急対策活動	19	災害時における応急対策活動支援に関する協定	東京都印刷工業組合文京支部	平成８年11月６日
	20		東京都製本工業組合文京支部	
			東京都製本工業組合本郷支部	
	21		共同印刷株式会社	平成17年１月６日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
	22		三弘紙業株式会社	平成17年１月６日
	23	災害時における応急対策業務に関する協定	文京区建設業協会	平成24年７月１日
	24		文京区衛生空調防災協力会	平成24年７月１日
	25		文京区電設防災協力会	平成24年７月１日
	26		文京舗装協会	平成24年７月１日
	27		宝電設工業株式会社	平成24年７月１日
	28		東京都自動車整備振興会 文京支部	平成24年10月10日
	29		東京都管工事工業協同組合 文京支部	平成13年８月１日
	30		東京土建一般労働組合	平成25年３月22日
	31		株式会社　ビッグルーフ	平成29年４月20日
	32	災害時における理容業務活動に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合	平成25年３月15日
			東京都理容生活衛生同業組合 文京支部	
	33	災害時における応急対策に関する協定	公益財団法人文京アカデミー	平成23年４月１日
輸送	34	災害時における軽自動車運送の協力に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	平成8年３月７日
	35	災害時における 物流業務に関する協定	一般社団法人 東京都トラック協会文京支部	平成29年11月６日
燃料供給	36	災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定	東京都燃料小売商業組合 小石川支部	昭和55年４月21日
			東京都燃料小売商業組合 本郷支部	
	37	災害時における石油類等の供給に関する協定＊	東京都石油商組合文京支部	平成８年10月31日
	38		二引株式会社	平成24年７月20日
	39		ダイヤ通商株式会社	平成24年７月20日
連絡	40	文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との災害対策に係る相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社 小石川郵便局	平成25年３月15日
			日本郵便株式会社 本郷郵便局	
	41	災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との情報収集等の協力に関する協定	文京区アマチュア無線局 災害非常通信連絡会	平成16年８月10日
	42	災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定	東日本電信電話株式会社	平成25年10月７日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
ボランティア	43	災害時におけるボランティアの活動に関する協定	文京区社会福祉協議会	平成27年４月１日
法律相談	44	災害時における特別法律相談に関する協定	文京法曹会	平成13年３月26日
葬祭用品	45	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	全東京葬祭業連合会	平成25年３月15日
	46		全日本冠婚葬祭互助協会	平成13年８月１日
一時避難場所	47	一時避難場所の施設利用に関する協定	東京都立向丘高等学校	平成11年５月７日
	48	一時集合場所の土地利用に関する協定	東京学芸大学 （竹早小学校・竹早中学校）	平成18年４月20日
学校との相互協力	49	災害時における相互協力に関する協定	拓殖大学	平成17年11月２日
	50		お茶の水女子大学	平成30年12月13日
	51		筑波大学	平成24年３月15日
	52		東洋大学	平成26年３月18日
	53		東洋女子高等学校	平成26年11月11日
	54		学校法人三室戸学園	平成27年２月20日
	55		学校法人郁文館夢学園	平成30年７月19日
トイレ	56	震災時における災害対策用物資の調達に関する協定	東海リース㈱	平成14年12月２日
他自治体との相互協力	57	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	平成８年２月16日
	58	災害時における相互応援に関する協定	茨城県石岡市	平成８年８月８日
	59		新潟県魚沼市	平成16年12月14日
	60	「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定	岩手県盛岡市	平成23年11月10日
	61	津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定	島根県津和野町	平成24年10月１日
	62	甲州市と文京区との相互協力に関する協定	山梨県甲州市	平成27年10月28日
	63	文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書	熊本県、熊本市、新宿区	平成27年10月21日
	64	上天草市と文京区との相互協力に関する協定	熊本県上天草市	平成29年2月17日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
	65	福山市と文京区との相互協力に関する協定	広島県福山市	平成30年３月20日
	66	河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定	中野区	平成20年４月１日
	67	河川水位計の観測値の配信に関する協定	新宿区	平成20年４月１日
	68	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定	千代田区、新宿区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、江戸川区	平成27年３月19日
都立高校	69	避難所施設利用に関する協定	東京都立小石川中等教育学校	平成25年３月15日
	70		東京都立工芸高等学校	平成20年９月１日
	71		東京都立向丘高等学校	平成20年９月１日
	72		東京都立竹早高等学校	平成20年10月１日
ペット	73	災害時における動物救護活動に関する協定	東京都獣医師会文京支部	平成23年５月24日
警察	74	災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定	富坂警察署	平成24年８月13日
			大塚警察署	
			本富士警察署	
			駒込警察署	
妊産婦・乳児	75	災害時における母子救護所の提供に関する協定	跡見学園女子大学	平成24年９月７日
	76		学校法人貞静学園 貞静学園短期大学	平成24年９月７日
	77		学校法人日本女子大学	平成24年12月10日
	78		東洋学園大学	平成24年12月10日
	79	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	一般社団法人東京都助産師会	平成24年９月７日
	80		財団法人東京都助産師会館	平成24年９月７日
	81		学校法人順天堂	平成24年10月24日
	82	災害時における母乳育児支援に関する協定書	災害時の母と子の育児支援共同特別委員会	平成25年３月27日
情報	83	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年９月10日
	84	災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定	文京区新聞販売同業組合	平成24年11月２日
自動販売機	85	災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定	株式会社伊藤園　池袋支店	平成24年10月１日
	86		東京キリンビバレッジサービス株式会社	平成24年10月１日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
飲料水	87	災害時における清涼飲料水の供給に関する協定	株式会社八洋	平成24年11月29日
収し集尿	88	災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定	東京都環境保全協同組合	平成25年2月20日
福祉避難所	89	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定	社会福祉法人フロンティア	平成25年４月１日
	90		社会福祉法人福音会	平成25年４月１日
	91		社会福祉法人桜栄会	平成25年４月１日
	92		社会福祉法人東六会	平成25年４月１日
	93		社会福祉法人佑啓会	平成25年４月１日
	94		医療法人社団珠泉会	平成27年４月１日
	95		社会福祉法人武蔵野会	平成27年４月１日
	96		社会福祉法人洛和福祉会	平成29年４月１日
	97		社会福祉法人芙蓉会	平成29年４月１日
	98		医療法人社団日成会	平成30年３月１日
帰宅困難者対策	99	災害時における相互協力に関する協定	株式会社東京ドーム	平成31年３月５日
	100		住友不動産飯田橋ファーストタワー・ラ・トゥール飯田橋管理組合 住友不動産株式会社	平成26年１月31日
	101		文化シヤッター株式会社	平成27年７月28日
	102		湯島地方合同庁舎管理庁 財務省関東財務局 東京財務事務所	平成28年３月30日
	103		文京学院大学	平成28年６月23日
	104		朝日信用金庫	平成31年２月15日
ＡＥＤ	105	文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定	株式会社ローソン	平成25年５月２日
	106		武蔵興業有限会社	平成30年10月26日
	107		有限会社君の湯	
	108		株式会社大黒湯	
	109		有限会社トナミ	
	110		有限会社富士見湯	
	111		大三商事有限会社	

＊協定内容見直し予定

第63－１　災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定書

平成25年３月22日

甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

乙　東京都麺類協同組合　小石川支部
代表者　支　部　長　小　澤　栄　造

東京都麺類協同組合　駒込支部
代表者　支　部　長　金　子　誠

文京区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合小石川支部及び東京都麺類協同組合駒込支部（以下「乙」という。）は、災害時の応急給食に関し次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者において食糧を確保することができない場合、甲は区民の生命と生活を守るため、これらの被災者に対し給食を行うものであるが、そうした被災時の応急給食に当たり区内麺類業者の協力を得て被災者の食糧を確保するものである。

（協　力）

第２条　乙は、区内に災害が発生し、応急給食を必要とする事態が発生したときは、文京区長の要請に応えて優先的に応急給食に協力する。

（協力の内容）

第３条　協力の内容は次のとおりとする。

（1）麺類等給食に関する原材料の提供

（2）麺類等給食に関する設備機器の提供

（3）麺類等給食に関する労務の提供

（要請手続）

第４条　甲は、災害が発生し応急給食を必要とするときは乙に協力を要請する。

２　乙に対する甲の要請手続きは、文京区役所区民部経済課が担当する。

３　第１項に規定する要請に当たっては、数量を示して行う。

（支払い）

第５条　乙は、応急給食の業務の終了後、給食にかかわる代金（原材料及び所要経費）を甲に対し請求する。

２　甲は、前項の規定により乙から請求された給食代金をできる限り速やかに支払う。

（連　絡）

第６条　乙は、甲の要請により応急給食に提供できる原材料及び設備器材の数量を毎年１回区長に連絡する。

（看板の掲示）

第７条　甲は、乙の組合員の承諾を得て各店舗に「災害時麺類等の提供の店」の看板を掲出することができる。看板は甲が乙に供与する。

（協　議）

第８条　この協定の実施に関しては必要な事項及び協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし期間満了１か月前に双方が協定解除の意思表示をしないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

第63－２　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都を甲とし、東京都文京区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和４６年東京都条例１２１号）に基づき（仮称）旧東京教育大学跡地公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協　力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局の承認を得るものとする。

（費用分担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係わる経費を負担するものとする。

（関連区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、昭和60年５月31日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和60年５月31日

甲　　代表者　東京都知事

乙　　代表者　東京都文京区長

第63－３　災害時における井戸水の確保に関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、災害時において、区民の生活用水として井戸水を確保するため、防災協定井戸の指定及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（種　類）

第２条　防災協定井戸の種類は次の２種類とする。

（１）手動式ポンプ井戸

（２）電動式ポンプ井戸

（要　件）

第３条　防災協定井戸は、次の要件を備えるものとする。

（１）文京区内にあること。

（２）日常使用していること。

（３）地域住民も使用しやすい場所にあること。

（指　定）

第４条　区長は、井戸を防災協定井戸として指定する場合は、所有者の了承を得るものとする。この場合において、了承は、承諾書（別記様式第１号）を受け取ることにより行う。

２　区長は、所有者の了承を得たときは、当該所有者に対して防災協定井戸指定通知書（別記様式第２号）及び標示板を交付する。

（所有者への要請）

第５条　所有者は、災害時には生活用水を区民へ提供するものとする。

（維持管理）

第６条　防災協定井戸の水くみ及びポンプの作動状態の点検等日常の維持管理は所有者が行う。

２　防災協定井戸が故障した場合は区の負担で修理を行う。ただし、手動式ポンプの本体及び電動式ポンプの本体を交換し、又は設置する場合の費用は所有者の負担とする。

（指定解除）

第７条　次の場合は、防災協定井戸の指定を解除する。

（１）第３条に指定する指定要件に合わなくなったとき。

（２）所有者から解除の申出があったとき。

付　　則

１　この要綱は、平成９年10月20日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に「区民の飲料水確保のための協定」を結んでいる井戸については、この要綱の施行の日において、この要綱による防災協定井戸とみなす。

付　　則

この要綱は、平成16年７月１日から施行する。

第63－４　災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京大学大学院理学系研究科（以下「乙」という。）は、災害時における井戸の使用及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に区民の生活用水等を確保するため、乙の所有する井戸（以下「井戸」という。）の使用及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（ポンプの種類）

第２条　甲は、井戸に電動式ポンプ（以下「ポンプ」という。）を設置する。

２　前項の規定により設置するポンプは、甲の所有に属するものとする。

（発電機の保管）

第３条　乙は、前条に規定するポンプを稼働するための発電機を保管し、災害時に甲の使用に供するものとする。

２　前項に規定する発電機は、甲の所有に属するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、第２条に規定するポンプの設置に係る費用を負担する。

（標示）

第５条　甲は、乙に「文京区防災協定井戸」の標示板を交付する。

（要請）

第６条　乙は、災害時に生活用水等を区民へ提供するものとする。

（修理）

第７条　甲は、ポンプ又は発電機の使用ができなくなったときは、修理に係る費用を負担する。

（維持管理）

第８条　甲は、ポンプ及び発電機の作動状態の点検等、日常の維持管理を行う。

２　前項に規定する保守点検は、年１回実施するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成20年２月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　**成澤廣修**

東京都文京区本郷七丁目３番１号
乙　東京大学大学院理学系研究科
代表者　研究科長　**山本正幸**

第63－５　災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京都豆腐商工組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙の協力により、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する井戸を使用することにより、区民の生活用水等を確保することを目的とする。

（協力要請）

第２条　組合員は、災害時には井戸水を生活用水等として区民に提供する。ただし、井戸の使用は組合員の営業に支障のない範囲に限るものとする。

（標示）

第３条　甲は、組合員に「防災協定井戸」の表示板を交付する。

（維持管理）

第４条　井戸が故障した場合の修理費用は、組合員が負担する。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成20年２月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　**成澤廣修**

東京都文京区大塚五丁目16番４号
乙　東京都豆腐商工組合文京支部
代表者　文京支部長　**浅井恒夫**

第63－６　災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙の協力により、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する井戸を使用することにより、区民の生活用水等を確保することを目的とする。

（協力要請）

第２条　組合員は、災害時には井戸水を生活用水等として区民に提供する。ただし、井戸の使用は組合員の営業に支障のない範囲に限るものとする。

（標示）

第３条　甲は、組合員に「防災協定井戸」の標示板を交付する。

（維持管理）

第４条　井戸が故障した場合の修理費用は、組合員が負担する。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成20年２月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　**成澤廣修**

東京都文京区白山二丁目７番１号
乙　東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部
代表者　文京支部長　**戸波恵之助**

第63－７．８　災害時の医療救護活動についての協定書

東京都文京区を「甲」とし、社団法人　　医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、文京区地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

（1）医　師
（2）看護婦
（3）その他の補助事務
} 若干名

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急処置
（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（3）転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
（4）死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第９条　救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）
第10条　救護所における医療費は、無料とする。
２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。
（合同訓練）
第11条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。
（費用弁償等）
第12条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの
ア　医療救護班の編成、派遣に要する経費
イ　医療救護班に携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。
（災害医療運営連絡会の設置）
第13条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療運営連絡会を設置するものとする。
（細　目）
第14条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
（協　議）
第15条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（協定期間）
第16条　本協定の有効期間は、昭和　　年　　月　　日から昭和　　年　　月　　日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、順次２か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙は、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和51年12月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　東京都文京区長　　遠　藤　正　則

乙

災害時の医療救護活動実施細目

昭和51年12月15日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、次のとおりとする。
（医療救護班の緊急活動）
第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。
２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。
（救護所設置の特例）
第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要があると認めたときは、東京都地域防災計画に基づき甲が指定した後方医療施設に救護所を設置する。
２　甲は、災害状況により必要があると認めたときは、前項による後方医療施設のほか医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。
（費用弁償等）
第３条　前条により救護所を設置した医療施設について、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。
（費用弁償等の請求及び報告）
第４条　協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求及び報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次の各号により甲に行うものとする。
(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式１）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班班員名簿」（様式１－１）及び「医療救護診療記録」（様式１－２）を添えて請求するものとする。
(2) 医療救護班が携行した医療品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式１に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式２）を添えて請求するものとする。
(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式３）に「事故傷病者概要」（様式３－１）を添えて報告するものとする。
(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、第１号、第２号及び前号規定を準用する。
(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る実費弁償は、第１号による様式１に「物件損傷等報告書」（様式４）を添えて請求するものとする。
(6) その他医療救護活動のための必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。
（費用弁償等の支払）
第５条　甲は、前条により請求し、及び報告された実費弁償の請求等の内容を調査の上甲乙協議し、協定書第12条第２項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。
（医事紛争の処理）
第６条　医療救護班の医師等による医療救護活動及び合同訓練時における医療救護活動において、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
２　甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し甲乙協議の上、誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（経過措置）
第７条　東京都地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は、協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読み替えるものとする。
付　則
この細目は、昭和51年12月15日から施行する。
付　則
この細目は、平成９年３月25日から施行する。

第63－９．10　災害時の歯科医療救護活動についての協定書

文京区を「甲」とし、一般社団法人東京都文京区小石川歯科医師会及び一般社団法人東京都文京区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
（総　則）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（歯科医療救護班の派遣）
第２条　甲は、文京区地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。
（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。
(1) 歯科医師　若干名
(2) 歯科衛生士　若干名
(3) その他補助事務　若干名
（歯科医療救護班の活動場所）
第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。
（歯科医療救護班の業務）
第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
（指揮命令等）
第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。
（歯科医療救護班の輸送）
第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。
（医療費）
第８条　救護所等における医療費は、無料とする。
（合同訓練）
第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。
（費用弁償等）
第10条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの
ア　歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成25年３月22日付けで締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（歯科医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請を待たずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前条により救護所を設置した医療施設について、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

(1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償請求書」（様式１）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班班員名簿」（様式１－２）及び「歯科医療救護診療記録」（様式１－３）を添えて請求するものとする。

(2) 歯科医療救護班が携行した医療品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式１に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式２）を添えて請求するものとする。

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式３）に「事故傷病者概要」（様式３－２）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、第１号から前号の規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用は、第１号による様式１に「物件損傷等報告書」（様式４）を添えて請求するものとする。

(6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費請求等の内容を調査の上甲、乙協議し、規定第10条第２項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

イ　歯科医療救護班が携行した薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における前号に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第11条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療連絡会へ参画するものとする。

（細　目）

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第13条　前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第14条　本協定の有効期間は、平成25年３月22日から平成27年３月31日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、順次２か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年３月22日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区

代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都文京区小石川五丁目５番６号
乙　一般社団法人東京都文京区小石川歯科医師会

代表者　会　長　柴　田　　芳　樹

東京都文京区小石川五丁目５番６号
一般社団法人東京都文京区歯科医師会

代表者　会　長　安　東　　治　家

第63－11　災害時における救護活動についての協定書

東京都文京区を「甲」とし、文京区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

第１章　総　則

（目　的）
第１条　この協定は、災害から区民の生命と身体を守ることを基本的な施策とする東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び避難所生活に必要な医薬品等の確保に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　医療救護活動

（薬剤師班の派遣）
第２条　甲は、東京都文京区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品等の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。
（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
（薬剤師班の活動場所）
第４条　薬剤師班は、救護所及び医薬品等の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。
（薬剤師班の業務）
第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
（1）救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
（2）救護所等における医薬品等の仕分け及び管理
（指揮命令等）
第６条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。
（薬剤師班の輸送）
第７条　薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。
（医薬品等の輸送等）
第８条　薬剤師班は、原則として、甲が調達する医薬品等及び乙が緊急に提供する医薬品等を使用するものとする。
２　救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　甲の調達する医薬品等の輸送は、原則として、甲が行う。ただし、甲による輸送が困難な場合には、乙にこれを依頼するものとする。
（調剤費）
第９条　救護所等における調剤費は、無料とする。
（合同訓練）
第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中で傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第11条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（1）薬剤師班の編成及び派遣に伴うもの
ア　薬剤師班の編成及び派遣に要する経費
イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　薬剤師班に属する薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（2）合同訓練時における前号に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。
（災害医療運営連絡会）
第12条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

第３章　医薬品等の確保

（協力業務）
第13条　乙は、災害時における甲の医薬品等の確保について協力要請があったときは、これに応じ優先的に協力する。
（要　請）
第14条　甲は、区内に災害が発生し、医薬品等の確保を必要とするときは、乙に対しこの旨協力要請する。
２　前項に規定する要請を行うにあたっては、品名、数量、確保すべき場所、その他必要な事項を示すものとする。
（医薬品等）
第15条　前条の規定により、乙が甲の確保に協力する医薬品等については、次に掲げるものとする。
（1）救護所等で医療救護班の医師及び歯科医師救護班の歯科医師が処方する医薬品、衛生材料等
（2）内用・外用薬、衛生材料、その他救急医薬品
（代金請求）
第16条　乙は、甲に対し、甲の協力要請に伴う医薬品費及び所要経費等の費用負担を請求する。
２　甲は、前項の規定に基づき、乙から医薬品費及び所要経費等の費用負担の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

第４章　細　目

第17条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

第５章　協　議

第18条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第６章　雑　則

第19条　この協定は、平成８年11月５日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年11月５日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　遠　藤　正　則

東京都文京区目白台二丁目11番７号
乙　文京区薬剤師会
代表者　会　長　大　場　荘　介

災害時における救護活動実施細目

平成８年11月５日付けで締結した「災害時における救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第18条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の構成）
第１条　協定書第２条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。
薬剤師－原則３名
２　災害時の救護活動状況により必要と認めたときは、その他補助を置くことができる。
（費用弁償等の請求・報告）
第２条　協定書第11条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。
(1) 薬剤師班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式１）に各薬剤師班ごとに「薬剤師班活動報告・薬剤師班員名簿」（様式１－２）を添えて請求するものとする。
(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式１に「薬品等使用報告書」（様式１－３）を添えて請求するものとする。
(3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式２）に「事故傷病者概要７（様式２－２）を添えて請求するものとする。
(4) その他救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。
（費用弁償等の支払）
第３条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第11条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。
（医薬品等の代金請求）
第４条　協定書第16条の定めによる医薬品及び所要経費の請求は、「医薬品等供給報告書」（様式３）を添えて請求するものとする。

第63－12　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

文京区を甲とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会文京支部を乙とし、甲乙間において、災害時の応急救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協力内容）

第２条　乙は、災害時において、甲の要請に基づき、乙の構成員（以下「従事者」という。）を派遣し、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

（2）傷病者に対する応急救護に必要な衛生材料等の提供

２　乙が救護所（甲が計画に基づき設置したものをいう。以下同じ。）等において行う応急救護は、社団法人文京区医師会及び社団法人小石川医師会が文京区との協定により編成した医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成下において応急救護班を編成し、医師の指示により救護活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第３条　甲は、乙が前条に規定する協力を行った場合は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

（1）乙が従事者を医療救護班への派遣に擁した経費

（2）乙が従事者を医療救護班に携行した衛生材料等を使用した場合の経費

（3）乙が従事者を医療救護活動において負傷し、疾病にり患し、又は死亡した場合にける扶助費

（4）合同防災訓練に要した経費

２　前項に定める経費の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（災害医療計画策定及び提出）

第４条　乙は、第２条第１項第１号に規定する応急救護を実施するために、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害医療計画を策定するに当たっては、社団法人小石川医師会及び社団法人文京区医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（災害医療運営連絡会）

第５条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が、必要があると認めた関係機関により構成する文京区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成25年３月15日から平成26年３月31日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、１年間延長するものとし、以後もこの例による。

（細　目）

第７条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定を証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年３月15日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区

代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

文京区関口一丁目28番11号
乙　公益社団法人東京都柔道接骨師会文京支部

代表者　支 部 長　　市　原　　功

災害時における柔道接骨師会の協力に関する細目

平成25年３月15日付けをもって締結した、災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第７条による細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請を待たずに応急救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の規定による報告があった応急救護については、応急救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（費用弁償等の請求及び報告）

第２条　協定書第３条に規定する費用弁償等の請求及び報告については、応急救護活動終了後速やかに、乙が一括して次の各号により甲に行うものとする。

（1）医療救護班への派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記様式第１号）に各医療救護班ごとの応急救護班活動報告・応急救護班班員名簿（別記様式第２号）及び応急救護診療記録（別記様式第３号）を添えて請求するものとする。

（2）応急救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書」（別記様式第４号）を添えて請求するものとする。

（3）応急救護活動において負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合は、事故報告書（別記様式第５号）に、事故傷病者概要（別記様式第６号）を添えて報告するものとする。

（4）甲が実施する合同訓練に参加した医療救護班に係る費用弁償等については、前３号の規定を準用する。

（5）後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、応急救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る実費弁償は、第１号に掲げる様式第１号に、物件損傷等報告書（別記様式第７号）を添えて請求するものとする。

（6）前各号に規定するもののほか、必要な様式については、災害救助法施行規則（昭和38年東京都規則第 136号）を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第３条　甲は、前条の規定により乙が請求し、報告した費用弁償等の請求等の内容を調査の上、協定書第３条第２項により定めた基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第４条　応急救護班による応急救護活動及び合同防災訓練時における応急救護活動において、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたとき、速やかに調査し、甲乙協議の上、誠意をもって解決するため、適切な措置を採るものとする。

付　則

この細目は、平成25年３月15日から施行する。

第63－13　災害時における医療機器等の供給に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と商工組合日本医療機器協会（以下「乙」という。）は、区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、医療機器、衛生材料、福祉用補装具等（以下「医療機器等」という。）の調達が必要となった場合における医療機器等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲は、災害から区民の生命と身体を守り、生活の確保を図ることを基本的な施策とし、文京区地域防災計画に基づき、医療救護活動及び避難所生活に必要な医療機器等の確保について、乙の協力を得て対処する。

（協力）

第２条　乙は、区内に災害が発生したときは、区民に必要な医療機器等の確保に協力することを社会的な責務と考え、甲からの要請に対して優先的に協力する。

（要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、医療機器等の調達を必要とするときは、乙に対しこの旨要請するものとする。

２　前項に規定する要請を行うに当たっては、品名、数量及び納入場所を示すものとする。

（業務）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、医療機器等を甲の指定する場所に納入する。この場合において、医療機器等の搬送については、乙は、甲の協力を求めることができる。

（代金請求）

第５条　乙は、業務の終了後、甲に対し医療機器等の代金（又は借上費用）及び所要経費を請求する。

２　甲は、前項の規定により、乙から医療機器等の代金（又は借上費用）及び所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

（協議）

第６条　この協定の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、平成25年３月15日から平成27年３月31日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申出がない場合は、順次２か年づつ協定の更新をするものとする。

（雑則）

第８条　この協定は、平成18年３月３日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年３月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　　廣　修

東京都文京区本郷三丁目39番15号
乙　商工組合日本医療機器協会
代表者　　理事長　　今　村　　清

第63－14　災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と順天堂大学医学部附属順天堂医院（以下「乙」という。）は、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙が東京都災害拠点病院設置運営要綱に基づく災害拠点病院として医療活動を実施する際、乙が管理する施設等を利用して、甲による文京区地域防災計画に基づく緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）
第２条　この協定において「緊急医療救護所」とは、災害時において乙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）
第３条　この協定の対象施設等は、次のとおりとする。
所在地　東京都文京区本郷三丁目１番３号
名　称　順天堂大学医学部附属順天堂医院

（協力内容）
第４条　甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。
(1) 乙は、災害時において、対象施設等の一部を緊急医療救護所として、甲に提供するものとする。
(2) 前号の規定により提供を受けた対象施設等を緊急医療救護所とする。

（協力要請）
第５条　甲は、災害時において、緊急医療救護所を開設する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）
第６条　甲及び乙は、前条の規定による協力要請を円滑に行うため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）
第７条　甲及び乙は、第４条に規定する協力内容を実施するに当たり、互いに協議し、その協力体制を明らかにしておくものとする。
２　甲及び乙は、前項の協力体制の内容に変更が生じたときは、互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）
第８条　乙は、災害時において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう措置を講じるものとする。
２　乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

（開設期間）
第９条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生後72時間以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（協議）
第10条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲及び乙の協議により別に定める実施細目によるものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の２か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間の満了の翌日から２年間、この協定は更新されたものとみなす。以後もまた同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成29年4月1日

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区長　成　澤　廣　修

乙　東京都文京区本郷三丁目１番３号
順天堂大学医学部附属順天堂医院
院　長　天　野　　篤

第63－15　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ文京支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　第２条第１項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

２　前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

４　前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

２　前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

３　前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第７条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

北区東田端一丁目17番42号
乙　株式会社メディセオ　文京支店
代表者　文京支店長　長　浜　雄　一

災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ文京支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第１条　この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　協定書第２条第１項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第４条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第３条　協定書第５条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

２　前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

３　甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

２　乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第５条　乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

２　甲は、前条第２項による請求があったときは、協定書第６条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年３月３１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　文京区長　　成澤　廣修

乙　江東区佐賀二丁目8番20号
　　株式会社メディセオ　文京支店
　　代表者　　文京支店長　長浜　雄一

第63－16　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン文京支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　第２条第１項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

２　前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

４　前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

２　前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

３　前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第７条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

文京区千石四丁目29番14号
乙　株式会社スズケン　文京支店
代表者　文京支店長　笈　川　瑞　喜

災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン文京支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第１条　この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　協定書第２条第１項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第４条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第３条　協定書第５条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

２　前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

３　甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

２　乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第５条　乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

２　甲は、前条第２項による請求があったときは、協定書第６条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年３月３１日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成澤　廣修

北区東十条六丁目3番3号
乙　株式会社スズケン　文京支店
代表者　文京支店長　笈川　瑞喜

第63－17　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社新宿・千代田営業所（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
２　前項の規定による要請は、電話等によるものとする。
（要請事項の措置等）
第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。
（医薬品等の範囲）
第４条　第２条第１項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。
（１）医薬品
（２）衛生材料
（３）医療器具
（４）その他甲が指定するもの
（医薬品等の搬送等）
第５条　災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。
２　前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。
３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。
４　前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。
（費用負担）
第６条　この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。
２　前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。
３　前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。
（有効期限）
第７条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

文京区水道二丁目16番４号
乙　東邦薬品株式会社　新宿・千代田営業所
代表者　新宿・千代田営業所長　藤　本　征　和

災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社新宿・千代田営業所（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第１条　この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　協定書第２条第１項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第４条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第３条　協定書第５条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

２　前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

３　甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

２　乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第５条　乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

２　甲は、前条第２項による請求があったときは、協定書第６条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年３月３１日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成澤　廣修

文京区水道二丁目16番４号
乙　東邦薬品株式会社　新宿・千代田営業所
代表者　新宿・千代田営業所長　藤本　征和

第63－18　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社文京・豊島支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　第２条第１項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

２　前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

４　前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

２　前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

３　前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第７条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

文京区水道一丁目６番13号
乙　アルフレッサ株式会社　文京・豊島支店
代表者　文京・豊島支店長　清　塚　浩　行

災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社文京・豊島支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第１条　この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　協定書第２条第１項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第４条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第３条　協定書第５条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

２　前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

３　甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

２　乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第５条　乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

２　甲は、前条第２項による請求があったときは、協定書第６条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年３月３１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　文京区水道一丁目６番13号
　　アルフレッサ株式会社　文京・豊島支店
　　代表者　文京・豊島支店長　清塚　浩行

第63－19　災害時における応急対策活動支援に関する協定書

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、文京区が東京都印刷工業組合文京支部に対し、災害応急対策業務に関する協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものである。
（協力要請）
第２条　東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都印刷工業組合文京支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より事業内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。
（作業用資器材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。
（費用負担）
第５条　甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。
（請　求）
第６条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。
（協　議）
第７条　この協定の解釈について疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（従事者の災害補償）
第８条　この協定は、平成８年11月６日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年11月６日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　文京区長　遠　藤　正　則

東京都文京区大塚四丁目39番13号
乙　東京都印刷工業組合文京支部
代表者　支　部　長　木　元　武　一

災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合文京支部（以下「乙」という。）は、平成８年11月６日をもって甲と乙との間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。
（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。
（出動の要請）
第２条　甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。
（業務の実施）
第３条　乙は、前条の規定に基づく出動要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出動させ、消防署、警察署、区等防災関係職員の指示の下に、業務を実施させるものとする。
２　会員は、出動後直ちに、出動責任者、出動時間、作業用資器材を甲に報告するものとする。
（業務の完了）
第４条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。
（実費の請求及び支払い）
第５条　会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の負担）
第６条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。
（従事者の災害補償）
第７条　甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

第63－20　災害時における応急対策活動支援に関する協定書

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、東京都文京区が東京都製本工業組合文京支部に対し、災害応急対策業務に関する協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものである。
（協力要請）
第２条　東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都製本工業組合文京支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より業務内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。
（作業用資器材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。
（費用負担）
第５条　甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。
（請　求）
第６条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。
（協　議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第８条　この協定は、平成８年11月６日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年11月６日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　文京区長　遠　藤　正　則

東京都文京区小石川三丁目９番３号
乙　東京都製本工業組合文京支部
代表者　支 部 長　星　野　一　男

災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合文京支部（以下「乙」という。）は、平成８年11月６日もって甲と乙との間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。
（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊・倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。
（出動の要請）
第２条　甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材」という。）の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。
（業務の実施）
第３条　乙は、前条の規定に基づく出動要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出動させ、消防署、警察署、区等防災関係機関の指示の下に、業務を実施させるものとする。
２　会員は、出動後直ちに、出動責任者、出動時間、作業用資器材等を甲に報告するものとする。
（業務の完了）
第４条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。
（実費の請求及び支払い）
第５条　会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の負担）
第６条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。
（従事者の災害補償）
第７条　甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、東京都文京区が東京都製本工業組合本郷支部に対し、災害応急対策業務に関する協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものである。
（協力要請）
第２条　東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都製本工業組合本郷支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より業務内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。
（作業用資器材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。
（費用負担）
第５条　甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。
（請　求）
第６条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。
（協　議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第８条　この協定は、平成８年11月６日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年11月６日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　文京区長　遠　藤　正　則

東京都文京区白山一丁目９番９号
乙　東京都製本工業組合本郷支部
代表者　支 部 長　染　野　寿　夫

災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合本郷支部（以下「乙」という。）は、平成８年11月６日もって甲と乙との間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第７条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。
（業務の内容）
第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊・倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。
（出動の要請）
第２条　甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。
（業務の実施）
第３条　乙は、前条の規定に基づく出動要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出動させ、消防署、警察署、区等防災関係機関の指示の下に、業務を実施させるものとする。
２　会員は、出動後直ちに、出動責任者、出動時間、作業用資器材等を甲に報告するものとする。
（業務の完了）
第４条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。
（実費の請求及び支払い）
第５条　会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（損害の負担）
第６条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。
（従事者の災害補償）
第７条　甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

第63－21　災害時における応急対策活動支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、共同印刷株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、災害応急対策業務に関し、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（作業用器材の貸与）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、特別の理由がある場合を除き、甲に対しフォークリフトを貸与するものとする。

２　前項の規定により貸与されたフォークリフトに係る操作員は、甲が確保するものとする。

（費用負担）

第４条　前条の規定により貸与されたフォークリフトに係る費用は、甲が負担する。

２　乙は、災害応急対策業務の終了後、前項に規定する費用を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の費用の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙に支払わなければならない。

（損害の負担）

第５条　この協定による災害応急対策業務により損害が生じたときは、甲が負担する。

（協議）

第６条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

（適用）

第７条　この協定は、平成17年１月６日から適用する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成17年１月６日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　煙　山　　力

文京区小石川四丁目14番12号
乙　共同印刷株式会社
代表者　代表取締役社長　山　口　政　廣

第63－22　災害時における応急対策活動支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、三弘紙業株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、災害応急対策業務に関し、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

２　前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（作業用器材の貸与）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、特別の理由がある場合を除き、甲に対しフォークリフトを貸与するものとする。

２　前項の規定により貸与されたフォークリフトに係る操作員は、甲が確保するものとする。

（費用負担）

第４条　前条の規定により貸与されたフォークリフトに係る費用は、甲が負担する。

２　乙は、災害応急対策業務の終了後、前項に規定する費用を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の費用の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙に支払わなければならない。

（損害の負担）

第５条　この協定による災害応急対策業務により損害が生じたときは、甲が負担する。

（協議）

第６条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

（適用）

第７条　この協定は、平成17年１月６日から適用する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成17年１月６日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　煙　山　　力

文京区小石川三丁目39番6号
乙　三弘紙業株式会社
代表者　代表取締役社長　上　田　雄　健

第63－23　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
（建設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。
（費用負担）
第５条　甲の使用した建設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。
２　乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。
３　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（その他）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成 澤 廣 修

乙　文京区小石川一丁目13番11号
文京区建設業協会
代表者　会　長　八 幡 長 吉

災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区建設業協会（以下「乙」という。）は、平成24年７月１日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　協定書第２条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。
（業務実施区間）
第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。
２　前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
（建設資機材等の報告）
第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。
２　乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。
（出動の要請）
第４条　甲は、乙に対し、協定書第３条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。
２　甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。
（業務の実施）
第５条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。
２　会員は、前条第２項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。
３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。
（業務の指示）
第６条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。
（完了報告）
第７条　会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。
（実費用の請求及び支払）
第８条　会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。
２　甲は、前項の請求があったときは、協定書第５条第３項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。
（損害の負担）
第９条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。
（損害補償）
第１０条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

乙　文京区小石川一丁目13番11号
文京区建設業協会
代表者　会長　八 幡　長 吉

第63－24　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区衛生空調防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、設備建設資機材、車両、人員等（以下「設備建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（設備建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し設備建設資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の使用した設備建設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

２　乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

３　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

乙　文京区本郷一丁目19番６号
文京区衛生空調防災協力会
代表者　会　長　本 田　周 平

災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区衛生空調防災協力会（以下「乙」という。）は、平成24年７月１日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　協定書第２条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

２　前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（設備建設資機材等の報告）

第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な設備建設資材、車両、人員等（以下「設備建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

２　乙は、前項の設備建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該設備建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第４条　甲は、乙に対し、協定書第３条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、設備建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

２　甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第５条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。

２　会員は、前条第２項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び設備建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第６条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第７条　会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第８条　会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、協定書第５条第３項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第９条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第１０条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　文京区長　成 澤 廣 修

乙　文京区本郷一丁目19番６号
　　文京区衛生空調防災協力会
　　代表者　会　長　本 田 周 平

第63－25　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区電設防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
（電設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し電設資機材等を提供するものとする。
（費用負担）
第５条　甲の使用した電設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。
２　乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。
３　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（その他）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　文京区千石四丁目40番25号
文京区電設防災協力会
代表者　会長　樋口　晴雄

災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区電設防災協力会（以下「乙」という。）は、平成24年７月１日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　協定書第２条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。
（業務実施区間）
第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。
２　前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
（電設資機材等の報告）
第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。
２　乙は、前項の電設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該電設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。
（出動の要請）
第４条　甲は、乙に対し、協定書第３条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、電設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。
２　甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。
（業務の実施）
第５条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。
２　会員は、前条第２項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。
３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び電設資機材等を甲に報告しなければならない。
（業務の指示）
第６条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。
（完了報告）
第７条　会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。
（実費用の請求及び支払）
第８条　会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。
２　甲は、前項の請求があったときは、協定書第５条第３項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。
（損害の負担）
第９条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。
（損害補償）
第１０条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

乙　文京区千石四丁目40番25号
文京区電設防災協力会
代表者　会　長　樋 口　晴 雄

第63－26　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京舗装協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、舗装資機材、車両、人員等（以下「舗装資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（舗装資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し舗装資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の使用した舗装資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

２　乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

３　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

乙　文京区千駄木三丁目40番17号
文京舗装協会
代表者　会　長　田 口　進

災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京舗装協会（以下「乙」という。）は、平成24年７月１日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　協定書第２条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

２　前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（舗装資機材等の報告）

第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な舗装資機材、車両、人員等（以下「舗装資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

２　乙は、前項の舗装資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、舗装資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第４条　甲は、乙に対し、協定書第３条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、舗装資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

２　甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第５条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。

２　会員は、前条第２項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。

３　会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び舗装資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第６条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第７条　会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第８条　会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、協定書第５条第３項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第９条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第１０条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　　文京区長　　成 澤　廣 修

乙　文京区千駄木三丁目40番17号
　　文京舗装協会
　　代表者　　会　　長　　田 口　　進

第63－27　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と宝電設工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。
（業務の指示）
第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
（電設資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し電設資機材等を提供するものとする。
（費用負担）
第５条　甲の使用した電設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。
２　乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。
３　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（その他）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　文京区千石四丁目16番２号
宝電設工業株式会社
代表者　代表取締役　横田　秋雄

災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と宝電設工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年７月１日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）
第１条　協定書第２条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。
（業務実施区間）
第２条　乙の業務実施区間は、別に定める。
２　前項の業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
（電設資機材等の報告）
第３条　乙は、あらかじめ保有する災害時に稼働可能な電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。
２　乙は、前項の電設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該電設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。
（出動の要請）
第４条　甲は、乙に対し、協定書第３条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、電設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。
２　甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙に対し、公共放送等により出動を要請する。
（業務の実施）
第５条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。
２　乙は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び電設資機材等を甲に報告しなければならない。
（業務の指示）
第６条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、乙は、その指示に従う。
（完了報告）
第７条　乙は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。
（実費用の請求及び支払）
第８条　乙は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。
２　甲は、前項の請求があったときは、協定書第５条第３項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。
（損害の負担）
第９条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。
（損害補償）
第１０条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。
（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年７月１日

甲　文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　文京区千石四丁目16番２号
宝電設工業株式会社
代表者　代表取締役　横田　秋雄

第63－28　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会文京支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力内容）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、次に掲げる業務を行うため、災害の状況により乙に対し、資機材、車両、人員等（以下「資機材等」という。）の出動を要請することができる。
(1)　道路啓開のため車両等の障害物を除去すること。
(2)　救出活動等に要する資機材の提供
（出動可能な資機材等の報告）
第３条　乙は、あらかじめ乙の会員（以下「会員」という。）が保有する災害時に出動可能な資機材等を把握し、出動可能資機材等報告書（別記様式第１号）により、甲に報告する。
（協力要請）
第４条　第２条の規定による協力要請を行うに当たっては、応急対策業務要請書（別記様式第２号）により、業務内容、日時、場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（協力の実施）
第５条　乙は、前条の規定による協力要請があったときは、会員に対し協力内容に係る業務の実施を要請する。
２　会員は、前項の規定により乙から要請があったときは、速やかに業務を実施する。この場合において、会員は、第２条第２号に掲げる業務に係る乙の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。
３　会員は、業務が完了したときは、業務内容及び出動した資機材等の数量等について、速やかに乙に報告するものとする。
４　乙は、前項の規定による会員からの報告を取りまとめ、出動報告書（別記様式第３号）及び出動実績総括表（別記様式第４号）により、速やかに甲に報告するものとする。
（費用の請求及び支払）
第６条　乙は、業務が完了した後、応急対策業務費用請求書（別記様式第５号）により、業務に要した費用として、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。
２　甲が負担する費用については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
３　甲は、前項の規定により決定した費用を速やかに乙に支払う。
（損害補償）
第７条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（その他）

第63－29　災害時における応急対策活動に関する協定書

文京区を甲とし、東京都管工事工業協同組合文京支部を乙として、甲乙間において、災害時の応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害時における民間協力計画の一環として、乙に対し、協力を求める場合の基本的な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、文京区のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害応急対策活動について協力を要請することができる。
２　甲が乙に要請する協力の内容は、甲が実施する応急対策活動に必要な施設の復旧及び必要な仮設施設の設置（以下「業務等」という。）とする。
３　第１項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭、電話等で行い、後日改めて文書により処理するものとする。
（建設資機材等の報告）
第３条　乙は、会員が保有する車両、建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）で、災害時に提供可能なものをあらかじめ把握し、甲に報告するものとする。
２　乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要請があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。
（業務等の依頼）
第４条　甲は、第２条第２項に定める業務等について、災害の実状により乙に対し、計画に定める文京区の各部課の業務分掌に従い、内容、日時及び場所を指定して依頼を行うものとする。
２　前項に規定する業務の依頼は、都市計画部長が行うものとし、会員は、その業務等に従事するものとする。
（建設資機材等の提供）
第５条　乙は、甲から業務等の依頼があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し、建設資機材等を提供するものとする。
（業務の実施）
第６条　乙は、前条の規定に基づく依頼を受けたときは、会員に対し、建設資機材等を指定された場所へ出動させるものとする。
２　乙は、会員が前項の規定により出動した場合は、現場責任者、出動時間及び提供した建設資機材等を甲に報告する。
（業務の完了）
第７条　乙は、業務等が完了したときは、直ちに甲に報告する。
（費用負担等）
第８条　第６条に規定する業務等により使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。
第９条　乙は、前条に規定する費用について、業務の終了後甲の確認を受けて、実費を甲に請求する。

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年10月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

文京区関口一丁目27番３号
乙　社団法人　東京都自動車整備振興会文京支部
代表者　支部長　鯉沼　誠一

（災害補償）
第１０条　甲は、会員がその従事した業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）に基づきこれを補償する。
（有効期間）
第１１条　この協定は、平成13年８月１日から平成14年３月31日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例よる。
（協議）
第１２条　この協定の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成13年８月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　東京都文京区長　煙　山　　力

東京都文京区春日一丁目16番21号
乙　東京都管工事工業協同組合文京支部
代表者　文京支部長　　大　山　光　洋

第63－30　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみで十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。
２　前項に規定する協力を要請する場合は、文書により業務内容、日時、場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（協力内容）
第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。
(1)　倒壊家屋等における救出・救護活動に要する人員及び資機材の提供
(2)　避難所等の応急修理
（協力の実施等）
第４条　乙は、第２条の規定による協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示に従い業務に協力するものとする。ただし、前条第１号の協力内容について、甲の指示が受けられない場合であって、緊急を要するときは、甲の指示を待たずに、協力内容を実施するものとする。
２　乙は、業務が完了したときは、その協力内容について文書により速やかに甲に報告するものとする。
（費用負担）
第５条　乙は、業務の完了後、第３条に定める協力に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。この場合において、人員の提供に係る費用は、東京都が定める東京都工事設計単価表の設計労務単価により算出する。
３　甲は、前項の規定により決定した費用を速やかに乙に支払う。
（災害補償）
第６条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和４１年７月文京区条例第１６号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（協定期間）
第７条　この協定の有効期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

第63－31　災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社ビッグルーフ（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において甲が行う応急対策に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（業務の内容）
第２条　甲が乙に協力を要請する業務（以下「本業務」という。）は、次のとおりとする。
（１）　道路における応急の補修及び障害物の除去
（２）　災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設
（業務実施区間）
第３条　乙の業務実施区間は、別に定める。
２　前項の業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
（建設資機材等の報告）
第４条　乙は、あらかじめ保有する災害時に稼働可能な建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。
２　乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。
（協力の要請等）
第５条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急対策を実施することができないときは、災害の状況により乙に対し、本業務への協力を要請することができる。
２　甲は、前項の要請に当たっては、業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、業務の内容、日時及び場所を指定して、建設資機材等の出動を要請するものとする。
３　前項の要請は、文書、電話等の方法により行うものとする。
４　甲は、前項の規定による出動要請が不可能なときは、乙に対し、公共放送等により出動を要請する。
５　乙は、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し協力するものとする。
（業務の実施）
第６条　乙は、前条の規定による出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。
２　乙は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び出動した建設資機材等を甲に報告しなければならない。
（業務の指示）
第７条　本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、乙は、その指示に従う。
（完了報告）
第８条　乙は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。
（費用負担等）

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年３月２２日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　　廣　修

東京都文京千駄木二丁目２３番７号
乙　東京土建一般労働組合文京支部
代表者　執行委員長　大　谷　　隆　司

第９条　本業務に要した実費のうち、甲が負担する費用については、本業務完了後、甲乙協議の上、決定するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲の負担する費用が決定したときは、速やかに当該費用を甲に請求する。
３　甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を支払う。
（損害の負担）
第１０条　本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。
（損害補償）
第１１条　この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の規定に基づき、甲が補償する。
（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から翌年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（その他）
第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年４月20日

甲　文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長　成 澤 廣 修

乙　文京区春日二丁目１番６号
株式会社ビックルーフ
代表者　代表取締役　大 屋 高 広

第63－32　災害時における理容業務活動に関する協定書

文京区（以下、「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合（以下、「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　この協定は、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容の業務（以下「理容業務」という。）に関し、災害時における協力体制を確立し、もって区民生活の安定の確保を図ることを目的とする。
（協力内容）
第２条　乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1) 災害時における理容業務の実施
(2) 前号の理容業務に必要な資器材及び消耗品の提供
（協力要請）
第３条　甲は、前条の協力を必要とするときは、活動協力要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要すると認めたときは、口頭により要請できることとし、後日活動協力要請書を提出する。
（理容業務の実施）
第４条　乙は、前条の協力の要請を受けたときは、特別な事由がない限り、理容業務を実施する。
（連絡窓口）
第５条　乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう、担当窓口を設置する。
（理容費）
第６条　第２条第１号の理容業務に要する費用は、無償とする。
（費用負担）
第７条　第２条第２号の資器材及び消耗品の費用は、甲が負担する。この場合において、その価格は、当該災害の発生の直前の時価とする。
（損害補償）
第８条　甲の要請により乙が行った理容業務の実施中において乙の組合員が死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となったときの補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）の例による。
（協定機関）
第９条　この協定は、甲乙いずれかが指定解除又は変更の申し出がない限り、継続する。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定める。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、おのおの１通を保管する。

平成25年３月15日

第63－33　災害時における応急対策に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と公益財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）は、災害対策に係る相互協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における民間協力計画の一環として、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは十分な応急処理を実施することができないときは、乙に対し、次に定める災害応急業務の協力を要請することができる。

（１）役務、労力等を提供すること。

（２）甲が乙に指定管理者として管理を委任している施設を被災者の二次避難所として使用すること。

２　甲は、前項の要請をする場合は、業務の内容、日時、場所等を指定して行う。

３　乙は、甲の要請があったときは、速やかに前項の業務に協力するものとする。

（経費の負担）

第３条　この協定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

２　経費の請求手続その他経費負担について必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

（協定期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成24年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、おのおの１通を保有する。

平成23年４月１日

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　東京都文京区春日一丁目16番21号
公益財団法人文京アカデミー
代表者　理事長　宮下　眞

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

乙　東京都新宿区下落合四丁目26番７号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者　理事長　飛田　英雄
文京支部長　松信　洋治

第63－34　災害時における軽自動車運送の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（要　請）

第１条　甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、軽自動車の調達が必要であると認めたときは、乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して軽自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を求めることができる。

（車両等の供給）

第２条　乙は、前条の規定により甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し車両等を供給する。

（費用負担）

第３条　乙が使用した車両等に係る経費は、甲が負担する。

（供給の継続）

第４条　乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交替してその供給を継続しなければならない。

（賠償及び報告）

第５条　乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

２　乙は、その供給した車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（賠　償）

第６条　甲は、その責めに帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（損害補償）

第７条　甲は、使用中の車両の運転者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和41年７月文京区条例第16号）の定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害補償の責めを免れる。

（協　議）

第８条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印の上、その１通を保管する。

平成８年３月７日

甲　　東京都文京区長　遠　藤　正　則
乙　　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
　　城北支部長　佐　藤　忠　生

第63－35　災害時における物流業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における物流業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が乙に対して要請する物流業務に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害時　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生した場合をいう。

(2)　物資等　救援物資、食料、飲料、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

(3)　物資集積所　文京区地域防災計画に定める物資集積所をいう。

(4)　避難所　文京区地域防災計画に定める避難所をいう。

(5)　災害時物流コーディネーター　甲が法第23条の２の規定に基づき設置する文京区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に対して、乙が派遣する物流業務に関する実務の見識や経験を有する専門家をいう。

(6)　物流業務　災害時における次の業務をいう。

ア　物資等の輸送

イ　物資輸送拠点における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等

ウ　物資等の輸送に必要な車両の供給

エ　災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣

オ　アからエまでに掲げるもののほか、甲が乙との協議により必要と認める業務

(7)　供給車両　乙の会員が所有する車両で、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（要請）

第３条　甲は、文京区の区域内で災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して物流業務に関する協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は、文書により行うものとする。

３　前項の規定による要請ができないときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭により要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（コーディネーター）

第５条　乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時において、あらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

２　コーディネーターは、第３条の規定による要請があったとき又は文京区の区域内で震度５弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部に参集するものとする。

３　コーディネーターは、前項の規定にかかわらず参集できないときは、速やかに乙及び連絡責任

者に連絡し、その後の対応については甲及び乙が協議の上、決定する。
4　コーディネーターは、災害対策本部において、次に掲げる業務を行う。
（1）　物資集積所と避難所との間における物資等の輸送ルートの策定、輸送手段の確保等に係る助言及び調整
（2）　物資集積所における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等に係る助言及び調整
（3）　物資集積所の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保等に関する助言及び調整
（4）　物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言及び調整
（5）　その他物流業務全般に関する助言及び調整
（実施期間）
第６条　物流業務の実施期間は、第３条の規定による要請の日から７日以内とする。ただし、甲及び乙が協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。
（報告）
第７条　乙は、第４条の規定による協力により物流業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。
（1）　物資等の輸送に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員
（2）　物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
（3）　輸送した物資等の品目、内容及び数量
（4）　コーディネーターが業務に従事した期間及び人員
（5）　その他甲が必要と認める事項
（費用負担）
第８条　第４条の規定による協力により、物流業務に要した費用は、原則として甲が負担する。
2　前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。
3　第１項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲及び乙が協議の上、決定する。
4　乙は、第１項の費用について、前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に書面により請求するものとする。
5　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。
（事故等）
第９条　乙は、物流業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに事故等の状況を報告するものとする。
2　乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて、物流業務を継続するものとする。
3　前項の規定にかかわらず、物流業務の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲及び乙が協議の上、決定する。
（補償等）
第１０条　甲は、この協定に基づく物流業務における乙の従事者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月７日文京区条例第16号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害の責を免れる。
2　甲又は乙が、この協定に基づく物流業務において、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。
（緊急通行車両の事前届出）
第１１条　乙は、乙の会員から供給車両を指定し、平常時において、あらかじめ甲に対して当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。
2　甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出を公安委員会に対して申請するものとする。
3　甲は、公安委員会から緊急通行車両事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。
（燃料の確保）
第１２条　甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。
（連絡体制等）
第１３条　甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。
2　乙は、乙の会員の名簿及び供給車両の内訳について、毎年度当初に甲へ提出するものとする。
（防災訓練への参加）
第１４条　乙は、甲が実施する防災訓練等へ参加するよう努めるものとする。
（被災自治体支援への協力）
第１５条　甲は、他自治体と締結した災害時における相互応援に関する協定等に基づき、他自治体の支援を行う場合、乙に対し協力を要請することができる。
2　前項の規定による要請があったときは、乙は当該要請に対し、できる限り協力するものとする。
（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。
（解除）
第１７条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。
（協議）
第１８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。
（廃止）
第１９条　この協定の締結に伴い、災害応急対策用貨物自動車供給協定書（昭和55年10月21日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２９年１１月６日

第63－36　災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都燃料小売商業組合小石川支部・本郷支部（以下「乙」という。）とは、区内に災害が発生し、灯油及び固型燃料等（以下「燃料」という。）の調達が必要となった場合において、区民の生活を確保するため燃料の供給につき、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生したとき、ガス施設及び電気施設が一次的に麻痺し、ガス及び電気の供給が不可能になることが予想される。このような事態が発生したときは、甲は区民の生活を確保することを目的として、燃料の確保について、乙の協力を得て対処する。

（協　力）

第２条　乙は、区内に災害が発生したときは、区民の生活確保に協力することを社会的責務と考え、甲からの要請に対して優先的に協力する。

（要　請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、第１条前段に規定する事態が生じて燃料の調達をする必要があるときは、乙に対しこの旨要請する。

２　前項に規定する要請を行うについては、品名及び数量を示して行うものとし、区民部経済課が担当する。

（業　務）

第４条　乙の組合員は、前条の規定に基づき甲から要請があったときは、燃料の保管場所において、甲に燃料を引き渡す。

この場合において燃料の搬送については、甲は乙に協力を求めることができる。

（代金請求）

第５条　乙は、前条の規定に基づき燃料を甲に引き渡したときは、甲に対し第７条に規定する協定価格により当該燃料代金及び所要経費を請求する。

２　甲は、前項の規定に基づき、乙から当該燃料代金及び所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払う。

（連　絡）

第６条　乙は、災害時において甲からの要請により、その供給につき協力できる燃料の平均貯蔵量等の状況を年１回甲に連絡する。

（協定価格）

第７条　第４条の規定により、乙が甲に燃料を引き渡した場合において、第５条の規定により甲に対し請求できる当該燃料の価格は、災害発生直前における小売価格とする。

（看板の掲示）

第８条　甲は、乙の組合員の承諾を得て店頭に「文京区災害時燃料類協力店」の看板を掲出することができる。

２　前項の看板に要する経費は、予算の範囲内において甲が負担する。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲・乙の双方が協議のうえ決定する。

（協定期間及び更新）

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　　文京区長　　成　澤　廣　修

乙　東京都文京区湯島三丁目13番６号　東貨協ビル３階
　　一般社団法人東京都トラック協会文京支部
　　代表者　　支部長　　石　井　秀　男

第10条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定期間満了１ヵ月前に双方が協定解除の意思表示をしないときは、これによりこの協定は向う１年間延長されたものとし、以後この例による。協定解除の意思表示は文書によって行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し双方押印のうえ各１通を保有する。

昭和55年４月21日

甲　東京都文京区
代表者　東京都文京区長　遠　藤　正　則　㊞

乙　東京都燃料小売商業組合小石川支部
代表者　支　部　長　青　柳　光太郎　㊞

東京都燃料小売商業組合本郷支部
代表者　支　部　長　小　島　　真　㊞

第63－37　災害時における石油類等の供給に関する協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合文京支部（以下「乙」という。）は、区内に地震、風水害その他の大規模災害「以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の燃料及び区民の生活を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　甲は、東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に対して、乙の協力を得て対処する。

（協　力）
第２条　乙は、甲が実施する石油類等の確保について、甲から協力の要請があったときは、優先的に協力する。

（要　請）
第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対しその旨要請する。
２　前項に規定する要請を行うに当たっては、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。

（石油類等）
第４条　前条の規定により、乙が甲に供給する石油類等については、次に掲げるものとする。
(1) ガソリン
(2) 軽油
(3) 灯油
(4) その他石油製品
(5) 石油類等の供給に伴う役務の提供

（業　務）
第５条　乙は、甲の要請があったときは、これに応じて要請のあった石油類等を速やかに供給するものとする。
２　乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。
３　乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入ができない場合は、甲へ連絡するものとする。

（代金請求）
第６条　乙は、業務の終了後、甲に対して所要経費を請求する。
２　甲は、前項の規定に基づき、乙から所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

（協定価格）
第７条　乙が供給する石油類等の価格については、当該災害発生の直前における小売価格とする。

（従事者の災害補償）
第８条　甲は、第５条に規定する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
（協　議）
第10条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第11条　この協定は、平成８年10月31日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年10月31日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　文京区長　遠　藤　正　則

東京都文京区本郷三丁目38番12号
乙　東京都石油商業組合文京支部
代表者　文京支部長　北　島　一　幸

災害時における石油類等の供給に関する協定書細目

平成８年10月31日をもって締結した災害時における石油類等の供給に関する協定書（以下「協定書」という。）第９条に基づく細目は、次のとおりとする。
（要　請）
第１条　協定書第３条に定める甲の要請は、要請書（様式１）により乙に対して行うものとする。
ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。
（請　求）
第２条　協定書第６条に定める請求は、別紙石油類等の供給に基づく請求書（様式２）により行うものとする。

第63－38　災害時における石油類等の供給に関する協定書

平成24年７月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　　廣　修

東京都千代田区神田淡路町一丁目５号
乙　二引株式会社
代表者　代表取締役社長　中　澤　　公　男

文京区（以下「甲」という。）と二引株式会社（以下「乙」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる燃料を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「石油類等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) ガソリン
(2) 軽油
(3) 灯油
(4) その他石油製品

（協力要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対し協力を要請する。

２　前項の規定による協力要請を行うに当たっては、石油類等供給要請書（別記様式第１号）により、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第４条　乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。

２　乙は、甲の協力要請があったときは、甲が指定する場所に石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入できない場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の請求）

第５条　乙は、前条の規定により、石油類等を供給した場合は、石油類等の供給に係る請求書（別記様式第２号）により、甲に対して所要経費を請求する。

２　甲は、前項の規定により、乙から所要経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定価格）

第６条　この協定に基づき乙が供給する石油類等の価格については、災害発生の直前における小売価格とする。

（損害補償）

第７条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

第63－39　災害時における石油類等の供給に関する協定書

平成24年７月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都文京区本郷三丁目15番９号　ＳＷＴビル４階
乙　ダイヤ通商株式会社
代表者　代表取締役　大　矢　　晃　久

文京区（以下「甲」という。）とダイヤ通商株式会社（以下「乙」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる燃料を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「石油類等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) ガソリン

(2) 灯油

(3) その他石油製品

（協力要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対し協力を要請する。

２　前項の規定による協力要請を行うに当たっては、石油類等供給要請書（別記様式第１号）により、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第４条　乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。

２　乙は、甲の協力要請があったときは、甲が指定する場所に石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入できない場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の請求）

第５条　乙は、前条の規定により、石油類等を供給した場合は、石油類等の供給に係る請求書（別記様式第２号）により、甲に対して所要経費を請求する。

２　甲は、前項の規定により、乙から所要経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定価格）

第６条　この協定に基づき乙が供給する石油類等の価格については、災害発生の直前における小売価格とする。

（損害補償）

第７条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

第63－40　文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との災害対策に係る相互協力に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局（以下「乙」という。）は、災害対策に係る相互協力体制に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、郵便事業等に関し、災害対策に係る協力体制を確立し、もって区民生活の安定の確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次のとおりとする。

（１）　甲は、乙に対し、災害発生時に甲が開設した避難所等に臨時の郵便差出箱を設置すること。

（２）　甲は、乙に対し、甲の実施する防災訓練に協力すること。

（３）　乙は、甲が所有し、又は管理する施設及び用地を災害発生時に各地から送付されてきた災害救済物品等の保管場所として一時的に使用すること。

（４）　区民の被災状況等、災害発生時の被災に関する情報を相互に連絡すること。

（５）　その他前各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力するものとする。

（費用の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担することを原則とする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この覚書が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、文京区防災会議への乙の出席等を通じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては日本郵便株式会社小石川郵便局業務企画室長とする。

（覚書期間）

第８条　この覚書の有効期間は、覚書の交換の日から平成26年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この覚書は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第９条　この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書３通を作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成25年３月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文　京　区　長　　成　澤　廣　修

東京都文京区小石川四丁目４番２号
乙　日本郵便株式会社小石川郵便局
代表者　小石川郵便局長　　納　谷　　眞

東京都文京区本郷六丁目１番15号
日本郵便株式会社本郷郵便局
代表者　本　郷　支　店　長　　原　　幸　男

第63－41　災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との情報収集等の協力に関する協定

文京区を甲とし、文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会を乙として、甲乙間において、災害時の情報収集等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害発生時等に災害情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信」という。）に関し、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に協力を要請する。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信に協力する。

３　災害状況により緊急を要すると判断し、第１項の要請を待たずに乙が災害情報通信を行ったときは、甲の要請があったものとみなす。

（統制）

第３条　乙は、災害情報通信を行うときは、文京区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

（補償）

第４条　甲は、乙の会員が災害情報通信により負傷等をしたときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和４１年７月文京区条例第１６号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成16年８月10日

文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　煙　山　　力

文京区春日一丁目16番21号
乙　文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会
代表者　斑　目　直　方

第63－42　災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）の発生時において乙が提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時において被災者等の通信を確保するため、特設公衆電話の設置、利用、管理等に関し、必要な事項を定めるものする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上あらかじめ定めた場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することにより、被災者等に対する通信の提供を可能とするものをいう。

（設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話を設置する施設（以下「設置場所」という。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

２　設置場所において特設公衆電話を利用する場所（以下「設置箇所」という。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

３　設置場所、設置箇所その他の特設公衆電話の設置に関して必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙相互に保管するものとする。この場合において、甲乙相互に情報管理責任者を置き、その者の氏名を書面により相互に通知するものとする。

（通信機器等の設置）

第４条　甲は、特設公衆電話の設置について必要となる配管、引込み柱、端子盤、電話機等を甲の費用負担により設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を速やかに利用することができるよう、電話機等を適切な場所に保管するものとする。

３　乙は、特設公衆電話の設置について必要となる電気通信回線（モジュラージャックを含む。）の配線を乙の費用負担により設置するものとする。

（移転、廃止等）

第５条　甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等を行おうとする場合又は新たに設置場所を追加しようとする場合は、速やかにその旨を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、特設公衆電話の設置に係る費用負担については、前条の規定によるものとする。

２　設置場所内で特設公衆電話の設置箇所を移動する場合に要する費用については、甲が負担するものとする。

（利用料）

第６条　特設公衆電話の利用に係る利用料は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

（利用の開始）

第７条　災害が発生した場合における特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに設置するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が甲の避難所である場合は、甲が特設公衆電話の利用の開始を決定することができるものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を開始した旨を乙に通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、前条の規定により特設公衆電話の利用を開始した場合は、特設公衆電話の適切かつ円滑な利用が行われるよう被災者等の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が甲の避難所である場合であって、乙が特設公衆電話の利用の終了を決定する前に甲が避難所を閉鎖したときは、甲は、速やかに特設公衆電話の利用を終了し、撤去するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を終了した旨を乙に通知するものとする。

（設置場所の公開）

第１０条　乙は、特設公衆電話の設置場所等について、甲と協議の上、乙のホームページにより公開するものとする。

（定期試験の実施）

第１１条　甲及び乙は、災害の発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、年１回を目安として、別に定めるところにより接続試験を実施するものとする。

（故障等の取扱い）

第１２条　甲及び乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線について故障その他の異常が発生した場合は、速やかに確認し、回線の復旧のため協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　特設公衆電話は、第７条に規定する利用、第１１条に規定する定期試験のための利用及び甲が実施する防災訓練等に伴う利用以外の利用（以下「目的外利用」という。）を行ってはならない。

２　乙は、特設公衆電話の利用の実績について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙から特設公衆電話について目的外利用の実績がある旨の通知を受けた場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告しなければならない。

４　前項の措置を講じた場合において、特設公衆電話の目的外利用が継続するときは、特設公衆電話の取扱いについて、甲乙で協議するものする。

５　前項の協議の結果、特設公衆電話を撤去することとなった場合は、撤去に関する工事費用等については、甲が負担するものとする。

（秘密保持）

第１４条　甲及び乙は、この協定により知り得た相手方の営業上、技術上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。この義務は、この協定の終了後も同様とする。

（協議事項）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１０月７日

甲　東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

乙　東京都江戸川区北葛西4-1-43　葛西ビル1F
東日本電信電話株式会社
代表者
NTT東日本-東京　サービス運営部
東フィールドサービスセンタ所長
沼　田　哲　宏

第63－43　災害時におけるボランティアの活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人文京区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害発生時において甲及び乙が災害ボランティア（特別な知識又は技術を必要としない一般ボランティアをいう。以下同じ。）と連携し、及び協働する際の甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲及び乙の協力内容は、次のとおりとする。
(1) 甲及び乙は、文京区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項について相互に連携し、及び協力するものとする。
(2) 甲は、乙が要請した場合において、必要があると認めたときは、センターの運営に必要な職員を乙に派遣するものとする。
(3) 甲は、センターの設置に必要な資機材及び災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を確保するものとする。
(4) 甲及び乙は、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、文京区地域防災計画その他の必要な資料及び情報を交換するとともに、文京区災害対策本部及びセンターの間における情報共有、連絡調整等を行い、密接な連携を図るものとする。
（センターの設置）
第３条　乙は、甲がセンターの設置の要請をしたときは、センターを設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるときは、乙は、甲からの要請の有無にかかわらず、センターを設置するものとする。
(1) 区内で震度６弱以上の地震が発生したとき。
(2) 乙がセンターを設置する必要があると判断したとき。
２　前項ただし書の規定によりセンターを設置したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。
（設置要請）
第４条　甲は、前条第１項の規定によりセンターの開設を乙に要請するときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭又は電話により行い、後日文書により行うものとする。
（設置場所）
第５条　センターの設置場所は、文京区民センター又は文京シビックセンターとし、資材の保管場所、車両の配車拠点等は、礫川公園等とする。ただし、当該施設又は公園が被害を受け、センターの設置等が困難なときは、甲及び乙の協議の上、甲が代替場所を確保するものとする。
（センターの業務）
第６条　センターが行う業務は、次のとおりとする。
(1) 災害ボランティアの募集及び受付に関すること。
(2) 災害ボランティア活動の需給調整及び災害ボランティアの派遣に関すること。
(3) 災害ボランティア活動に関する情報の収集及び発信に関すること。
(4) 東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーター及び資機材の受入れ並びに東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
(5) 災害ボランティア間及び関係機関との連絡調整に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、災害時における応急及び復旧支援に関すること。
（センターの閉鎖時期）
第７条　センターの閉鎖時期は、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。
（報告）
第８条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。
（関係団体との協力関係）
第９条　甲及び乙は、平常時から相互に協議し、及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との協力体制の確立を図るものとする。
（費用負担）
第１０条　センターの運営に要する費用は、乙が支出した費用のうち甲が認めたものについては、乙の請求により甲が負担するものとする。
（損害補償）
第１１条　この協定に基づいて行った災害ボランティア活動により生じた損害の補償については、ボランティア保険により対応するものとする。
２　前項に規定するボランティア保険の加入に係る経費は、甲が負担するものとする。
（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の日の１月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年４月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都文京区本郷四丁目１５番１４号
乙　社会福祉法人　文京区社会福祉協議会
代表者　会長理事　煙　山　力

第63－44　災害時における特別法律相談に関する協定書

東京都文京区を甲とし、文京法曹会を乙とし、甲乙間において、災害時の被災者相談活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区の区域内で災害が発生した場合において、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動の一環として実施する特別法律相談（以下「相談」という。）に係る弁護士の相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。
（派遣の要請）
第２条　甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し、相談を担当する弁護士の派遣を要請するものとする。
（派遣計画の提出等）
第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の規定により策定した派遣計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせるものとする。
（費用弁償）
第４条　相談業務に従事した弁護士に対する謝礼は、平常時における相談室での法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。
（応援弁護士）
第５条　乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務への協力の要請をすることができる。
２　前項の協力の要請に基づき相談業務に従事した弁護士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。
（損害補償）
第６条　相談業務に従事した弁護士の損害補償は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）の例による。
（疑義の決定等）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成13年３月26日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　東京都文京区長　煙山　力

東京都文京区千石一丁目12番５号
乙　文京法曹会
幹事長　井手　雄介

第63－45　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）とは、文京区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。
（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害が発生した時における民間協力計画の一環として、甲の要請に対する乙の協力業務及びその他必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。
（協力業務の内容）
第３条　乙の協力業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。
(1)　災害により死亡した者の遺体（以下「遺体」という。）の安置に必要な施設の提供
(2)　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
(3)　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
(4)　前３号に掲げるもののほか、特に甲が要請した事項
（要請手続）
第４条　甲の要請は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により、副本部長又は本部員が要請を行うことができるものとする。
２　甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、その後速やかに災害時協力要請書（別記様式第１号）を乙に送付するものとする。
(1)　要請を行った者の職及び氏名並びに担当者の氏名
(2)　要請の理由
(3)　要請の内容
(4)　履行の期日（又は期間）及び場所
(5)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項
（業務の実施）
第５条　乙は、甲の指示に従い、第３条に規定する業務を実施するものとする。
（報告）
第６条　乙は、前条の規定により業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告するものとし、その後速やかに災害時要請業務報告書（別記様式第２号）を提出するものとする。
(1)　実施した業務の内容
(2)　従事者の氏名
(3)　前２号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項
（経費の負担）
第７条　第５条の規定により実施した業務に要した経費は、甲が負担する。
２　乙が災害により死亡した者の遺族等の要請により、甲が要請した業務以外の行為を行った場合において、その行為に要した費用は、前項の経費には含まない。

（額の決定）
第８条　甲が負担する経費の額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。
（経費の請求）
第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲が負担すべき経費については、甲に対し一括して請求するものとする。
（経費の支払）
第１０条　甲は、前条の規定により乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかに、これを支払うものとする。
（支援体制の整備）
第１１条　乙は、災害時における業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１２条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局長とする。
（災害時の情報提供）
第１３条　乙は、業務の実施中に得た災害に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。
（名簿の提出）
第１４条　乙は、業務の円滑な実施をはかるため、乙に加盟している会員の名簿を毎年3月末日までに甲に提出するものとする。
（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年３月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都文京区本駒込三丁目30番３号
乙　全東京葬祭業連合会
会　　長　濵　名　　雅　一

東京都葬祭業協同組合
理　事　長　濵　名　　雅　一

山手葬祭協同組合
理　事　長　亀　井　　喜一郎

東武葬祭協同組合
理　事　長　泉　　幸　延

東都聖典協同組合
理　事　長　酒　井　　政　雄

東京多摩葬祭業協同組合
理　事　長　金　子　　重　明

別記様式第１号（第４条関係）

災害時協力要請書

年　　月　　日

全東京葬祭業連合会会長　殿

文京区長　　印

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第４条第２項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

別記様式第２号（第６条関係）

災害時要請業務報告書

年　　月　　日

文京区長　殿

全東京葬祭業連合会　会長　　印

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第６条の規定により、次のとおり要請業務を実施しました。

報告担当者	職名 氏名　　電話番号
報告日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第63－46　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、文京区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害が発生した時における民間協力計画の一環として、甲の要請に対する乙の協力業務及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、文京区のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（協力業務の内容）

第３条　乙の協力業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1)　災害により死亡した者の遺体（以下「遺体」という。）の安置に必要な施設の提供

(2)　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送

(3)　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供

(4)　前３号に掲げるもののほか、特に甲が要請した事項

（要請手続）

第４条　甲の要請は、東京都文京区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により、副本部長又は本部員が要請を行うことができるものとする。

２　甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、その後速やかに災害時協力要請書（別記様式第１号）を乙に送付するものとする。

(1)　要請を行った者の職及び氏名並びに担当者の氏名

(2)　要請の理由

(3)　要請の内容

(4)　履行の期日(又は期間)及び場所

(5)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

（業務の実施）

第５条　乙は、甲の指示に従い、第３条に規定する業務を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定により業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告するものとし、その後速やかに災害時要請業務報告書（別記様式第２号）を提出するものとする。

(1)　実施した業務の内容

(2)　従事者の氏名

(3)　前２号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

（経費の負担）

第７条　第５条の規定により実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

２　乙が災害により死亡した者の遺族等の要請により、甲が要請した業務以外の行為を行った場合において、その行為に要した費用は、前項の経費には含まない。

（額の決定）

第８条　甲が負担する経費の額は、災害発生の直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第９条　乙は、第７条第１項の規定により甲が負担すべき経費については、甲に対し一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第１０条　甲は、前条の規定により乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかに、これを支払うものとする。

（支援体制の整備）

第１１条　乙は、災害時における業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。

（災害時の情報提供）

第１３条　乙は、業務の実施中に得た災害に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（名簿の提出）

第１４条　乙は、業務の円滑な実施をはかるため、乙に加盟している会員の名簿を毎年３月末日までに甲に提出するものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年８月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　東京都文京区
代表者　東京都文京区長　煙山　力

東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
乙　社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
代表者　会長　山下　宗吉

第63－47　一時避難場所の施設利用に関する協定書

東京都文京区を甲とし、東京都立向丘高等学校を乙とし、甲乙の間において、次のとおり一時避難場所（以下「避難場所」という。）としての土地利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲が乙の管理する東京都立向丘高等学校の土地の一部を災害時に避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の周知）

第２条　甲は、乙の管理する土地のうち避難場所の範囲を地域住民に周知するものとする。

２　避難場所として利用できる場所は、別図のとおりとする。

（避難場所の開設）

第３条　甲は、災害時に避難場所を開設する必要が生じた場合に乙の指定した場所に開設することができるものとする。

（鍵の引き渡し）

第４条　乙は、学校への避難が安全かつ円滑にできるように事前に避難口の鍵を甲に引き渡すものとする。

２　甲は、前項の規定により受領した鍵を、地元町会及び自治会に引き渡すものとする。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条の規定により避難場所を開設しようとするときは、乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難場所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難場所として開設することができるものとする。

３　甲は、前項に規定する避難場所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに通知するものとする。

（避難場所の管理）

第６条　避難場所の管理及び運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、前項に規定する管理及び運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難場所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難場所の開設時期は、災害発生の日から２日以内とするものとする。ただし、甲は、状況により期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に利用の延長の申請をするものとする。

（避難場所解消への努力）

第９条　甲は、避難場所を開設したときは、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難場所としての土地の利用の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

第10条　甲は、避難場所の利用を終了したときは、乙に避難場所利用終了届けを提出するとともに、その土地を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第11条　この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲の代表者を東京都文京区長とし、乙の代表者を東京都立向丘高等学校校長とし甲と乙とは、この協定を証するために、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成11年５月７日

甲　東京都文京区長　煙　山　　力

乙　東京都立向丘高等学校校長　北　村　正　生

第63－48　一時集合場所の土地利用に関する協定書

文京区を甲とし、東京学芸大学を乙とし、甲乙の間において、次のとおり一時集合場所(以下「集合場所」という。)としての土地利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙の間において、乙が管理し、東京学芸大学附属竹早小学校、同附属竹早中学校及び同附属幼稚園竹早園舎の各校長・主事（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる土地の一部を、災害時に甲が集合場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（集合場所として利用できる土地の周知）

第２条　甲は、各附属学校長が補助執行して管理している土地のうち、集合場所として利用できる土地の範囲を地域住民に周知するために必要な措置を講じるものとする。

２　集合場所として利用できる土地の範囲は、別図のとおりとする。

（集合場所の開設）

第３条　甲は、災害が発生したときは、前条第２項に規定する範囲の土地に集合場所を開設することができるものとする。

（鍵の開閉）

第４条　乙は、集合場所への集合が安全かつ円滑にできるように、事前に集合口の錠の暗証番号を甲に文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、前項の規定により通知を受けた錠の暗証番号を地元町会長（以下「町会長」という。）に文書又は口頭で通知するものとし、通知をした場合は、速やかに通知先の詳細を文書で各附属学校長に提出するものとする。通知先に一部変更が生じた場合も同様とする。

３　甲及び町会長は、錠の開閉及び暗証番号の管理について、別に覚書を交わし、錠の管理責任の所在を明確に定めておくものとする。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条の規定により集合場所を開設しようとするときは、事前に各附属学校長に対してその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、集合場所を開設することができるものとする。

３　甲は、前項の規定により集合場所を開設したときは、乙及び各附属学校長に対してその旨を速やかに通知するものとする。

（集合場所の管理及び運営）

第６条　開設した集合場所の管理及び運営方法は、各附属学校長と協議し、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、開設した集合場所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　集合場所の開設期間は、災害発生の日から２日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めたときは、各附属学校長と協議の上、開設期間を延長することができる。

（集合場所の解消への努力）

第９条　甲は、前条ただし書の規定により集合場所の開設期間を延長したときは、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、集合場所としての土地利用の早期解消に努めるものとする。

（集合場所の終了）

第10条　甲は、集合場所の開設を終了したときは、各附属学校長に集合場所使用終了届を提出するとともに、土地を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年３月31日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第13条　平成13年10月17日甲と乙が締結した一時避難場所の施設利用に関する協定は、この協定の締結とともに効力を失う。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成18年４月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　煙　山　　力

東京都小金井市貫井北町四丁目１番１号
乙　東京学芸大学
代表者　東京学芸大学長　鷲　山　恭　彦

第63－49　災害時における相互協力に関する協定書

文京区を「甲」とし、学校法人拓殖大学を「乙」とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、災害時における区民、在勤者及び区内訪問者（以下「区民等」という。）並びに乙の学生及び教職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。
（１）　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供すること。
（２）　甲は、乙の施設内に大型消火器を設置すること。
（３）　乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供すること。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
（４）　乙は、避難施設に収容した被災者へ、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供すること。
（５）　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めること。
（協力要請）
第３条　前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（避難施設の開設等）
第４条　甲は、避難施設を開設し、管理・運営する。
２　甲は、避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮する。
３　甲は、避難施設を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。
４　乙は、避難施設の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、避難施設の管理・運営に係る費用を負担する。
（開設期間）
第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、及び乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。
（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成17年11月２日

甲　文京区春日一丁目16番21号
　　文京区
　　代表者　　文京区長　　煙山　力

乙　文京区小日向三丁目４番14号
　　学校法人　拓殖大学
　　代表者　　理事長　　藤渡　辰信

第63－50　災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、国立大学法人お茶の水女子大学を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における甲の指定する幼児及びその保護者（以下「幼児等」という。）並びに乙の園児、児童、生徒、学生及び職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
（１）　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
（２）　乙は、災害時に幼児等の安全確保のため、施設の一部を幼児及びその保護者のための避難所（以下「避難所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
（３）　乙は、甲から要請があったときは、避難所等へ職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。
（４）　乙は、避難所に収容した被災者に対し、応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
（５）　甲は、乙の避難所に収容した被災者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
（６）　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた事項のうち、甲が要請したものに協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（ボランティアの募集等）
第４条　乙は、第２条第３号の職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。
２　甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資器材の提供等を行うこととする。
（避難所の開設等）
第５条　甲は、避難所を開設し、管理・運営する。
２　甲は、避難所を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
３　甲は、避難所を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。
４　乙は、避難所の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
（費用負担）
第６条　甲は、避難所の開設及び管理・運営に係る費用並びに第２条第４号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。
２　前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、避難所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙との協議の上、延長することができるものとする。ただし、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第８条　甲は、避難所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第９条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。
（協議）
第１０条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（旧協定の廃止）
第１１条　平成１９年３月２６日付けにて甲乙間で締結した災害時における相互協力に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１２月１３日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区大塚二丁目１番１号
乙　国立大学法人　お茶の水女子大学
代表者　学長　室伏　きみ子

第63－51　災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、国立大学法人筑波大学を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者及び甲の区域内（以下「区内」という。）を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに区内に所在する乙の附属学校の生徒及び職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(2)　乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(3)　甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

(4)　前３号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条第１号、第２号及び第４号に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（避難施設の開設等）

第４条　甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

２　甲は、前項の避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

３　甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

４　乙は、避難施設の管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、避難施設の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（原状回復）

第７条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第８条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年３月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

茨城県つくば市天王台一丁目１番１号
乙　国立大学法人　筑波大学
代表者　学　長　山田　信博

第63－52　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者及び甲の区域内を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに乙の学生、教職員及び役員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(2)　乙は、災害時に区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(3)　乙は、甲から要請があったときは、避難施設等に乙の教職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。この場合において、甲は、ボランティア活動に必要な資器材の提供等を行うこととする。

(4)　乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(5)　甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

(6)　乙は、避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。

(7)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（ボランティアの募集）

第４条　乙は、第２条第３号の教職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。

（避難施設の開設等）

第５条　乙は、避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

２　甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育研究活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

４　甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第２条第６号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（原状回復）

第８条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年3月１８日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区白山五丁目28番20号
乙　学校法人東洋大学
代表者　理事長　福川　伸次

第63－53　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人東洋女子学園（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における女性及び子どもの安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機等を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(2)　乙は、災害時に女性及び子どもの安全確保のため、乙の施設の一部を女性及び子どものための避難所（以下「女性・子ども避難所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(3)　乙は、甲の要請により、女性・子ども避難所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
(4)　甲は、女性・子ども避難所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
(5)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めたときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条各号（第４号を除く。）に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（女性・子ども避難所の開設等）
第４条　甲は、乙が提供した施設において女性・子ども避難所を開設し、管理し、及び運営する。
２　甲は、女性・子ども避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難所を閉鎖するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、女性・子ども避難所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第６条　女性・子ども避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、女性・子ども避難所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、女性・子ども避難所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。
（協定の発効）
第１０条　この協定は、平成２７年４月１日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１１月１１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区千石三丁目29番8号
乙　学校法人東洋女子学園
代表者　理事長　村上　精一

第63－54　災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、学校法人三室戸学園を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在学者、在勤者及び甲の区域内（以下「区内」という。）を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに乙の学生、生徒及び教職員等の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

（１）　甲は、乙の施設内に戸別受信機等を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

（２）　乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（３）　乙は、甲から要請があったときは、避難施設へ学生及び教職員のボランティアを派遣するよう努めるものとする。

（４）　甲は、乙の避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

（５）　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた事項のうち、甲が要請したものに協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、前条（第４号を除く。）に規定する協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（ボランティアの募集）

第４条　乙は、第２条第３号の学生及び教職員のボランティアの募集に努めるものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資材の提供等を行うものとする。

（避難施設の開設等）

第５条　甲は、避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

２　甲は、前項の避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

３　甲は、避難施設として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

４　乙は、避難施設の管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難施設の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙との協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（原状回復）

第８条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を現状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年２月２０日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都文京区大塚四丁目46番9号
乙　学校法人　三室戸学園
代表者　理事長　三室戸　東光

第63－55　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、区の区域内を訪れた者（以下、「区民等」という）、乙の生徒及び教職員並びに乙に来校している者の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

⑴　甲は、乙の施設内に個別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

⑵　乙は、災害時に区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

⑶　乙は、避難施設の開設、管理及び運営について甲に協力するよう努めるものとする。

⑷　甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

⑸　乙は、避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。

⑹　前各号に定めるもののほか、乙は、甲から災害対策上必要な要請があった場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。この場合、事後速やかに文書を交付するものとする。

（避難施設の開設等）

第４条　乙は、避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

２　甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理及び運営する。

３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

４　甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係わる費用並びに第２条第５号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

（開設期間）

第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（原状復帰）

第７条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第８条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協議に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、双方それぞれ１通を保有する。

平成３０年7月１９日

甲　文京区春日一丁目１６番２１号
　　文京区
　　代表者　　文京区長　　成澤　廣修

乙　文京区向丘二丁目１９番１号
　　学校法人郁文館夢学園
　　代表者　　理事長　　渡邉　美樹

第63－56　震災時における災害対策用物資の調達に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東海リース株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害から区民の生命と身体を守ることを基本的な施策とする文京区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所生活に必要な仮設トイレ（以下「トイレ」という。）の確保に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（供給要請及び協力）

第２条　甲は、災害時の応急対策活動においてトイレの調達を必要とする場合は、乙に対し、口頭、電話等により、他に優先してトイレの提供を受けることを要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他に優先してこれに協力する。

３　甲は、第１項の規定によりトイレの提供を要請したときは、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙の協力の内容は、甲が指示する避難所に甲が指示する種類のトイレを一避難所につき５基を上限として提供し、設置工事をするものとする。この場合において、提供するトイレの運搬方法は、甲乙の協議により定める

（要請手続）

第４条　甲は、乙にトイレの提供を要請する場合は、トイレの型式、提供日時、提供場所その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（納品書の届出）

第５条　乙は、甲の要請によりトイレを提供し、設置工事をしたときは、納品書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が第２条の規定によりトイレを提供し設置工事をしたときは、その費用を負担する。

２　前項の規定により甲の負担する費用は、震災発生直前のトイレの提供及び設置工事に係る費用を基準とする。

（請求及び支払）

第７条　甲は、乙が前条の規定に基づきトイレの提供及び設置工事に係る費用を請求したときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、できる限り速やかに支払う。

２　前項に規定する請求は、文書により行うものとする。

（数量の報告）

第８条　甲は、震災発生時において提供が可能なトイレの型式及び数量について、随時乙に対して報告を求めることができる。

（連絡調整）

第９条　この協力に係る連絡調整は、甲においては保健衛生部長が、乙においては乙の指定する者が行う。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定期間）

第１１条　この協定の期間は、協定の締結の日から平成15年３月31日までとする。ただし、この期間満了の３か月前までに、甲乙いずれかから何らの申出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成14年12月２日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　煙山　力

大阪市北区天神橋二丁目北２番６号
乙　東海リース株式会社
代表者　取締役社長　塚本幸司

第63－57　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目　的）
第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。
（支援対策本部の設置）
第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。
（支援各区の体制）
第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
２　本部の支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。
（支援の要請）
第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。
（相互協力及び相互支援の内容）
第５条　この協定に基づき相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への応援職員の派遣
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
　ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への救援物資の提供
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
　ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他非難場所の運営協力上必要な事項
(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区へのボランティアの斡旋
　ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
　ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
(5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
(6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
(9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
　イ　被災区への専門職員等の派遣
　ロ　支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
　ハ　その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
　イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
　ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
　ハ　その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
(14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項
（支援経費の負担）
第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用一時繰替支弁するものとする。
３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。
（連絡担当部署）
第７条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。
（平常時の措置）
第８条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。
（実施細目の作成）
第９条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。
（協定内容等の直し）
第10条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。
（その他）
第11条　その協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

付　則

この協定は、平成８年２月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年２月16日

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

（協定第２条・３条・４条関係）

1　本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2　本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

①　第１順位　区長会会長区

②　第２順位　区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区

③　第３順位　区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順位により本部設置区を決定する。

①　支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

②　①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

③　②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3　本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が２次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

①　本部設置区において２次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

②　①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4　被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5　本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第１号関係）

1　被災区への応援職員の派遣

①　被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

②　本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

③　本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

④　各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

①　各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。

②　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

③　宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自からの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6　本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

(2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

(3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7　支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

(1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合

(2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合

(3) 本部を解散する場合

(4) その他協議が必要な場合

8　本部の解散

本部は、７の(3)の決定により解散する。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第２号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車輌をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

3　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

（協定第５条第３号関係）

1　避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

2　関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

(1) 避難勧告を発令した場合

(2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

3　現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。

なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。

4　現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

①　避難者数

②　傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③　その他緊急に対応する必要がある事項

(2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。

なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

①　避難場所周辺の被災の状況

②　避難所に関す情報

③　交通機関の状況

④　その他被災者に必要な情報

(3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

(4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

5　避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目
（協定第５条第５号関係）

1　被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

　なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第４号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。

3　支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

（協定第５条第６号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

3　支援区、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

（協定第５条第７号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療器材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

災害弱者の救援支援に関する実施細目
（協定第５条第９号関係）

1　被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害弱者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

①　応援を要請する職員の職種と人員数

②　応援を必要とする期間

③　その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2　支援区での二次避難所提供

(1) 被災区は、災害弱者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

①　災害弱者の態様と人員

②　開設を希望する施設の種類

③　開設を希望する期間

④　避難者の移送方法

⑤　その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害弱者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3　被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害弱者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目
（協定第５条第８号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

3　支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。

4　被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

5　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

6　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目
（協定第５条第10号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2　被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
　この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3　応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5　資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附　則）
この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目
（協定第５条第11号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
　なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

2　本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

3　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

4　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附　則）
この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目
（協定第５条第12号関係）

1　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

2　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

3　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目
（協定第５条第13号関係）

1　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。

2　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。

3　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

4　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

第63－58　災害時における相互応援に関する協定書

（目　的）
第１条　東京都文京区（以下「文京区」という。）と茨城県石岡市（以下「石岡市」という。）は、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合には、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。
（連絡の窓口）
第２条　文京区と石岡市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（応援の手続）
第３条　応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
　なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なとき、又は応援を要すると認められる状況が判明したときは、要請を待たずに、速やかに対応するものとする。
（応援の内容）
第４条　応援の内容は、次のとおりとする。
（1）食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
（2）応援対策用資器材の提供
（3）応援職員の派遣
（4）被災者の一時収容のための施設の提供
（5）その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資
（物資の輸送等）
第５条　救援物資、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体にこれを依頼するものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として、応援を受けた自治体の負担とする。
２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援する自治体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
（協　議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協議によりさだめるものとする。
（雑　則）
第８条　この協定は、平成８年８月８日から適用する。

　この協定を証するため、本書２通を作成し、文京区、石岡市が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　平成８年８月８日

東京都文京区
　代表者　　文京区長　　遠藤正則
茨城県石岡市
　代表者　　石岡市長　　木村芳城

第63－59　災害時における相互応援に関する協定書

平成16年12月14日

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　　文京区長　　煙　山　　力

新潟県魚沼市小出島130番地１
魚沼市
代表者　　魚沼市長　　星　野　芳　昭

（目的）
第１条　文京区と魚沼市は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。
（連絡の窓口）
第２条　文京区と魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
（応援の要請）
第３条　応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
２　通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。
（応援の内容）
第４条　応援の内容は、次のとおりとする。
(1) 食料、飲料水、生活必需品等　救援物資の提供
(2) 医療資器材、防疫資器材、車両等応急対策用資器材の提供
(3) 一般事務職、医療職、技術職、技能職等応援職員の派遣
(4) ボランティアの派遣
(5) 被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
(6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項
（物資の輸送等）
第５条　救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。
（経費の負担）
第６条　応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。
２　応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　第一項の規定により難い場合は、双方協議するものとする。
（協議）
第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。
（その他）
第８条　平成８年８月23日文京区と湯之谷村が締結した災害時における相互応援に関する協定は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

第63－60 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　石川啄木ゆかりの地である盛岡市と文京区は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　盛岡市と文京区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条　応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

２　通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第４条　応援の内容は、次のとおりとする。

（1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
（2）被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
（3）応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
（4）応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
（5）被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
（6）その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

２　応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　第一項の規定により難い場合は、双方協議するものとする。

（その他）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、双方署名の上、各１通を保有する。

平成23年11月10日

岩手県盛岡市内丸12番２号
盛岡市
代表者　盛岡市長　谷　藤　裕　明

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

第63－61　津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定書

近代日本の文豪森鷗外の生誕の地である津和野町と終焉の地である文京区は、次のとおり相互協力及び災害応援に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、森鷗外に係る功績の顕彰を通じ、各種施策及び事業について協力することにより、相互の地域活性化を図るとともに、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、相互に応援協力することにより、被災地域の復旧等を円滑かつ迅速に遂行することを目的とする。

（相互協力）

第２条　相互協力の内容は、次のとおりとする。

⑴　観光、広報活動及び住民等の文化交流に関すること。

⑵　職員の人事交流に関すること。

⑶　その他津和野町と文京区が協議して定めた事項

（災害応援）

第３条　相互に協力する災害応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水その他の生活必需物資及びその供給のために必要な資器材の提供に関すること。

⑵　被災者の救出、医療活動及び防疫活動並びに施設の保全のために必要な物資の提供に関すること。

⑶　被災者等を一時収容するための施設等の提供及び紹介に関すること。

⑷　応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣に関すること。

⑸　その他特に災害応援を要する自治体（以下「被災自治体」という。）から要請のあった事項

（災害応援の要請）

第４条　被災自治体は、第６条に規定する連絡窓口を通じて、災害応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、電話等により応援を要請し、後日、速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶し、被災自治体が直接応援を要請することができない場合又は応援の要請がある前であっても、応援自治体が応援を要すると認めた場合は、応援自治体は、速やかに被災自治体を応援するものとする。

（経費負担）

第５条　第３条各号に規定する災害応援に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。

２　被災自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　第１項の規定による経費を被災自治体が負担し難い場合は、双方協議して定めるものとする。

（連絡窓口の設置）

第６条　津和野町と文京区は、相互協力及び災害応援に関する連絡窓口を設置し、相互に連絡するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、双方協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、双方署名の上、各１通を保有する。

平成24年10月１日

所在地　島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
名　称　津和野町
代表者　津和野町長

所在地　東京都文京区春日一丁目16番21号
名　称　文京区
代表者　文京区長

第63－62　甲州市と文京区との相互協力に関する協定

明治の文人樋口一葉ゆかりの甲州市と文京区は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲州市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
（相互協力）
第２条　前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。
⑴　甲州市と文京区の住民の交流に関すること。
⑵　文化及びスポーツを通じた交流に関すること。
⑶　観光及び産業の振興に関すること。
⑷　災害時における相互の応援に関すること。
⑸　その他本協定の目的を達成するため甲州市及び文京区が必要があると認めた事業
（連絡調整）
第３条　双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。
（その他）
第４条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要の事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年１０月２８日

山梨県甲州市塩山上於曽１０８５番地１
甲州市
代表者　甲州市長

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長

第63－63　文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書

熊本県（以下「甲」という。）、熊本市（以下「乙」という。）、新宿区（以下「丙」という。）及び文京区（以下「丁」という。）は、それぞれの自治体間で共通する「夏目漱石」、「小泉八雲」又は「肥後熊本藩主細川家」に関連した優れた文化及び歴史の資産を背景に、文化、歴史、観光、広報等の各分野（以下「各分野」という。）において、相互に連携を図ることを目的として、次のとおり覚書を締結する。

第１条　甲、乙、丙及び丁は、相互に各分野における連携及び協力を通じて関係の強化に努める。

第２条　前条の関係の強化のために行う事業の実施については、甲、乙、丙及び丁の協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証明するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年１０月２１日

甲　熊本県
代表者　熊本県知事 ＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　熊本市
代表者　熊本市長 ＿＿＿＿＿＿＿＿

丙　新宿区
代表者　新宿区長 ＿＿＿＿＿＿＿＿

丁　文京区
代表者　文京区長 ＿＿＿＿＿＿＿＿

第63－64　上天草市と文京区との相互協力に関する協定

上天草市と文京区は、「湯島」という同じ地名の縁により築かれてきた人々の繋がりを契機として、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、上天草市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力）
第２条　前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。
⑴　上天草市と文京区の住民の交流に関すること。
⑵　観光及び産業の振興に関すること。
⑶　災害時における相互の応援に関すること。
⑷　その他本協定の目的を達成するため上天草市及び文京区が必要があると認めた事業

（連絡調整）
第３条　双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

（その他）
第４条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年２月１７日

熊本県上天草市大矢野町上１５１４番地
上天草市
代表者　上天草市長

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長

第63－65　福山市と文京区との相互協力に関する協定

福山市と文京区は、江戸時代に備後国福山藩邸が文京区にあったことを契機として、現在にも受け継がれている互いの歴史・文化を縁に、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、福山市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力）
第２条　前条の目的を達成するために相互に協力する事業は、次のとおりとする。
⑴　福山市及び文京区の住民の交流に関すること。
⑵　文化交流並びに観光及び産業の振興に関すること。
⑶　災害時における相互の応援に関すること。
⑷　その他本協定の目的を達成するため福山市及び文京区が必要があると認めた事業

（連絡調整）
第３条　福山市及び文京区は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

（その他）
第４条　本協定に定めのない事項、本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月２０日

広島県福山市東桜町３番５号
福山市
代表者　福山市長

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
文京区
代表者　文京区長

第63－66　河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定書

平成20年４月１日

中野区（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、乙の水防災監視システム更新による機能拡充に伴い、甲が設置した河川水位計及び雨量計の観測値（以下「観測値」という。）を乙に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

（内容）

第１条　甲は、観測値を乙の水防業務遂行のためＮＴＴ回線を利用し、乙に配信する。

（観測値の種類等）

第２条　甲が配信する観測値の種類及び観測局の位置については、平成17年度増設分を含むものとし、詳細は別表のとおりとする。

（維持管理）

第３条　観測値の配信のため甲の施設内に乙が設置した機器の維持管理は、乙が行う。

（費用負担等）

第４条　観測値の配信に必要な機器の維持管理等に要する費用及びＮＴＴ回線利用料は、乙の負担とする。

２　甲のシステム変更等により乙が設置した装置に変更が生じたときの費用は、乙の負担とする。

（システムの変更）

第５条　甲は、甲の河川水位計・雨量計の観測システムの変更をするときは、乙に事前に連絡するものとする。

２　乙は、その都合により乙のシステム変更等を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

（工事等）

第６条　乙は、配信に関わる工事を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

２　乙は、工事竣工後、関係図書を甲に提出するものとする。

（観測値の欠測）

第７条　甲は、観測値の精度、甲の機器の故障及び保守により生じた観測値の欠測については、その責を負わない。

（観測値の目的外利用等）

第８条　乙は、配信された観測値を水防業務以外の目的には利用しないものとする。

２　乙は、配信された観測値を他機関に提供するときは、別途、甲に協議するものとする。

（期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条　この協定の解釈について疑義が生じたとき及び本協定に定めがない事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　田　中　大　輔

東京都文京区春日一丁目16番21号
乙　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

第63－67　河川水位計の観測値の配信に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、甲が設置した河川水位計の観測値（以下「観測値」という。）を乙に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

（内容）

第１条　甲は、観測値を乙の水防業務遂行のためＮＴＴ回線を利用し、乙に配信する。

（観測値の種類等）

第２条　甲が配信する観測値の種類及び観測局の位置については、別表のとおりとする。

（維持管理）

第３条　観測値の配信のため甲の施設内に乙が設置した機器の維持管理は、乙が行う。

（費用負担等）

第４条　観測値の配信に必要な機器の維持管理等に要する費用及びＮＴＴ回線利用料は、乙の負担とする。

２　甲のシステム変更等により乙が設置した装置に変更が生じたときの費用は、乙の負担とする。

（システムの変更）

第５条　甲は、甲の河川水位計の観測システムの変更をするときは、乙に事前に連絡するものとする。

２　乙は、その都合により乙のシステム変更等を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

（工事等）

第６条　乙は、配信に関わる工事を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

２　乙は、工事竣工後、関係図書を甲に提出するものとする。

（観測値の欠測）

第７条　甲は、観測値の精度、甲の機器の故障及び保守により生じた観測値の欠測については、その責を負わない。

（観測値の目的外利用等）

第８条　乙は、配信された観測値を水防業務以外の目的には利用しないものとする。

２　乙は、配信された観測値を他機関に提供するときは、別途、甲に協議するものとする。

（期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の３月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条　この協定の解釈について疑義が生じたとき及び本協定に定めがない事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成20年４月１日

別表

観測局		住所
水位局	神善合流	中野区弥生町6－3先
	寿橋	中野区弥生町5－26先
	氷川橋	中野区弥生町2－24先
	末広橋	中野区中央1－12先
	千歳橋	中野区沼袋3－14先
	天神橋	中野区松が丘2－29先（妙江合流）
	西原橋	中野区江古田3－14先
	双鷺橋	中野区若宮3－58先
	太陽橋	中野区若宮1－1先
	鷺盛橋	中野区大和町4－51先
	久我山橋	杉並区久我山2－16先
	和泉	杉並区和泉4－16先
	武蔵野橋	杉並区堀ノ内1－27先
	永久橋	杉並区下井草3－7先
	佃橋	杉並区高井戸東2－26先
雨量局	弥生地域センター	中野区弥生町1－58－14
	鍋横地域センター	中野区本町5－47－13
	中野区役所	中野区中野4－8－1
	江古田地域センター	中野区江原町2－3－15
	鷺宮地域センター	中野区鷺宮3－22－5
	下井草	杉並区下井草4－21－8
	原寺分橋	杉並区善福寺1－8
	久我山	杉並区久我山2－11－7

新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
甲　新宿区
代表者　新宿区長　　中　山　弘　子

東京都文京区春日一丁目16番21号
乙　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

別表

観測局		住所
水位局	白鳥橋	新宿区新小川町7－17先
	一休橋	文京区関口1－25先
	戸田平橋	新宿区高田馬場2－11先
	南小滝橋	新宿区北新宿4－24先
	相生橋	新宿区西新宿5－4先

第63－68　防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書

千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区及び江戸川区（以下「各区」という。）は、各区が所有する防災用高所カメラ（以下「高所カメラ」という。）により撮影した映像データ（以下「高所カメラ映像」という。）の閲覧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、各区の区域内において火災、地震等の災害が発生した場合において、各区が所有する高所カメラ映像を相互に活用することにより状況を把握し、もって迅速な対応を図るため、高所カメラ映像を相互に閲覧することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　各区の協力内容は、次のとおりとする。

⑴　各区の区域内において火災、地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合において、各区のうち、他の特別区（以下「他区」という。）に対し、高所カメラ映像を閲覧に供すること。

⑵　他区が特定の場所の高所カメラ映像を閲覧する必要が生じた場合において、他区から高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信について依頼があったときは、高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信を行うこと。

（閲覧方法等）

第３条　前条の規定による閲覧に供する方法は、東京都防災行政無線等ネットワークを利用して、東京都が設置した映像送信機器等に高所カメラ映像を送信して行うものとする。

２　各区は、前項の規定により他区が送信した高所カメラ映像を東京都防災行政無線等ネットワークを利用して受信し、相互に閲覧するものとする。

（運用の原則）

第４条　各区は、第２条の規定により閲覧に供された他区の高所カメラ映像を各区の地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他火災、事故等の対応に必要な事務以外の目的に使用してはならない。

（映像の管理等）

第５条　各区は、高所カメラ映像を都が設置した映像送信機器等の設置場所等の防災関連部署においてのみ利用するものとする。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって他の場所において利用することができる。

２　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像から取得した情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって第三者に提供することができる。

３　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

４　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を保存し、又は記録してはならないものと

第63－69　避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立小石川中等教育学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

する。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって、保存し、又は記録することができる。

（協定の解除）

第６条　各区は、この協定を解除しようとする日の３月前までに理由を付して書面により予告し、誠意をもって協議して合意に達したときは、この協定を解除することができる。

（疑義についての協議）

第７条　この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、各区の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を１０通作成し、各区それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年3月１９日

千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

新宿区
代表者　新宿区長　　吉　住　健　一

文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

墨田区
代表者　墨田区長　　山　﨑　　昇

大田区
代表者　大田区長　　松　原　忠　義

中野区
代表者　中野区長　　田　中　大　輔

杉並区
代表者　杉並区長　　田　中　　良

練馬区
代表者　練馬区長　　前　川　燿　男

足立区
代表者　足立区長　　近　藤　弥　生

江戸川区
代表者　江戸川区長　多　田　正　見

第11条　この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成25年３月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文　京　区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都文京区本駒込二丁目29番29号
乙　東京都立小石川中等教育学校
代表者　校　長　栗　原　卯田子

第63－70　避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立工芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

第11条　この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを

第63－71　避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立向丘高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

第11条　この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成20年９月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文　京　区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都文京区本郷一丁目３番９号
乙　東京都立工芸高等学校
代表者　校　長　瀧　上　文　雄

定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成20年９月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文　京　区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都文京区向丘一丁目11番18号
乙　東京都立向丘高等学校
代表者　校　　長　前　薗　　実

第63－72　避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立竹早高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

第11条　この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを

定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成20年10月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区小石川四丁目２番１号
乙　東京都立竹早高等学校
代表者　校長　前薗　実

第63－73　災害時における動物救護活動に関する協定書

文京区を甲とし、社団法人東京都獣医師会文京支部を乙とし、甲乙間において、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が動物救護活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（動物救護活動の要請等）
第２条　甲は、災害が発生した場合において、乙に対し動物救護活動に協力を要請することができる。
（動物救護活動の場所）
第３条　乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。
（動物救護活動の内容）
第４条　乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。
(1) 負傷した動物に対する応急処置
(2) 動物の死亡の確認
(3) その他動物救護活動に必要な応急業務
（費用弁償）
第５条　第２条の規定により乙が行った動物救護活動において使用した医薬品等の実費弁償は、甲が負担するものとする。
２　前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（損害補償）
第６条　この協定に基づき業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）の規定に基づき、甲が補償する。
（細目）
第７条　この協定に関する細目は、別に定める。
（協定存続期間）
第８条　この協定書の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。
２　前項の期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年５月24日

第63－74　災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区内の各警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時における応急対策活動の際、甲が避難所の備蓄倉庫において保守管理する救出救助資器材等（以下「資器材等」という。）を、乙に貸与し、乙が当該資器材等を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（資器材等の使用）

第２条　甲は、災害発生時における応急対策活動の際、乙が所有する資器材等が使用不能となり、若しくは不足し、又は甲が保守管理する資器材等を活用する方が迅速かつ合理的である場合には、乙に対し甲が保守管理する資器材等の使用を認めるものとする。

２　甲は、資機材等を保管する備蓄倉庫の鍵をあらかじめ乙に貸与し、乙は、鍵の保守管理について責めを負う。

３　乙は、甲が保守管理する資器材等を使用する場合は、区民と相互に協力して共同で使用するものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲が保守管理する資器材等を使用した場合は、事後その詳細を書面で甲に報告するものとする。

（費用負担）

第４条　乙が使用した資器材等の破損等により費用負担が生じた場合については、その都度甲と乙で協議するものとする。

（協定の有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、平成24年８月13日から平成25年３月31日までの間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、おのおのその１通を保有する。

平成24年８月13日

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

乙　東京都文京区小石川二丁目14番２号
警視庁富坂警察署

甲　東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

乙　東京都文京区目白台二丁目12番11号
社団法人東京都獣医師会文京支部
代表者　支部長　近　藤　英　樹

代表者　富坂警察署長　　小　林　　正　憲

東京都文京区音羽二丁目12番26号
警視庁大塚警察署
代表者　大塚警察署長　　原　田　　和　良

東京都文京区本郷七丁目１番７号
警視庁本富士警察署
代表者　本富士警察署長　　古　市　　壮　吾

東京都文京区本駒込二丁目28番18号
警視庁駒込警察署
代表者　駒込警察署長　　木　村　　俊　治

第63－75　災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と跡見学園女子大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(2)　乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(3)　乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
(4)　甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
(5)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条第各号（第４号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（母子救護所の開設等）
第４条　甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。
２　甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第６条　母子救護所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年９月７日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都
乙　跡見学園女子大学
代表者　学　長　山田　徹雄

第63－76　災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人貞静学園 貞静学園短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(2)　乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(3)　乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
(4)　甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
(5)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条第各号（第４号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（母子救護所の開設等）
第４条　甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。
２　甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第６条　母子救護所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（協議）

第63－77　災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と日本女子大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(2)　乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(3)　乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
(4)　甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
(5)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条第各号（第４号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（母子救護所の開設等）
第４条　甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。
２　甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第６条　母子救護所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年９月７日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区小日向一丁目26番13号
乙　学校法人貞静学園
貞静学園短期大学
代表者　学　長　奥　明子

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年12月10日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区目白台二丁目８番１号
乙　学校法人日本女子大学
代表者　理 事 長　蟻川　芳子

第63－78　災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東洋学園大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(2)　乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(3)　乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
(4)　甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
(5)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条第各号（第４号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（母子救護所の開設等）
第４条　甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。
２　甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第６条　母子救護所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。
（原状回復）
第７条　甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（協議）

第63－79　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都助産師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（妊産婦等支援班の派遣）
第２条　甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。
（妊産婦等支援計画の策定及び提出）
第３条　乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前条第２項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師複数名とする。
（妊産婦等支援班の業務）
第４条　妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。ただし必要に応じ医師等と協力して行うものとする。
（1）母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
（2）妊産婦等に対する心身のケア
（3）助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設（以下「後方医療施設等」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
（4）助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置
（指揮命令）
第５条　妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
（妊産婦等支援班の輸送）
第６条　甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。
（助産院等への受入要請）
第７条　母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。
（医療費）
第８条　母子救護所等における医療費は、無料とする。
（防災訓練の協力）
第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（経費負担等）
第１０条　次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年12月10日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区本郷一丁目26番３号
乙　東洋学園大学
代表者　学　長　一ノ渡　尚道

（1）妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
（2）妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費
２　前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。
（損害補償）
第１１条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（連絡体制の整備）
第１２条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。
（協議）
第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年９月７日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

東京都文京区音羽一丁目19番18号
乙　一般社団法人 東京都助産師会
代表者　代表理事　　石　村　あさ子

第63－80　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と財団法人東京都助産師会館（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（妊産婦等支援班の派遣）
第２条　甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。
（妊産婦等支援計画の策定及び提出）
第３条　乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前条第２項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師、看護士、補助事務員等とする。
（妊産婦等支援班の業務）
第４条　妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。
（1）母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
（2）妊産婦等に対する心身のケア
（3）助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設（以下「後方医療施設等」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
（4）助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置
（指揮命令）
第５条　妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
（妊産婦等支援班の輸送）
第６条　甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。
（助産院等への受入要請）
第７条　母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。
（医療費）
第８条　母子救護所等における医療費は、無料とする。
（防災訓練の協力）
第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（経費負担等）
第１０条　次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

第63－81　災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人順天堂（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（妊産婦等支援班の派遣）
第２条　甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。
３　前項に規定する妊産婦支援班の構成員は、原則として医師複数名とする。
（妊産婦等の受入れ）
第３条　甲は、母子救護所等において妊産婦等の転送が必要であると判断した場合には、乙に対して、受入要請を行うものとする。この場合において、乙は、災害時の他の患者の受入状況を勘案し、可能な限りの受入を行うものとする。
（妊産婦等支援班の搬送）
第４条　甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の搬送を行う。
（防災訓練の協力）
第５条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。
（経費負担等）
第６条　次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。
（1）妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
（2）妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費
２　前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。
（損害補償）
第７条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（連絡体制の整備）
第８条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。
（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

（1）妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
（2）妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費
２　前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。
（損害補償）
第１１条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（連絡体制の整備）
第１２条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。
（協議）
第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年９月７日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

東京都文京区音羽一丁目19番18号
乙　財団法人　東京都助産師会館
代表者　理 事 長　　遠　藤　千枝子

第63－82　災害時における母乳育児支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と災害時の母と子の育児支援共同特別委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児に対して母乳育児に係る支援活動（以下「母乳育児支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（母乳育児支援班の派遣）

第２条　甲は、母乳育児支援活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、母乳育児支援班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、母乳育児支援班を編成し、当該母乳育児支援班を甲の定める避難所、母子救護所等に派遣するものとする。

３　前項の母乳育児支援班の構成員は、原則として、乙に所属する母乳育児相談員等とする。

（母乳育児活動計画の策定及び提出）

第３条　乙は、あらかじめ母乳育児支援活動を円滑に実施するための支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（母乳育児支援班の業務）

第４条　母乳育児支援班の業務は、次のとおりとする。

（１）避難所、母子救護所等における母乳育児相談コーナーの設置及び運営

（２）災害時専用母乳育児支援ホットラインの設置

（３）災害時の区民に対する母乳育児に関する情報提供

（４）その他母乳育児支援に関し区長が必要があると認めた業務

（指揮命令）

第５条　母乳育児支援班に係る指揮命令及び母乳育児支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（母乳育児支援班の輸送）

第６条　甲は、必要に応じ、母乳育児支援班の輸送を行う。

（防災訓練等の協力）

第７条　甲及び乙は、必要に応じて相互が計画する防災訓練又は研修に参加し、又は協力することができる。

（経費負担等）

第８条　次に掲げる乙の母乳育児支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

（１）母乳育児支援班の編成及び派遣に要する経費

（２）母乳育児支援班の業務活動に係る実費

２　前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害補償）

第９条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制の整備）

平成24年10月24日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

東京都文京区本郷二丁目１番１号
乙　学校法人順天堂
代表者　理事長　　小　川　秀　興

第１０条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等母乳育児支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年３月２７日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区白山四丁目10番15号
乙　災害時の母と子の育児支援　共同特別委員会
代表者　委員長　本郷　寛子

第63－83　災害に係る情報発信等に関する協定

文京区（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、区の区域内（以下「区内」という。）の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対してインターネットにより必要な情報を迅速に提供し、かつ、当該情報の途絶等による甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙との相互協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

⑴　乙は、甲が運営するホームページのアクセス負荷を軽減するため、災害発生時において、当該ホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

⑵　甲は、区内の避難所等に関する防災情報を乙に提供し、乙は、当該情報を平常時から乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。

⑶　甲は、災害発生時において、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。

⑷　甲は、災害発生時において、区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れに関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。

⑸　甲は、災害発生時において、区内の避難所等における必要な救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。

⑹　甲は、区内の避難所における避難者の名簿をインターネット上で公開する場合において、乙の検索サービスの精度を向上させる必要があるときは、乙が提示する所定のフォーマットを用いて当該名簿を作成すること。

２　前項各号に掲げる協力の具体的な方法等については、災害の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の協議により決定するものとする。

３　甲及び乙は、第１項各号に掲げる協力が円滑になされるよう、窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

４　第１項に定めるもののほか、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した協力内容を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に規定する甲及び乙の協力は、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの協力にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲が提供した情報について、甲が別段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切であると判断した方法（乙の提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、当該情報を広く一般に周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために利用をしてはならない。

（本協定の公表）

第５条　本協定を締結した事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及

び公表する内容について、協議の上、決定するものとする。
（本協定の期間）
第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了前までに甲又は乙のいずれからも期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされないときは、１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。
（協議）
第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年９月10日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都港区赤坂九丁目７番１号
乙　ヤフー株式会社
代表者　代表取締役　宮　坂　　学

第63－84　災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における情報の収集、伝達活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が情報の収集、伝達活動等を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、情報の収集、伝達活動等の協力を要請することができる。
２　前項に規定する協力を要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（協力内容）
第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。
(1)　災害時要援護者等の安否確認及び被害情報の収集
(2)　建物、道路等の被害その他の地域の被害に関する情報の収集
(3)　区が発行する災害情報に係る広報紙等の配布
(4)　新聞の避難所への配付
(5)　備蓄物資等の緊急輸送
(6)　自宅等で避難生活を送る災害時要援護者等への備蓄物資等の配布
(7)　その他甲が必要と認めた事項
（協力の実施）
第４条　乙は、第２条の規定による協力要請があったときは、乙の組合員（以下「組合員」という。）に対し協力内容に係る業務（以下「業務」という。）の実施を要請する。
２　組合員は、前項の規定により乙から要請があったときは、速やかに業務を実施する。
３　組合員は、業務を実施した後、直ちに業務の実施日時、場所、従事人数等を乙に報告しなければならない。
４　乙は、前項の規定による組合員からの報告を取りまとめ、甲に報告をしなければならない。
（費用負担）
第５条　第３条に定める協力に要する費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（事故報告及び損害賠償）
第６条　乙は、第３条に定める協力に係る原動機付自転車等の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。この場合において、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、乙は、その賠償の責めを負うものとする。
（損害補償）
第７条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。
（その他）

第63－85　災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、平成２４年９月４日付けで締結した建物貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し書面により協力を要請する。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。

(1)　本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。

(2)　前号の規定による無償提供を行うに当たり、本件自動販売機の操作方法等について甲に対し必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。

(3)　その他甲乙協議の上必要があると認めたこと。

２　乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の鍵、操作方法を記載した書面等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

３　甲は、前項の規定により提出された鍵等を厳重に保管しなければならない。

（協定期間）

第４条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が負担する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（協議）

第６条　この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自１通を保有する。

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年11月２日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　廣　修

東京都文京区本郷六丁目24番７号
乙　文京区新聞販売同業組合
代表者　組合長　照　井　健　治

第63－86　災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

平成24年10月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都板橋区中丸10－10
乙　株式会社伊藤園　池袋支店
代表者　支店長　　佐　藤　　正

文京区（以下「甲」という。）と東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年９月４日付けで締結した建物貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立することを目的とする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し書面により協力を要請する。
２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。
（協力内容）
第３条　乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。
(1)　本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。
(2)　前号の規定による無償提供を行うに当たり、本件自動販売機の操作方法等について甲に対し必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。
(3)　その他甲乙協議の上必要があると認めたこと。
２　乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の鍵、操作方法を記載した書面等を、あらかじめ甲に提出するものとする。
３　甲は、前項の規定により提出された鍵等を厳重に保管しなければならない。
（協定期間）
第４条　この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。
（費用負担）
第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が負担する必要があると認めた場合は、この限りでない。
（協議）
第６条　この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自１通を保有する。

第63－87　災害時における清涼飲料水の供給に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号の災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要となる清涼飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が実施する飲料水等の確保に係る支援体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（清涼飲料水の供給）

第２条　甲は、災害時に飲料水等が必要であるときは、乙に対して清涼飲料水の供給を依頼することができる。

２　甲は、前項の規定により清涼飲料水の供給を依頼する場合は、清涼飲料水供給依頼書（別記様式第１号。以下「依頼書」という。）により、その品目及び品名、数量、納入日時、納入場所その他の必要な事項を明示するものとする。ただし、緊急の場合は、甲は、乙に対して口頭で依頼し、後日、依頼書を提出するものとする。

３　乙は、前項の規定による供給依頼を承諾した場合は、その旨の書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は、甲に対して口頭で承諾し、後日、その旨の書面を提出するものとする。

４　乙は、前項の規定による承諾を行った場合は、その時点において乙が納入できる数量の範囲で、甲に対して優先的に、甲の指定する日時及び場所に清涼飲料水を納入するものとする。ただし、道路状況等により甲の指定した日時及び場所に清涼飲料水を納入できない場合は、別途協議するものとする。

（費用負担）

第３条　甲は、前条第４項の規定による清涼飲料水の納入に係る経費を負担するものとする。この場合における清涼飲料水の価格は、甲が前条第１項の規程により乙に依頼した時点（以下「依頼時」という。）において、災害が発生していた場合にあっては当該災害の発生前において清涼飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内の額とし、依頼時においていまだ災害が発生していない場合にあっては当該依頼時において清涼飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内の額とする。

２　甲は、乙から経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第４条　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）第２条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年３月31日までとする。　ただ

平成24年10月１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成　澤　　廣　修

東京都千代田区神田和泉町１番地
乙　東京キリンビバレッジサービス株式会社
代表者　取締役社長　橋　本　　浩　二

し、当該期間の満了の日の１月前までに、甲又は乙から相手方に対してこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、同一の条件で１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成24年11月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　　成　澤　　廣　修

東京都新宿区東五軒町２番18号
乙　株式会社八洋
代表者　代表取締役社長　　後　藤　　伯　彦

第63－88　災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京都環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時におけるし尿収集業務に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内で地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が定めるし尿処理計画に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、甲が管理する施設においてし尿収集の必要があるときは、乙に対し、し尿収集業務を行うために必要な車両、作業員及び資器材の供給を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、日時、収集場所、収集予想量、処理方法その他必要な事項を明らかにした要請書（別記様式第１号）を乙に送付するものとする。ただし、緊急時においては、甲は、口頭により要請し、事後において要請書を送付することができる。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な事情がない限り協力するものとする。

（業務）

第４条　乙は、甲の要請により次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　し尿の収集に関すること。
⑵　し尿の運搬に関すること。
⑶　し尿の水再生センター又は管路の受入れ人孔への投入に関すること。
⑷　その他甲が必要と認めた業務

（業務報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づく業務を完了したときは、業務内容及び収集のために使用した車両の台数、収集量、作業員数その他必要な事項を記載した実績報告書（別記様式第２号）を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条に規定する業務に要した費用を負担するものとする。

２　乙は、業務を終了し、甲の確認を受けた後、前項の費用を甲に請求するものとする。

３　第１項に規定する費用は、当該災害時直前の価格に基づき、甲乙協議の上算定するものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の従事者が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年７月文京区条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第８条　乙は、甲の要請に対応できる車両台数、連絡体制等について記載した連絡票（別記様式第３号）を作成し、毎年４月に甲に提出するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定期間）
第10条　協定期間は、協定締結の日から平成26年３月31日までとする。
２　前項の協定期間が満了する日（以下「満了の日」という。）の３か月前までに、甲又は乙が協定の解除又は変更の申し出を行わないときは、この協定は、満了の日の翌日から起算して１年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年２月20日

甲　所在地　文京区春日一丁目１６番２１号
　　名　称　文京区
　　代表者　文京区長　　成澤　廣修

乙　所在地　中央区銀座一丁目２７番８号
　　名　称　東京都環境保全協同組合
　　代表者　理事長　　武藤　猛

別記様式第１号（第２条関係）

要　請　書

年　　月　　日

東京都環境保全協同組合　理事長　様

文京区長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第２条第２項の規定により、下記のとおり供給を要請いたします。

記

要請事項	内　　容
日　　時	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
収集場所	
収集予想量	
処理方法	
備　　考	

別記様式第２号（第５条関係）

実　績　報　告　書

年　　月　　日

文京区長　殿

東京都環境保全協同組合　理事長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第５条の規定により、下記のとおり業務の終了について報告します。

記

日　　時	収集場所	収集量	経費額	処理費用	備　考

使用した車両台数	台	作業員数	人

別記様式第３号（第８条関係）

連　　絡　　票

年　　月　　日

文京区長　殿

東京都環境保全協同組合　理事長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第８条の規定により、下記のとおり要請に対応できる車両台数等について連絡します。

記

要請に対応できる車両台数		台	
連絡体制	平常時	連絡先	
		電話番号	
	災害時	連絡先	
		電話番号	
備　考			

第63－89　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	東京都文京区大塚四丁目１８番１号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

３　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、第３条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、第３条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第６条　甲は、第４条第１項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（費用負担）

第８条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第９条　甲は、第３条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第１０条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第３条の施設に係る土地建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

東京都豊島区池袋四丁目２５番１０号
乙　社会福祉法人フロンティア
代表者　理 事 長　松 室　登志子

第63－90　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人福音会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京白山の郷	東京都文京区白山五丁目１６番３号
文京区向丘高齢者在宅サービスセンター	文京区向丘二丁目２２番９号
文京区本郷高齢者在宅サービスセンター	東京都文京区本郷四丁目２１番２号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

３　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、第３条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、第３条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第６条　甲は、第４条第１項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に、要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（費用負担）

第８条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第９条　甲は、第３条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第１０条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第３条の施設に係る土地建物使用賃貸契約又は建物使用賃貸契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

東京都町田市野津田町１９３２番地
乙　社会福祉法人福音会
代表者　理 事 長　定 家　修 身

第63－91　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桜栄会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	東京都文京区千駄木五丁目１９番２号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

３　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、第３条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、第３条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第６条　甲は、第４条第１項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（費用負担）

第８条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第９条　甲は、第３条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第１０条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第３条の施設に係る土地建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

東京都立川市上砂町五丁目７６番４号
乙　社会福祉法人桜栄会
代表者　理 事 長　加 藤　美代子

第63－92　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東六会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホームゆしまの郷	東京都文京区湯島三丁目２９番１０号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

３　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、第３条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、第３条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第６条　甲は、第４条第１項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、７日を限度とする。

（費用負担）

第８条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第９条　甲は、第３条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第１０条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成 澤　廣 修

東京都文京区湯島三丁目２９番１０号
乙　社会福祉法人東六会
代表者　理 事 長　西 條　元 彦

第63－93　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人佑啓会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な障害者（児）・高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要援護障害者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護障害者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、甲の業務委託を受け、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目５０番１号
文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目３０番６号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲の乙に対する施設の業務委託が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２５年　４月　１日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

千葉県市原市今富 1110 番地 1
乙　社会福祉法人佑啓会
代表者　理事長　里見　吉英

第63－94　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と医療法人社団珠泉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
短期入所生活介護あけぼし	文京区小石川五丁目１１番８号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２７年４月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都昭島市田中町二丁目１番地３７
乙　医療法人社団珠泉会
代表者　理事長　市村　義久

第63－95　災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な障害者(児)のうち、医療機関等に入院することを必要としない在宅者（以下「要援護障害者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護障害者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
障害者支援施設　リアン文京	文京区小日向二丁目16番15号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２７年４月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　　文京区長　　成澤　廣修

東京都八王子市台町一丁目１９番３号
乙　社会福祉法人武蔵野会
代表者　　理事長　　上野　純宏

第63－96　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人洛和福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	文京区春日一丁目９番２１号
特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	文京区大塚四丁目５０番１号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約又は建物使用貸借契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　　文京区長　　成澤　廣修

京都府京都市伏見区桃山町大島 38-528
乙　社会福祉法人洛和福祉会
代表者　　理事長　　矢野　一郎

第63－97　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人芙蓉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	文京区湯島二丁目２８番１４号
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	文京区本駒込二丁目２８番３１号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る建物使用貸借契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都町田市南町田五丁目 16 番 1 号
乙　社会福祉法人　芙蓉会
代表者　理事長　板垣

第63－98　災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と医療法人社団日成会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第３条　甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
介護老人保健施設音羽えびすの郷	文京区音羽一丁目22番14号

（福祉避難所の開設及び運営）

第４条　甲は、災害の発生により必要があると認めたときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

２　前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

４　乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第５条　甲及び乙は、前条第３項及び第４項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

⑴　甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

⑵　甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

⑶　甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

⑷　甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

⑸　前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めたときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

２　前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第６条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第８条　甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第１２条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各１通を保有する。

平成３０年３月１日

東京都文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都豊島区池袋本町二丁目３４番１号
乙　医療法人社団日成会
代表者　理事長　平井 基之

第63－99　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社東京ドーム（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び災害の発生により帰宅することが困難な者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙が有する施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(2) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、乙が有する施設の一部を一時滞在施設（以下「滞在施設」という。）として、甲に提供するものとする。

(3) 乙は、滞在施設の開設、管理及び運営に協力するものとする。

(4) 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するものとする。

(5) 乙は、災害時において滞在施設に収容した区民等に、備蓄物資を提供するものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第３条　前条第２号に定める乙が提供する施設（以下「乙の施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
東京ドームシティ	文京区後楽一丁目３番61号	ジオポリス	1,000人
		ＴＤＣホール	3,000人
		プリズムホーム	1,000人

（協力要請）

第４条　甲が第２条第３号及び第６号に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（滞在施設の開設等）

第５条　乙は、災害時において乙の施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該施設を甲に提供する。

２　甲は、乙の施設に滞在施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により滞在施設を開設するときは、乙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

４　甲は、乙の施設を滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該滞在施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、滞在施設の開設、管理及び運営に要した費用並びに第２条第５号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第７条　滞在施設の開設期間は、災害発生から３日以内とする。ただし、甲は、滞在施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、１回の延長につき、３日を限度とする。

（原状回復）

第８条　甲は、滞在施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第９条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第10条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（旧協定の廃止）

第11条　平成２５年３月１９日付けで甲乙間で締結した「災害時における相互協力に関する協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成31年３月５日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　　文京区長　　成澤　廣修

東京都文京区後楽一丁目３番６１号
乙　株式会社東京ドーム
代表者　　代表取締役社長　長岡　勤

第63－100　災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、住友不動産飯田橋ファーストタワー・ラ・トゥール飯田橋管理組合を乙とし、住友不動産株式会社を丙とし、甲、乙及び丙の間において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲、乙及び丙の協力の内容は、次のとおりとする。

⑴　乙及び丙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙及び丙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙及び丙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

⑵　乙及び丙は、災害の初期対応時に備え、物資を整備するものとする。

⑶　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙及び丙に提供するものとする。

⑷　乙及び丙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

⑸　乙及び丙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第２号に規定する物資を提供するものとする。

⑹　前各号に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条に定める協力を乙及び丙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（避難施設の開設）

第４条　乙及び丙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

２　甲は、乙及び丙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙及び丙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第２条第５号の規定により乙及び丙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、甲、乙及び丙で協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第７条　甲は、避難施設を閉鎖する際は、乙及び丙の施設を原状に復し、かつ、乙及び丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第８条　甲は、乙及び丙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３月前までに甲、乙又は丙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証とするため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各１通保有する。

平成26年1月31日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
文京区長　成澤　廣修

東京都文京区後楽二丁目6番1号
乙　住友不動産飯田橋ファーストタワー・
ラ・トゥール飯田橋管理組合
理事長　長澤　弘二

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
丙　住友不動産株式会社
取締役資産開発事業本部長　加藤　宏

第63－101　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文化シヤッター株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(2)　乙は、災害の初期対応時に備え、物資を備蓄するものとする。

(3)　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(4)　乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(5)　乙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第２号に規定する物資を提供するものとする。

(6)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めたときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（避難施設の開設等）

第４条　乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

２　甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第２条第５号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して３日以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第７条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第８条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年7月２８日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区西片一丁目１７番３号
乙　文化シヤッター株式会社
代表者　代表取締役社長　茂木 哲

第63－102　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と湯島地方合同庁舎管理庁 財務省関東財務局東京財務事務所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。
（協力内容）
第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。
(1)　乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
(2)　乙は、災害の初期対応時に備え、物資を備蓄するものとする。
(3)　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
(4)　乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
(5)　乙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第２号に規定する物資を提供するものとする。
(6)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めたときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。
（協力要請）
第３条　甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。
（避難施設の開設等）
第４条　乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。
２　甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。
３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の業務等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第２条第５号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。
２　前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（開設期間）
第６条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して３日以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。
（原状回復）
第７条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
（防災訓練の協力）
第８条　甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。
（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年3月３０日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区湯島四丁目６番１５号
乙　湯島地方合同庁舎　管理庁
財務省関東財務局東京財務事務所
代表者　東京財務事務所長　鞆田　周一

第63－103　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京学院大学（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(2)　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(3)　乙は、甲から要請があったときは、避難施設等に乙の教職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ外国語が日常会話程度話せる人材を把握しておくものとする。

(4)　甲は、前項の規定によるボランティア活動に必要な資器材の提供等を行うものとする。

(5)　乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(6)　甲は、災害時において避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

(7)　乙は、災害時において避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。

(8)　前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めたときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（ボランティアの募集）

第４条　乙は、第２条第３号の教職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。

（避難施設の開設等）

第５条　乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

２　甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育研究活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

４　甲は、避難施設として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第２条第７号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第７条　避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して３日以内とする。ただし、甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、１回につき７日を限度として、当該期間を延長することができる。

（原状回復）

第８条　甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練等の協力）

第９条　甲は、乙が行う防災訓練及び防災に関する事業に協力するものとする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の３月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がないときは、この協定は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年６月２３日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都文京区向丘一丁目19番1号

乙　文京学院大学
代表者　学長　工藤　秀機

第63－104　災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と朝日信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び災害の発生により帰宅することが困難な者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙が有する施設の一部を一時滞在施設（以下「滞在施設」という。）として、甲に提供するものとする。

(2) 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するものとする。

(3) 甲は、乙が有する施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(4) 乙は、滞在施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(5) 乙は、災害時において滞在施設に収容した区民等に、備蓄物資を提供するものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第３条　前条第1号に定める乙が提供する施設（以下「乙の施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
朝日信用金庫 湯島支店	文京区湯島二丁目１番５号	４階研修室（246㎡） ５階研修室（229㎡）	287人
朝日信用金庫 神明支店	文京区本駒込五丁目73番10号	４階会議室（123㎡）	74人

（協力要請）

第４条　甲が第２条第４号及び第６号に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（滞在施設の開設等）

第５条　乙は、災害時において乙の施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該施設を甲に提供する。

２　甲は、乙の施設に滞在施設を開設し、管理し、及び運営する。

３　甲は、前項の規定により滞在施設を開設するときは、乙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

４　甲は、乙の施設を滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該滞在施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、滞在施設の開設、管理及び運営に要した費用並びに第２条第５号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第７条　滞在施設の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、甲及び乙で協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第８条　甲は、滞在施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日の３か月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、本協定は有効期間満了日の翌日から自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名の上、各１通を保有する。

平成31年２月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲　文京区
代表者　文京区長　成澤　廣修

東京都台東区台東二丁目8番2号
乙　朝日信用金庫
代表理事　橋本　宏

第63－105　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸与に関する協定書

　文京区（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸与に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙に貸与するＡＥＤの維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置店舗）

第２条　乙が貸与を受けたＡＥＤを設置する店舗は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区本郷二丁目３９番１号

店舗名　ナチュラルローソン本郷三丁目メトロピア店

（維持管理等）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、維持管理しなければならない。

２　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

３　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第５条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第６条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第７条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

　この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年５月２日

文京区春日一丁目１６番２１号

甲　文京区

代表者　文京区長　　成澤　廣修

港区芝浦四丁目１３番２３号

乙　株式会社ローソン　ナチュラルローソン支店

代表者　支店長　　江藤　隆裕

第63－106　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と武蔵興業有限会社（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区千駄木五丁目４１番５号

店舗名　ふくの湯

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

甲　文京区春日一丁目１６番２１号
　　文京区
　　代表者　文京区長

乙　文京区千駄木五丁目４１番５号
　　武蔵興業有限会社
　　代表者

第63－107　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と有限会社君の湯（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区大塚六丁目１０番９号

店舗名　君の湯

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長

文京区大塚六丁目１０番９号
乙　有限会社君の湯
代表者

第63－108　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と株式会社大黒湯（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区大塚三丁目８番６号

店舗名　大黒湯

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長

文京区大塚三丁目８番６号
乙　株式会社大黒湯
代表者

第63－109　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と有限会社トナミ（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区白山二丁目７番１号

店舗名　白山浴場

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長

文京区白山二丁目７番１号
乙　有限会社トナミ
代表者

第63－110　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と有限会社富士見湯（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区白山一丁目３番５号

店舗名　富士見湯

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長

文京区白山一丁目３番５号
乙　有限会社富士見湯
代表者

第63－111　文京区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と大三商事有限会社（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が公衆浴場にＡＥＤを設置することにより、文京区内において迅速な救命処置が可能となる環境を整えることを目的とする。

（設置店舗）

第２条　甲がＡＥＤを設置する乙の店舗（以下「設置店舗」という。）は、次のとおりとする。

所在地　東京都文京区目白台一丁目１３番１号

店舗名　豊川浴泉

（日常管理）

第３条　乙は、ＡＥＤが良好な状態で使用できるように、日常管理しなければならない。

（使用の制限）

第４条　乙は、ＡＥＤを処分し、又は人命救助の目的以外に使用してはならない。

（転貸の禁止）

第５条　乙は、ＡＥＤを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（連絡）

第６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(1)　ＡＥＤの異常を確認したとき。

(2)　ＡＥＤを使用したとき。

(3)　ＡＥＤの設置場所を移動するとき。

(4)　乙の施設の改築、修繕等によりＡＥＤの使用に支障が生じたとき。

（費用負担等）

第７条　甲は、次に掲げる事項を適宜実施し、及びその費用を負担するものとする。

(1)　ＡＥＤの本体及び附属品の更新及び点検

(2)　ＡＥＤの修理、消耗品等の補填

（損害賠償の義務）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由によりＡＥＤを紛失し、又は毀損したときは、当該ＡＥＤと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、賠償しなければならない。

（協力）

第９条　甲は、乙からの求めに応じ、乙の従業員等がＡＥＤの操作方法を習得すること等について必要な協力を行うものとする。

（使用申出への対応）

第１０条　乙は、設置店舗において区民等から救命を目的にＡＥＤの使用の申出があったときは、これを受け渡し使用させるものとする。

（協議）

第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年１０月２６日

文京区春日一丁目１６番２１号
甲　文京区
代表者　文京区長

文京区目白台一丁目１３番１号
乙　大三商事有限会社
代表者

７　避難所・避難場所関係

第64　避難所における耐震補強工事進捗状況

（平成30年10月１日現在）

施設名	所　在　地	工事完了年度
礫川小学校	小石川２－13－２	H12完了
柳町小学校	小石川１－23－16	H17完了
指ヶ谷小学校	白　山２－28－４	H12完了
林町小学校	千　石２－36－３	H23完了
明化小学校	千　石１－13－９	H元完了
青柳小学校	大　塚５－40－18	Ｈ３完了
関口台町小学校	関　口２－６－１	H13完了
小日向台町小学校	小日向２－３－８	H12完了
金富小学校	春　日２－６－15	H24完了
窪町小学校	大　塚３－２－３	H18改築
大塚小学校	大　塚４－１－７	H10完了
湯島小学校	湯　島２－28－14	Ｈ３改築
誠之小学校	西　片２－14－６	H14完了
根津小学校	根　津１－14－３	Ｈ２完了
千駄木小学校	千駄木５－44－２	H11完了
汐見小学校	千駄木２－19－23	Ｓ61改築
昭和小学校	本駒込２－28－31	Ｈ８改築
駒本小学校	向　丘２－37－５	H13完了
駕籠町小学校	本駒込２－29－６	H11完了
本郷小学校	本　郷４－５－15	H13改築
旧元町小学校	本　郷１－１－19	H22完了
第一中学校	小石川５－８－９	H10完了
第三中学校	春　日１－９－31	Ｈ９完了
第六中学校	向　丘１－２－15	H26改築
第八中学校	千駄木２－19－22	H14完了
第九中学校	本駒込３－28－９	H21完了
第十中学校	千　石２－40－17	H10完了
文林中学校	千駄木５－25－10	H12完了
茗台中学校	春　日２－９－５	Ｈ６改築
本郷台中学校	本　郷２－38－23	H22完了
音羽中学校	大　塚１－９－24	H21改築

第65　避難場所及び地区割当

（平成30年10月１日現在）

避　難　場　所	区域面積 （㎡） （避難有効面積）	避難計画人口 （人）	文京区の割当地区町丁目
六義園	100,800 (51,700)	31,900 （文京区　31,900）	千駄木４丁目、５丁目の一部、本駒込１～６丁目
東京大学	421,600 (199,200)	123,900 （文京区 123,900）	向丘１～２丁目、根津１～２丁目、西片２丁目、１丁目の一部、千駄木１～３丁目、５丁目の一部、湯島１～４丁目、本郷３・６～７丁目、２・４～５丁目の各一部、弥生１～２丁目
後楽園一帯	402,400 (198,400)	147,600 〔文京区　78,600 新宿区　69,000〕	関口１丁目の一部、後楽１～２丁目、春日１～２丁目、小石川２丁目、１・３丁目の各一部、小日向１～２、４丁目の各一部、水道１～２丁目、西片１丁目の一部、本郷１丁目、２・４～５丁目の各一部
お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	350,000 (182,400)	66,500 〔文京区　49,900 豊島区　16,600〕	音羽１丁目の一部、小石川４～５丁目、小日向３丁目、１～２・４丁目の各一部、千石３～４丁目、１～２丁目の各一部、大塚１・３丁目、２・４丁目の各一部
護国寺一帯	168,800 (75,700)	13,000 （文京区　13,000）	音羽２丁目、大塚５～６丁目、２・４丁目の各一部
小石川植物園	161,200 (59,700)	29,100 （文京区　29,100）	小石川１・３丁目の各一部、西片１丁目の一部、千石１～２丁目の各一部、白山１～５丁目
目白台運動公園付近一帯	162,500 (59,500)	23,200 （文京区　23,200）	音羽１丁目の一部、関口２～３丁目、１丁目の一部、目白台１～３丁目
合計	1,767,300 (826,600)	435,200 〔文京区　349,600 その他　85,600〕	

第66　避難場所の町会別割当

（平成30年10月１日）

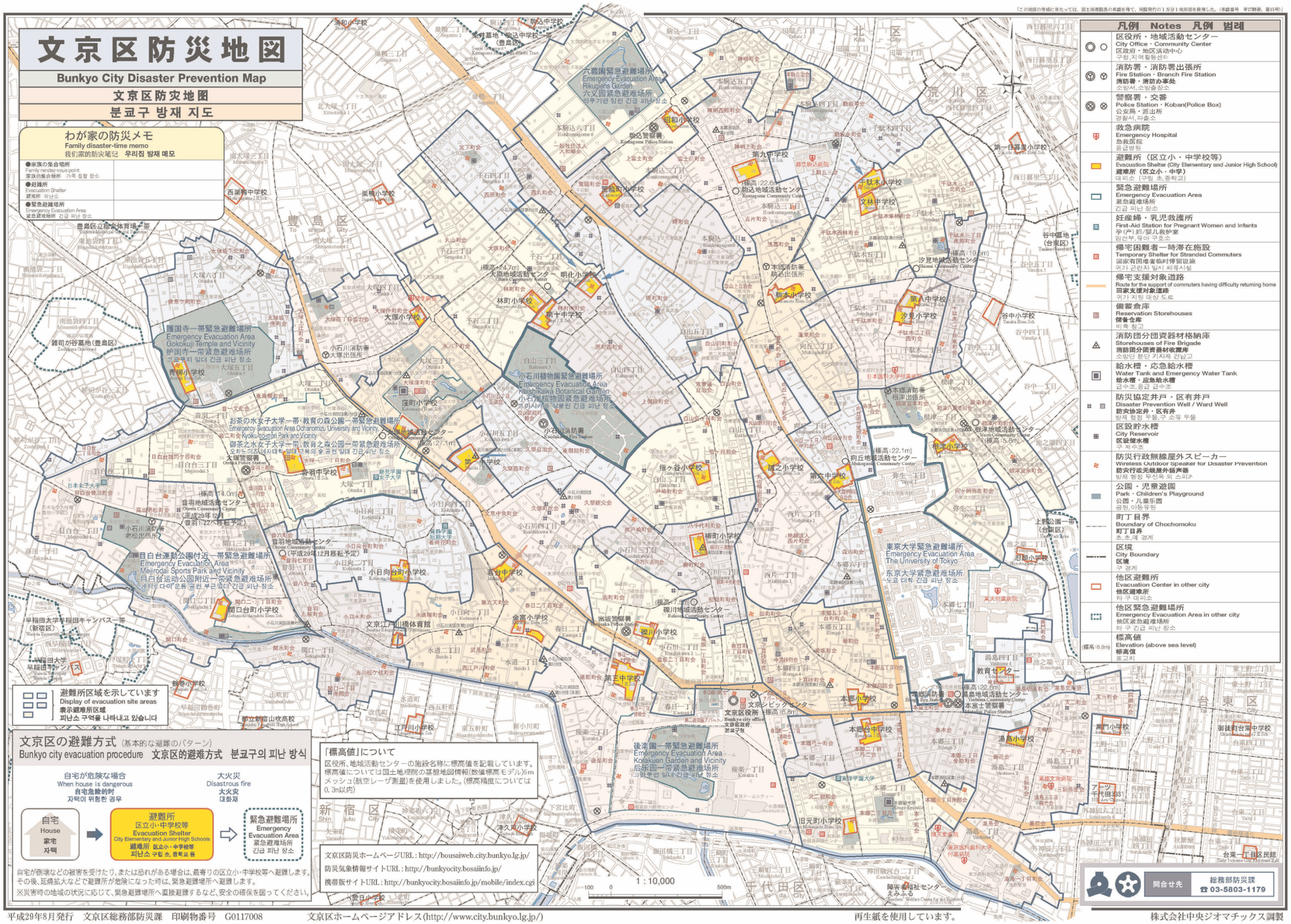
場所	町　　会　　名
六義園	14町会 大原地域活動センター管内（２町会） 駕籠町会、一般社団法人 大和郷会 駒込地域活動センター管内（12町会）－全町会 吉片町会、浅嘉町会、曙町会、上富士町会、上動五三会、動坂中町会、 動坂町会、富士前町会、神明町会、神明上町会、神明西部町会、本駒自治会
東京大学	54町会 湯島地域活動センター管内（30町会） 本一町会、本郷二・三丁目町会、本郷同四会、本郷五丁目町会、赤門前町会、 春木会、本郷三丁目金助町会、本富士町会、竜岡会、本郷二丁目元一会、 本郷二丁目弓二会、本郷五丁目台町町会、菊坂町会、菊和会、湯島一丁目町会、 本郷三丁目南部会、湯島会、新花会、三組町会、三組弥生会、 湯島三丁目梅光会、妻恋会、天梅会、天一町会、天二町会、天三町会、 同朋町会、湯島切通町会、両門町会、湯島北町会 向丘地域活動センター管内（10町会） 森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、肴町町会、白山上自治会、 地縁法人 西片町会、蓬莱町会、向丘一丁目中町会、向丘一丁目上町会、 東大農学部前自治会 根津地域活動センター管内（７町会）－全町会 根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、根津宮本町会、 向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会 汐見地域活動センター管内（７町会）－全町会 千駄木二丁目東町会、千駄木二丁目西町会、上千駄木町会、千駄木東林町会、 千駄木西林町会、千駄木三丁目南部町会、千駄木三丁目北町会
後楽園一帯	32町会 礫川地域活動センター管内（18町会） 初音町町会、富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、 春日町一・二丁目春睦会、春日町三丁目町会、表町町会、小石川表町会、 柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、南戸崎町会、春日一丁目仲睦会、 春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、第二後楽園アパート、 春日礫川町会、本郷一丁目アパート自治会 大塚地域活動センター管内（５町会） 春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会、 音羽地域活動センター管内（３町会） 小日水町会、古川松ケ枝町会、関口一丁目南部会 湯島地域活動センター管内（６町会） 元二親和会、本郷弓一町会、上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会

7　避難所・避難場所関係

場所	町　　会　　名
お茶の水女子大学一帯 教育の森公園一帯	17町会 大原地域活動センター管内（７町会） 林町町会、丸山町会、氷川下町会、大原町会、宮下町会、西丸町会、西原町会 大塚地域活動センター管内（10町会） 大塚一・二丁目町会、文京中央町会、久堅自治会、久堅町民会、久堅親交会、 久堅西町会、小日向台町町会、茗荷谷町会、大塚仲町町会、大塚窪町町会、
護国寺一帯	９町会 大塚地域活動センター管内（６町会） 豊島ケ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、大塚上辻町会、東青柳町会、 大塚四丁目協力会 音羽地域活動センター管内（３町会） 音一文化会、音二町会、音羽三和会
小石川植物園	15町会 礫川地域活動センター管内（６町会） 八千代町町会、戸崎町町会、指ケ谷町会、白山指ケ谷町会、白山町会、 京華通自治会 大原地域活動センター管内（７町会） 白山前町町会、原町町会、原町西町会、東御殿町会、白山御殿町睦会、 上御殿町会、林町南町会 向丘地域活動センター管内（２町会） 丸山福山町町会、丸山新町町会
目白台運動公園付近一帯	13町会 音羽地域活動センター管内（13町会） 高田老松町会、目白台豊川町会、目白台雑司ケ谷町会、音羽四丁目町会、 音羽五丁目町会、音六町会、音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、関水町会、 関口町会、目白台二丁目町会、関口二・三丁目町会

※　第67 文京区防災地図参照

第67　文京区防災地図


文京区防災地図
Bunkyo City Disaster Prevention Map
文京区防灾地图
분쿄구 방재 지도
わが家の防災メモ
Family disaster-time memo
我们家的防灾笔记　우리집 방재 메모
●家族の集合場所
Family rendezvous point
家族的集合场所　가족 집합 장소
●避難所
Evacuation Shelter
避难所　피난소
●緊急避難場所
Emergency Evacuation Area
紧急避难场所　긴급 피난 장소
凡例　Notes　凡例　범례
区役所・地域活動センター
City Office・Community Center
区政府・地区活动中心
구청,지역활동센터
消防署・消防署出張所
Fire Station・Branch Fire Station
消防署・消防办事处
소방서,소방출장소
警察署・交番
Police Station・Koban(Police Box)
公安局・派出所
경찰서,파출소
救急病院
Emergency Hospital
急救医院
응급병원
避難所（区立小・中学校等）
Evacuation Shelter (City Elementary and Junior High School)
避难所（区立小・中学）
대피소 (구립 초,중학교)
緊急避難場所
Emergency Evacuation Area
紧急避难场所
긴급 피난 장소
妊産婦・乳児救護所
First-Aid Station for Pregnant Women and Infants
孕(产)妇/婴儿救护室
임산부,유아 구호소
帰宅困難者一時滞在施設
Temporary Shelter for Stranded Commuters
回家有困难者临时停留设施
귀가 곤란자 일시 체류시설
帰宅支援対象道路
Route for the support of commuters having difficulty returning home
回家支援对象道路
귀가 지원 대상 도로
備蓄倉庫
Reservation Storehouses
储备仓库
비축 창고
消防団分団資器材格納庫
Storehouses of Fire Brigade
消防团分团资器材收藏库
소방단 분단 기자재 격납고
給水槽・応急給水槽
Water Tank and Emergency Water Tank
给水槽・应急给水槽
급수조,응급 급수조
防災協定井戸・区有井戸
Disaster Prevention Well / Ward Well
防灾协定井・区有井
방재 협정 우물,구 소유 우물
区設貯水槽
City Reservoir
区设储水槽
구 저수조
防災行政無線屋外スピーカー
Wireless Outdoor Speaker for Disaster Prevention
防灾行政无线室外扬声器
방재 행정 무선옥 외 스피커
公園・児童遊園
Park・Children's Playground
公园・儿童乐园
공원,아동유원
町丁目界
Boundary of Chochomoku
町丁目界
초,초,메 경계
区境
City Boundary
区境
구 경계
他区避難所
Evacuation Center in other city
他区避难所
타 구 대피소
他区緊急避難場所
Emergency Evacuation Area in other city
他区紧急避难场所
타 구 긴급 피난 장소
標高値
Elevation (above sea level)
标高值
표고치
避難所区域を示しています
Display of evacuation site areas
表示避难所区域
피난소 구역을 나타내고 있습니다
文京区の避難方式（基本的な避難のパターン）
Bunkyo city evacuation procedure　文京区的避难方式　분쿄구의 피난 방식
自宅が危険な場合
When house is dangerous
自宅危险的时
자택이 위험한 경우
大火災
Disastrous fire
大火灾
대화재
自宅
House
家宅
자택
避難所
区立小・中学校等
Evacuation Shelter
City Elementary and Junior High Schools
避难所　区立小・中学校等
피난소　구립 초,중학교 등
緊急避難場所
Emergency Evacuation Area
紧急避难场所
긴급 피난 장소
自宅が倒壊などの被害を受けたり、または恐れがある場合は、最寄りの区立小・中学校等へ避難します。
その後、延焼拡大などで避難所が危険になった時は、緊急避難場所へ避難します。
※災害時の地域の状況に応じて、緊急避難場所へ直接避難するなど、安全の確保を図ってください。
「標高値」について
区役所、地域活動センターの施設名称に標高値を記載しています。
標高値については国土地理院の基盤地図情報(数値標高モデル)5mメッシュ(航空レーザ測量)を使用しました。(標高精度については0.3m以内)
文京区防災ホームページURL：http://bousaiweb.city.bunkyo.lg.jp/
防災気象情報サイトURL：http://bunkyocity.bosaiinfo.jp/
携帯版サイトURL：http://bunkyocity.bosaiinfo.jp/mobile/index.cgi
1：10,000
100　0　500m
問合せ先　総務部防災課　☎03-5803-1179
六義園緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Rikugien Garden 六义园紧急避难场所 리쿠기엔 정원 긴급 피난 장소
小石川植物園緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Koishikawa Botanical Garden 小石川植物园紧急避难场所 고이시카와 식물원 긴급 피난 장소
護国寺一帯緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Gokokuji Temple and Vicinity 护国寺一带紧急避难场所 고쿠쿠지 일대 긴급 피난 장소
お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Ochanomizu University and Vicinity 御茶之水女子大学一带・教育之森公园一带紧急避难场所 오차노미즈여자대학 일대・교육의 숲 공원 일대 긴급 피난 장소
目白台運動公園付近一帯緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Mejirodai Sports Park and Vicinity 目白台运动公园附近一带紧急避难场所 메지로다이운동공원 부근 일대 긴급 피난 장소
後楽園一帯緊急避難場所 Emergency Evacuation Area Korakuen Garden and Vicinity 后乐园一带紧急避难场所 고라쿠엔 일대 긴급 피난 장소
東京大学緊急避難場所 Emergency Evacuation Area The University of Tokyo 东京大学紧急避难场所 도쿄대학 긴급 피난 장소
文京区役所 Bunkyo city office 文京区政府 분쿄구청
文京シビックセンター
(標高：6.8m)
(標高：22.6m)
(標高：19.5m)
(標高：22.2m)
(標高：22.1m)
(標高：27.1m)
(標高：14.0m)
(標高：5.6m)
(標高：4.7m)
(標高：7.2m)
(平成29年12月移転予定)
(平成29年12月移転予定)
(平成29年12月移転予定

第68　避難所に充てる学校施設等一覧表

＜小・中学校＞　（平成30年10月１日現在）

施　設　名	所　　在　　地	電　話	収　　容　　町　　会　　等
礫川小学校	小石川二丁目13番２号	(3811)7276	富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、表町町会、春日町三丁目町会
柳町小学校	小石川一丁目23番16号	(3811)0068	初音町町会、小石川表町会、柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、八千代町町会、南戸崎町会
指ケ谷小学校	白　山二丁目28番４号	(3811)6005	戸崎町町会、指ヶ谷町会、白山指ヶ谷町会、白山町会、京華通自治会
林町小学校	千　石二丁目36番３号	(3946)0421	林町町会、丸山町会、大原町会
明化小学校	千　石一丁目13番９号	(3944)0366	原町町会、宮下町会、西原町会
青柳小学校	大　塚五丁目40番18号	(3947)2471	豊島ケ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、目白台二丁目町会
関口台町小学校	関　口二丁目６番１号	(3947)2631	目白台豊川町会、高田老松町会、関口町会、関口二・三丁目町会
小日向台町小学校	小日向二丁目３番８号	(3947)2371	小日向台町町会、茗荷谷町会
金富小学校	春　日二丁目６番15号	(3811)0066	春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会
窪町小学校	大　塚三丁目２番３号	(3946)8261	大塚窪町町会、氷川下町会
大塚小学校	大　塚四丁目１番７号	(3946)3421	大塚上辻町会、大塚仲町町会、大塚四丁目協力会
湯島小学校	湯　島二丁目28番14号	(3813)6061	湯島一丁目町会、湯島会、新花会、三組町会、妻恋会、湯島三丁目梅光会、天梅会、三組弥生会、天一町会、天二町会、天三町会、同朋町会
誠之小学校	西　片二丁目14番６号	(3811)7171	地縁法人西片町会、丸山福山町町会、丸山新町町会、向丘一丁目上町会、白山前町町会
根津小学校	根　津一丁目14番３号	(3822)4731	根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、根津宮本町会、向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会
千駄木小学校	千駄木五丁目44番２号	(3821)7168	上動五三会、動坂中町会、動坂町会
汐見小学校	千駄木二丁目19番23号	(3827)7566	上千駄木町会、千駄木二丁目西町会
昭和小学校	本駒込二丁目28番31号	(3944)0471	上富士町会、神明町会、（一社）大和郷会
駒本小学校	向　丘二丁目37番５号	(3827)5451	肴町町会、白山上自治会、蓬莱町会、浅嘉町会
駕籠町小学校	本駒込二丁目29番６号	(3944)1471	駕籠町会、西丸町会、曙町会
本郷小学校	本　郷四丁目５番15号	(3813)7551	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会、菊坂町会、菊和会、本郷五丁目台町町会、本郷五丁目町会、赤門前町会、本郷同四会
旧元町小学校	本　郷一丁目１番19号		本郷三丁目南部会、元二親和会、本郷二丁目元一会、本一町会

7　避難所・避難場所関係

施　設　名	所　　在　　地	電　話	収　　容　　町　　会　　等
第一中学校	小石川五丁目８番９号	(3811)7271	東御殿町会、白山御殿町睦会、久堅自治会、久堅西町会
第三中学校	春　日一丁目９番31号	(3814)2544	春日町一・二丁目春睦会、春日一丁目仲睦会、春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、第二後楽園アパート、春日礫川町会、本郷一丁目アパート自治会
第六中学校	向　丘一丁目２番２号	(3814)6666	森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、向丘一丁目中町会、東大農学部前自治会
第八中学校	千駄木二丁目19番22号	(3821)7128	千駄木二丁目東町会、千駄木三丁目南部町会
第九中学校	本駒込三丁目28番９号	(3821)7178	吉片町会、富士前町会、神明上町会、神明西部町会、本駒自治会
第十中学校	千　石二丁目40番17号	(3944)0371	原町西町会、上御殿町会、林町南町会
文林中学校	千駄木五丁目25番10号	(3827)7671	千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目北町会
茗台中学校	春　日二丁目９番５号	(3811)2969	文京中央町会、久堅町民会、久堅親交会
本郷台中学校	本　郷二丁目38番23号	(3811)2571	本郷弓一町会、本郷二丁目弓二会、本郷二・三丁目町会、本郷三丁目金助町会、春木会、本富士町会
音羽中学校	大　塚一丁目９番24号	(3947)2771	東青柳町会、目白台雑司ケ谷町会、音一文化会、音二町会、音羽三和会、音羽四丁目町会、音羽五丁目町会、大塚一・二丁目町会
文京江戸川橋体育館	小日向一丁目７番４号	(3945)4008	音六町会、音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、小日水町会、古川松ケ枝町会、関口一丁目南部会、関水町会
教育センター	湯　島四丁目７番10号	(5800)2591	湯島切通町会、湯島北町会、竜岡会、両門町会

第69　二次的な避難所の候補施設一覧

〈地域活動センター〉　（平成30年10月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号
礫川地域活動センター	小石川二丁目18番18号	（3813）3638
大原地域活動センター	千　石一丁目４番３号	（3946）8594
大塚地域活動センター	大　塚一丁目５番17号	（3947）2624
音羽地域活動センター	音　羽一丁目22番14号	（3943）0621
湯島地域活動センター	本　郷七丁目１番２号	（3813）6554
向丘地域活動センター	向　丘一丁目20番８号	（3813）6668
根津地域活動センター	根　津二丁目20番７号	（3822）3653
汐見地域活動センター	千駄木三丁目２番６号	（3827）8149
駒込地域活動センター	本駒込三丁目22番４号	（3824）5801

〈地域アカデミー〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
アカデミー文京	春　日一丁目16番21号	（5803）1100
アカデミー向丘	向　丘一丁目20番８号	（3813）7801
アカデミー湯島	湯　島二丁目28番14号	（3811）0741
アカデミー音羽	大　塚五丁目40番15号	（5976）1290
アカデミー千石	千　石一丁目25番３号	（3946）4430
アカデミー茗台	春　日二丁目９番５号	（3817）8306

〈交流館〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
白山交流館	白　山四丁目27番11号	（3813）8500
目白台交流館	目白台三丁目18番７号	（5395）9141
根津交流館	根　津一丁目14番３号	（3828）5269
千駄木交流館	千駄木三丁目42番20号	（3821）6695

〈区民会館〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
白山東会館	白　山一丁目29番10号	（3818）1824
かるた記念大塚会館	大　塚四丁目13番５号	（3945）0533
大塚北会館	大　塚六丁目15番３号	（3943）5711
本郷会館	本　郷二丁目21番７号	（3817）6618
動坂会館	千駄木四丁目８番14号	（3824）5501
駕籠町会館	本駒込六丁目２番５号	（3947）0909

〈幼稚園〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
第一幼稚園	西　片二丁目17番６号	（3811）0072
柳町幼稚園	小石川一丁目23番６号	（3811）0978
明化幼稚園	千　石一丁目13番９号	（3946）1706
青柳幼稚園	大　塚五丁目40番18号	（3947）4989
根津幼稚園	根　津一丁目14番２号	（3828）8703
小日向台町幼稚園	小日向二丁目２番２号	（3947）0581
本駒込幼稚園	本駒込四丁目35番15号	（3828）3200
千駄木幼稚園	千駄木五丁目43番３号	（3823）4605
後楽幼稚園	後　楽一丁目７番７号	（3811）5041
湯島幼稚園	本　郷三丁目10番18号	（3814）9243

〈児童館〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
柳町児童館	小石川一丁目23番９号	（3811）9213
久堅児童館	小石川五丁目27番７号	（3815）7715
白山東児童館	白　山一丁目29番10号	（3813）6501
千石児童館	千　石一丁目４番３号	（3947）9221
千石西児童館	千　石三丁目15番15号	（3944）2865
水道児童館	水　道一丁目３番26号	（3812）2238
小日向台町児童館	小日向二丁目２番２号	（3941）1740
大塚児童館	大　塚六丁目22番19号	（3943）1632
目白台児童館	目白台一丁目５番１号	（3941）8837
目白台第二児童館	目白台三丁目18番７号	（3943）9337
湯島児童館	本　郷三丁目10番18号	（3814）9247
本郷児童館	本　郷五丁目30番８号	（5689）4570
根津児童館	根　津一丁目14番３号	（3824）6466
しおみ児童館	千駄木二丁目27番８号	（3827）9129
本駒込南児童館	本駒込三丁目11番14号	（3823）3253
本駒込児童館	本駒込五丁目63番２号	（3822）3791

〈その他〉

施　設　名	所　在　地	電話番号
男女平等センター	本　郷四丁目８番３号	（3814）6159

第70　福祉避難所所在地一覧

＜高齢者対象施設＞　（平成30年10月１日現在）

施　設　名	所　　在　　地	電　話
特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	大　塚四丁目50番１号	(3941)6669
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	大　塚四丁目18番１号	(3947)2801
特別養護老人ホーム文京白山の郷	白　山五丁目16番３号	(3942)1887
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	千駄木五丁目19番２号	(3827)5420
特別養護老人ホームゆしまの郷	湯　島三丁目29番10号	(3836)2566
特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	春　日一丁目９番21号	(5804)6511
短期入所生活介護あけぼし	小石川五丁目11番８号	(3868)2240
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯　島二丁目28番14号	(3814)1898
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向　丘二丁目22番９号	(5814)1531
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込二丁目28番31号	(5395)2376
文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本　郷四丁目21番２号	(3816)2317
介護老人保健施設音羽えびすの郷	音　羽一丁目22番14号	(3980)8122

＜障害者対象施設＞

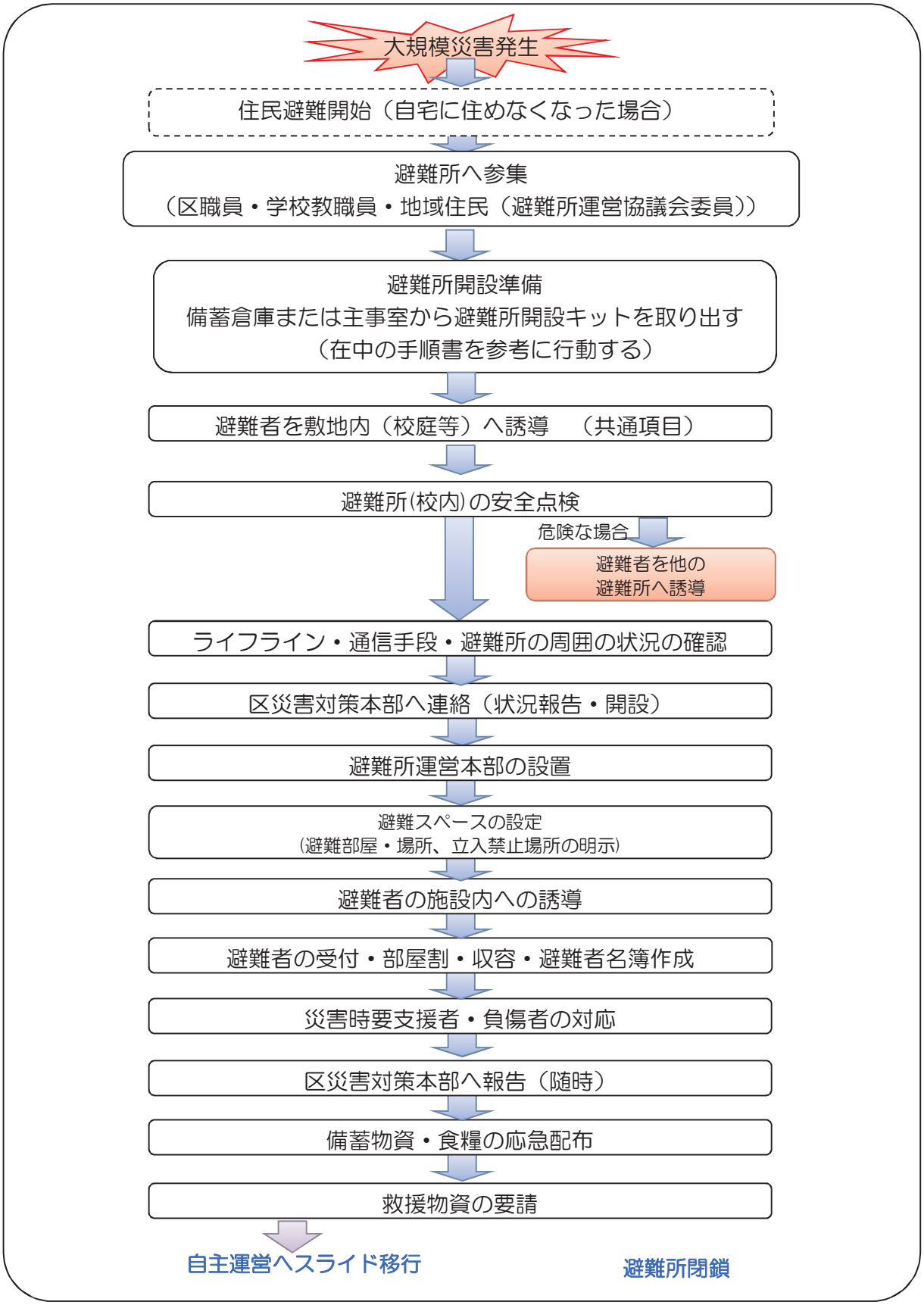
施　設　名	所　　在　　地	電　話
大塚福祉作業所	大　塚四丁目50番１号	(3946)5601
小石川福祉作業所	小石川三丁目30番６号	(3811)1431
障害者支援施設リアン文京	小日向二丁目16番15号	(5940)2822

第71　妊産婦・乳児救護所所在地一覧

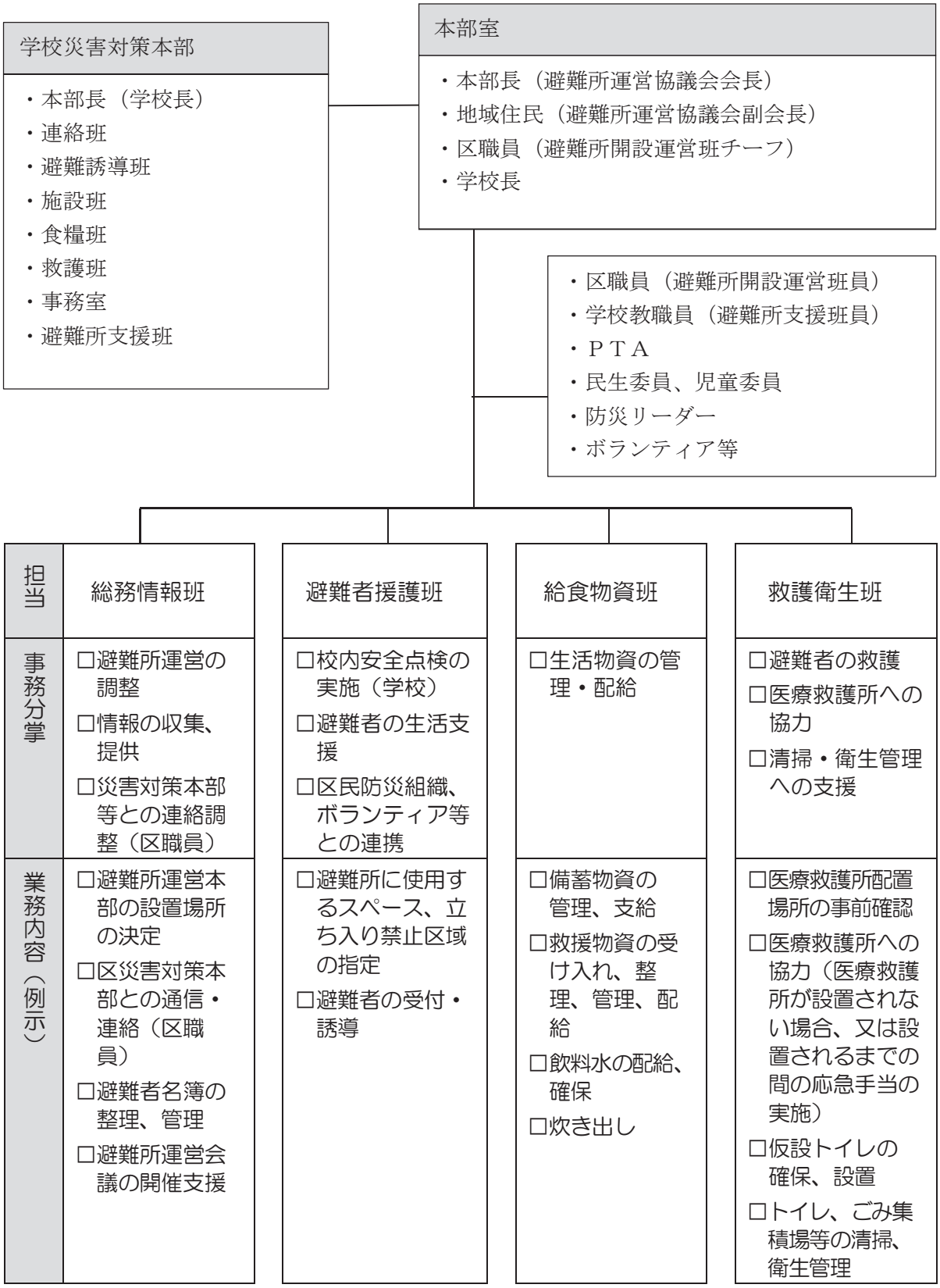
（平成30年10月１日現在）

施　設　名	所　　在　　地	電　話
跡見学園女子大学	大　塚一丁目５番２号	(3941)7420
貞静学園短期大学	小日向一丁目26番13号	(3944)9811
東洋学園大学	本　郷一丁目26番３号	(3811)1696
日本女子大学（新泉山館）	目白台一丁目19番10号	(3943)3131

第72　避難所運営協議会による避難所開設の流れ



第73　避難所運営本部組織図



８　関係機関の活動等

第74　災害時医療救護機関

災害が発生し、避難所を設置する場合、各医師は担当の避難所に参集し、医療救護活動を行う。

※ 災害が発生し、避難所を設置する場合とは、地震等により発生した火災が延焼拡大し、人命への危険が高いときや、家屋の倒壊によって一時的に避難する必要がある場合をいう。

名称	本部住所・連絡先
小石川医師会	小石川5-6-9 TEL 3947-0411　　FAX 3947-0916
文京区医師会	千駄木2-26-8 TEL 3823-2216　　FAX 3823-5586
小石川歯科医師会	小石川4-20-3 ベルスクエア小石川101 TEL 5803-1600　　FAX 5803-1670
文京区歯科医師会	本郷5-29-13 赤門ｱﾋﾞﾀｼｵﾝ308 TEL 3812-9627　　FAX 3815-2988
文京区薬剤師会	本郷4-39-13 文京印刷会館3F TEL 3943-4686　　FAX 3943-8379
東京都柔道整復師会文京支部	白山2-39-8 TEL 5689 - 6830

第75　震災時における交通規制

＜第一次交通規制（道路交通法）＞

１　環状７号線内側への一般車両の流入禁止

都市部の交通量を削減するため、環状７号線において流入規制を実施する。

２　環状８号線内側への一般車両の流入抑制

信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

３　「緊急自動車専用路」の指定

次の７路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道４号（日光街道 他）	国道17号（中山道・目白通り 他）
国道20号（甲州街道 他）	国道246号（青山通り・玉川通り）
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

４　都心に極めて甚大な被害が生じている場合

被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

＜第二次交通規制（災害対策基本法）＞

１　「緊急交通路」の優先指定

緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

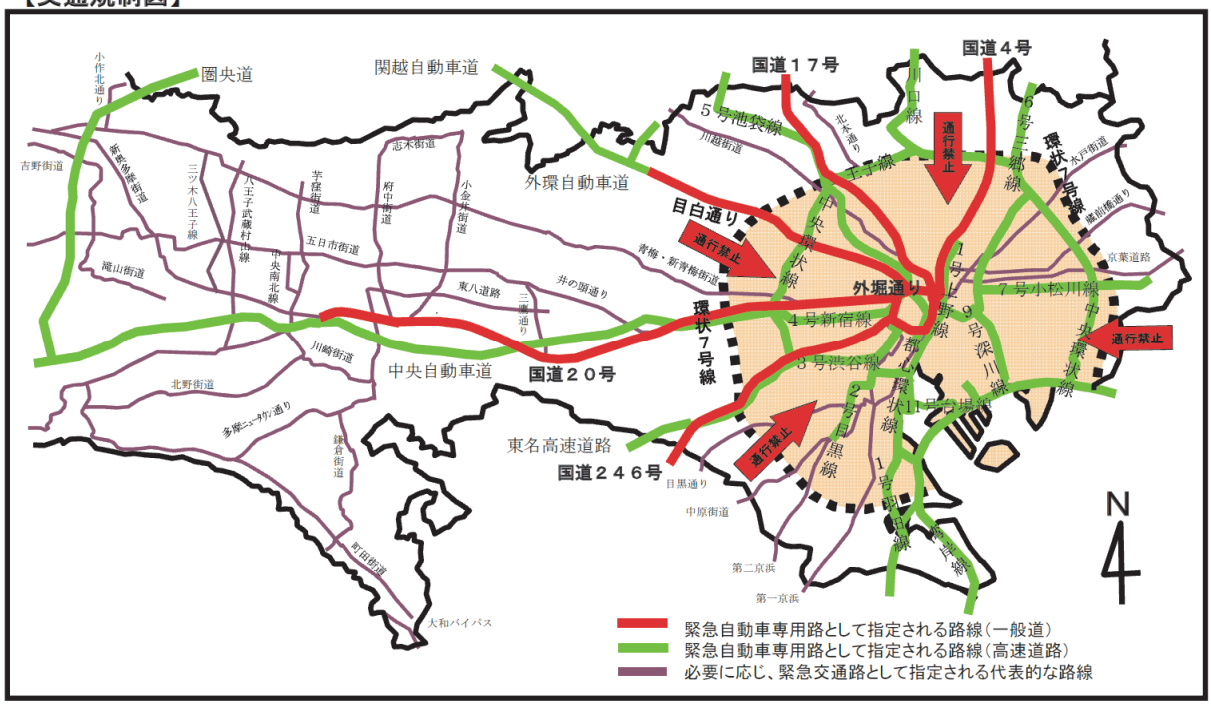
２　その他の「緊急交通路」の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改定の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

【交通規制図】



９　輸送関係

第76　庁有車車種別配置一覧表

（平成30年10月１日現在）

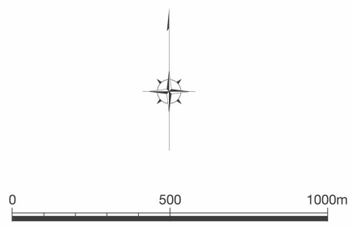
部名／車種名	総務部	保健衛生部	土木部	資源環境部	教育推進部	計
乗用車	2					2
ワゴン	3				1	4
ワゴン（軽）			1			1
バン	2			1		3
バン（軽）	1	2	2	4		9
トラック			7			7
トラック（軽）				6		6
特殊用途自動車	1			１９		２０
原動機付自転車			2			2
小型特殊自動車			2		1	3
計	9	2	１４	３０	2	５７

（注：特殊用途自動車は起震車、塵芥車等。教育推進部の２台は、長野県南佐久郡南牧村に配置。）

第77　緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図

緊急道路障害物除去路線（区）

国・都の選定路線に連絡した道路で、避難所、備蓄倉庫、給水拠点、救急病院等を結ぶ経路





◆東京都指定緊急輸送道路

（1）第一次緊急輸送道路
- ①都道８号（目白通り）
- ②国道254号（春日通り）
- ③国道17号（本郷通り）
- ④区道900号（蔵前橋通り）

（2）第二次緊急輸送道路
- ⑤都道437号（不忍通り）
- ⑥都道301号（白山通り）
- ⑦都道455号（本郷通り）
- ⑧区道870号
- ⑨都道319号（言問通り）
- ⑩都道453号（春日通り）
- ⑪都道405号（外堀通り）
- ⑫都道435号（音羽通り）
- ⑬都道436号（千川通り）
- ⑭都道458号（白山小台通り）

（3）第三次緊急輸送道路
- ⑮都道435号
- ⑯都道457号（道灌山通り）
- ⑰都道８号（新目白通り）

道　路　区　分
- 第一次緊急輸送道路（国・都）
- 第二次緊急輸送道路（都）
- 第三次緊急輸送道路（都）
- その他障害物除去路線（都）
- 緊急道路障害物除去路線（区）

10　その他

第78　気象庁震度階級関連解説表

（平成21年３月　気象庁）

人の体感、行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

	木造建物（住宅）	
震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ、亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

	木造建物（住宅）	
震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。し

かし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※１や液状化※２が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	かげ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※３

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここまでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂ｇ土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のために地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

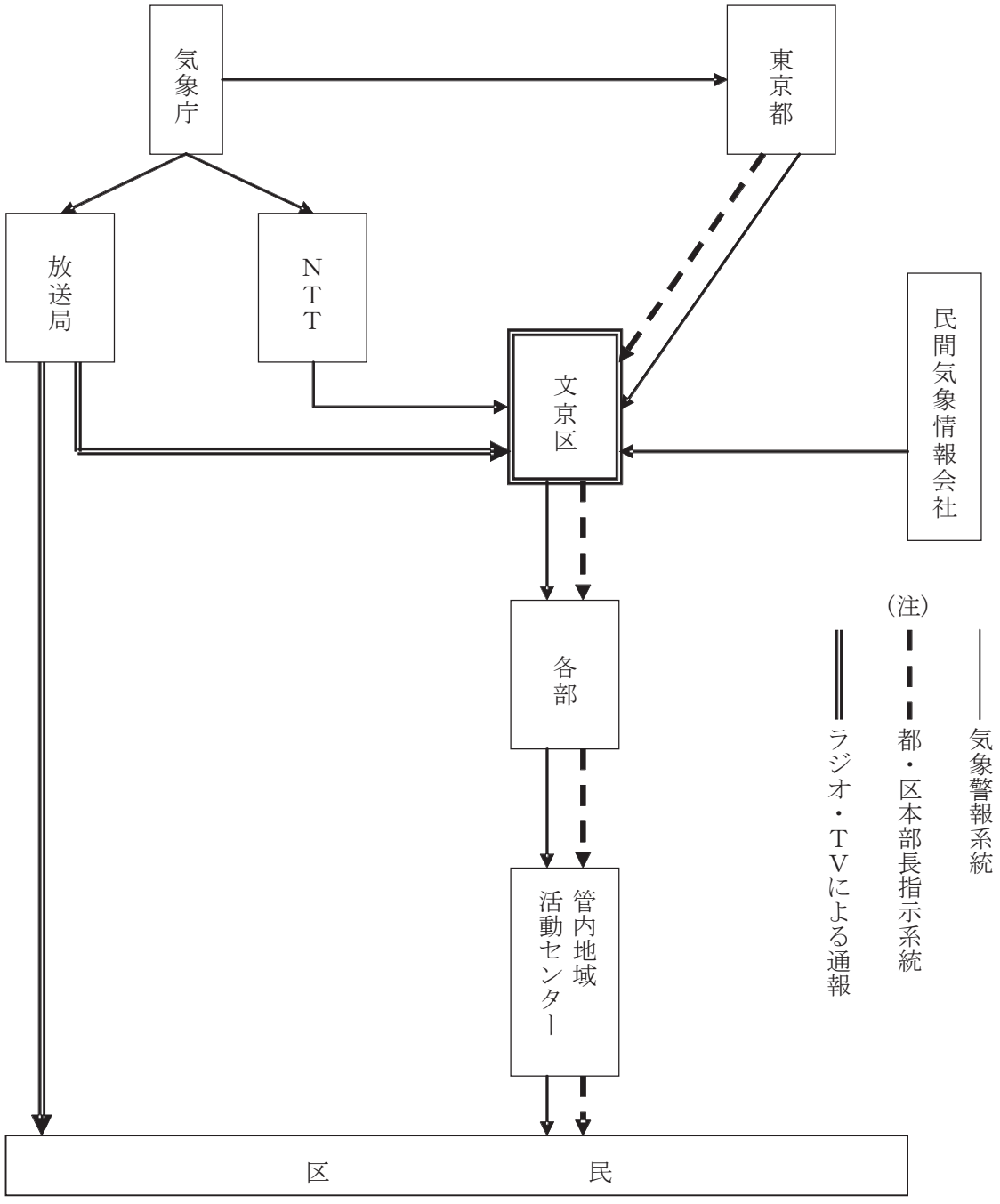
第79　気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表

平成30年５月30日現在
発表官署　気象庁予報部

文京区	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		23区西部	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指標基準	18
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	180
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※1	神田川流域＝（８,24）
			指定河川洪水予報による基準	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	4.0m
注意報	大雨		表面雨量指標基準	12
			土壌雨量指数基準	127
	洪水		流域雨量指数基準	神田川流域＝22.1
			複合基準※1	神田川流域＝（８，11.8）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	2.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25％で実効湿度50％	
	なだれ			
	低温		夏季（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬季（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜		4月10日～5月15日　最低気温2℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雪情報			1時間雨量	100mm

※1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

第80　気象警報・通報指示系統図



第81　被災世帯（事業所）調査票

地域活動センター	町　会　名

被災世帯（事業所）住所	丁目　番　号　荘　方					
世帯主氏名及び事業所名・代表者名	世帯主氏名			電話　－		
	事業所名			代表者		
災害の原因・被災年月日	1. 水害　2. 震火災　3. その他（　）			年　月　日		
建物の用途	1. 住家のみ　2. 事業所のみ　3. 住家・事業所併用					
被害状況 住家	形態	1. 住居のみの一戸建 2. アパート等共同住宅 3. 事業所併用建物の住居部分	程度	1. 全壊（焼）4. 床上浸水等　7. その他 2. 流失　5. 床下浸水等　（　） 3. 半壊（焼）6. なし		
被害状況 事業所	形態	1. 事務所　4. 倉　庫 2. 店　舗　5. その他 3. 工　場　（　）	程度	1. 全壊（焼）4. 床上浸水等　7. その他 2. 流失　5. 床下浸水等　（　） 3. 半壊（焼）6. 地階浸水（床上扱）		

世帯構成員本人からの聴取	男	女	計	左のうち	小学生	中学生	

住民票の有無	有・無	世帯構成	単身世帯 普通世帯 複数世帯（　世帯）	

世帯人員（※救助法適用のみ）	氏名	続柄	年令	小・中学校名　学年	人的被害
					死者　名 行方不明　名 重傷　名 軽傷　名
					特記事項
				学年　年	
				学年　年	
				学年　年	

備考	

救の護物給資等与	種別	見舞金	特別見舞金	生活必需品	学用品			
	月日	／	／	／	／	／	／	／
	額等	￥	￥					
	受領印	㊞	㊞	㊞	㊞	㊞	㊞	㊞

調査月日	年　月　日	調査員氏名	課	町会等立会人	

被　災　世　帯　調　査　統　括　表

水　害
年　　月　　日
震火災

（住家のみ用）

地域活動ｾﾝﾀｰ	町　会	区分	床上・床下
			全壊（焼）・半壊（焼）

番号	住所 丁目	番	号	荘方	世帯主	単身普通別	被害人員	小・中学生 小	小・中学生 中	救護物資等の給与 見舞金額	特別見舞金額	生活必需品	学用品					備考
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
						単・普												
小　計					世帯		人											

水　害
震火災

被災事業所調査

総　括　表

年　　月　　日

地域活動ｾﾝﾀｰ	町会	区分	床上・床下 全壊（焼）・半壊（焼）

番号	所在地 丁目	番	号	事業所名	代表者名	形態	見舞金額	備考
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
						事・店・工 倉・他（ ）		
小計				事業所				

年　月　日　水害 震火災

被災世帯調査総括表（住家・事業所併用　判定基準３－１）

地域活動ｾﾝﾀｰ	町会

番号	住所 丁目	住所 番	住所 号	事業所名 代表者名 (世帯主名)	被災程度 住家	被災程度 事業所	単身 普通 の別	見舞金の適用区分	被災人員 (事業所除く)	小・中学生 小	小・中学生 中	救護物資等の給与 見舞金額	特別見舞金額	生活必需品	学用品				
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
					全・半・無 上・下	全・半 上・下・地	単・普	住上 住下 事上											
合計					全 半 無 上 下	全 半 上 下 地	世単 世普	住上 世 住下 世 事上 件											

り　災　証　明　申　請　書

被災世帯（事業所）住所	文京区　　丁目　　番　　号　　荘 方				
世帯主氏名及び事業所名・代表者名	世帯主氏名				
	事業所名		代表者名		
り災場所	文京区　　丁目　　番　　号				
災害の原因・被災年月日			年　月　日		
建物の用途	1.住家のみ　2.事業所のみ　3.住家・事業所併用				
り災状況 住家	形態	1.住居のみの一戸建 2.アパート等共同住宅 3.事業所併用建物の住居部分	程度	1.全壊（焼）4.床上浸水等　7.その他 2.流失　5.床下浸水等　（　） 3.半壊（焼）6.なし	
り災状況 事業所	形態	1.事務所　4.倉　庫 2.店　舗　5.その他 3.工　場　（　）	程度	1.全壊（焼）4.床上浸水等　7.その他 2.流失　5.床下浸水等　（　） 3.半壊（焼）6.地階浸水（床上扱）	
り災状況 人	死者　名.　行方不明　名.　重傷　名.　軽傷　名.				
り災状況 世帯人員（り災した者）	氏名	氏名	氏名		
備考					

上記のとおりり災したことを証明願います。

年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

文京区長　　様

発行枚数	枚

太線の中のみ記入してください。※世帯人員欄は必要の場合のみ記入してください。

り 災 証 明 書

り　災　証　明　書

<table>
<tr><td colspan="2">被災世帯（事業所）住所</td><td colspan="4">文京区　　丁目　　番　　号　　荘
方</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">世帯主氏名及び
事業所名・代表者名</td><td colspan="4">世帯主氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="2">代表者名</td></tr>
<tr><td colspan="2">り　災　場　所</td><td colspan="4">文京区　　丁目　　番　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の原因・被災年月日</td><td colspan="3"></td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">建　物　の　用　途</td><td colspan="4">1.住家のみ　2.事業所のみ　3.住家・事業所併用</td></tr>
<tr><td rowspan="5">り
災
状
況</td><td>住　家</td><td>形態</td><td>1.住居のみの一戸建
2.アパート等共同住宅
3.事業所併用建物の住居部分</td><td>程度</td><td>1.全壊（焼）4.床上浸水等　7.その他
2.流失　5.床下浸水等　（　）
3.半壊（焼）6.なし</td></tr>
<tr><td>事　業　所</td><td>形態</td><td>1.事務所　4.倉　庫
2.店　舗　5.その他
3.工　場　（　）</td><td>程度</td><td>1.全壊（焼）4.床上浸水等　7.その他
2.流失　5.床下浸水等　（　）
3.半壊（焼）6.地階浸水（床上扱）</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="3">死者　名.　行方不明　名.　重傷　名.　軽傷　名.</td></tr>
<tr><td rowspan="4">世帯人員
（り災した者）</td><td>氏　名</td><td>氏　名</td><td>氏　名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備
考</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおりり災したことを証明する。

年　　月　　日

文京区長

第82　水防活動報告書様式

〈 速 報 版 〉

水防活動報告書

<table>
<tr><td>水防管理団体</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">平成　年　月　日　時現在</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当部所連絡先</td><td rowspan="2">部　課
係</td><td colspan="2">Tel
Fax</td><td>報告者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>水防活動実施箇所</td><td colspan="5">左
川　岸　地先
右</td></tr>
<tr><td>地名・住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">区 市
町 村</td></tr>
<tr><td>活 動 日 時</td><td colspan="5">自　月　日　時　～　至　月　日　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出 動 人 員</td><td>職　員</td><td colspan="2">消 防 団</td><td colspan="2">そ の 他</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防活動の
概況および工法</td><td>工　法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>延　長</td><td colspan="5">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使
用
資
器
材</td><td>品　名</td><td>単位</td><td>数　量</td><td rowspan="2">水位の状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">水防関係者の
死傷状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通
信
欄</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注２．水防活動終了後３日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること。
注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

文京区地域防災計画　資料編（平成30年度修正）
平成31年３月発行

編集発行　　文京区防災会議

事　務　局　　文京区危機管理室防災課
〒１１２－０００３　文京区春日一丁目１６番２１号
℡（５８０３）１１７９（ダイヤルイン）

有償配布価格　１，２５０円
印刷番号　　Ｇ０１１８０２９